

平成25年 2月
平成25年 3月

指宿市議会会議録

第1回臨時会
第1回定例会

指宿市議会会議録目次

平成25年第1回市議会臨時会

会期日程	1
2月8日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第1号及び議案第2号一括上程	4
提案理由説明	4
議案第1号及び議案第2号（質疑，委員会付託）	6
散 会	7
2月15日	
議事日程	8
本日の会議に付した事件	8
出席議員	8
欠席議員	8
地方自治法第121条の規定による出席者	8
職務のため出席した事務局職員	9
開 議	10
会議録署名議員の指名	10
議案第1号（委員長報告，質疑，討論，表決）	10
議案第2号（委員長報告，質疑，討論，表決）	12
閉議及び閉会	14

平成25年第1回市議会定例会

会期日程	15
2月26日	
議事日程	17
本日の会議に付した事件	18
出席議員	18
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定による出席者	19
職務のため出席した事務局職員	19
開会及び開議	20
会議録署名議員の指名	20
会期の決定	20
議案第3号～議案第39号一括上程	20
提案理由説明	20
新たに受理した陳情4件上程（委員会付託）	42
散 会	43
2月28日	
議事日程	44
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	46
地方自治法第121条の規定による出席者	46
職務のため出席した事務局職員	46
開 議	47
会議録署名議員の指名	47
議案第3号～議案第12号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	47
議案第13号～議案第39号（質疑，委員会付託）	48
散 会	50
3月18日	
議事日程	51
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51

欠席議員	51
地方自治法第121条の規定による出席者	51
職務のため出席した事務局職員	52
開 議	53
会議録署名議員の指名	53
一般質問	53
高 橋 三 樹 議員	53
1. 農業振興について	
2. 岩本交差点等について	
六反園 弘 議員	58
1. 山川高校の支援について	
2. 障害児の学童保育について	
3. 「健幸」の施策について	
前之園 正 和 議員	68
1. 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費助成について	
2. なのはな館の問題について	
3. 一般廃棄物の処理問題について	
井 元 伸 明 議員	83
1. 農業振興策について	
2. 住宅リフォーム助成制度について	
3. 廃屋（空き家）処理条例について	
4. 危機管理について	
下柳田 賢 次 議員	97
1. 福祉行政について	
2. 指宿市公舎管理規程について	
延 会	110
3月19日	
議事日程	112
本日の会議に付した事件	112
出席議員	112
欠席議員	112
地方自治法第121条の規定による出席者	113
職務のため出席した事務局職員	113

開 議	114
会議録署名議員の指名	114
一般質問	114
西 森 三 義 議員	114
1. 農業振興について	
2. 空き家対策について	
3. 地域住民の支援について	
新川床 金 春 議員	127
1. 市長の政治姿勢について	
高 田 ちよ子 議員	141
1. 安心・安全な生活を守るために	
2. 納税等への対応について	
3. いじめ問題について	
松 下 喜久雄 議員	150
1. 水資源の保全について	
議案第23号訂正の件	161
議案第40号～議案第43号一括上程	162
提案理由説明	162
議案第40号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	166
議案第41号～議案第43号（質疑，委員会付託）	168
散 会	168

3月28日

議事日程	170
本日の会議に付した事件	171
出席議員	171
欠席議員	172
地方自治法第121条の規定による出席者	172
職務のため出席した事務局職員	172
開 議	173
会議録署名議員の指名	173
議案第41号（委員長報告，質疑，討論，表決）	173
議案第42号（委員長報告，質疑，討論，表決）	177
議案第13号～議案第17号（委員長報告，質疑，討論，表決）	178

議案第18号～議案第22号（委員長報告，質疑，討論，表決）	180
議案第23号～議案第31号（委員長報告，質疑，討論，表決）	181
議案第32号（委員長報告，質疑，討論，表決）	183
議案第39号（委員長報告，質疑，討論，表決）	205
議案第33号～議案第35号（委員長報告，質疑，討論，表決）	207
議案第36号～議案第38号及び議案第43号（委員長報告，質疑，討論，表決）	208
審査を終了した陳情3件（委員長報告，質疑，討論，表決）	211
閉会中の継続審査について	215
議案第44号及び議案第45号一括上程	216
提案理由説明	216
議案第44号及び議案第45号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	217
議案第46号～議案第48号一括上程	218
議案第46号～議案第48号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	218
議長あいさつ	219
市長あいさつ	220
閉議及び閉会	221

平成25年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 8日間（2月8日～2月15日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月8日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第1号及び議案第2号一括上程（議案説明） ・議案第1号及び議案第2号（質疑，委員会付託） ・総務水道委員会（13時開会） ・文教厚生委員会（14時開会） ・産業建設委員会（15時開会）
9日	土	休 会	
10日	日	”	
11日	月	”	
12日	火	”	
13日	水	”	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時まで）
14日	木	”	
15日	金	本会議	委員長報告及び表決

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成25年2月8日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 平成24年度指宿市一般会計補正予算(第10号)について
日程第4 議案第2号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
10番議員	中村洋幸	11番議員	前之園正和
12番議員	物袋昭弘	13番議員	前原六則
14番議員	福永徳郎	15番議員	新川床金春
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

1. 欠席議員

9番議員	下川床泉	16番議員	六反園弘
------	------	-------	------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美

健康福祉部長	迫田福幸	産業振興部長	下吉耕一
建設部長	三窪義孝	教育部長	濱田悟
山川支所長	森健一	開聞支所長	井上修一
総務部参与	久保憲一郎	産業振興部参与	中間竜郎
建設部参与	上谷修	総務課長	高野重夫
危機管理室長	森和美	長寿介護課長	野口義幸
都市整備課長	小牟禮信一郎		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼議事係長	岩下勝美
調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

開会及び開議

午前10時03分

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成25年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び田中健一議員を指名いたします。

会期の決定

議長（森時徳） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より2月15日までの8日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日より2月15日までの8日間と決定いたしました。

議案第1号及び議案第2号一括上程

議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第1号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、及び日程第4、議案第2号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男） 今次、第1回指宿市議会臨時会に提案いたしました案件は、補正予算に関する案件2件であります。

まず、議案第1号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ3,367万3千円を追加し、予算の総額を212億6,351万円にしようとするものであります。

次は、議案第2号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

なお、両議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ3,367万3千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を212億6,351万円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。

内容につきましては、5ページの第2表、繰越明許費補正でお示しのとおり、砂むしの里、交流の広場整備事業の追加を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、12ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節15工事請負費1,457万5千円の補正につきましては、砂むしの里、交流の広場整備工事に併せて、敷地内泉源から砂むし会館、砂楽に温泉を給湯するための地下タンク設置等の追加工事費1,625万円の計上と、旧船員保険保養所解体工事費の確定に伴う工事請負費の執行残額167万5千円を減額するものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19負担金補助及び交付金902万5千円の補正につきましては、NPO法人ケアネットが国の地域介護・福祉空間整備事業費補助金を活用して導入するケアコール端末等の備品購入事業費に対する補助金を計上するものであります。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金1,007万3千円の補正につきましては、指宿市・南九州市消防広域化に伴う消防施設備品購入費や組合名称変更に伴う看板、車両、被服の名称書換え委託料等の移行準備経費等に係る指宿市の負担金を増額計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款14国庫支出金902万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金を計上するものであります。

款18繰入金2,464万8千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金から繰入金を計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご

説明申し上げます。

提出議案の2ページをお開きください。

議案第2号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の13ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳出予算の補正を計上しておりますが、国の経済危機対応・地域活性化予備費による防災・減災を目的とする事業として、社会資本整備総合交付金の追加内示があったことから、平成25年度からの実施予定としていた新潟口雨水ポンプ場建設（土木・建築）事業を前倒して実施するため、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組換えをするものであります。

第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、16ページの第2表債務負担行為補正でお示しのとおり、新潟口雨水ポンプ場建設（土木・建築）事業の追加を計上するものであります。

新潟口雨水ポンプ場建設（土木・建築）事業につきましては、大規模な工事を一括して施工する必要があり、工期が2か年にわたることから、平成25年度から平成26年度までの債務負担行為を設定するものであります。

それでは、歳出についてご説明いたしますので、20ページをお開きください。

款2事業費、項2維持管理費、目2雨水対策費、節13委託料の2,145万円の補正につきましては、追加内示に伴う新潟口雨水ポンプ場建設事業の土木・建築工事委託費5,000万円の計上と、新潟口雨水ポンプ場建設事業に係る実施設計業務委託費の確定見込に伴う2,825万円及び建物補償調査業務委託費の確定見込に伴う30万円をそれぞれ減額するものであります。

節15工事請負費から節22補償・補填及び賠償金までの補正につきましては、新潟口雨水ポンプ場に係る歳出の確定見込による増減を計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

議案第1号及び議案第2号（質疑、委員会付託）

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、産業建設委員会に付託し、議案第1号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

議長（森時徳） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 高 橋 三 樹

議 員 田 中 健 一

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成25年2月15日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第1号 平成24年度指宿市一般会計補正予算(第10号)について
日程第3 議案第2号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	11番議員	前之園正和
12番議員	物袋昭弘	13番議員	前原六則
14番議員	福永徳郎	15番議員	新川床金春
16番議員	六反園弘	17番議員	前田猛
18番議員	大保三郎	19番議員	下柳田賢次
21番議員	松下喜久雄	22番議員	森時徳

1. 欠席議員

10番議員 中村洋幸

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	迫田福幸	産業振興部長	下吉耕一

建設部長 三窪義孝
山川支所長 森健一
産業振興部参与 中間竜郎
総務課長 高野重夫
長寿介護課長 野口義幸
水道課長 永吉道博

教育部長 濱田悟
開聞支所長 井上修一
建設部参与 上谷修
危機管理室長 森和美
商工水産課長 中村俊治

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 福山一幸
調査管理係長 鮎川富男

次長兼議事係長 岩下勝美
議事係主査 濱上和也

開 議

午前10時09分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、木原繁昭議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

議案第1号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第2、議案第1号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（下柳田賢次） おはようございます。総務水道委員会に分割付託となりました議案第1号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月8日に委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室所管分について。40tタンクの説明があったが、増設せずに泉源から今あるタンクに給湯できないかとの質疑に対し、砂むし会館、砂楽の泉源温度が80℃、交流の広場の泉源温度が54℃と温度差があるために、泉源の温度が下がってしまい、周辺への配湯には使えなくなるため、今回、砂楽の補助的な役割を担うタンク、供給用のポンプを設置して、砂楽の浴室に54℃のちょうどいいお湯を送る内容にしたところでしたとの答弁でした。

繰越明許であれば、新年度予算でもいいのではないかとの質疑に対し、昨年10月の砂楽との話し合いの中で、タンクを増設してほしいという要望があり、その意向を受けて設計の中に入れ込んだとの答弁でした。

砂楽の予算でやる事業で、整備事業に入れ込んでやるということは問題ではないか。交流広場の予算でやるのであれば、温泉を交流広場内で活用するために必要ということになれば分かるが、やはり砂楽に係る予算ということで提出すべきではないか。指定管理だからではなくて、予算の付け方として、砂楽の事業に活用するのであれば、そちらの予算ではないか

との質疑に対し、工事請負費に1億という金額を出していましたが、工事を終了した後、再度、工事請負費を計上することになると思います。改めて切り盛り工事からしなければならぬということになれば、予算がオーバーすることが想定されますので、今回、一連の工事としたと認識しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理室所管分について。備品の中に車両とあったが、どのような車両を購入予定なのかとの質疑に対し、車両購入ではなく、現在、指宿地区消防組合及び南薩地区消防組合と消防車、救急車に記入されていることから、これを指宿南九州消防組合と書換えをしようとするものですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第1号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月8日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

公募したらケアネット1社だったということですが、2社、3社あったとすれば、選択することになるのですかととの質疑に対し、第5期の介護保険計画の中では、1事業所を計画していましたので、2社以上の希望があれば推進運営協議会で審査して決定することになるとの答弁でした。

端末は何台ぐらい設置するのですかととの質疑に対し、補助金で設置するのは端末を5台と、訪問介護員が携帯して情報を入力したり、受けたりする装置が15台の予定です。次年度以降契約者が増えていけば、ケアネット側が整備していくことになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員(前之園正和) 議案第1号に反対の討論を行います。

昨年、議案第106号におきまして、指宿地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についての議案が議決され、名称の変更と区域の変更が行われることとなりました。区域は指宿市と南九州市のうち、旧穎娃町の区域で構成していたものを、知覧・川辺地域までに広げ、指宿市と南九州市全域に広げることとなりました。議案第106号に対して反対討論を行いましたが、消防行政はやみくもに範囲を広げるのではなく、地域に密着した行政運営をすることこそ必要であります。今回の議案第1号には、消防広域化に伴う移行準備経費が含まれております。指宿市と南九州市の両議会において議決がなされ、4月1日以降は広域化が法的根拠を持つにしても、議案第1号の消防行政に関する部分は議案第106号と連動した広域化に向けての4月1日以前の準備的なものでありますから、議案第106号と同じ態度を取るのがあるべき姿だと思います。よって、議案第1号には消防広域化に向けた関連予算が含まれておりますので、反対をいたします。

議長(森時徳) 以上で通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号、平成24年度指宿市一般会計補正予算(第10号)について、を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は、いずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森時徳) 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(森時徳) 次は、日程第3、議案第2号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ付託されました議案第2号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月8日、委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

債務負担行為の内訳はとの質疑に対し、事業費が平成24年度5,000万円、平成25年度6億円、平成26年度6億5,000万円の計13億円を予定している。今回の国の追加内示は、防災・減災を目的とする事業であり、かつ平成24年度内の契約を条件としていることから、債務負担行為の補正を上程していただいたものですとの答弁でした。

予算を組替えただけかとの質疑に対し、事業費の規模と工事の施工難度が非常に高いということで、当初計画どおり平成28年度までにポンプ場を完成させるために、少しでも早く発注した方がいいことから、5,000万円の追加内示を受けるものですとの答弁でした。

国の方からは、ずっと予算が付き、確実に平成28年度末には完成するののかとの質疑に対し、計画どおりの国費の確保をするために、国のプロジェクト事業である下水道浸水被害軽減総合事業に採択されれば、予算が優先的に配分される可能性が高い。今回のように事業が大規模で、事業の施工上、工事を一括して施工する必要があり、工期が2か年以上にわたるものについては、国の制度として、工事の全体設計を審査し、承認を与える一括設計審査の制度がある。この承認を受ければ国は、当該年度の予算の範囲内で優先的に交付金の配分を行うこととしていることから、この審査を受け承認を得る予定で作業を進めているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会

議長（森時徳） 以上で、本会議に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成25年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 森 時 徳

議員 木 原 繁 昭

議員 高 田 ちよ子

平成25年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 31日間（2月26日～3月28日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月26日	火	本会議	・会期の決定 ・議案第3号～議案第39号一括上程（議案説明） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託）
27日	水	休 会	一般質問・議案質疑等の通告限（12時）
28日	木	本会議	・議案第3号～議案第12号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第13号～議案第39号（質疑，委員会付託）
3月1日	金	休 会	
2日	土	”	
3日	日	”	
4日	月	”	総務水道委員会（10時開会）
5日	火	”	総務水道委員会（10時開会）
6日	水	”	文教厚生委員会（10時開会）
7日	木	”	文教厚生委員会（10時開会）
8日	金	”	産業建設委員会（10時開会）
9日	土	”	
10日	日	”	
11日	月	”	産業建設委員会（10時開会）
12日	火	”	
13日	水	”	
14日	木	”	

15日	金	休 会	
16日	土	”	
17日	日	”	
18日	月	本会議	・ 一般質問
19日	火	”	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問 ・ 議案第40号 (説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第41号 ~ 議案第43号 (説明, 質疑, 委員会付託) 総務水道委員会 (16時45分開会) 文教厚生委員会 (16時57分開会)
20日	水	休 会	
21日	木	”	産業建設委員会 (13時開会)
22日	金	”	
23日	土	”	
24日	日	”	
25日	月	”	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)
26日	火	”	
27日	水	”	
28日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第13号 ~ 議案第39号及び議案第41号 ~ 議案第43号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 閉会中の継続審査について (陳情第4号) ・ 議案第44号及び議案第45号一括上程 (議案説明) ・ 議案第44号及び議案第45号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第46号 ~ 議案第48号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)

平成25年第1回指宿市議会定例会会議録

平成25年2月26日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第3号 平成24年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第4 議案第4号 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第5号 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第6号 平成24年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第7号 平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第8号 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第9号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 日程第10 議案第10号 平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第11号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について
- 日程第12 議案第12号 指宿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 指宿市防災会議条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 指宿市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 指宿市交通安全対策会議条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 指宿市補助金等の適正化に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 指宿市飲料水供給施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 指宿市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

- 日程第20 議案第20号 指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 指宿市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 指宿市道路標識の寸法等を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 指宿市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 指宿都市計画事業湊土地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地区画整理事業施行条例の一部改正について
- 日程第28 議案第28号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第30 議案第30号 指宿市屋外広告物条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 市道の認定について
- 日程第32 議案第32号 平成25年度指宿市一般会計予算について
- 日程第33 議案第33号 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第34号 平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第35号 平成25年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第36号 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第37号 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第38号 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第39号 平成25年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第40 新たに受理した陳情上程（陳情第1号～陳情第4号）

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちよ子	8 番議員	新宮領 進

9番議員	下川床 泉	10番議員	中村 洋幸
11番議員	前之園 正和	12番議員	物袋 昭弘
13番議員	前原 六則	14番議員	福永 徳郎
15番議員	新川床 金春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前田 猛	18番議員	大保 三郎
19番議員	下柳田 賢次	21番議員	松下 喜久雄
22番議員	森 時徳		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留 悦男	副市長	渡瀬 貴久
副市長	上村 欣久	教育長	池田 昭夫
総務部長	邊見 重英	市民生活部長	谷口 強美
健康福祉部長	迫田 福幸	産業振興部長	下吉 耕一
建設部長	三窪 義孝	教育部長	濱田 悟
山川支所長	森 健一	開闢支所長	井上 修一
総務部参与	久保 憲一郎	産業振興部参与	中間 竜郎
建設部参与	上谷 修	総務課長	高野 重夫
長寿介護課長	野口 義幸	商工水産課長	中村 俊治
水道課長	永吉 道博		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山 一幸	次長兼議事係長	岩下 勝美
調査管理係長	鮎川 富男	議事係主査	濱上 和也

開会及び開議

午前10時19分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の議員は、定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において新宮領進議員及び下川床泉議員を指名いたします。

会期の決定

議長（森時徳） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月28日までの31日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月28日までの31日間と決定いたしました。

議案第3号～議案第39号一括上程

議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第3号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、から、日程第39、議案第39号、平成25年度指宿市水道事業会計予算について、までの37議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男） 平成25年第1回市議会定例会の開会に際し、平成25年度予算並びに諸案件のご審議をお願いするにあたりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと思えます。

[] 施政方針

市長に就任して以来、早いもので3年が経過いたしました。この間、変えるをキーワードに、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現を目指して、市議会をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいりました。市長1期目の最終年となる新年度を迎えるにあたり、未来志向型の行政を確立していかなけ

ればならないと強く思っているところであります。昨年のロンドンオリンピックでの過去最多のメダルラッシュは、多くの日本人に希望を与えてくれました。その中でも、特に福元美穂選手を擁する女子サッカーなでしこジャパンの銀メダル獲得は、市民に大きな夢と感動を与えてくれました。一方、我が国は一昨年、東日本大震災、福島第一原発事故という未曾有の国難を経験しました。昨年は、私は石巻市を二度訪問いたしましたが、着々と復旧は進む中にも、被害の爪あとはいまだ深く被災地に刻まれており、完全な復興とは言えない状態がありました。一日も早い復興、復旧を願っております。原子力発電の安全性をめぐる問題が大きな関心事でもあります。一方で国内電力の安定的な需給が不透明な状況に置かれており、今後予定されている電気料金の値上げによって、地域経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。そのような中、昨年末の衆議院議員総選挙において、新たな枠組みの政権が発足しました。国内における諸施策や外交問題等、山積する課題解決に向けて国民一人ひとりのための政治が行われることを期待しております。

さて、平成24年度の主な成果を振り返って見ますとき、昨年は第一次指宿市総合振興計画後期基本計画が具体的事業としてスタートいたしました。本市のすべての施策はこれに即して実施しているところであります。全天候型に改修された市営陸上競技場では、第27回全国ゲートボール大会が開催されるとともに、市民体育大会等が盛大に開催されました。中国杭州のサッカーチームの合宿、40人のプロゴルファーが参加した菜の花オープンゴルフ大会、台湾、沖縄・鹿児島交流ゴルフ大会等スポーツを通じた交流も盛んに行われ、今後、各種競技大会やスポーツ合宿等の更なる誘致が望まれるところであります。また、市民をはじめ多くの皆様方のご支援をいただき、幼少の篤姫・於一銅像が今和泉の隼人松原に建立され、新たな観光スポットとして脚光を浴びております。長年の懸案でありました市内全域を網羅するデジタル防災行政無線の整備に着手し、災害に強いまちづくりの実現に取り組んでおります。さらに、学校図書室のエアコン整備等を実施し、児童・生徒に安全・安心で良好な学習の場を提供してまいりました。このように、平成24年度は、議会はもとより、市民のご理解を賜り、市政全般にわたって成果の上があった年であったと思っております。ご協力いただいた多くの関係者の皆さんに衷心より御礼を申し上げます。

さて、平成25年度であります。我が国の社会経済情勢は、好転の兆しは見えはじめているものの、長引く円高・デフレによる影響や、若年層の雇用縮小、震災後の復興の遅延など、閉塞感が続いている状況がございます。このような中、確かな未来を見据え、真に豊かな社会を実現するためには、住民に最も身近な存在である基礎自治体はその役割と責任をしっかりと果たさなければなりません。これまで、私がマニフェストに掲げた項目をはじめ、市民の皆様からの提言や要望なども踏まえて、各種施策の実現に積極的に取り組んでまいりましたが、残された課題の解決はもとより、これまで取り組んできた事業の更なる充実を図るべく、全力を傾けてまいりたいと考えております。

少子高齢化の進行に伴う国民健康保険や後期高齢者医療などの医療費は、今後も増加する傾向にあり、市の財政を圧迫しつつございます。市民が真に健康で豊かさを実感できる指宿市の実現を目指すために、新たな取り組みに積極果敢に挑戦してまいりたいと思います。健康、すなわち個々人が健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができることをまちづくりの中核に位置付け、住民が健康で元気に暮らせる新しい都市モデル、スマート・ウェルネス・シティ構想を実現するための、新たな施策を推進してまいります。

地域経済の活性化という観点からは、80%前後の異例ともいわれる乗車率を誇る観光特急列車指宿のたまたま箱の効果を一過性に終わらせないため、全力で取り組んでまいります。

姉妹都市・友好都市との交流はもとより、定期航空便が就航した台湾や、市民主体の交流から菜の花マーチに参加いただいた韓国の釜山広域市等とも交流を促進し、アジア圏域からのインバウンド観光を積極的に推進してまいります。豊かな温泉資源と、安心・安全な多品種の農林水産物、火山が造り出した自然景観や九州で初めて設置されたがん粒子線治療研究センター等の指宿の魅力を、自ら先頭に立って広くPRしてまいります。

スポーツ合宿に適した本市の温暖な気候と、全天候型市営陸上競技場、魅力あるゴルフ場、充実した宿泊施設等を十分に生かし、県内外の学校や企業等の合宿、各種大会の誘致を積極的に進めてまいります。

新たな行政・地域課題への積極的な取り組みとして、新ごみ処理施設整備の推進、地域特産物生産・販売促進、六次産業化の推進等に取り組んでまいります。

共生協働のまちづくり推進のために、共生協働活動支援事業の実施や地域コミュニティの組織づくりを進めてまいります。

子育てしやすい環境づくりのために、乳幼児医療費等の助成を拡充してまいります。

既存住宅の長寿命化や住宅の質の向上と安心・安全な住環境の整備を図るとともに、地域経済の活性化に寄与するため住宅リフォーム助成事業を実施してまいります。

市民の安全・安心な暮らしを確保するため、市内全域を網羅するデジタル行政無線を継続して整備するとともに、潟口の新しいポンプ場建設等を実施し、更に災害に強いまちづくりの実現に取り組んでまいります。

基幹産業であります農業振興を図るため、いぶすき農業支援センターに農政部を設置し、地域農業を担う人々の育成・確保に努めるとともに、地元産品の六次産業化を支援するなどの施策をとおして、地域資源を生かした活力ある産地を目指して取り組んでまいります。

市長就任以来、一貫して市役所は市民に役立つところを市政運営の基本理念としてまいりました。自治の基本である住民本位の行政を構築するため、職員と一丸となり今後も知恵を出し合い、限られた財源を効率的・効果的に活用してまいります。

今後も厳しい財政状況が予想されるわけではありませんが、より一層行財政改革を進めながら、未来志向型の行政を確立するために、市議会をはじめ市民の皆さんの声に真摯に耳を

傾け、全力を尽くしてまいる所存でありますので、議員各位の変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成25年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。市民との協働によるまちづくりにつきましては、指宿市協働のまちづくり指針に基づき、市民と行政との対等なパートナーシップの関係を築いていくため、自助・共助を前提とした新たな地域コミュニティづくりを支援していくほか、様々な主体が活動しやすい協働の仕組みづくりを推進してまいります。

また、平成25年度において策定予定の指宿市人権教育・啓発基本計画に基づき、地域、企業等あらゆる場における人権教育や啓発活動を行うことで、市民の人権感覚、意識の醸成に努めてまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民一人ひとりの思いを大切に、市民相互で支え合う地域福祉を推進する観点から、その人らしい生活が送れるまちづくりや誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、医療や子育ての充実を図るため、各種事業に取り組んでまいります。

また、乳幼児等や援護を必要とする高齢者及び障がい者の方々が、住み慣れた地域や家庭において、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関・団体との連携を深めるとともに、地域の方々との協働により、積極的にその支援に努めてまいります。

市民が生涯をとおして健康で生き生きと暮らすための保健、医療につきましては、自分の健康は自分で守るを基本に、医師会や歯科医師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、母子保健事業や予防接種等による疾病予防対策事業、献血促進、救急医療、がん検診及び健康づくり等の事業を健康増進計画に基づき、実施してまいります。

特に、女性特有のがん検診につきましては、引き続き、一定年齢対象者への子宮がん、乳がんの無料検診を行い、早期発見、早期治療につなげてまいります。

また、母子保健事業につきましては、妊婦一般健診を継続して実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できる環境づくりに努めてまいります。

なお、速やかな医療措置が必要な未熟児等に対しては、養育に必要な医療給付を行ってまいります。

さらに、予防接種事業につきましては、インフルエンザに対する助成を引き続き、全市民を対象として行ってまいります。

高齢者の福祉につきましては、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど、シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携し、高齢者福祉の充実に努めてまいります。

また、これまで展開してきたふれあいデイサービス事業や食の自立支援事業及び砂むし温泉入浴事業などの介護予防事業に加え、新たに心身の健康増進を図るための事業として、高齢者元気度アップポイント事業を実施し、健康寿命を伸ばせるよう、高齢者の介護予防と健康の保持増進施策を積極的に推進してまいります。

障がい者等の福祉につきましては、国等の動向を注視しながら、計画に基づき障がい者等が住み慣れた家庭や地域の中で、安心して暮らせる社会を目指して、生活の環境づくりや支援体制の強化に努め、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を積極的に推進してまいります。また、障がい児等の福祉につきましては、障害児通所支援を実施するなど、早期療育に努めてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、次世代育成支援地域行動計画に基づき、各種事業を展開してまいります。

子育てと就労の両立支援及び母子・父子家庭等の就業・自立に向けて、児童扶養手当や自立支援給付金等を支給するなど、次代を担う子供たちが健やかに育ち、育成される環境づくりに努めてまいります。

また、次代を担う子供を社会全体で応援する観点から、乳幼児医療費助成につきましては、小学校3年生までを対象に課税世帯の自己負担分を廃止し、全額助成に拡充をしております。

また、児童手当につきましては、引き続き国の制度に基づき支給をしております。

さらに、保育所に第3子以降の児童を入所させる多子世帯に対して、引き続き当該児童の保育料の軽減を図るなど、子育て支援を更に充実してまいります。

虐待等による要保護児童の早期発見や、適切な保護及び配偶者からの暴力等に迅速に対応する必要があることから、これらについての相談・支援活動の充実・強化に努めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計では、医療や介護の給付費の適正化を図り、その健全な運営に努めてまいります。特に、国民健康保険特別会計は、非常に厳しい財政状況でありますので、医療費適正化対策として健康推進員や訪問指導員等の活用により、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進し、受診率の向上に努めるとともに、医療費分析にも取り組んでまいります。

また、後期高齢者医療特別会計につきましては、新たな医療制度が創設されるまでの間、その動向を注視しながら、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき、介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、小規模多機能型居宅介護施設の整備を行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護等の地域密着型サービスの更なる

充実を図ってまいります。

また、高齢者の総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターを核に、高齢者の総合相談の窓口強化をはじめ、地域の公民館で実施する運動教室やミニふれあいデイなど、積極的に介護予防事業等を展開してまいります。

次に、地域環境の保全対策につきましては、悪臭の測定方法の見直しや環境浄化微生物活性化資材LOVEいぶすきによる河川等の水質浄化や悪臭対策など、指宿市環境基本計画に基づき、諸施策の推進に取り組んでまいります。

本市の海岸線は国立公園の普通地域に属し、知林ヶ島など多くの観光客が訪れ、ウミガメも上陸・産卵することから、漂着ごみの回収処理を行い、海岸線の景観並びに環境保全を図ってまいります。

不快害虫ヤンバルトサカヤステ対策につきましては、生息区域からの土砂・草木等の移動制限などの広報活動や地域住民協働による環境整備、新規発生箇所への薬剤散布などを行い、蔓延防止に努めてまいります。

生活排水対策につきましては、公共下水道認可区域外の地域において、単独処理浄化槽もしくは汲み取り便槽から合併処理浄化槽への切り替え設置者に対し、補助の上乗せを行い、合併処理浄化槽への切り替えを更に推進してまいります。

また、池田湖・鰻池集水区域につきましては、高度処理合併浄化槽への上乗せ補助の実施や、水道事業と連携し生活排水処理施設の適正な維持管理を行いながら、閉鎖性水域の水質保全に努めてまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、長年の懸案事項であった尾下地区・畠久保地区での飲料水供給施設の整備が終わる予定ですので、適正な維持管理に努め、安心で安全な飲料水供給に努めてまいります。

廃棄物等の処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量化・資源化に努めておりますが、更なるごみ減量化を推進するために、廃棄物指導監視員を引き続き雇用しながら、ごみ発生の抑制、資源ごみへの誘導・分別の徹底を図るために、環境教育の充実、出前講座の開催、家庭系生ごみ処理機器購入補助事業の拡充を進めるとともに、事業所系につきましても生ごみ処理機器購入補助制度の新規設立、ごみ出し指定袋販売価格の検討など、今後も事業者や市民の皆さんと協働しながら、循環型社会の構築を目指してまいります。

ごみ処理につきましては、清掃センター設備の定期的な整備に加え、経年劣化による補修を行うとともに、新ごみ施設整備に係る基本設計の作成、焼却灰等の処理を行う管理型最終処分場の一部供用開始、し尿処理につきましても、指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な維持管理を、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携しながら、着実に推進してまいります。

次に、産業振興についてであります。農業は、農産物等の輸入増加や産地間競争の激化、国内経済の不安定による個人消費の低迷、ＴＰＰへの参加問題等、取り巻く環境は厳しいものとなっております。これらを踏まえ、本市におきましては、いぶすき農業支援センターを拠点に関係機関・団体の連携体制を強化し、恵まれた自然環境と土地資源を生かした生産性の高い経営の展開や、人・農地プランの拡充を図りながら、農業後継者や認定農業者の育成、ブランド産品を中心とした多彩な農産物を安定的に供給できる産地づくりを目指します。

また、農業振興施策として、農産物の生産のみならず、起業等により自ら加工・流通・販売など新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援を行うとともに、その環境を整備してまいります。

野菜や果樹につきましては、かごしまブランドに指定されております、そらまめ、実えんどう、次期ブランド候補品目でありますオクラ、マンゴーをはじめとする重点品目の生産振興を図ります。

また、流通・販売対策の強化により、高品質・定量出荷を促進して作物のイメージアップにつなげるとともに、生産履歴記帳等農業生産規範を定めるかごしまの農林水産物認証制度を積極的に推進し、消費者に信頼される安心・安全な産地づくりを目指します。

さらに、各種補助事業を活用した農業施設の整備等により、競争力のある足腰の強い経営基盤の確立に努めてまいります。

花き・観葉につきましては、いぶすき花き振興連絡会を中心に、定例会や現地検討会を行い、花き・観葉生産者や関係機関と連携しながら生産安定と品質向上に努め、消費者動向を的確に把握し、他産地に先駆けた新品目の調査・研究に取り組んでまいります。

病害虫防除対策につきましては、市民、関係機関の協力により、平成24年3月にアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶宣言がなされました。今後は、新たな侵入に対しての防止対策と警戒調査を行うため、市民・事業所等への広報活動を行ってまいります。

また、ミカンキジラミの根絶に向けましては、関係機関と連携して防除活動を継続してまいります。

畜産につきましては、昨年度以降、畜産物価格回復の兆しは見られるものの、依然として飼料価格の高騰等により、生産コストの高止まり傾向が続いており、厳しい経営状況にあります。また、今後もＴＰＰ等の輸入自由化問題で畜産を取り巻く情勢は予断を許さない状況であることを踏まえ、無利子の家畜購入資金貸付等による畜産経営支援に取り組むとともに、ＬＯＶＥいぶすきの畜産環境改善効果を検証し、普及を図ってまいります。

口蹄疫、高原病性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病に対する防疫体制につきましては、引き続き畜産農家への周知徹底に努めてまいります。

飼料自給率向上のため、飼料用イネ及びかんしょツルの利用拡大を推進しながら、生産性の向上による経営安定と糞尿処理対策、環境保全が図られるよう努めてまいります。

農産物の地産地消・地産全消につきましては、市内外のイベントをはじめ様々な機会を捉えてPRを行うとともに、市場訪問等トップセールスを行うほか、自ら加工・販売を行ったり、新たな販路開拓・販路拡大等に取り組もうとする農家等への支援等により、消費拡大につなげてまいります。

また、市の食育推進計画に基づき、保健・教育等の関係部署と連携しながら、安心・安全な地元産農畜産物の生産状況や健全な食習慣の必要性などを市民に周知し、食や農への関心を啓発いたします。

学校給食においても、地元産農畜産物をより多く使用できるよう支援するなど、総合的な食育・地産地消活動に取り組んでまいります。

耕地事業につきましては、経営体育成基盤整備事業の本年度完成に向けての取り組みを強化し、また、シラス対策事業や平成23年度から着手している土砂崩壊防止事業など、今後も農業生産基盤の整備を進めてまいります。

さらに、5か年計画で取り組んでおります農地・水保全管理支払交付金事業を積極的に推進してまいります。

林業につきましては、今後も適正な森林整備を図る必要があることから、各種補助事業を活用し保育、間伐を適正に実施し、森林の持つ多面的機能の発揮に努めてまいります。

また、スギ、ヒノキ人工林は、伐採利用が可能な時期になっており、地材地建の推進や間伐材を用いた紙の利用促進など、木材利用の拡大に努めてまいります。

このほか、松くい虫の防除事業等についても補助事業を活用し、必要な松林については保護してまいります。

水産業につきましては、水産資源の減少、魚価の低迷等により漁業経営は厳しい状況にあることから、持続的・安定的な漁業生産を実現するため、漁場の整備やタイ、ヒラメ等の種苗放流、藻場造成等を推進してまいります。

また、漁協、行政機関等の連携により、地域特産魚や養殖魚の販売を促進するため、地元直販店へ出荷する地産地消の取り組みや、大消費地への販路拡大など漁業経営体の育成を図ってまいります。

カツオの水揚げにつきましては、昨年、鮮度保持施設が整備されましたので、今後は海外まき網船、輸入船等の誘致を積極的に行い、かつお節の原料確保を図り、かつお節製造業の振興に努めてまいります。

今和泉漁港・山川漁港・川尻漁港の整備につきましては、漁港整備長期計画に基づき推進してまいります。

道の駅山川港活お海道につきましては、観光客と市民との交流促進、観光情報等の提供の場として更に活用し、地域の特性を生かした地先で獲れる新鮮な魚介類やかつお節、さつま揚げなどの水産加工品、近隣で生産される新鮮な農産物等の宣伝販売を強化してまいります。

商工業につきましては、総体的には閉塞感のある経済状況が続いていることから、住宅リフォーム制度を新たに創設し、地域経済の活性化を図ってまいります。

一方、志を持った若者による指宿マルシェをはじめ、まちなかビアガーデンやちっと呑みに見られるような商店街の賑わいの演出など、各店が活性化を目指して新たな取り組みに動き出しております。このような地域の皆さんの活力を生かした中心市街地の活性化事業や商店街街路灯維持、商工業制度資金利子補給、商工会議所や商工会が実施する商品券事業につきましても引き続き支援しながら、商工業の発展に向けた施策を推進してまいります。

雇用につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等を積極的に活用して、雇用の創出を推進するとともに、ハローワークや県雇用労政課等の関係機関と連携し、事業者による起業や事業規模拡大による雇用創出などの支援に向けた施策に取り組んでまいります。

消費者トラブルの未然防止とその救済のために、法テラス・警察等の関係機関との連携を図りながら、速やかな情報提供や消費者教育・消費者啓発など、指宿市消費生活センターの充実に努めます。

地域公共交通につきましては、山川・根占航路の継続かつ安定的な運航のための施策を推進してまいります。また、地域住民の通院・通学・買い物等、日常生活にとって必要不可欠な交通手段である路線バスの維持・確保を図るとともに、市内循環バスの利用促進を図ってまいります。

農林畜水産業の六次産業化につきましては、関係課等への情報提供と調整を図ってまいります。また、各種イベントやキャンペーン等において、加工品及び特産品のPR・販売に努めてまいります。

観光につきましては、観光客のニーズの多様化など、観光を取り巻く環境は大きく変化してきています。本市においては、九州新幹線鹿児島ルート全線開業及び観光特急列車指宿のたまて箱の運行等により、飛躍的に観光客の数は伸びましたが、現在ではこの効果も落ち着きを見せているところであります。今後は、既存の観光資源の磨き上げと新たな魅力の創出等により、リピート率の向上を図り、観光客の増加を目指すことが必要となって来ております。また、持続的かつ安定的に観光客を呼び込むためには、地域に住む人々が地域に対する誇りと愛着を持てるような魅力あるまちづくりを進めるとともに、観光をリードしていく人材を育成することも重要であります。このようなことから、現在策定中の指宿市観光戦略ビジョンに基づき、市民、観光事業者、観光関係団体、行政などが一体となって、指宿市の特色・強みである温泉、自然、食、人を生かした事業を展開し、時代のニーズに合った戦略的な観光振興を図ってまいります。

さらに、県や県観光連盟、市観光協会などと連携を図りながら、計画的な観光施策を展開し、観光振興に積極的に取り組んでまいります。

イベント対策につきましては、菜の花マラソンや菜の花マーチ、フラフェスティバルなど、

多くのイベントが開催され、観光客誘致に大きな効果を上げております。今後も、それぞれのイベントの内容等を充実させるとともに、おもてなしの輪を広げ、観光客の誘致を図ってまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、老朽化した施設の改修や冬メニューの拡充等、お客様のニーズの合わせた経営改善を行い、売り上げ増を目指して職員・従業員一丸となって取り組んでいるところであります。今後も回転式そうめん流し発祥の地として、観光客や地域住民に愛されるよう更なる経営努力やサービスの向上を図ってまいります。

温泉施設の砂むし会館砂楽、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設につきましては、指定管理者と連携を深めながら、より一層の健全運営とサービスの向上を図ってまいります。

また、レジャーセンターかいもんにつきましては、健全運営に努めながら、安全で快適な施設の維持管理を行ってまいります。

かいもん山麓ふれあい公園につきましては、利用客のニーズに的確に対応した魅力ある公園を目指して、適切な維持管理に努めるとともに、効果的かつ効率的な管理運営に努力してまいります。

それでは、土木行政に入らせていただきます。

土木・建設などのまちづくり全般についてでございます。国から日本経済再生に向けて緊急経済対策の柱として公共事業を推進していく方針が示され、公共事業を取り巻く環境に変化が見られるところですが、本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ重点化を図りながら、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路の整備により、道路交通網を構築し、安全で円滑な交通の確保、並びに市民の利便性向上を図ってまいります。

また、国土防災施設整備の観点から河川、海岸、急傾斜地等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めるとともに、生活基盤施設整備として公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善などを実施し、住みやすい魅力あふれるまちづくりに努めてまいります。

幹線道路の整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、広域農道南薩東部地区の鎮守山線と松ヶ窪尾下線において、平成26年度完成を目標に道路改良舗装工事を実施してまいります。

また、国の事業として、国道226号の岩本交差点改良事業、県の事業としては、指宿鹿児島インター線池田工区の道路整備事業が実施されており、これらの事業により、市内各地のアクセス向上に努めてまいります。

生活道路の整備につきましては、宮久保線、石嶺前通り線、山川児ヶ水線、岡児ヶ水利永線、一里塚線等の改良舗装工事や岩本麓線等の用地補償を有利な起債であります過疎対策事業債を活用して整備してまいります。

これらの新設改良事業のみならず、老朽化したインフラ対策として橋梁長寿命化修繕事業及び児童・生徒の安全を確保するため通学路交通安全対策事業を実施してまいります。道路構造物の的確な維持管理・補修等にも、引き続き努めてまいります。

急傾斜地の整備につきましては、川尻地区の急傾斜地崩壊危険区域を昨年に引き続き、県単独事業で実施してまいります。

また、国、県の事業であります港湾、海岸等の整備につきましては、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。主な負担金事業といたしましては、東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業や指宿港の社会資本整備総合交付金事業が実施されております。

指宿港海岸につきましては、平成23年度から指宿港海岸保全施設整備事業の事業化検証調査が実施されているところであり、今後も調査結果を基に関係者の方々の協力をいただきながら、事業の実現に向け、更に努力を重ねてまいりたいと思います。

都市計画につきましては、利便性に優れた快適なまちを目指し都市施設の整備改善を行い、魅力あふれる街並みの形成を図るため、次の事業を展開してまいります。

湊土地区画整理事業につきましては、中心市街地として、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業の早期完成を目指してまいります。

十町土地区画整理事業につきましては、市役所周辺を行政の中心地として住みよい市街地の形成を目指し、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業の推進を図ります。

街路事業につきましては、ＪＲ指宿駅へのアクセス道路である渡瀬通り線、県道指宿停車場線の早期完成を目指し、県と協力しながら整備を進めてまいります。また、庁舎潟山線では、十町土地区画整理事業の進捗との整合を図りながら、事業の推進に努めてまいります。

公共下水道事業汚水整備につきましては、十町土地区画整理事業と整合を図りながら、面整備を進めてまいります。

雨水対策につきましては、十町土地区画整理事業に伴う雨水幹線の整備を行うとともに、新潟口雨水ポンプ場の土木・建築工事に着手し、総合的な浸水対策に取り組んでまいります。

浄水苑、汚水中継ポンプ場、管きょ等の改築更新事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づいて実施してまいります。

また、汚水施設の浄水苑・中継ポンプ場及び雨水施設の潟口雨水ポンプ場、潟山ゲートポンプ場、仮設ポンプ場等下水道施設維持管理には万全を期すとともに、下水道への排水設備復旧促進に努め、文化的で快適な居住環境の確保に努めてまいります。

公営住宅につきましては、指宿地域68棟516戸、山川地域47棟133戸、開聞地域62棟142戸、計177棟791戸の市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう、適正に管理してまいります。

また、住宅建設事業につきましては、指宿地域堀切園団地3棟10戸、岩本団地1棟4戸の合

併浄化槽への改修を実施し、環境改善を図るとともに、土矢倉団地3棟12戸、松原田2号団地7棟16戸の外壁改修に伴う設計委託を実施してまいります。

今後も市営住宅の整備・改善等を年次的に計画し、良好な居住環境の創生を図ってまいります。

地籍調査事業についてでございます。早期完了に向けて一層の推進を図っているところであります。また、道路等の用地管理につきましても、未登録物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道につきましては、事業開始以来、水道の普及とその健全な発展に取り組んでまいりました。これまで年次的・計画的の整備を進め、給水区域の普及率も99%を超えるほどになりました。今後も市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして、常に公共性と効率性を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給をしてまいります。

新年度も安全な供給体制の構築や老朽管更新、低水圧地域の解消等を行ってまいります。

小雁渡浄水場の整備は、浄水方式の変更を始め、配水池の新設をもって、整備計画最終年度となります。また、管路整備事業では配水管の新設・更新工事26件、また、低水圧解消として日の出地区ポンプ設置工事などを計画しており、水質管理の徹底等を含め、より安全で安定した給水の確保を図ってまいります。

次に、教育行政でございます。教育は、将来の社会を担う人材を育成するという、国、地方を通じて取り組むべき最も重要なテーマでございます。教育委員会では、国や県の教育行政の施策に適切に対応するとともに、心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造を基本理念とした指宿市教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域・行政等が連携・協力し、新しい時代に対応した教育・文化・スポーツの推進に向けて取り組んでまいります。

学校の教育環境の整備につきましては、今後の児童・生徒数の動向を踏まえながら、指宿市望ましい学校環境整備計画に基づき、長期的かつ継続的な投資効果が得られるように取り組んでまいります。

児童・生徒に安全・安心で良好な学習の場を提供できるよう、耐震補強工事を優先して実施するとともに、グラウンドの整備、校舎等の施設整備を行い、さらに、机・いすなどの管理備品や教材・図書などの教育振興備品の整備に努めてまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す生きる力の育成に努めてまいります。

また、保護者や地域の期待に応える教育を実現するため、信頼される学校づくりを推進してまいります。

確かな学力を身に付けさせるため、各種研修会への参加等を通して、教員の授業力の向上

に努めるとともに、校種間や家庭との連携により、学習習慣・生活習慣の改善を図り、学習意欲の向上や家庭学習の充実に取り組んでまいります。

豊かな心を育むため、全教育活動を通して道徳性や規範意識、人を思いやる心など、豊かな人間性の育成に取り組んでまいります。

健やかな体を育むため、体力・運動能力調査等の結果を活用し、児童・生徒が意欲的に運動に取り組む体育学習の一層の充実を図ってまいります。

また、各種検診を実施するとともに、学校や保健所等と連携し、インフルエンザなどの感染症の予防に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、学校や保護者に対して適切な指導や支援を行うとともに、特別支援教育支援員を継続して配置し、個々の状況に応じた指導の充実に取り組んでまいります。

いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の課題につきましては、早期発見・早期対応を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を配置し、教育相談体制を充実するとともに適応指導教室を設置するなど、学校や家庭、関係機関との連携を密にし、その対応に努めてまいります。

児童・生徒の安全確保につきましては、地震、火災、津波等の避難訓練や安全指導を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、スクールガード、PTA、地域住民、関係機関等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに努めてまいります。

学校給食につきましては、衛生管理の徹底や職員の健康管理に努め、安心・安全な給食を提供するとともに、学校給食センターの管理運営につきましても検討してまいります。

また、食物アレルギーをもつ児童・生徒の実態把握に努め、除去食や代替食での対応を継続して実施いたします。

さらに、指宿旬野菜の日を設定した取り組みなど、地元農産物を取り入れ、栄養教諭と連携した食に関する指導を実施するなど、食育をより一層推進してまいります。

指宿商業高等学校では、特色ある教育活動として、昨年より導入した中国語、韓国語を生徒全員が選択履修する取り組みや株式会社指商を活用してのビジネス教育の実践を更に推進してまいります。具体的には、企業や地域と連携した商品開発やICP活動の継続、国際理解を深めるための韓国永化女子情報高校との相互交流の充実、上級資格取得の推進など、生徒の特性、能力、個性に応じた教育を進め、的確な進路実現を目指してまいります。

信頼される学校づくりににつきましては、信頼される教職員となるよう、服務規律の厳正確保に努めるとともに、ホームページをはじめ各種広報活動を通して、学校の情報を積極的に発信し、家庭や地域と連携した取り組みを一層進めてまいります。また、学校評議員制度の充実を図り、学校運営の改善に努めてまいります。

さらに、地域の中の学校づくりを推進するため、地域ボランティアによるいぶすき学校応援団事業を市内すべての小・中学校で展開し、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上を図ってまいります。

社会教育につきましては、年々多様化する市民の学習意欲に対応できる市民講座等の充実を図り、校区公民館を中心に各種団体の活動を支援しながら、いつでもどこでもだれでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指してまいります。

青少年教育につきましては、いぶすきふるさと探検隊やいぶすき元気塾など、活動体験の充実を図るとともに、地域の人材を生かしながら、地域全体で子供を守り育てる気運づくりに努めてまいります。

また、国内外の姉妹都市との交流を通して、ふるさと意識の醸成や国際的感覚を養い、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。

さらに、いぶすき子ども映画祭を開催し、映像を通して子供たちの豊かな情操と感性を育ててまいります。

次に、文化の振興についてであります。市内には国指定史跡の橋牟礼川遺跡や国の登録有形文化財など、貴重な文化財が多く残されております。今後も市指定文化財である松尾城の調査や指定文化財等の調査を進め、国・県と連携を図りながら、その指定・保存・活用に努めてまいります。

時遊館COCOはしむれでは、市の歴史、自然、文化を活用するために、関係各課と連携を図り、指宿まるごと博物館構想を推進しながら、地域と共働した美術館、歴史博物館創造活動支援事業に取り組み、市の新たな魅力の発掘と普及、そして活用に努め、魅力ある博物館運営を展開してまいります。

社会体育につきましては、総合型地域スポーツクラブと連携し、市民の体力・健康づくりを目標とした生涯スポーツの推進に努めるとともに、学校体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用を促進してまいります。

また、市体育協会や各種競技団体等と更に連携・協力し、効果的な事業を展開しながら、スポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

体育施設につきましては、安全・安心に利用できるよう、維持管理に努めるとともに、利用促進を図ってまいります。

また、各種大会の開催や利用者の利便性向上のため、屋外トイレの新設など、施設の充実を図り、その環境整備に努めてまいります。

[] 予算の大綱

次に、平成25年度の当初予算の大綱について申し上げます。

本市の財政状況は、行政改革大綱や集中改革プラン等に基づく、各種補助金の見直し、受益者負担の適正化、職員の定員管理の適正化等による人件費の削減等に努めるとともに、財

政調整基金等の増額確保や経常収支比率の改善を図っていることから、少しずつではありますが、財政の健全化が図られているところであります。しかしながら、国においては、財源を多額の国債発行で賄った日本経済再生に向けた緊急経済対策のための大型補正予算を編成して、地方公共事業の創出と前倒しを図り、また同時に国の平成25年度当初予算編成の中でも、財政健全化のための歳出抑制として、補助事業や地方交付税の削減を図ることから、今後、地方の財政負担は確実に増えていくものと危惧しているところであります。このような先行き不透明な財政状況の中で、本市の平成25年度の予算編成に当たりまして、限りある財源を効率的かつ効果的に活用するため、実施事業についても峻別と重点化を図ったところであります。歳出面では、事業見直し等による内部管理経費を削減する一方で、少子高齢化により年々増大する社会保障関係費等の増額や助成制度の拡充を図り、また、本市の課題となっていたSWC構想事業や農業者支援振興事業及び地域経済の活性化を図った施策等の事業費の確保、更には、危機的な財政運営となっている国民健康保険特別会計への財政支援も昨年度に引き続き、予算措置するところであります。

歳入面においても、ふるさと応援基金等の効果的な活用や、償還元金を上回らない新規起債発行額の抑制に努め、また、行政課題や市民ニーズに適切に対応する必要のある施策については、重点的な予算配分に努めたところであります。

平成25年度の当初予算は、

一 般 会 計	200億3,000万円
国民健康保険特別会計	76億1,669万9千円
後期高齢者医療特別会計	5億9,677万円
介護保険特別会計	43億6,595万1千円
温泉配給事業特別会計	4,608万9千円
唐船峡そうめん流し事業特別会計	2億2,693万7千円
公共下水道事業特別会計	15億5,226万1千円
水道事業会計	
収益的収入	7億2,924万2千円
収益的支出	6億6,534万3千円
資本的収入	713万円
資本的支出	5億2,235万4千円

を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入・歳出予算の概要等につきましてはお示しのとおりでありますので、よろしくお目通しをお願いをいたします。

以上、向こう一年間の市政運営について、基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。我が国では、まだまだ東日本大震災の本格的な復興支援に取り組む必要があり、

国、地方の財政は厳しい状況でございます。市政の運営にあたりましては、地方自治の基本であります最少の経費で最大の効果を念頭に、歳入の確保、事業の見直し等を行い、限られた財源と人的資源を有効に活用し、施策の推進に全力を傾注してまいりたいと考えております。昨年、総合振興計画後期基本計画をスタートさせましたが、共生協働、環境、男女共同参画及び健幸の視点からまちづくりを進めていく必要性を明記しております。市民や関係機関団体などとの共生協働を通して、市民目線に立った施策と市民主体のまちづくりを推進していくよう、職員一丸となって市政の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えております。つきましては、議会の皆様をはじめ、市民の皆様により積極的な市政へのご参加と市政に対するご理解、ご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今次第1回市議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算に関する案件8件、一部事務組合に関する案件1件、条例に関する案件19件、市道の認定に関する案件1件、当初予算に関する案件8件の計37件でございます。

議案第3号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第11号）についてから、議案第39号、平成25年度指宿市水道事業会計予算について、までの37の議案の詳細につきましては、所管の部長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

総務部長（遠見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第3号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ7億543万4千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を205億5,807万6千円にしようとするものであります。第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの第2表、繰越明許費補正でお示しのとおり、繰越明許費の追加と、事業の確定に伴い金額を変更するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、6ページの第3表、債務負担行為の補正でお示しのとおり、債務負担行為の追加と各事業費の確定に伴い、債務負担行為の期間及び限度額をそれぞれ変更するものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と、各起債事業費の確定等に伴い限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、平成24年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額又は不用額の整理、共済組合負担金保険料率改正に伴う共済費の増等に併せて、安心子ども

基金総合対策事業費補助金を活用した保育所緊急整備事業費等を計上しております。

なお、今回の補正の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業・退職・休職等に係る予算の整理に伴う人件費の減と、共済組合負担金保険料率改正に伴う共済費の増であります。なお、各目の人件費につきましては、43ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、一般会計と各特別会計・水道事業会計の補正予算につきましては、別冊平成24年度指宿市各会計3月補正予算の概要をお手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の92ページをお開きください。

議案第32号、平成25年度指宿市一般会計予算についてから、99ページの議案第39号、平成25年度指宿市水道事業会計予算についてまでの、8議案につきましては、別冊の平成25年度施政方針と予算の大綱の中で、一般会計及び各特別会計の歳入・歳出の概要をお示しし、また、別冊平成25年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の9ページをお開きください。

議案第11号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組規約の変更について、であります。

本案は、南薩地区消防組合の解散等による鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、指宿地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について、平成25年2月6日付けで県知事の許可が下り、平成25年4月1日から指宿南九州消防組合と名称が変わること等による一部改正で、組合を組織する地方公共団体中、指宿地区消防組合を指宿南九州消防組合に改め、南薩地区消防組合を削除するものであります。この規約は、平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の11ページを開きください。

議案第12号、指宿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

今回の政務調査費制度の見直しは、議員活動の活性化を図るためのものであり、その運用については国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せて使途の透明性の向上を図ることが国会での法案審議の過程で付帯決議に明記されたところであります。

改正の主な内容は、名称を政務調査費から政務活動費に改め、交付の目的として市政に関する調査研究の次にその他の活動を加え、政務活動費に係る地方自治法の引用条項を整理するとともに、これまで規則で定めていた用途基準について、政務活動費を充てることができる経費の範囲として支出できる項目及び内容を定めるものであります。

なお、附則第1項において、この条例の施行日を地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせ平成25年3月1日としております。

また、附則第2項においては、経過措置として改正後の条例の施行日前に交付した政務調査費の経過措置を定めるものであります。

次は、提出議案の14ページをお開きください。

議案第13号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、学校薬剤師の報酬を近隣市との均衡を図るため、及び大学教授等の委員の取扱いを統一するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表（第2条、第5条関係）において、学校薬剤師の報酬3万3,600円を5万2,300円に増額改定しようとするものであります。また、同表に掲げる大学教授等の委員の項を削除し、住居表示審議会委員、行政改革推進委員会委員、総合振興計画審議会委員、地域審議会委員、廃棄物減量等推進審議会委員につきまして、大学教授及びこれと同等と認められる職にある者と上記以外の者に区分し、それぞれ報酬の額を日額1万5,300円と日額4,700円に、費用弁償の額を旅費条例に規定する副市長及び教育長の旅費相当額と旅費条例に規定する職員（市長、副市長及び教育長を除く。）の旅費相当額に改正しようとするものであります。併せまして、環境保全審議会委員の教授及び准教授並びに鹿児島県環境学習アドバイザーの報酬の額を日額1万2千円から1万5,300円に増額改定しようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の18ページをお開きください。

議案第14号、指宿市防災会議条例の一部改正について、であります。

本案は、災害対策基本法の一部改正及び指宿地区消防組合の名称変更に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、防災会議の所掌事務に、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること及び重要事項に関し、市長に意見を述べることを追加すること。また、防災会議の委員に、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者を追加し、定数を35人以内から38人以内にする、及び委員のうち指宿地区消防組合消防長を指宿南九州消防組合指宿消防署長に改めようとするものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとしておりますが、指宿地区消防組合の名称変更

による改正規定は平成25年4月1日を予定しております。

また、任期の特例として、新たに任命する者の任期は、委嘱した日から平成26年3月31日までを予定しております。

次は、提出議案の20ページをお開きください。

議案第15号、指宿市災害対策本部条例の一部改正について、であります。

本案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、災害対策基本法の一部改正に伴い、引用する条項を改正しようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の22ページをお開きください。

議案第16号、指宿市交通安全対策会議条例の一部改正について、であります。

本名は、指宿地区消防組合規約の変更に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、会議の委員のうち、指宿市消防組合消防長を指宿南九州消防組合指宿消防署長に改めようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の24ページをお開きください。

議案第17号、指宿市補助金等の適正化に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、補助金等の評価及び見直しの期間について、事務事業等評価事務の効率化を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、これまで補助金等につきましては3年を超えない範囲内で評価の見直しを行ってきていますが、継続と評価した補助金等については、補助事業等の内容及び補助金額等に変更がなければ、3年以内に評価の見直し、再評価を行う必要性は低いと判断されることから、事務事業等の評価事務の効率化を図るため、評価及び見直しの期間の改正をしようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
市民生活部長（谷口強美） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の26ページをお開きください。

議案第18号、指宿市飲料水供給施設条例の一部改正について、であります。

本案は、平成24年度中において畠久保地区飲料水供給施設を整備し、平成25年度より施設運用を開始するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、施設の名称及び給水区域に畠久保地区飲用水供給施設を加えようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の28ページをお開きください。

議案第19号、指宿市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、一般廃棄物処理施設を有する市町村は、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を条例で定めることとなり、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められていた技術管理者の資格と同様に、技術士法に基づく衛生工学部門の技術士等、四つの資格基準を定めようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

健康福祉部長（迫田福幸） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の30ページをお開きください。

議案第20号、指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害給付金の支給対象となる遺族の範囲に死亡した者の兄弟姉妹を加えることになったため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の32ページをお開きください。

議案第21号、指宿市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、市町村民税非課税世帯以外の世帯の取扱いを市町村民税非課税世帯と同様にするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図ることを目的に、これまで小学校3年生までを対象に医療費の一部を助成し、助成金の額は、乳幼児等1人1か月の医療費につき市町村民税非課税世帯以外の世帯については、一部負担金の支払額の毎月分から3千円を控除した額とし、市町村民税非課税世帯について

は一部負担金の額としておりますが、今回、市町村民税非課税世帯以外の世帯においても、市町村民税非課税世帯同様に全額助成し、医療費の負担軽減を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成25年6月1日から施行するとともに、平成25年6月1日以降の診療の医療費について適用するとしているところであります。

次は、提出議案の34ページをお開きください。

議案第22号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、児童扶養手当法施行令の改正に伴い、助成対象児童の範囲が拡大され、父又は母が、配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童も、児童扶養手当の支給対象になったため、これに準じて、当該児童をひとり親家庭等医療費の対象とするようになったことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の36ページをお開きください。

議案第23号、指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

道路法第30条第3項の規定に基づき、市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を定めようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の56ページをお開きください。

議案第24号、指宿市道路標識の寸法等を定める条例の制定について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

道路法第45条第3項の規定及び道路標識、区画線及び道路表示に関する命令に基づき、市道に設置する道路標識の寸法等を定めようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の61ページをお開きください。

議案第25号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、道路法施行令の一部改正に伴い、関係条文の繰り下げがあったことから、引用する条項を改正しようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の63ページをお開きください。

議案第26号、指宿市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、河川法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

河川法第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、市が管理する準用河川における橋梁、堤防その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる一般的技術基準を、定めようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の76ページをお開きください。

議案第27号、指宿都市計画事業湊土地地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地地区画整理事業施行条例の一部改正について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う土地地区画整理事業の一部改正及び住宅金融公庫法の廃止に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、住宅金融公庫法の廃止により、清算金の分割徴収における利子の利率についての規定を改正しようとするものであります。

また、これまで土地地区画整理事業施行区域の建築物許可申請については、県知事の許可が必要でありましたが、土地地区画整理事業の一部改正により、市が施行する土地地区画整理事業においては、市長が許可できるようになりましたので、関係条文を削除しようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の79ページをお開きください。

議案第28号、指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであり

ます。

改正の主な内容は、第4条で公園の配置及び規模、第5条で公園施設の建築面積の基準、第6条で特定公園施設の設置に関する基準を定めようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の83ページをお開きください。

議案第29号、指宿市下水道条例の一部改正について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、下水道法の一部改正が行われたこと、及び字句等の整理を行うことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、公共下水道の構造の技術上の基準、公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理に関する基準等を定めようとするものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の88ページをお開きください。

議案第30号、指宿市屋外広告物条例の一部改正について、であります。

本案は、手数料の徴収方法について改正の必要が生じたため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、手数料の納入期限を明確にするために、指宿市屋外広告物条例の第27条第1項において、手数料を市長の定める納入通知書により指定の期限までに、市に納付するように改正しようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の90ページをお開きください。

議案第31号、市道の認定について、であります。

本案は、1路線の市道認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

新たに市道認定しようとする中川西通り線は、指宿市西方地内の西方字長尾から西方字長尾までの延長128mの区間を市道認定しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森時徳） ただいま議題となっております議案第3号から議案第39号までの37議案に対する質疑等は、2月28日に行います。

新たに受理した陳情4件上程（委員会付託）

議長（森時徳） 次は、日程第40、新たに受理した陳情4件を議題といたします。

陳情4件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

議長（森時徳） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前 11時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 新宮領 進

議 員 下川床 泉

平成25年第1回指宿市議会定例会会議録

平成25年2月28日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号 平成24年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第3 議案第4号 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第4 議案第5号 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第6号 平成24年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第7号 平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第8号 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第9号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)について
- 日程第9 議案第10号 平成24年度指宿市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第10 議案第11号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合理約の変更について
- 日程第11 議案第12号 指宿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 指宿市防災会議条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 指宿市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 指宿市交通安全対策会議条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 指宿市補助金等の適正化に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 指宿市飲料水供給施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 指宿市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第21号 指宿市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 指宿市道路標識の寸法等を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第25 議案第26号 指宿市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 指宿都市計画事業湊土地区画整理事業施行条例及び指宿都市計画事業十町土地区画整理事業施行条例の一部改正について
- 日程第27 議案第28号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第28 議案第29号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第29 議案第30号 指宿市屋外広告物条例の一部改正について
- 日程第30 議案第31号 市道の認定について
- 日程第31 議案第32号 平成25年度指宿市一般会計予算について
- 日程第32 議案第33号 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第34号 平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第34 議案第35号 平成25年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第36号 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第37号 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第38号 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第39号 平成25年度指宿市水道事業会計予算について

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちよ子	8 番議員	新宮領 進
9 番議員	下川床 泉	10番議員	中 村 洋 幸

11番議員	前之園 正 和	12番議員	物 袋 昭 弘
13番議員	前 原 六 則	14番議員	福 永 徳 郎
15番議員	新川床 金 春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前 田 猛	18番議員	大 保 三 郎
19番議員	下柳田 賢 次	21番議員	松 下 喜久雄
22番議員	森 時 徳		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美
健康福祉部長	迫 田 福 幸	産業振興部長	下 吉 耕 一
建設 部 長	三 窪 義 孝	教 育 部 長	濱 田 悟
山川支所長	森 健 一	開 闢 支 所 長	井 上 修 一
総 務 部 参 事	久 保 憲 一 郎	産業振興部参与	中 間 竜 郎
建設 部 参 与	上 谷 修	総 務 課 長	高 野 重 夫
地域福祉課長	大久保 成 人	商工水産課長	中 村 俊 治
水 道 課 長	永 吉 道 博		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	福 山 一 幸	次長兼議事係長	岩 下 勝 美
調査管理係長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

開 議

午前10時00分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、中村洋幸議員及び前之園正和議員を指名いたします。

議案第3号～議案第12号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第2、議案第3号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、から、日程第11、議案第12号、指宿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてまでの10議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第12号までの10議案は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第12号までの10議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号から議案第12号までの10議案を一括して採決いたします。

10議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第12号までの10議案は、原案のとおり可決されました。

議案第13号～議案第39号（質疑、委員会付託）

議長（森時徳） 次は、日程第12、議案第13号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、から、日程第38、議案第39号、平成25年度指宿市水道事業会計予算について、までの27議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 議案の第21号及び32号について伺います。

まず、議案第21号です。本議案は、乳幼児等医療費助成制度を住民税課税世帯に対しても月3千円の自己負担分をなくし、完全無料にしようとするものです。制度改善については、住民の要求があったわけですが、完全無料にするほか、対象者の拡大も要求の一つです。長年の念願でもある現物支給方式に変えることもあります。今回の制度充実は、もちろん歓迎するものですが、どのような経緯、検討を行い、いろいろ改善方式のある中で、今回の方式になったのか伺います。

次に、議案第32号、一般会計であります。住宅リフォーム助成制度に関して伺います。新しく制度を導入するということです。助成の対象、方法、額、あるいは率について、どのようにするおつもりか伺います。また、恒常的な施策ということになるのか、短期施策ということになるのか、併せて伺います。

健康福祉部長（迫田福幸） 議案第21号の乳幼児等医療費助成に関する制度改善に向けての検討の経緯についてのお尋ねであります。乳幼児等医療費助成制度の拡充につきましては、平成25年度の当初予算の作成にあたり、助成対象年齢等も含め、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づき、慎重に検討を重ねたところでございます。その結果、県の助成制度を超える拡充分につきましては、全額市の負担になることから、本市の財政状況等も鑑み、市町村民税非課税世帯以外の世帯の負担額を廃止し、医療費が最も高い小学校3年生までを完全無料化することにいたしましたところでございます。

産業振興部長（下吉耕一） 議案第32号についてのご質疑でございます。住宅リフォーム制度の補助対象者につきましては、市内に住所を有するもので、対象者及び同一世帯員全員が市税及び市に対する債務を滞納していない場合で、次の者になります。

まず、対象者自身が居住する持ち家をリフォームするものでございます。次に、対象者が所有する住宅で、親又は子が居住する住宅のリフォームをするもので、親は対象者の配偶者の親も含めます。さらに、親又は子が所有し、対象者自らが居住する住宅をリフォームする

ものであります。この所有に関しましては、固定資産の名寄台帳など、証明できる書類を添付して補助金申請をしてもらうことといたします。

なお、補助対象となるリフォームの工事につきましては、その工事に要する費用が消費税等を含んだ額1件20万円以上で、工事の施工者が指宿市の法人市民税を課せられている法人又は市内に住民登録をしている個人事業主であることを要件としております。助成額につきましては、補助対象工事に要する経費の10分の1に相当する額で、上限10万円とし、対象者が居住する地域の商工会議所、又は商工会が発行する商品券により交付することにしております。

次に、恒常施策か短期施策かということでございます。住宅リフォーム制度につきましては、平成25年度の単年度事業として3,000万円を予算計上しております。現在のところ補助金申請が3,000万円に達した時点で受付終了とすることといたしております。

1 1 番議員（前之園正和） まず、21号の関係ですが、3年生までが医療費が主に掛かるので、そこにこたえるためにそこを無料にしたということが一つでした。

それと、財政状況等も勘案しということでしたので、ということになれば、例えば3年生、今のですね、対象枠の範囲内で完全無料にすれば、例えば幾ら掛かる。あるいは、3千円をそのままにしておいて、対象者を小学校卒業までにすれば幾ら掛かる。中学校までにすれば幾ら掛かる。併せて、無料にすれば幾ら掛かるというあたりについても、当然、財政状況が問題の一つだというわけですから、検討がなされているのではないかというふうに思うんですが、その辺については、試算はどのようになっておりますでしょうか。

それから、住宅リフォームの関係ですが、事務費も含めて3,200万円になっておりましたが、事業費の方は3,000万ということでした。それが、そこに達すればおしまいだということでしたが、そういう意味では短期ということでした。これは、やってみないと分からないということではありますが、この1年はそれで対応するとして、来年度も同じような考えをするのか、全く白紙、来年度以降については白紙なのか、来年度以降は今年状況を見てですね、更に何らかの方向をとということなのか。

その点と、もう一つは、今年度についても、制度周知の期間も必要ですし、募集をいつからするのかということなどもありますが、そのあたりの周知期間とか、募集の開始時期等についても、どのようになっておりますでしょうか。

健康福祉部長（迫田福幸） 小学校3年生までに完全無料化した場合、あるいは小学校卒業まで、中学校3年生までに完全無料化した場合の財源についての試算でございますが、小学校3年生までに完全無料化した場合には、約6,100万円、小学校卒業まで完全無料化した場合に約7,010万円、中学校卒業まで完全無料化した場合に約8,200万円を想定しております。

産業振興部長（下吉耕一） 平成26年度以降はどうするのかという質疑でございますけれども、26年度以降につきましては、平成25年度の制度利用状況、経済状況や財政状況等を総合的に

勘案した上で対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、事業期間につきましては、4月1日から6月30日までを周知期間として、3か月間ですが、周知期間として設け、7月から受付開始を予定しております。

議長（森時徳） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第31号及び議案第33号から議案第39号までの26議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第32号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも休会中、審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

議長（森時徳） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 中 村 洋 幸

議 員 前之園 正 和

第1回指宿市議会定例会会議録

平成25年3月18日午前10時 開議

~~~~~

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 松下喜久雄 |
| 22番議員 | 森時徳   |       |       |

---

## 1. 欠席議員

なし

---

## 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市長     | 豊留悦男 | 副市長    | 渡瀬貴久 |
| 副市長    | 上村欣久 | 教育長    | 池田昭夫 |
| 総務部長   | 遠見重英 | 市民生活部長 | 谷口強美 |
| 健康福祉部長 | 迫田福幸 | 産業振興部長 | 下吉耕一 |
| 建設部長   | 三窪義孝 | 教育部長   | 濱田悟  |

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 山川支所長  | 森 健 一   | 開聞支所長   | 井 上 修 一 |
| 総務部参与  | 久 保 憲一郎 | 産業振興部参与 | 中 間 竜 郎 |
| 建設部参与  | 上 谷 修   | 総務課長    | 高 野 重 夫 |
| 企画調整監  | 末 吉 龍一郎 | 危機管理室長  | 森 和 美   |
| 市民協働課長 | 馬 場 久 生 | 環境政策課長  | 廣 森 敏 幸 |
| 長寿介護課長 | 野 口 義 幸 | 地域福祉課長  | 大久保 成 人 |
| 農政課長   | 宮 崎 英 世 | 耕地林務課長  | 澤 山 重 蔵 |
| 商工水産課長 | 中 村 俊 治 | 土木課長    | 山 下 康 彦 |
| 学校教育課長 | 瀬戸山 稔   |         |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局長   | 福 山 一 幸 | 次長兼議事係長 | 岩 下 勝 美 |
| 調査管理係長 | 鮎 川 富 男 | 議事係主査   | 濱 上 和 也 |

開 議

午前10時00分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、物袋昭弘議員及び前原六則議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高橋三樹議員。

4番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。風薫る春になりました。別れと旅立ちの季節になりました。まず、この3月末日をもって退職されます職員の皆さん、各課を回り、長い間ご活躍され、ご尽力され、市民の福祉の向上に寄与されました。特に合併したことにより、様々なご苦労があったことと察しております。今後のご多幸をご祈念いたします。

それでは、通告してありましたので、申し上げます。

1、農業振興について。字陳之尾、尾長谷の農道、側溝整備及び排水路整備について申し上げます。まず、この場所ですが、国道226号線を岩本方面に行きますと、岩本トンネルがあります。この手前に薩摩焼がありまして、線路をはさんで海側一帯が字陳之尾、尾長谷の畑で、畑かん事業が実施されなかったところです。平成23年9月議会で、同僚議員が畑かん事業を導入できないかお尋ねしたところ、受益者の総意が必要で難しいというような答弁だったと思います。自分の場合は、畑かんではなく、現在のままで農道側溝整備及び排水路整備ができないか申し上げているところです。岩本の高目浦地区は、漁業一本で食べていくのは難しくなり、湾内雑魚、枕崎沖のエビ捕り、一本釣り、いずれも昔のように獲れなくなりました。そこで農業に力を入れています。字陳之尾、尾長谷の畑は、山がなく、日当たりも良く、黒土でよく肥えており、海岸に近いため、霜が降りず、品質の高いソラマメなどの生産が盛んな一等地の畑です。ところが、排水口がなく、路面が傷んでいるため、トラクター、耕運機、軽トラックの走行に支障を来すとともに、農作物に傷みを引き起こす原因となっております。このような状況の下、生産性の向上を図り、一等農地の有効利用と保全に努める上から、農道側溝整備及び排水路整備がぜひとも必要です。ご検討してください。

次は、2、岩本交差点等について。岩本交差点の現状と進捗状況についてですが、国道226号岩本交差点改良事業に伴い、家屋の移転、新築などが進んでいるようです。2年前は約30

%の進捗のようでした。交差点改良事業の現在の進捗状況はどうなっているか伺いまして、1回目といたします。

市長（豊留悦男） まず初めに、農業振興についてのご質問をいただきました。字陳之尾、尾長谷の農道の件等でございます。当該地区は、海岸線の丘陵地帯に位置し、無霜地帯ということで、豆類の栽培が盛んに行われている地域でございます。当該地区の主な耕作者でございます岩本地区の方々にとっては、貴重な農地となっているところでもございます。ただ、昨今の畑作の営農形態も著しく変化し、露地栽培からマルチ栽培へと移行していることから、雨水等の流出率が増加し、畑地、道路の洗掘が発生している状況が見られるところでございます。議員のご質問によりますと、受益者の方々の要望は、面の整備を含めた基盤整備でなく、排水路整備と道路舗装整備であるようでございますので、農業農村整備事業のメニューを精査しながら、何らかの形で整備できないものかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、岩本交差点についてでございます。国道226号と県道岩本開聞線の起点が交差し、岩本交差点では、今和泉駅前から三枝商店までの約330mの区間について、国直轄事業として平成21年度から事業に着手し、改良事業に必要な用地の買収等を進めていただいております。沿道の皆さんや関係者のご協力、ご理解によりまして、現在のところ約90%の用地交渉が完了しているところでございます。以下、いただきました質問等につきましては、関係部長に答弁をいたさせます。

4番議員（高橋三樹） それでは農業振興についてですけれども、協議を重ねていきたいという答弁でした。この4月から市役所の組織再編成が実施されまして、農政部が設置されることになっております。今までなかったのはおかしいぐらいです。これは豊留市長が農業振興にもっと力を入れたい、更に進めたいという思いが伝わってきます。こういうことをとらえての質問であります。字陳之尾、尾長谷の畑については、初めは材料支給で済ませようとしたんですが、あっちも悪い、こっちも悪いということになり、排水路もないことから、今のようになったわけで、ずっと前からの話です。奥様方は道を走るのが怖いと言ってます。転倒、転落事故のないことを祈るだけです。全体的に流末の水路も必要な地域であると思っていますので、その件も含めて、是非、事業を検討してほしいです。受益者の同意書を添えて要望書を提出しますので、どうぞよろしく願います。どうでしょうか。

産業振興部参与（中間竜郎） 流末の水路も含めての検討をよろしくということでございますけれども、排水路整備と道路舗装整備の要望ということでありますので、今お話もございましたけれども、排水路について流末水路がない状態でもあり、海岸側の市道へ土砂流出がある状態でありますので、防災も含め今後どのような事業が導入できるか、農業農村整備事業、防災事業、いろいろな方面から関係部署とも協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 是非，検討していただきたいと存じます。

次は，岩本交差点に入りますが，今の答弁ですと，現在のところ約90%の用地交渉が完了してるといふ答弁でした。交差点改良事業の完成までの予定はどうなっているのかどうか，この点を伺います。

建設部参与（上谷修） 交差点改良の完了までの予定ということでございます。鹿児島国道事務所によりますと，今後，残りの用地交渉が進んでまいりますと，平成25年度に岩本麓遺跡の埋蔵文化財調査を行い，その後本工事に着手いたしまして，平成25年度内に供用できるよう事業を進めているとのことでございます。事業の早期完成には，残り約10%の用地買収が順調に進むことが不可欠となります。また，埋蔵文化財調査の状況によりましては，延伸も考えられますので，今後とも沿線の皆様や関係者のご協力とご理解を賜りますようお願いしてまいりたいと思っております。

4 番議員（高橋三樹） ただいまの答弁で，埋蔵文化財調査という答弁でした。初めて聞きましたけど，何かかけらが出たのでしょうか。あるいは，出なくても調査をすることになっていたのでしょうか。今和泉校区には，岩本遺跡，鳥山遺跡，そして小牧遺跡があると聞いておりますけども，この点はどうか，伺います。

建設部参与（上谷修） 平成23年11月以降，鹿児島県教育委員会文化財課におきまして，国道岩本交差点改良事業の予定範囲内において遺跡の有無の確認を行いましたところ，古墳時代から江戸時代にかけての人々の生活跡が発見され，新遺跡として周知されたところでございます。遺跡の名称は岩本麓遺跡で，遺跡の範囲は，岩本交差点の北側と南側に流れる小河川にはされまた丘陵地となっているところであります。今後の調査予定につきましては，道路拡幅予定地の用地買収完了後，試掘調査を行い，調査スケジュールが決まってくると聞いております。

4 番議員（高橋三樹） 用地が買収が完了してから試掘調査ということになりますと，場合によっては長引くことも考えられるのかなあと思っておりますけども，調査を待たなければ何とも申し上げられません。

それから，国道226号の岩本交差点改良事業について，用地取得は完了した段階で広く市民に周知するとのことでありました，2年前の答弁ですね。この点はどうか，伺います。

建設部参与（上谷修） 市民への皆様への周知につきましては，用地取得が完了し，工事に着手した段階が適時と考えておりますので，広報いぶすきなどを通じて市民の皆様へ広く周知してまいりたいと考えております。

4 番議員（高橋三樹） いろいろなことがあって，早く着工して完成できればなあと思っております。

次は，岩本交差点から海岸へ通る市道岩本麓線について申し上げます。平成23年の3月議

会の自分の一般質問で、岩本交差点から今和泉に通ずる道路の必要性和、市道での整備の可能性を調査するとの答弁がありました。国道226号岩本交差点改良事業が着々と進む中で、その後どのようなようになったのでしょうか。同僚議員と話し合いの場をもったり、自分で回ったりしても感じは良かったのですが、その点どうでしょうか、伺います。

建設部参与（上谷修） 岩本交差点から海岸へ通る市道岩本麓線についてのご質問でございます。平成23年6月、市道岩本麓線沿線の地権者の皆様へ個別説明を行いましたところ、一定のご理解をいただきましたので、地権者や関係者との協議を進めるため、概略設計に着手し、併せて、国道226号及び今和泉漁港関連道との取付協議を関係機関と進めながら、県公安委員会と交差点協議を行ってまいりました。事業区分につきましては、国・県・市がそれぞれ管轄する部分について整備を行っていくこととなり、本市につきましては、岩本交差点から今和泉漁港区域までの間を、市道岩本麓線道路改良舗装事業として、今後進めていくことになっております。

4番議員（高橋三樹） ただいまの答弁で進めていくということになっているという答弁でした。前回2年前と重なりますけども、今回が最後のチャンスです。岩本地区は狭い道路が多くて、地震や火災、台風などの災害時、大型消防車や救急車などの緊急車両、また、ダンプカーなどの大型車両が通れる幹線道路が岩本トンネルのそばから浜に下る道がありません。そこが通行止ということになりますと、浜への次に行く道がありません。どうしてももう1本国道と浜を通じる道路がほしいところです。岩本交差点から海岸へ通る市道岩本麓線が、位置的にも最も有効であると考えられます。長年の懸案ですので、是非とも実現してください。市道での整備を行うとのことでしたが、今後の予定はどうなっているか、伺います。

建設部参与（上谷修） 市道岩本麓線道路改良舗装事業につきましては、平成24年度事業として測量設計業務を行い、また、現在、国道取付に必要な部分から用地交渉を進めているところでございます。平成25年度は、引き続き用地交渉を進め、平成26年度に埋蔵文化財調査を行うとともに、調査完了次第本工事に着手し、供用開始できるよう計画を進めているところでございます。

4番議員（高橋三樹） まだまだ時間がかかるようですけども、とにかく国道の交差点改良事業と並行して整備をすることが一番大事だと思っております。

次は、岩本交差点の国道、漁港関連道、市道の整備が進んでいきますと、今後交通量も増えていくと思われれます。岩本漁協前の漁港関連道がクランク状となっておりまして、大型車両が通ると非常に危険な状態であります。改良の必要を感じますが、この点はどうか、お伺いします。

建設部参与（上谷修） 議員ご指摘のとおり、岩本漁協前の漁港関連道はクランク状となっておりますことから、これまでも篤姫駐車場へ出入りする大型バス等の通行の際危険な状況が見受けられるようでございます。今後、岩本交差点改良事業に併せ、市道整備や漁港関連道

の整備が進んでまいりますと、交通量も増えてくることが予想されますので、漁協前の局部改良について県へ要望してまいりたいと考えております。

4 番議員（高橋三樹） 県へ要望をしてまいりたいとの答弁でした。ありがとうございます。

最後になりますが、国道226号の岩本トンネルの先、JR橋梁の先から薩摩焼までの区間は歩道がありません。途切れています。開発期成会などで要望はできないかということです。国道は交通量が多く、あそこは急カーブで下り坂、どうしても内側を走ります。高齢者が乳母車を引いていたり、高校生が歩いていたり、自転車を引いていたり、非常に危険を感じております。この点どうでしょうか、お伺いします。

総務部参与（久保憲一郎） 国道226号岩本トンネルの先、JR橋梁付近から薩摩焼輝宝堂までの区間の歩道設置について、開発期成会等で要望はできないかとの質問でございます。指宿市と南薩の南九州市、南さつま市、枕崎市の4市で構成します南薩地区総合開発期成会では、民間で組織する国道226号整備促進協議会と連携しまして、国道226号の早期整備促進について要望活動等を毎年実施しております。平成24年度におきましても、国土交通省や九州地方整備局、国道226号を管理しております鹿児島国道事務所に対しまして、産業道路南入口交差点から烏帽子嶽神社下まで、通称、平川道路の4車線拡幅改良の早期整備等について要望を行ってまいりました。また、全国で発生している交通事故において、子供や高齢者等が被害を受けている事例が多発しており、特に通学路に利用される歩道の整備を望む声も上がっていることから、本年度より高齢者や若年者等の安全・安心な通行のための歩道整備促進といった文言も新たに加えながら、要望活動を実施してきたところでございます。これらの要望につきまして、鹿児島国道事務所等では、岩本交差点を含めて国道226号の多くの場所で交差点改良と併せて歩道整備を行いながら、引き続き、どこの箇所が交通安全上の支障があるのか等について調査しつつ、重要度の高い箇所から事業をしていくという流れであるとの回答をいただいております。議員ご質問のありました区間につきましては、以前から歩道設置についてご要望をいただいている区間でもありますので、今後とも引き続き鹿児島国道事務所等へ要望してまいりたいと思っております。

4 番議員（高橋三樹） 是非、優先的に工事が着手することを祈っております。

一言申し上げます。安部首相は3月15日夕方、環太平洋連携協定、TPPの交渉に参加することを正式に表明しました。早ければ7月に参加することになっているようですけれども、どの国にも守らなければならない聖域というものがあります。特に農業です。国土の保全を守り、環境を守る。食と農業をしっかりと守っていただきたいと存じます。

終わります。どうもありがとうございました。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時33分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

16番議員（六反園弘） おはようございます。16番議員の六反園です。

沖縄に配備する以前から何件もの事故を起こした安全飛行に問題の抱えたオスプレイが、自治体の了解も得ないまま日本の上空を昼夜を問わず飛んでおります。また、福島原発の後始末を先送りしたまま、原発の再稼働がうたわれている現在の状況です。東日本の復興予算が後回しにされているような状況も見られます。困っている人を救う政治は今こそ求められているのではないのでしょうか。世界の平和と国民の安全・安心を希求する社会民主党の立場から一般質問をしてみたいです。

まず、山川高校の支援について質問してみたいですが、山川高校支援活性化対策協議会という協議会がすばらしい陣容で設置されております。豊留市長をはじめ市議会議長、県議会議員、その他いろいろな団体の長が並んでおります。これだけの陣容でできておれば、もう問題なく山川高校が今後発展を続けていくであろうという気もするんですが、これまでに協議会として何回会合を開いて、どのような活動がなされたのかお聞きいたします。また、市長がこの協議会の会長としておられるわけですが、山川高校の現状をどう認識されているのか伺います。

次に、障がい児の学童保育について伺いますが、子供の放課後を考える会が要望書を出していると思いますけれども、どのような内容であるのかお聞かせください。また、行政として放課後を考える会とこれまでに何回ほど会合をもったのか、教えていただきたいと思いません。

3番目に、健幸の施策についてお尋ねいたします。3月2日の土曜日でしたが、市民会館において健幸のまちづくりシンポジウムが開催され、豊留市長による健幸のまちづくりの取り組みの発表、これに続いて筑波大学の久野教授による健康寿命が延びるまちづくりの講演がありました。そこでは両者とも歩くことの大切さが強調されました。そこで伺いますが、市民を歩くことへ向けさせるためどのような準備をこれまでされてきたか、伺います。

次に、住民の健康づくりのため、これまでになかった柳田校区に、市の管理による公園の設置は考えられないのか。健幸のまちづくりの中では歩くことの大切さが言われましたが、やはり近くに公園があるということで市民がそこへ歩いて出掛けるという、そういったことがよく言われるわけですので、是非設置の考えをお聞かせいただきたいと思いません。

それから、乳幼児医療費の無料化ですが、この今議会の中で小学3年生までの無料化が提案されておりますけれども、思い切って小学校の6年生までの無料化ができないのか、お伺いいたします。

最後に、豊かな資源が織りなす食と健康のまちであるこの指宿に、被災地東日本の子供たちを夏休みを利用して招待する考えはないかお伺いして、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 山川高校等への支援、存続に対するいろいろな取り組みについてご質問をいただきました。山川高等学校支援活性化対策協議会の活動について、まずお答えしたいと思います。山川高等学校につきましては、ここ数年、定数充足率の低迷が懸念されておりました。市ではこうした現状への対策を検討することと、山川高等学校の活性化と振興を図ることを目的に、山川高校や同窓会等とともに、平成23年6月2日に鹿児島県立山川高等学校支援活性化対策協議会を設立したところでございます。これまで発足のための総会を含めて3回の会合をもちました。その中で講演会も開催しているところでございます。協議会の活動内容といたしましては、山川高等学校の実態を把握し、関係者と課題を共有するとともに、活性化策についての意見を交換し、話し合っているところであります。昨年度実施いたしました地域活性化講演会では、食環境ジャーナリストの金丸弘美氏を招き、食の宝が散在する本市の食材や暮らし、生き方を見直し、指宿のブランドづくりや指宿産食の魅力について考える機会となったところでございます。昨年9月28日付の南日本新聞に、県教育委員会が山川高等学校の今後の在り方についても地元との協議が必要との認識を示したことが掲載されておりました。このため、11月19日に臨時総会を開催し、協議会として問題意識を共有するとともに、平成25年度の新入生確保のために高校が立ち上げましたOB、OG会について話を伺い、それを踏まえて山川高校の活性化について意見を出し、協議したところであります。なお、この協議会の会長は私が担っているところでございます。山川高校の平成25年1月31日現在の在籍者数は、3学年の合計定員240人に対して118人となっており、定数充足率では49.2%になっております。さらに、先日発表がございましたが、平成25年度の最終出願者数は、園芸工学、農業経済学科と生活情報学科を合わせた定員80名に対して30名でございまして、倍率としては0.38倍にとどまっており、今後の高校の在り方を考えますと、非常に厳しい状況にあると認識しているところでございます。山川高校は南薩の安心・安全な食糧供給基地である指宿市の農業後継者育成に欠かせない学校であり、その存続は地域の産業振興と深く結び付いていると認識いたしているところですが、現状のような低い充足率が続くようであれば、山川高校の存続自体が危惧されますので、高校の活性化は急務であると考えているところでございます。

次に、健幸のまちSWC構想の施策等についての質問をいただきました。本市が推進しております健幸のまち、健幸のこうは幸いと書きますけれども、質問をいただきました。ご承知のとおり、市の歳出に占める国民健康保険や介護保険の医療費等の割合が年々高くなってきており、また、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰出金も年々増加し、財政に影響を与えているなど、早急な対策が急務でございます。少子高齢化の進行に伴い、今後も医療費等の増大が予想されており、これらを抑制・削減するためには、より多くの市民が健康に対して興味を持ち、健康づくりに積極的に取り組んでいただくことが極めて重要であると思っております。健幸のまちづくりの目標は、日本一健幸なまちIBUSUKIの実現

であり、そのために健康を軸としたまちづくりを進め、本市のすべての施策に健康づくりという横串を刺し、市民の健康が増進し、生き生きと元気で活気ある生活が送れるような施策を展開してまいらなければならないと考えております。平成24年度は、特定健診の受診率向上を目的とする健康づくり応援クーポン事業を開始するとともに、本市の大きな課題である脳卒中の発症予防や重症化予防を目的とする県のモデル事業「脳卒中对策プロジェクト」への取り組みも始められております。また、これまでの間、本市は、「健幸」をまちづくり政策の中核にする首長の勉強会であります「スマート・ウエルネス・シティ首長研究会」に平成22年10月から参加し、先進的な取り組みを行っている自治体の情報収集や効果的な施策の研究を続けるとともに、平成23年度からは、全庁的・横断的に協議を行う場として、庁内にSWCに関するプロジェクトチームを設置し、健幸のまちを実現するための具体的施策について協議・検討を行っているところであります。その結果、効果が見込め、早急に取り組む必要がある施策については、平成25年度から新たにに取り組むことといたしました。日本一健康なIBUSUKIが目指す将来像は、市民の健康寿命の延伸、健康寿命を延ばすことと、医療費等の抑制・削減の二つでございます。誰もが参加したくなる健康づくりの施策を展開し、健康づくりへの機運を高め、科学的な根拠に基づく健康づくりを実践する健幸な市民をこれまで以上に増やすことにより、医療費等の抑制・削減を図り、ひいては本市の財政状況の改善にも大きく寄与させてまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等については、部長等に答弁をいたさせます。

健康福祉部長（迫田福幸） 障がい児の学童保育について。子供の放課後を考える会の要望はどのような内容だったかとのご質問でございます。平成23年12月20日付で、障害や発達に支援の必要な子供たちのための学童保育施設設置に向けて五つの項目から成る要望書をいただいたところでございます。内容といたしましては、項目1として、市の直営、または公的な機関への委託による一時的な預かりをする、日中一時支援事業ではない療育を伴う放課後等デイサービスでの障がい児学童保育を設置していただきたい。項目2といたしまして、小学校から高校生までが対象となることから、様々な体験活動や一人ひとりに合った指導のできる専門的な知識を持ったスタッフを配置していただきたい。項目3といたしまして、知的障がい児や肢体不自由のある重度の重複障害の子供たちが安心・安全に利用できるよう、施設環境の整備やスタッフの配置をしていただきたい。項目4といたしまして、保護者の負担軽減や就労及び社会参加の保障のため、小・中学校及び指宿養護学校から学童保育の実施場所への2路線の確保、学童保育の実施場所から自宅への送迎サービスを行っていただきたい。項目5といたしまして、今後、学童保育の具体的な中身作りに際して、子供の放課後を考える会との連携や意見交換ができる定期的な話し合いの場を設けていただきたいという要望でございました。

次に、行政として放課後を考える会と何回ぐらい話し合いをしているかとのご質問でござ

います。平成23年6月議会で議員から障がい児の学童保育についてご質問をいただいた後、平成23年6月30日の子供の放課後を考える会運営委員会において、平成23年8月27日の夏休み期間中の公開学童保育において、平成23年10月27日の私たちの願う学童保育について語る会において、平成25年1月24日の子供の放課後を考える会語る会・報告会において、平成25年3月4日の子供の放課後を考える会運営委員会において、平成25年3月11日の子供の放課後を考える会運営委員会において、現在まで計6回の意見交換会を行っております。なお、平成25年1月24日の意見交換会の中で、運営委員から、すぐにはできないかもしれないが、民間による事業展開も理解するとの一定の方向性を示した報告がなされたところでございます。

次に、乳幼児等医療費を小学校6年生まで無料化できないか、とのご質問でございます。乳幼児等医療費助成制度につきましては、時代を担う子供たちを健やかに産み育てていくための環境整備や少子化対策の一環として、非常に重要な制度であると認識いたしております。今回の拡充に当たりましては、限られた財源ではございますが、指宿市次世代育成支援地域行動計画を総合的に推進する上からも、助成対象年齢等も含め慎重に検討を重ね、市町村民税非課税世帯以外の世帯に対する負担額を廃止し、小学校3年生までを完全無料化したところでございます。小学校6年生までの無料化につきましては、県の制度を超えることから、全額市が負担することになります。子供を安心して産み育てる環境につきましては、乳幼児等医療費助成のみでなく、保育や延長保育、病後児保育、休日保育事業等、指宿市次世代育成支援地域行動計画に掲げる事業を推進することにより、相互的に醸成されるものと考えております。したがって、小学校6年生までの無料化につきましては、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づく事業を推進する中で総合的に推進することが必要であることから、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

産業振興部参与（中間竜郎） 柳田地区に公園等を設置する考えはないかということでございますが、この永田地区周辺につきましては、以前、農村の総合整備事業では場整備等を計画いたしました。同意率が30%しかなく、事業を取りやめた経緯があります。その後、耕作放棄地が増え、現在の状況になっているところでありますが、何らかの事業を導入し、農地の活用方法はないものか思慮しているところでございます。そこで、この地区の将来の姿を模索する意味から、意向アンケート調査を行い、その結果を踏まえ、今後の永田地区の基盤整備等について検討してまいりたいと考えているところでございます。ご質問の公園の整備につきましても、アンケートの結果を分析し、農業農村整備事業の中で活性化施設の整備、交流施設基盤等の整備として位置付けを行い、今後、地権者等の意向を十分把握し、県の指導も仰ぎながら、公園整備を含めた当該地域の整備を検討してまいりたいと考えているところであります。

総務部参与（久保憲一郎） 被災地の子供を指宿市に招待することについてのお尋ねでございました。指宿市ではこれまで被災地支援として職員派遣や義捐金、物資の調達とその提供を、

また、避難者の受入れ関係については、指宿市公営住宅の情報を市のホームページへ掲載しております。議員ご提案の子供の招待については、一昨年12月に、日置市に本部のある全日本少林寺流空手道錬心館が、福島県楡葉町の小・中学生と引率者22名を受入れ、指宿市体育協会に加盟している指宿地区本部で宿泊させる受入れ事業を行っていただいております。また、昨年8月には、ロータリークラブが、福島県川内村の児童など28人を招待し、魚見小学校の児童との交流や知林ヶ島への渡島、マリンスポーツ体験を実施していただいております。被災者にとってはまだまだ苦しい時と想われますが、復興を応援したいと考えており、民間レベルでの支援を期待するとともに、PRや広報活動など市でできる支援を今後も引き続き行っていきたいと考えております。

16番議員（六反園弘） 今の調子でいくとちょっと最初の方で終わりになるような気がするんですが。急ぎます。山川高校の支援ですが、やはり県教委としてはですね、昨年5月から12月にかけて高校教育課、それから教職員課、さらにはですね、県教委の教育長、六反省一教育長自らが山川高校まで足を延ばして来ております。ということは、一概に入学してくる子供たち、応募する子供たちが少ないからといってですね、すぐ廃校にしてしまうということがかなり問題になって、学校のある地域のやはり住民の考えがどうなのか。高校を必要としている熱意はどうか、その辺を非常に重視してきている。それがあの大隅高校、大隅での高校編成の中にも出てきていると思います。今は日置の方でも串木野高校その他いろんな問題がまた出てきておりますが、どこでもですね、やはり首長さんたちが非常に熱心に動いている。その姿が県教委に届けられて、それによって県教委の考え方もかなり変わってきていると思います。その市にある高校に市内の子供たちが2分の1を2年間切るようであれば統廃合の対象にしていくというような乱暴な基準が出されたことがあります。これが県議会辺りの問題になって、すぐに県教委が取りやめた経緯もあります。したがってですね、地域の方からどれだけ山川高校を残さないといけないか。その熱意が県教委にどれだけ伝わるか。これによって山川高校が残るか、統廃合の対象になっていくかの境目になっていくと思うんです。そういう意味からいってもですね、やはり地元の声が届かないと、県教委としては、もう来年度は山川高校入学募集は停止すると、こういった結論が出される可能性というのは非常に、今のままでは強いと思うんです。したがって、市長は協議会長として、地元の山川高校の存続の熱い願いというものを県教委へ早急に伝えていく必要があるんじゃないか。山川高校の存続のためにどのようなことをアピールして、今後それを県教委に届けていくか、その辺をどうお考えか、お聞かせください。

市長（豊留悦男） 山川高校の置かれた地域の期待、それと我がこの指宿南薩地区の特性という観点から鑑みますと、山川高校の役割と地域産業に果たす、特に農業に果たす役割は極めて大きいのがあるというのは、誰しもが認めるところであります。県教委の考えというのを十分斟酌しながらも、私ども指宿地区の農業を守る、農業生産、つまり若手就農家を育てる、

青年就労者を育てる、農業就労者でございますけれども、そういうためにも、この学校というのは極めて大切であると、そういう認識を私も持っております。県教委等との話し合いの中では、今後、山川高校をどうするか、地域一体となって、この学校をどう育てていくのか、そういう理由を持ちながら交渉に当たることが大切であろうかと思えます。そういう意味で、農協の方々、農業後継者の方々の意見を十分汲みながら、どのような形で県教委と今後この存続へ向けてお願いをしていくかということについては、この対策委員会の中で十分話し合っていきたいと考えております。普通高校の存続については、数値的なものは一番大きいでありましょう。しかし、やはり農業を守るというこの地区の特性を考えた場合の山川高校の大切さというのを地域と一緒に訴えてまいりたいと思っております。

16番議員（六反園弘） 山川高校の農業に果たす役割、バイオ苗とかいろいろあるわけですが、そういったものを今後大いに生かしていくということみたいですが、山川のOB、OG会も設立されて、これについていろいろ動き出しておりますし、他に民主教育を守る市民会議というのが立ち上がって、これまでに3回ほど会をもっておりますが、いろんな方々を呼んで話を聞いたり、それから山川高校の卒業生の声を聞いたりしているようですが、こういった団体とも連携を取って、今後これを早急に煮詰めていく。そしてやはり急がなければいけないんじゃないかと思うんですね。県教委としては、今年の入試までは今までどおりという募集の仕方を言明したようですが、来年については語らなかったということのようですから、来年へ向けてですね、県教委が統廃合の対象に出てくる、その前にもうこちらの強い意向を示すというそれが大事と思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

市長（豊留悦男） 山川高校におきましては、今後、存続へ向けた具体的な再建の計画、つまり、山川高校と地域と一緒にここを育てていくという観点でビジョンを描かなければ、なかなか説得のある説明はできないだろうと思っております。中学3年生の卒業状況を見ましても、極めてその数が少なくなっております。指宿学区におきましても、指宿商業、指宿高校、穎娃高校、山川高校、個々の定員と卒業者等を比べてみます時に、今後どのような形で高校存続に向けて、市として、地域として働きかけていくかということも必要であろうかと思えます。今回の対策協議会、いわゆる話し合いを通して、今後、山川高校をこう育てるのだと。そして、そこを卒業した高校生が、確実に指宿地区の農業を担っていくのだというようなことを含めて、今後そういうビジョンを練っていき、それを元に県教委といろいろと協議をし、存続へ向けて努力をしてまいりたいと考えております。

16番議員（六反園弘） よろしく申し上げます。

それでは、障がい者、障害を持った子供たちの学童保育について質問をしてみたいです。先ほどちょっと部長の方からも出ましたが、当初、市の直轄で学童保育をお願いしたいと言っていた放課後を考える会の方々の意向として、民間の事業者でも私たちの願いが叶うならば、ということがあったということで、最近のニュースとして、障害を持つ子供たちの学童保育

を私どもにやらせてくださいという民間の事業所が名乗り出てきたということを知りましたが、それはどこの何という事業所か。この辺について放課後を考える会から何らかの反応があったのかどうか、お伺いします。

健康福祉部長（迫田福幸） 社会福祉法人等の名称でございますが、これにつきましては、現在、県へ認可中でございます。したがって、福祉会の名称は控えさせていただきますが、近隣市南九州市で社会法人としてこのような事業を展開している法人でございます。それから、つい最近の考える会の皆様方との協議の中では、今月の4日、11日に協議もっております。その中で、考える会の皆様をはじめ、出席者からは、民間社会法人の事業展開についてご理解をいただいたものと思っております。

16番議員（六反園弘） 南九州市に事務所を持つ民間の事業所だということで、まだはっきり個人名は出せないということのようですが、今後ですね、この事業所が直接学童保育をやったという、運営をしたという経験はないように聞いておりますので、やはりこれからこの放課後を考える会の方々、この子供たちのこの希望が叶えられるようにですね、やはりこの事業所が運営をしていくとなった場合に、この事業所と市の担当と、そして放課後を考える会の代表と、いろいろ今後とも定期的に運営について語っていくというそういう場を設けていく考えがあるかどうか、お伺いします。

健康福祉部長（迫田福幸） 市といたしましては、25年度中の早期事業の開始に向け、今後も引き続き子供の放課後を考える会の皆様や、社会福祉法人及び担当課の三者で協議を重ねて、よりよい放課後とデイサービスが実施できるように努めてまいりたいと考えております。また、事業開始後も定期的に意見交換会をもつということで確認をいたしているところでございます。

16番議員（六反園弘） 障害を持った子供たちがこれまで望んでいた学童保育ですので、その辺の希望が十分に生かされるよう、よろしく願いいたします。

それでは、時間の都合もありますので、健幸のまちづくりの方に入っていきますが、あの講演の中にもあったようにですね、人々が歩く、移動する、足を鍛えるというよりも、どっちかという、そういった形で心身共に人々が交流するということが大事だということと言われたと思うんです。そういう意味で、私は、まずこの公園の設置、柳田校区にまだ市が管理する公園が、丹波校区にはたくさんありますが、柳田校区にはありませんので、これを設置する考えというのはどうなのかということで聞いたところが、十町地区の整備において、線路から下の方には大小三つぐらいの都市公園と言いますが、公園が整備されると。これではですね、市長の生まれた宮、そして木之下、温湯、この辺はここまで出てくるというのは大変なことで、ちょっと利用がかなわないんじゃないか。それから、先ほど答弁がありました、東方の永田地区の休耕地が多いんですが、あそこはどうなのかということで、先ほど答弁もありましたけれども、二反田川の上流の改修整備ということで、川幅を広げると

かいろいろ出ているようですけれども、かなりの財源がそれには必要だと。であれば、あの二反田川の休耕地のところに調整池というため池を造る。それと併せて、公園を造ったらどうなのか。そういう考えが市民の中からも出ているわけですが、これについてはどうでしょうか。

建設部長（三窪義孝） 二級河川二反田川上流部の整備につきましては、昨年6月の集中豪雨災害後、河川管理者であります県の方で、河川整備に向けて調査・測量に着手し、今後、対策工法等整備計画が検討されると聞いております。二反田川の整備は、あくまでも洪水対策を目的といたします河川改修事業であり、また、永田地区におきましては、農用区域であり、開発行為の制限があることを考慮しますと、河川改修と公園を一体的に整備することは難しいものではないかと考えております。しかしながら、市といたしましては、二反田川流域の対策は喫緊の課題でありますので、総合的な雨水処理対策としての遊休地を利用した調整池の検討等についても、今後とも県と協議してまいりたいと考えております。

16番議員（六反園弘） 今の部長の答弁で、まだ検討の余地があるということですので、その辺の方向でどうなのか。先ほど農政部の方からは、地権者のアンケートも取りながら公園設置ということがどこまで可能なのか。これは両方相反するじゃなくて、公園設置や二反田川の雨水対策も含めてですね、両方大事なことですので、どちらが実現可能で、また、より住民のためになるのか。二反田川の雨水対策も大事でありますし、それから、公園をあそこにですね、造っていただくというのは、温湯、木之下だけでなくですね、田之畑、道上、そして道下地区、ここからもですね、あそこには非常に近いわけですので、そういった多くの住民が利用できると思うんです。そういう意味で、是非ですね、ここに公園の実現、雨水対策の実施やっていただきたいと思います。市長、どうお考えですか。

市長（豊留悦男） 先日の講演会でもありましたように、指宿の医療費というのは、県平均、全国平均を大幅に上回っております。やはりこういうことを考える医療費の問題だけではなくて、健康寿命を延ばすという、このことが行政に課せられた大きな課題でもございます。歩くことで人に触れ合うことで健康になるという、健康寿命を延ばすという、これがSWC構想の原点でもございます。歩けるような環境、つまり、公園を含めた環境の整備も極めて大切であります。歩け歩けと言っても歩く場がないではないか、そういう声も聞かれるのも事実でございます。私もあの永田の田圃のあの周りを歩いてみました。1kmを超える周囲であります。そういうことを考えますと、あの地域に高齢者がどれくらい住んでいるのか。そして生活習慣病を含むいろいろな病気と言いますか、病院に通う人はいくらいるのか。そういうこと等のデータを収集しながら、近くに歩ける環境づくり、そして歩くための指導する人、物、金、そういうものを含めて今後、健幸なまちづくりの基本的な施策を構築しなければならないと考えているところでございます。議員のご指摘の歩く、そして公園、そのことが健康につながるという、これはまさしく私どもが考えている健幸のまちでもございますの

で、このことについては十分検討し、事業推進に向けて努力をしてみたいと考えております。

16番議員（六反園弘） それから医療費の小学校6年生までの無料化の問題ですが、市の方としては3年生までなら何とかできそうだという考えのようですけれども、3年生までの場合と、6年生の場合と市の負担というのがかなり出てくるということでしたが、こういった負担になるのか、お知らせください。

健康福祉部長（迫田福幸） 小学校6年生までの完全無料化を実施すると仮定した場合には、あくまでも国保ベースでの試算ではございますが、更に1,200万円程度の一般財源を確保する必要があると思っております。

16番議員（六反園弘） 1,200万円の市の負担が出てくると。県や国としてはこれに対して補助とかそういった形のものが出てこないということになるんじゃないかと思うんですが、やはりこの辺を工夫して、学校教育30周年の経歴を持つ豊留市長だから、ああ、さすがだと。他のところであんまりやっていない、鹿児島県内に0じゃないんですが、6年生までやってるところはあるわけです。したがって、豊留市長もさすがやったかと言われるようなですね、この6年生までの医療費無料化を実現する、もう一歩その辺で踏ん張るということはいかでしょうか、市長のお考えを。

健康福祉部長（迫田福幸） 乳幼児等医療費助成に対する県の補助基準は、小学校就学前までとなっております。市町村民税非課税世帯以外の世帯に対しては、3千円の自己負担を超える分についての助成となっております。この基準額を超える分については、すべて一般会計からの支出となることから、本市の厳しい財政状況を鑑みますと、慎重に対応していく必要があると考えております。したがって、今後の拡充につきましては、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づき、総合的に判断しながら、研究・検討をしてみたいと考えております。

16番議員（六反園弘） もう1回念のためお聞きしますが、3年生の場合の市の負担というのはどうなっているのか、3年生まで。

健康福祉部長（迫田福幸） 3年生までを完全無料化した場合には、約6,100万程度の一般財源が必要でございます。

16番議員（六反園弘） 市長、どうなんですかね。これは通告でなく、一般的には突然質問することになると思う。来年の2月が我々議員も市長も任期が切れるわけですが、2期目の挑戦をされるお考えだと思いますが、であればですね、やはり、6年生までの医療費の無料化というのをそろそろ打って出るということも大事じゃないかと思いますが、その辺で市長、どうですか。できたら挑戦の決意も。

市長（豊留悦男） 乳幼児医療費の無料化について、財政的な裏付けがあれば、これはどの首長も是非やりたいと、そう言うに違いありません。本市においては、先ほど申し上げました

ように、国保会計、特会に多額の一般財源をつぎ込んでおります。財源をどのようにするのかというのは、財源が厳しいからという以前に大切なことであります。例えば、国保医療費が一般会計からの繰入れがないとすれば、このような事業というのはたやすいわけでありませぬ。何億も国保に繰り入れている現状に鑑みまして、やはり財源をどのようにするのかということが非常に厳しい判断が必要なところであります。障がい児の学童保育もそうでありませぬ。私はこの学童保育についても、医療費についても、教員という職で生活を立ててきておりましたので、やりたいというのは誰よりも強い思いがございます。先ほど担当部長が申し上げましたように、やりたいという反面、その裏付け、収入はいくらあるのか、入るを図りて出るを制するというこういう厳しい財政運営がありますけれども、子育てをしやすい環境を作るというのは、大切な行政の施策に生かさなければならぬ内容であろうかと思っております。そういう意味で、今回3年生までとさせていただきます。やはり指宿市としても、財政状況を鑑みながら、これは拡充する方向で考えなければならないとは思っております。ただ、その裏付けとして財政再建をどうするのか。盤石な財政基盤を確立するために、どのような事業を優先順位として取り組むべきなのか。そういうこと等をいろいろと考えさせていただき、議員のご指摘の乳幼児医療の拡充、その他につきましても、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

議長（森時徳） 通告外の質問は、遠慮願いたいと思えます。

16番議員（六反園弘） 是非聞きたかったんですが、議長から注意を受けましたので、やめておきます。

石巻の子供ですね、指宿市と交流のある石巻の子供、できたら福島の子供たち、子供の教育に携わっていた教育長だからお願いもするんですが、民間に頼って、その援助をしていく、PRをしていくというような参与の答弁もあったんですが、そういう他に頼るんじゃないで、もう一歩、これは人吉の子供たちや千歳の子供たちとの交流というのも、指宿としてはやってきている現状もあるわけですから、是非ですね、荒涼とした環境の中に置かれた石巻の子供たちや、いつ帰れるか分からない、立派な家がありながら、そこに何十年先に帰れるのかといったようなそういう福島の子供たちを、何人かずつでも夏休みに指宿に呼んでやるというその辺ができないのかな、これはもう何百万、何千万とかからないわけですから、その辺で市長、検討の値するところだと思うんですが、どうですか。

総務部参与（久保憲一郎） 東日本大震災によって被災した児童、生徒の学校における受入れ状況は、昨年の5月1日現在で全国で1万4,263人となっております。鹿児島県でも宮城県から9名、福島県から36名、計45名を受け入れている状況でございます。指宿市で夏季休業中等を利用して、是非この子供たちを招待できないかということでございますけれども、指宿市では議員が述べられたとおり、千歳市、人吉市等との子供たちの交流をやっております。ただ、先ほど述べたとおり、全国各地で子供たちを受け入れておりますので、この子供たちを取り

まとめてという作業は、なかなか行政の方では大変厳しいんじゃないかというふうに思っております。指宿市はすばらしい自然に恵まれておりますし、安心・安全な食が豊富でございますので、これらを活用する形で交流が行われるとするならば、議員ご指摘のような子供たちの健康にもよい影響があるのではないかと考えております。現段階では民間交流等を実施いただいて、指宿市の資源を活用いただければと考えておりますし、もし、指宿市においていただく際は、市の施設等の利用について万全の協力ができるのではないかと考えているところであります。

16番議員（六反園弘） 前に進んでいないんですが。もう一步前に進めて是非ですね、何らかの形で、福島や石巻の教育関係者に当たれば、そういった子供、最初は5人でも10人でもいいと思うんですが、3年生以上とか5年生以上とかですね、そういった形でできることからそれをやっていくというのは、健幸のまちづくりを標榜している指宿としても、この子供たちの将来を考えた時、指宿の将来を考えたときに、非常に大事なことはないかと思うんですが、市長、今後この辺を検討していくという考えをお持ちでしょうか。

市長（豊留悦男） 私もこれまで石巻には4回ほど参りました。亀山市長さんともお話を申し上げながら、そして私は特別の思いで大川小学校、門脇小学校等を訪問させていただきました。惨状に目を覆うとともに、深く心が痛みました。そういう子供たちに何とかできないかという話も私も思っております。そういう意味で、議員がご指摘いただいたこのことについては、石巻、福島を含めたいろんな方々とのそういう希望はあるのかどうか。そうした場合にどういう形での受入れ交流ができるのか、協議をさせていただきたいと思っております。指宿の菜の花を、福島原発で苦しんでいる郡山市に5kgほど届けました。間もなく5月になりますと、菜の花マラソン沿線で咲いたあの可憐な幸せを呼ぶという菜の花が、仮設住宅の周りに咲き乱れることでありましょう。そういう意味での交流というのは、現在積極的に行っております。青少年を育てるという観点からも、交流が可能であるとするならば、その方法等について考える価値は大いにあるかと私は思っております。

16番議員（六反園弘） 山川高校の継続存続、非常に大事な問題であります。また、障害を持った子供たちの学童保育、今までになかったところを設立していくわけですので、是非今後ですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。そして市民が歩いてあそこまで行こうというそういった環境を作り出すというのも大事でないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時43分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から通告に基づき一般質問を行います。

まず、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費助成についてであります。子ども医療費の助成制度は、条例では乳幼児等医療費助成となっておりますが、既に小学校3年生まで対象になっていることや、今後、小学校卒業までや中学校卒業までを対象にすることを展望すれば、条例上の名称も子ども医療費助成制度として改称すべきではないかということ念頭に置いて、子ども医療費という言葉を使わせていただきます。私はこれまで子ども医療費の助成制度改善については、豊留市長ばかりでなく、歴代の市長に対して繰り返し繰り返し一般質問でも要求をしてきました。最初は6歳の誕生日までを対象にしていたのですが、年度末まで、つまり、小学校に上がる前までになり、そして小学校3年生までになり、今回、市民税課税世帯に対しても3千円の自己負担分がなくなることになりました。制度改善を求めてきた者として、今回の完全無料化に対して大いに歓迎をするものであります。しかしながら、これまでも提起してきたとおり、周りの自治体を見ると、小学校を卒業するまで、あるいは中学校を卒業するまでを対象にするところが増えてきています。今回改善したとはいえ、これで終わりということではないと思います。引き続き改善、充実をする考えがあるのかどうか、まず、その点を伺います。そして現物給付への制度改善については、県や医師会との協議を含めて、どのようになっているか、伺います。

次に、ひとり親家庭等への医療費助成についてであります。子ども医療費助成については、自動償還払い方式ですが、ひとり親家庭等への医療費助成については申請主義、つまり、償還払い方式です。二つの制度は、ひとり親家庭等への医療費助成が優先する仕組みになっています。小学校3年生までの子供がいる世帯で、子ども医療費の方は自動償還払いですが、一人親の方は、一定期間までに申請をしなければなりませんし、何らかの理由で申請がなければ、助成を全く受けられないということになります。優先する制度の方が遅れてるということは、道理にも合いません。そこで、ひとり親家庭等への医療費助成について、少なくとも自動償還払いにできないか、伺います。

次に、なのはな館の問題についてであります。なのはな館は2011年3月末で休館をし、体育館と芝生広場について暫定利用がなされています。この間、運営事業者を公募しましたが応募者がなく、その後応募の見込みができないことから、2回目の公募はなされない状況が続いています。市としての基本的なスタンスは、建物を今のままで県からの無償譲渡を受けるとは考えていないが、公募によって運営事業者が決定をすれば、建物の無償譲渡を受けるとなっています。土地が指宿市の所有であることから、契約を解除し、建物の解体と土地の返還を求めることができる立場にありながら、現時点で建物の解体を求める選択を選ばない理由の主なものとして、耐用年数が40数年残っているからだと言われます。そこで何点が伺います。まず、公募に応じる業者の目処はあるかどうか。次に、耐用年数が残っていると

言いますが、税法上の残存期間という意味ではなくて、現実の問題として、建物が今後の長期利用に耐え得る状況かどうか。また、総合的に判断して、現時点で県に対して建物の解体と土地の返還を求めるべきではないか、改めて伺います。

次に、一般廃棄物の処理問題についてであります。一般廃棄物の処理問題について伺うわけですが、今回は行政としての基本的責任の問題、それに対して住民はどのように関わっていくのか。行政が住民に協力を求める場合、どのような立場で行うべきかといったことなどについて伺いたいと思います。まず、廃掃法において一般廃棄物の処理責任は、第一義的にどこが負うべきとなっているのか伺います。次に、一般廃棄物の減量化と資源化は、市民の納得と協力こそ必要であって、押し付けや罰則を設けてやることではないと思いますが、どうでしょうか。また、施政方針の中に、指定袋販売価格の検討という文言があります。経緯からして、価格の検討とは価格を上げるということだと思えます。新年度の当初予算の中では、指定袋販売価格を上げることは含まれていませんが、新年度には上げないにしても、近い将来に上げるという表明だと思えます。また、そのために着々と準備を進め、体制づくりを進めているということだと思えます。指定袋の価格が上がれば、ごみの排出量が減るなどという類の答弁は要りません。指定袋販売価格の検討とは、近い将来に上げるということで準備を進めているということではないかという質問に対して、的を射た答弁を求めて1回目といたします。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午前 0時58分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長（豊留悦男） なのはな館の問題につきまして、公募に応じる事業者の目処はあるかとの質問でございますけれども、平成23年2月に実施いたしました1回目の公募におきましては、応募者がなく不調に終わったところでございます。県としましては、2回目の公募に際しては、応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があると考えていることから、1回目の公募後、市は県と協力し、2回目の公募実施に向けて、県内外の事業者から意見等を伺うとともに、施設の見学等の希望があった場合には、案内も随時行っているところでございます。こうした中、施設に関心を寄せている事業者はおりますが、具体的な事業実施の意思表示をしているまでには至ってはいないところでございまして、現状において公募の目処は立っていないところでございます。今後も引き続き2回目公募実施の可能性について県と協議するとともに、市にとってよりよいなのはな館の運営、利活用の可能性についても検討しなければならぬと思っているところでございます。

次に、一般廃棄物の処理問題についてのご質問でございますが、廃棄物は大きく産業廃棄物と一般廃棄物に分類されており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄

物とは産業廃棄物以外の廃棄物を言うとして定義されております。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた特定の廃棄物であり、法律第3条において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されております。一方、一般廃棄物の処理については、法律第6条の2において、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処分しなければならないとありますので、一般廃棄物の処理は市の責任において処理をする必要があるものと認識をいたしているところでございます。

以下、いただきました質問等は、部長等に答弁をいたさせます。

健康福祉部長（迫田福幸） 乳幼児等医療費助成について。更なる充実に向けた取り組みについてのご質問でございます。本市における乳幼児等医療費助成につきましては、今回、小学校3年生までの完全無料化を実施することにより、比較的医療費の掛かる世代における充実が図られるものと思っております。子供を安心して産み育てる環境につきましては、乳幼児等医療費助成のみでなく、保育や延長保育、病後児保育、休日保育事業等、指宿市次世代育成支援地域行動計画に掲げる事業を推進することにより、総合的に醸成されるものと考えております。したがって、今後の拡充につきましては、指宿市次世代育成支援地域行動計画に基づく事業を推進する中で、総合的に推進することが必要であることから、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児等医療費助成の現物給付への制度改善についてのご質問でございますが、国においては、医療費助成制度において、現物給付にした場合、法定どおりの医療費自己負担分を徴収している市町村との間に不公平が生じるため、現物給付を行っている自治体に対して、国庫負担金の減額調整を行うこととしております。また、県もこのような状況にあることから、現物給付を行う市町村に対しては、助成を行わないことにしており、県内の全市町村においても、現物給付は行っていない状況でございます。したがって、現状においては、現物給付方式への制度改善は非常に難しい状況であると思っております。

次に、ひとり親家庭等医療費助成について。助成方式を少なくとも自動償還払い方式にできないかとのご質問でございます。県においては、補助制度上、受給者による助成金申請書の記入・提出が必要となっていることや、国保連合会及び医療機関との連携・協力、さらに、システム改修費等も必要になってくることから、自動償還払い方式の導入は困難であるとの見解を示しており、現在、県内において自動償還払い方式を導入している自治体はないところであります。したがって、自動償還方式の導入につきましては、県が国保連合会や医療機関等との調整を行い、県内の市町村が足並みをそろえて取り組んでいくことが望ましいと考えておりますので、市単独での導入は考えていないところでございます。

総務部参与（久保憲一郎） なのはな館は雨漏りがあるようだが、今後の長期利用に耐え得る状況かとの質問でございます。施設の状況といたしましては、屋内ゲートボール場や中央ホー

ルなど、数か所で雨漏りが発生しております。また、これまでの台風により、体育館の一部の屋根が飛ばされるといった被害も出ているようであります。県は施設を譲渡する際には、雨漏りの補修に加え、施設設備を点検の上、当面施設運営に支障がないよう十分な補修も併せて行うとしており、また、休館後においても、施設の電気設備など必要な点検は定期的実施していると聞いているところでございます。県に対して、建物の解体と土地の返還を求めべきではないかとのご質問でございました。2回目の公募の目処が立たない状況において、先日の新聞報道にもありましたように、県は平成25年4月以降も暫定利用を継続する方針を示しておりますことから、平成10年7月に締結いたしました使用貸借契約に基づき、25年度も本契約を継続することとしているところでございます。県によりますと、芝生広場、体育館は現在も休館前の7割程度の利用があるとのことであり、休館以前と同様、ウォーキングやグラウンドゴルフなど、健康増進の場として多くの市民の方々に利用されております。また、なのはな館では、これまで市を代表する多くのイベント等も開催されてきておりますことから、市政発展に寄与していただいている施設であるとともに、今後においても大変重要な施設、地域であると考えております。こうしたことから、県に対し建物の解体や土地の返還を求めるということではなく、県と協議協力しながら、施設を有効に活用していただける事業者の見極めを行っていきたいと考えているところでございます。

市民生活部長（谷口強美） 一般廃棄物の処理問題について。減量化と資源化は市民の納得と協力こそが必要ではないかとの質問でございます。ごみ減量化と資源化については、市民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であります。ごみ減量化と資源化の柱となりますのは、ごみとなるものを減らすリデュース、何度も使用するリユース、資源として再生し利用するリサイクルの3Rというものが一般論として広く浸透していますが、昨今では、この3Rに不要なものは貰わないのリフューズを含めた4Rというものが重要とされています。リサイクルについては、現在、市民の皆様に広く浸透し、現在も分別をしていただいておりますが、排出されたごみを見てもみますと、可燃ごみや不燃ごみの袋の中に、まだまだ資源となるごみが多く見受けられる状況が続いております。今後、更なるごみの減量・資源化を図るため、引き続き広報やごみ出し監視指導員による協力依頼や出前講座の開催、指宿市環境衛生協会と連携した取り組みを続けてまいりたいと考えております。また、平成24年度に開催された廃棄物減量等推進審議会の中で、今後のごみ減量・資源化に向けては、幼少期からの環境教育の充実が重要であり、それによって子供から親へ、また、その子供が親になった時、その子供へと引き継いでいける教育が重要であるという答申をいただいております。そのため、環境教育のためにワークブックの作成や、子供参加型の分別立会収集の実施など、市民により一層のご理解とご協力を得られるように施策を検討していきたいと考えております。

次に、指定袋販売価格の検討とは何かということですが、廃棄物減量等推進審議会の答申では、ごみ減量、資源化のための施策について、一つ、環境教育の充実、二つ目が

分別品目の細分化，三つ目が資源ごみ分別収集地区報奨金の増額及び地区常設収集所の充実，四つ目が生ごみ処理機器購入補助の拡充，五つ目に環境型社会の構築，六つ目が地区未加入者対策，七つ目に指定ごみ袋の価格改定など，市民，事業所の協力のもと，速やかに実施するべきであるという内容になっております。しかし，指定ごみ袋価格改定については，各種公共料金，消費税等の値上げも控えていることから，市民生活，事業活動に影響の少ないよう，経済的状况を考慮しながら実施する必要があるという意見が出されたことも併記されております。国においては，大型補正予算が組み込まれるなど，経済対策が盛り込まれておりますが，即座に指宿市の経済に波及効果は見込めないことや，電気料金などの公共料金や消費税の値上げも控えていることから，現時点では指定ごみ袋価格改定の実施は考えておりません。しかし，ごみ問題は重要な課題であることから，まずごみ分別収集地区報奨金の増額や，生ごみ処理機器購入補助の充実など，ごみ減量，資源化に有効な施策を実施していこうとするものであります。

1 1 番議員（前之園正和） まず，子ども医療費の問題であります。今回，子ども医療費助成の制度改善を行うことについては歓迎をし，その努力も評価するものであります。ただ県内各市と比べてみましても，決して先進というわけではなく，他市では既に小学校を卒業するまで無料だったり，最近では中学校を卒業するまで無料だったりしております。また，何らかの無料制度がなかったのは指宿市が最後でありました。このような状況，まだまだ指宿市は前を走っているわけではない。小学校を卒業したり，中学校を卒業したりするところまでやる自治体が増えてきているということについては，そのような認識を持っておられるでしょうか。

健康福祉部長（迫田福幸） 県内におきましては，中学校3年生まで，あるいは小学校卒業まで拡充しているところは十分に認識をいたしております。

1 1 番議員（前之園正和） 先ほどもまだ引き続き検討はするんだというようなことはありましたけれども，財源があればどこだってするというようなこともありました。しかし，具合が悪い時にいつでも安心して病院に行けることが，重症化を防ぎ，ひいては全体としての医療費削減にも寄与するものと思います。将来を担う子供たちが安心して病院に受診できるようにするために，引き続き医療費を抑制するという見地からも，制度充実を図るべきだというふうに思うんですが，その点についてはどうでしょうか。

健康福祉部長（迫田福幸） それにつきましても，今後，地域行動計画に基づきまして，慎重に研究・検討を重ねてまいりたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） ちょっとどういう意味が分からないんですが，必要な時に安心して病院に行けることの方が，切羽詰ってから行くよりも重症化を防ぎ，ひいては全体としての医療費を下げることになるんじゃないかと。そういう意味で医療費を下げるという見地からも，この制度の充実が必要じゃないかというふうに問うたんですが，そういう立場を含め

て肯定されたと理解されてよろしいんですか。

健康福祉部長（迫田福幸） 確かに、重症化になる前に医療機関で診察を受けるということは、医療費の削減等々につながっていくものと認識いたしております。

1 1 番議員（前之園正和） それから、一人親家庭等の医療費についての自動償還払いについては、現状では県や国保連合会の問題、システム変更が生じるというようなことを上げてですね、できないとおっしゃいましたが、何をするにしてもシステム更新は必要なわけですから、それは理由にならないわけで。ただ、この一人親家庭の医療費と子ども医療費の方で、小学3年生までの一人親の方については優先される制度の方が遅れてるというわけですから、ここには不合理があると思うんですが、その不合理については不合理だというふうに感じられますか。

健康福祉部長（迫田福幸） それについては、議員のご指摘のとおりだと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 優先される制度の方が遅れているということについては不合理だ。それから、県や国保連合会の事情を述べましたけれども、実際に受ける側から言えば、自動償還払いにする方が、つまり、一人親家庭のところの保護者については親切で使いやすい制度だということはあると思うんですが、それについてはそういうことでよろしいですか。

健康福祉部長（迫田福幸） ただですね、一人親家庭等の自動償還払いにつきましては、県が国保連合会や医療機関等との調整を行って、県の市町村が足並みをそろえる形が望ましいと思っております。ひとり親家庭等医療費助成につきましては、仮に市独自で償還払いを採用する場合には、県の補助金の減額や廃止等の可能性も出てくることから、市独自の導入は考えていないところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 申請期間が6か月であるとはいえ、当然のことながら、申請しないと助成されないということになります。一人親家庭の場合には、特に収入が不安定だったり、勤務状態が厳しかったり、なかなか昼間に市役所に手続きに行けない場合もあります。本来なら現物支給であってほしいところですが、少なくとも自動償還払い方式が望まれるところです。先ほど言ったように、制度の矛盾というものは子ども医療費と比べてですね、優先されるべきが劣っているという制度内容については、制度の矛盾もあるわけですので、働き掛けの方向としては、県やそういう他のところに自動償還払いについての改善を求めていくというそういう立場であってほしいということをおもうんですが、立場としてはそういう方向性を目指すということによろしいでしょうか。今すぐできるできないとは別の問題としてですね、立場の問題として。

健康福祉部長（迫田福幸） 県の19市の福祉関係の会議等もございまして、それらの中で、その方向で県の方に求めてまいりたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 時間の関係がありますので、次のなのはな館の問題にいけますが、公募に応じる業者の目処はあるかということについては、1回目で応募がなくて、2回目につ

いては応募があるかどうかを見極めてから公募するんだという仕組みになっておりまして、現時点で目処は立っていないということでした。1回目の公募に失敗してから2回目については今のようなことですね、既に2年程度が過ぎたのではないかというふうに思うんです。そうこうしてるうちに、ますます建物は傷み、経費もかさんでいくのではないのでしょうか。このまま10年も20年も待ち続けるということになっていくのか。いつまで今のような待つという、公募者があるのをですね、見極めを待つということになるのでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） 現在2期目の公募に向けて県と協力して活用していただける事業者の見極め等を行っているところでございますので、何とか本市の観光、産業の振興、交流人口の増加、福祉の増進等に寄与する事業者を活用していただけるよう、最大限努力を重ねていくしかないのかなあと、そのように思っております。しかし、今後も引き続き公募の目処が立たないような状況が続くようであれば、あらゆる可能性について県と協議しなければならないと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） いつまで待つのかと。10年も20年も待つのかということについてはですね、はっきりしないわけですよ。今のような応募者の目処が立って、その中でいろいろ選定作業をどうしようとかということなら、時間をかければいいかもしれませんけど、現時点で公募に応じる目処が立っていないというわけですから、これはいつまで待つのかということなんですよ。市長、どうですか。ずるずるずるずるこういう立場で進んでいくんですか。それとも、何年経ったら見切りをつけると、基本的な方向転換も含めて考えていくんですか。

市長（豊留悦男） 市民の皆さんにも、議員の皆さんにも大変ご心配をお掛けしております。特段時期などについては定めてはおりませんが、このまま建物が閉鎖されている状態では、市のイメージも低下しますし、防犯面など懸念されることもございます。このままずるずるということにはならないよう考えているところでございます。そういうわけで、県と話し合いながら、有効活用していただける事業者の見極めを行っております。がしかし、今後の目処が立たないような状況に置かれた場合には、しかるべき時期に私としても決断をしたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） いつまでもずるずるというわけではないと言いながら、期日は定めてないんですが、今それが何を指すのかは置いておきまして、そういう時には一定の決断をせざるを得ないということでしたが、決断というのはどういう覚悟の決断なんでしょうか。その必要性が生じた時の決断です。

市長（豊留悦男） あらゆる方面から多様な見方をして、この施設の在り方、そしてなのはな館の置かれている地域の特性等多方面から考えなければならない。しかるべき決断というのは、先ほども申し上げましたけれども、市民はどのような考え方で、また、このなのはな館をどのようにしてほしいのかということもいろいろと意見は聞いているところでございます。

やはり目処が立たないような状況であるからこそ、ここをどうしたいのかということについては、今議員のご質問のそのことについて、いつまでにこういう形でということは言えませんけれども、そういう意味でしかるべき時にしかるべき決断をしたい、そのような表現で答弁をさせていただいたところでございます。

- 1 1 番議員（前之園正和） なかなか明確にしないんですが、その耐用年数という言葉があってですね、1回目の時にも60年のうちまだ12年ぐらいしか経っていないので、48年耐用年数があるとかいう話がありました。その耐用年数というのは、通常は減価償却をするために当たってのいわば会計上の数値であって、実際に何年利用に耐えるかというものは別物であります。1回目の時に長期利用に耐えるかどうかということを伺いましたが、それについては答弁がなされておりません。そしてその税法上で言うところの耐用年数というのも、将来の見込みが以前の見積りと著しく異なる場合には、登記及び次期以降の減価償却費を修正しなきゃならないとなっております。つまり、耐用年数は使用可能年数に実質的に修正されることとなります。そういう仕組みについての確認と、県がですね、一斉に1億ぐらい必要な時の予算を組んでいるようですが、修繕をして渡せば長期利用に耐え得るといふふうにお考えでしょうか。また、何年ぐらい長期利用に耐え得ると考えているのでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） 昨年関係課職員となのはな館すべての施設がどういう状況かということを含めて県の方に連絡をし、施設を開けてもらって確認をしました。確かに雨漏り等が数か所見られますけれども、会議室、あるいは研修室、事務所等まずはしっかりとした状態で、その辺については何の雨漏り等もなく、十分にまだ耐用年数とか言うか、使用できる状況であったと確認しております。ただ、今後県は、この前の新聞報道でもありましたとおり、1億5,000万程度の予算を組みましたので、今後補修費も含めてきちんとした後年度にそういう補修が出ないような状況で補修をしたいと言っておりますので、施設としてはまだ十分使えと私たちは認識しております。

- 1 1 番議員（前之園正和） 建築物が雨漏り等で修繕しなきゃならないというのは、通常は10年、あるいは20年経ってからではないでしょうか。ところが、なのはな館の場合には、全体というわけではありませんけれども、体育館、その他含めて平成10年9月オープン以来、場所によっては年月も過ぎないのに、毎年のように雨漏り補修等が繰り返されてきたと聞いております。そのことについては相違ないですか。

総務部参与（久保憲一郎） 雨漏り等は、確かに施設ができてから軽微な補修も含めまして、確か年間800万程度だったと思いますけれども、補修がありましたので、若干の雨漏り等はあったというふうに認識しております。

- 1 1 番議員（前之園正和） 若干のと言いますけれども、あそこで仕事をした人の話によれば、雨の日などはバケツを抱えてですね、あちらに下に置き、こちらに走ってバケツを置くということが日常のことだったと。しかも、それはオープン後間もない話として聞いております。

今度県が、事業者が出たときに、一斉に修理すればいいんだということでしたが、建物がオープンした直後からですね、いわゆる新品のうちにそういう状態にあるものが、大がかりな修理をしたから、もう大丈夫ということには、説得力がないというふうに思うんですよ。なのはな館の新たな運営事業者が決まった場合には、施設補償費として県が1億円ぐらいみています。これまでの経緯からしても、今言ったように、それでもよしということにはならないと思うんです。また、事業者があったとしても、その運営事業者の経営がうまくいくのかどうか。あるいは、その事業者が早期の撤退をすることはいいのかどうかということも含めて、指宿市が無償譲渡を受けるということは、指宿市が新たなリスクを負うこととなります。仮に運営事業者が決まっても、市が建物の無償譲渡を受けない方がリスク回避になると思いますが、それについてはどうでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） 県としては、この施設を引き受ける事業者がある場合には、是非、指宿の方に引き受けてほしいという思いがあります。市といたしましても、なのはな館の立地状況、あるいはこれまで市政に大きく貢献してきた状況、それから、今後の指宿市の諸々のことを考えたときに、やはり有効活用すべきではないかということも考えられるわけで、私たちとしては、今後もそういう状況で有効活用の方策を何とか県とともに協議をしていきたいというふうに思っております。

11番議員（前之園正和） 事業者が出てくれば市に譲渡したいというのは県の思いで、いわばもう手間暇かかるものはこれを機に市にいわゆるお払い箱として回してもらおうと、言葉は悪いですけど、いうことだと思うんですよ。市としてはどうなのかと、ここが肝心なんです。市としては事業者があって、貰うということになれば、先ほど言った経営がうまくいくのかどうか、早期撤退はないのかどうかという事を含めれば、市としてはリスクが多すぎると。だから仮に事業者が現れても、それは県のままで運営してもらえばいいわけで、市が受け取る必要はないのではないかと。その方がリスク回避になるのではないかとこのことを伺っているんです。市長、どうですか。

市長（豊留悦男） 議員がご指摘のそのことについても、私が直接県と協議をしながら問題を詰めているところでございます。例えば建物の瑕疵による緊急、または大型の補修が必要な場合には、県がそれを担保してほしい。そして、どうしても解体せざるを得ないような、部分的にも含めてでございます。そういう場合が生じた場合にも、県として何らかの担保をお願いをしたい。運営に関わる多額の経費が必要な場合にも、県としていろいろ配慮いただけないとか、その他いろんなことを話の話題、今後のなのはな館の運営についてに関するいろいろな協議の場に出しているところでございます。やはり建物の特殊性というものは、もう議員の皆さんもお分かりのとおりであります。9月の15、16日だったでしょうか、昨年度、台風が近づいたときにも雨漏りがしたという事例もございます。そういうこと等を含めて説明をしながら、このなのはな館については、県と市がどこに落とし所を見つけて運営をして

いくのか。または民間委託、その先を探していくのかというのが肝要であろうと思います。いろいろ今後このなのはな館については、私がしかるべき時と言いましたけれども、そう長く期間を置くわけにはまいりません。先ほど申しましたように、いろんな問題があるからでございます。イメージの低下、それから市民のいろいろな思い、市民感情と申しますか、それからあそこの置かれた観光的な優位性、地域の優位性等を含めた場合に、あのまま放っておくわけにはまいらない。そういう意味でしかるべきという表現を使わしていただきましたけれども、県の立場、市の立場、そして市民の立場、そういうことをいろいろ鑑み、それを私は多様な見方と先ほど申し上げましたけれども、そういうことを含めて、なのはな館の在り方については決断をしなければならない時であろうと、そう思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 県とよく協議をしたという言葉はですね、非常に耳触りはいいんですけれども、例えば解体の必要が生じたときにどちらが負担するのかとか、あるいは事業者が決まったときに、運営の、あるいはそういう撤退のことに対してのリスクをどちらが負うのかということなどについては、県と市がいわば利害関係が対立してるわけなんですね。解体を県がもつのか、市がもつのかとすれば、理由が対立するんです。ですから、そういう意味では、市のリスクを避ける方向に大きく舵を切るべきだということを言ってるわけです。それではですね、土地の問題についてですが、平成10年7月1日に結んだ土地の使用貸借契約は、特別な意思表示がない限り、1年ごとに自動更新をするようになっていると。先ほど次年度も更新ということを行いました。そして賃貸期間が終了したら、市長が指定する日までに市に返還するようになってると。つまり、意思表示をすれば継続にはならない、自動更新にはならないという取り決めになっているということは、それでよろしいわけですね。

総務部参与（久保憲一郎） ということでもよろしいかと思ます。

1 1 番議員（前之園正和） でしたらですね、無償で貸している、ただで貸している指宿の土地を初期の目的には利用されてないわけですから、返してくださいと言うことは契約に基づく当然の権利だということをお認めになったわけです。ですから、それはできないということではなくて、そのこともですね、やはり今決断すべき時ではないかということ言ってるわけです。公募しようにも事業者の目処がない。建物はどんどん傷んでいくと。いつまでもああいう状態では指宿市のイメージも変わると言いましたが、打ちっ放しでやってることからしてもですね、ただでさえああいう状態にあるわけです。指宿市が事業者が決まった場合に無償譲渡を受けるということになれば、大きなリスクを負うことになります。場合によっては、指宿市のものになれば、解体の必要が生じれば、その大きな負担もしなければならぬということになります。当初の目的で利用されていないということからして、先ほど言ったように、契約については自動更新をしないということは当然の契約に基づく権利としてあるわけです。そしてまた、土地の返還求めて再利用計画を立てると。その利用計画については、現在グラウンドゴルフが大変盛況で使われておりますけれども、そのグラウンド

ゴルフのコートを含めて、各種スポーツのグラウンドやコート、あるいは市民が気楽にできる芝生広場などとして、雨水などによる災害時の貯留地としての機能を持たせるなど、比較的安価で活用する方法はあるのではないかというふうに思うんです。ですから、当然な権利である土地の返還を求め、そして土地の有効な再利用計画も長期的視野に立つということも、市長が先ほど申し上げた重大な決断というものに入るんだと思うんですが、それを市長が今思っているより早めていただき、今にでもしていただきたいという思いなんです、どうでしょうか。

総務部参与（久保憲一郎） 使用貸借の中において、目的外の状態になったときには返還をするということでしたが、そうなるはありますけども、なのはな館は今一部暫定利用しておりますので、私たちの認識としては完全休館ではないというふうに認識しており、その契約をそのまま遵守しておるといふふうに認めておりますので、25年度も継続してこの契約を続行してるといふことであります。

1 1 番議員（前之園正和） もともと指宿市の土地ですから、契約を解除し、土地を返してもらっても、今のグラウンドのところはグラウンドのまま使えばいいわけですが、指宿の土地だから。ですから、今は答弁にならないと、反論にならないということだけ申し上げておきます。

次に、一般廃棄物の処理問題についてですが、一般廃棄物については、一義的には行政にその責任があるということでした。減量と資源化は市民の納得と協力こそ必要ではないかということをお聞きしたんですが、これについては明確な答弁がありませんでした。減量化と資源化、これは市民の納得と協力こそが必要であって、押し付けとか罰則とかペナルティとか、こういうものがあってはいけないというふうに思うんですが、それは確認できますでしょうか。

市民生活部長（谷口強美） 市民の責務の関係だと思いますが、法律によっても国民の責務と言いますか、市民の責務ということで、第2条の3に廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等について廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量をその他の適正な処理に関し、地方公共団体の施策に努力しなさいというふうなうたわれております。市民にとっても後々は負担等出てきますけれども、市民の責務というところも大事ではないかと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 押し付けやペナルティではないんだということについて明確にありませんでしたが、当然それは尊重されるべきものというふうに思って進めていきます。それから、指宿市は廃棄物減量等推進審議会というのが先ほども出てきましたが、いう組織に対して、ごみの減量、資源化のための施策について諮問をしております。そこで伺いますが、この審議会から正式に答申があったのでしょうか。正式な答申日があったら、その日付だけお答えください。

市民生活部長（谷口強美） 3月13日でございます。

1 1 番議員（前之園正和） では、この答申に対する扱いですけど、答申が出た場合に、市として無条件にそれに従うのか、それとも、答申を受けても自立した立場で市として独自に検討をして方向性を見出すのか、その点はどうでしょうか。

市民生活部長（谷口強美） 価格の検討についてですが、現在ごみを排出する際は、指定ごみ袋を使用し、ごみを排出するようになっています。現在のごみ処理経費の約1割がごみ袋販売費用で賄われております。9割を一般財源で負担している状況であり、ごみを多く排出する人と、減量、資源化を心がけてごみを少なく排出する人では排出量に応じた適切な負担をしてもらおうという考えております。したがって、今後も経済的なインセンティブは動機付を与えて、ごみの減量、資源化への二つの手法として検討してまいりたいと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 私は答申があったときに、それを丸飲みするのか、市として独自の検討をするのかということを知りたいです。

市民生活部長（谷口強美） ごみの減量、資源化の分別の状況によっては、市として検討していかねばならないと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 丸飲みではないということによろしいわけですね。

市民生活部長（谷口強美） 分別の状況によって市として検討してまいりたいと考えております。

1 1 番議員（前之園正和） 市としてそれを検討することは当然のことです。答弁の角度が違うことは残念に思います。それから、ごみ減量、資源化についての説明会というのが開かれたということで資料をいただいておりますが、これは環衛協に対して行ったのでしょうか。それとも環衛協の理事会に対して行ったのでしょうか。また、それはいつ行ったのでしょうか、日付をお答えください。

環境政策課長（廣森敏幸） ごみ減量推進審議会の答申に基づき、市の方として施策を25年度中に議会上程してる内容等について、各それぞれの集落長さんを対象に今現在説明会を開いているところでございます。併せまして、今現在、それぞれの地区の総会等が開催されておりますので、その総会等にも出向いて行きまして説明をしていくと。昨日は日曜日で3月末に近い日曜日ということで、昨日一日だけでも9会場約630名の市民の参加を得まして、その内容等について説明をしておりますけれども、具体的なその日付というものについては、2月から現在実施しておりますので、具体的な日にちについては資料を持ち合わせておりません。

1 1 番議員（前之園正和） 2011年の9月議会、つまり1年半前ではありますが、指定ごみ袋の価格を家庭用3倍、事業用4倍に値上げすることを含む予算が議会上程され、この議案は議会から修正案が出され、全議員の意思で価格の値上げは否定されました。25年度の新年度予算に指定袋の値上げは入っておりませんが、近い将来に値上げする意向であることは見え見えであります。着々と準備がされているというのが実態だと思うんです。そこで伺いますが、

全議員の意思で指定袋の値上げが否定された。僅か1年半前であります。この重みをどのように考えているでしょうか。市長、お願いします。

市長（豊留悦男） 指定袋ごみ袋の値上げが目的ではなかったわけでございます。ごみをいかにして減らすのか。ごみ出しマナーがどのようにしたら市民に定着するのか。そういうことを含めて広くごみ問題に対するの関心を高めるというのも一つでございました。やはり議員の皆様方がこのごみ袋値上げの経済的な負担、家庭への負担というものを考えて、これではいけないだろうという判断をされたそのことは重く受け止めました。しかし、ごみ問題については、皆さんもご案内のように、集落において本当にごみ出しのマナーがルールが守られているのか。今後守られていない人たちにどのような啓発をすべきなのか。そのことでごみ出しのコストをどう抑えていくのか。様々な解決しなければならない問題があるかと思えます。議員のご指摘いただくそのことについては、私どもも十分理解はできます。しかし、一步踏み込んでごみ問題をどうするのかということは、短期、中期、長期で考えなければならないと思っております。そういう意味で、この審議会の答申の重みというのは重く受け止めておりますし、尊重しなければならないと思っておりますところでもございます。

1 1 番議員（前之園正和） 私は審議会の重みは先ほど部長にはお答えいただきましたけど、市長には議会の判断の重みを聞いたんです。答弁がありません。時間がありませんので、次にいきます。先ほどですね、答申は3月の13日に出たと言いました。我々が持っているのはその案の段階なんですけど、3月13日と言いました。各集落長に説明する資料がありますが、これは2月の段階から行われたということでした。中身を見るとですね、95%ぐらい同じものなんです。正式答申が出る前に、その内容でもって集落長に説明がなされていると。95%同じなんです。答申の形と説明という形が違いますので、文末が違うところはありますけれども、ごみの処理の現状施策について循環社会がどうだ、地区未加入がどうだ、指定ごみ袋がどうだと、項目まで含めてですね、95%同じなんです。もうちょっと同じかもしれません。答申前にその内容で説明がなされてる。これは先ほど答申がなされても丸飲みではなくて、独自に検討するということからしてもおかしいんです。まさに今年度は値上げをしないと断言しつつも、指定ごみ袋の値上げを着々と進めようとしてると。それがいろいろ言いますけども、今回の狙いの肝の部分じゃないかというふうに思うんです。この時間軸で見て、答申の日にちよりも早い段階でその内容が説明されてるという状態、市長はご存知でしたか。市長です。

環境政策課長（廣森敏幸） この廃棄物減量等推進審議会につきましては、昨年10月24日第1回を開催しまして、本年2月14日に第5回目を実施し、そしてその中で審議会の委員の方々に答申書案を審議していただき、概ねこれでこの内容でよいというご意見をいただきました。私どもとしましては、正式答申はなされておられませんけれども、その答申内容に沿ったものについて議会の議決があれば25年度から実施をしていきますというところの説明をしておりますので、答申案が出る前に独自で市の方として住民説明会をしたものではないというふう

に考えておるところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） どっちにしる，説明会をしてるんですよ。そして答申というのは，正式なものが出ないと効力ないんじゃないですか。正式な案の段階から答申をなされたものとして判断して進めていいんですか。

市民生活部長（谷口強美） 市民としてごみ減量，資源化に向けて努力してほしいということで，そういう内容の説明をしたところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 期日がおかしいというんですよ。だからそこに見えるのが，ごみ袋の価格を今年度は上げないにしても，その方向性を示すと，外堀を埋めてきていると，それが見えるのが一つの現象として答申が正式に出される前に，その内容で説明がなされていると。審議会が，例えば説明をするんだったら，途中の経過のものであっても，それはあり得るかもしれない。そういうものはないにしてもですね。市がですよ，答申書の予定された内容で説明するというのはどうもおかしい。それから，ごみ袋を上げると，ちゃんと出してる人と出していない人の公平性を確保するとか言われます。ところがですよ，ごみの減量化に一生懸命取り組んで，ごみを半分にしたとします。ところが，ごみ袋が3倍になれば，結局半分にする努力をしても，袋代は1.5倍になるんです。そしてまた，残念ながら，指定袋に入れてない，雑然と出しているという人はいるのも事実です。その人たちにしてみれば，袋代が上がろうと下がろうと関係なく雑然と出すでしょう。それを肯定するものではありませんけれども。しかしながら，ちゃんとしてる人たちに対しては，袋代がかさんでくると。これは一番ちゃんとしてもらわなきゃいけない人には何の効果もなく，ちゃんとしてる人に費用負担を重ねると。まさに公平どころか不公平の極みではないですか。今年度は値上げはしないとおっしゃいました。市長の再選に臨む意向の問題がありましたけども，それは通告してないわけですが，ただ自分自身の政治的な立場が続くとすれば，この問題についてはいつ頃ということになるのか。これは私はですね，政治姿勢としては袋代を上げようという方向が明確になってると思うんです。そういうことで確認をしてよろしいかどうか。今年は上げないでしょう。でも，方向性としては上げよう上げようとしてる。公民館長に理解を求める，市民に理解を求める，言葉はきれいでしょうけども，そういう方向性を目指してるということは事実だと思うんです。将来展望としてごみ袋値上げを考えてるというのは否定できないと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

議長（森時徳） 答弁は簡潔にお願いします。

1 1 番議員（前之園正和） 時間もありませんし，簡潔にですから市長にお答えください。

市民生活部長（谷口強美） 価格については，これからの検討だと思います。それから，ごみの減量化に向かって状況が好転すれば，その時点でまた検討することになるかと思えます。

1 1 番議員（前之園正和） 議長，時間がないもとので，簡単に市長からと求めているんですから，ああいう形でやられると，時間がなくてですね，私の質問の制限することになるんじゃない

ですか。簡単ですから、市長に一言をお願いできませんか、今の問題。方向性を目指してるんじゃないかということです。

議長（森時徳） はい、執行部の判断です。

市長（豊留悦男） ただいまいろいろごみ問題についてご指摘をいただきました。前提として、ごみ袋の値上げというのじゃなくて、25年度予算にもごみ減量のための様々な施策、予算を組みました。その成果を見極めながら、この問題については判断をしまいたい。いつどうしてどのような形で値上げということは、今の段階では考えてはおりません。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時03分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

1番議員（井元伸明） 1番議員、井元伸明です。まず、この3月31日をもちまして定年退職されます職員の皆様方におかれましては、長い間市政発展のためにご尽力いただきましたことに心より感謝申し上げたいと思います。今後とも市政発展のため、また、それぞれの地域発展のためにその豊かな経験を生かして指宿市発展のためにご尽力いただければ幸いかと思います。

それでは、通告してございます四つの項目について順次質問をさせていただきます。

まず最初に、農業振興策についてでございます。本年度の予算の中にも、新たに農業支援策も盛り込まれてはいるようでございますが、現在の農業を取り巻く環境は、地域間競争に加え、国際競争力も相まって、誠に厳しいものがございます。このような中で、自然環境との戦いと、自然環境を守りながら高齢化が進む中で、安心できる農作物の生産に必死に戦い頑張っているのが農業でございます。国においては、これからの農業は成長産業であるとして、あらゆる支援策を強化していこうとしておられます。攻めの農業を目指す方法の一つとして、6次産業化がございしますが、これまでの農業を例えますと、ソラマメ、オクラ類については生産し、販売するだけでしたが、これからはこれらの生産物に付加価値を付けて加工し、販売することで生産額は上がります。幸いにして、指宿市の基幹産業は農業と観光産業でございます。これらをうまく組み合わせることによりまして、すばらしい産業が育成発展するものと思われまます。これらの支援策についてどのように考えておられるのか、まずお尋ねをいたします。

次に、住宅リフォームについてお尋ねをいたします。これについても、今年度の新規事業として3,000万円の予算計上がされております。このリフォーム事業については、以前より多くの同僚議員からの早期導入を目指しての要望、一般質問等がされています。今回の3,000万円の事業導入における効果はどれくらいあるのか、総体的における経済効果はどれく

らいを想定されているのか、お尋ねをいたします。

3点目でございます。これは空き家、いわゆる廃家も含めての対策についてお尋ねをいたします。これは全国的に空き家が増加傾向にあり、これらの空き家が長年放置されたり、また、ごみ屋敷などでも全国的に新たな問題が発生している状況でございます。そこで、指宿市においても空き家が現在どれくらいあるのか。また、その空き家が指宿市内においては管理上どのような問題が発生しているのかをお尋ねをいたします。

次に、危機管理についてお尋ねをいたします。減災と地域防災計画の実情についてまず、お尋ねいたします。現在、国においては、防災計画の見直しをされているようでございますが、これが各地の自治体間では対応が追いつかないでいるようでございます。指宿市においてはどのような状況でございますでしょうか。先日の3月11日で2年目を迎えた東日本大震災の復興もまだまだ思うように進んでいないようでございます。そのような中において、被災地の中での田老町においては、防災計画の一環として巨大な防波堤を建設し、これでどのような津波にも対応できるものとしてまいりましたが、しかし、今回の大震災においては、いとも簡単に津波に吞まれてしまいました状況もございます。このような中で、今、防災研究者の間では、これからは自然災害とうまく向き合いながら減災について考えていくべきであると言われております。この減災についてはどのように理解をされているのかをお尋ねをいたしまして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 6次産業の支援策等についてのお尋ねをいただきました。ご案内のように、6次産業とは、農業や水産業などの第1次産業の生産者が、自ら、あるいは食品産業事業者と連携して加工・流通・販売など総合的な分野で事業を展開していく経営形態を示すものでございます。この、国が推進する6次産業化の流れは、本市においても個々の農家所得の向上はもとより、地域農業の振興につながる有効な手段の一つとして認識しており、市内外に誇れる農畜産物の付加価値を高めるための加工品の開発、販売、直売所やレストランの経営などを想定しております。現段階におきましても、加工に取り組む経営体質は12経営体、観光農園が7経営体、農家レストラン4経営体、今後6次産業化への意欲を示している団体等が6経営体あります。その事例といたしましては、加工組合等においてオクラ漬やピワ加工品など、6次産業のいわば元祖と言えるもののほか、畜産関係者では黒さつま鳥を加工した黒さつま鳥燻製、豚肉を加工した黒豚ベーコン、自ら育てた牛を直営レストランで提供するなど、様々な品目や方法での取り組みがあるところであります。また、消費者目線でサツマイモを使用したお菓子づくりに挑戦しようとする取り組みや、農産加工品の付加価値を高めることにより、栄養補助食品として商品化しようとする新たな動きなどもあるようであります。今後更に関係機関との連携を強化し、6次産業に取り組む農業者や企業を志向する農業者に対し、支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム制度でございます。今回の住宅リフォーム助成制度は、補助率が事

業費の10%、補助金の上限額を10万円とする事業であり、補助金として3,000万円を予算要求をしております。補助金を全額執行した場合、事業費の合計が3億円を超えることとなります。経済波及効果の試算につきましては、総務省統計局のホームページの分析シートを活用して算出してみますと、3億円の建設事業によって、約5億8,000万円の経済波及効果が見込まれるとなっております。また、3,000万円分の商品券を交付することで、市内の飲食料品店等で買い物することで5,500万円の経済波及効果が見られることから、全体では6億3,500万円の経済波及効果になると思われまます。このようなことから、今回のリフォーム助成制度では3億円の事業費の約2.1倍の経済波及効果があると思っているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、部長等に答弁をいたさせます。

総務部長（遠見重英） それでは、空き家対策、廃家の対策に関連しましてですけれども、市内にどれくらいの空き家があるのかと、その状況を把握してるかということでございました。空き家の状況につきましては、平成22年10月1日の第2回指宿市消防団幹部会議において、各分団長さんに対しまして、管轄区域内の住宅用火災警報器の設置状況調査にあわせまして、空き家調査も行うようお願いいたしました。そしてその調査を実施したところです。調査は特に周辺に危害を与えるような、あるいは台風時等において屋根瓦など飛散の恐れがあるような空き家等について危険空き家というような形で区分し調査をお願いしたところです。その結果、市内の空き家の数は1,241棟で、うち危険な空き家というものが108棟あるということでございました。それと、空き家にかかる課題ということでございますけれども、基本的には所有者の所在が不明で連絡が取れないこととか、相続の手続きがされていないこと、それから所有者が高齢や収入がなく、撤去等の経済的資力等がないこと等々、様々な課題があると認識いたしております。

それと、次に危機管理についてでございます。減災と地域防災計画の実情についてということで、まず、市の防災計画につきましては、合併後の平成19年度に策定され、その後、平成22年度、平成24年度に一部改正して現在に至っているところでございます。東日本大震災以降、全国の地方公共団体において地域防災計画の見直しが進められておりますけれども、現在、鹿児島県におきまして、南海トラフ巨大地震の被害を想定した見直しが進められております。市といたしましては、この県の地域防災計画と整合性を図る必要があるということから、県の見直しされた地域防災計画が示され次第ですね、新たな被害想定による地域防災計画を策定することとしているところでございます。しかしながら、災害はいつ起こるか予期できませんので、市といたしましては、防災ハザードマップの作成やデジタル防災行政無線の整備、海拔表示板設置、それから災害時要援護者支援プラン全体計画などの策定など、できるものから順次進めているところでございます。

次に、減災ということについてですけれども、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災後、防災では万遍なくコストをかけても、地震等の大規模自然災害には防災力を上回る被害

が起こるといことが明らかになったことから、被害を完全に防ぐといことは不可能であるため、災害時において発生し得る被害を最小限にとどめようとい取り組みであろうかと思ひます。具体的には、ある程度の被害を想定した上で、限られた予算や資源を地域の実情や弱点に集中的に掛けることにより、よりよい費用対効果の上がる対策を講じることであります。しかしながら、予算や資源を集中的に投入するこの減災の取り組みは、防災にかける行政の費用は軽減されると思ひますけれども、地域住民が減災の考え方を理解し、災害発生時に地域の実情に即し、地域でいかに避難行動等を的確にできるかといことが表裏一体であると考えられております。このようなことから、減災に取り組む自治体では、行政と市民が協働で地域の防災力を向上させる取り組みがなされ、減災は防災まちづくりにおける一つの戦略として浸透しつつあるようでございますので、指宿市におきましても、今後、先進地等の状況を調査研究し、取り組めることから少しでも進めていきたいと考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明） それでは順次ですね、農政問題から2回目の質問をさせていただきますが、3月の15日ですね、今非常に農業者の間では心配とされておりますT P P、貿易自由化を目指す環太平洋連携協定に交渉への参加を正式表明をいたしました。こういうのを見込んで、先にいろいろな形で農業支援という形で打ってきているのもあるかとは思ひますけれども、このT P P交渉参加を前提に、あらゆる農業分野に今支援策を講じようとはしておりますが、具体的にですね、今あるものがどういものが、現場の方に届いているのか、もしあれば詳細にひとつご紹介をいただきたいと思ひます。

産業振興部参与（中間竜郎） T P P交渉参加問題について、政府は、「日米首脳会談で聖域なき関税撤廃が前提ではないことが確認された。」このことを受けまして、また、交渉参加に関する世論調査において6割を超える賛同が得られたことや、自民党T P P対策委員会が、農林水産分野の重要5品目等を関税撤廃の例外とするよう求めた上、交渉参加を事実上容認したことから、3月15日に交渉参加を正式発表いたしました。首相の表明の中で、農業につきましては、攻めの政策により競争力を高め、輸出を拡大し、成長産業にするとし、あらゆる努力で日本の農を守り食を守ると発言しております。現在、国は強い農業を推進するための施策として、従来の発想を超えた大胆な対策の具体化を求め、農業輸出の倍増をさせるための販路拡大への支援、6次産業の推進、農地の集約は耕作放棄地の再生のための方策などにより、農林水産業の体質強化を打ち出しているところでございますが、T P P問題に対する支援策についての具体的な言及は、今のところ行われておりません。また、県知事は今回の交渉参加表明に関してコメントは出しておりませんが、鹿児島に影響のある農畜産物は引き続き例外品目となるよう国に働きかける方針を強調しているところでございます。市といたしましても、国の動向を注視し、県とも連携を取りながら、具体的な支援、内容についての情報収集や要望を行っていききたいと考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明） このＴＰＰ交渉参加というのはですね、国益を掛けての参加ということでございますので、非常に慎重にいかざるを得ない状況かと思えます。こういう状況の中で、現場があまり混乱しないような情報提供というのは非常にこれからは大事になってくるかと思えますけど、そういう中で、最初にお尋ねをした6次産業の育成というのがこれから脚光を浴びてくるのかなと思うんですけど、先ほどもありましたように、加工している団体が12グループ、観光農園で7グループですか、直接農家レストランというか、そういう方々が4グループほどいらっしゃるということでありますので、これらは、今後我々もあちこち行政視察に行く時に、こういう6次産業化というのが目に見えて、農家が指宿地域で取り組める6次産業もあれば、とてつもない大きな組織の6次産業やってる部分もありますけれども、指宿で取り組む状況の中で、本年度の予算の中にもちょっと含まれておりますけど、この6次産業を育成するために、25年度予算に盛り込まれた施策の中で、いろいろちりばめられてはおりますけど、その中身についてひとつお示しをいただきたいと思うんですが。

産業振興部参与（中間竜郎） 平成25年度の予算の中での支援はどのようなものがあるかということでございますが、平成25年度は起業支援を重点施策の一つとして位置づけております。具体的な支援策といたしましては、新規事業として「頑張る農業者起業・支援事業」を創設し、起業を志向する農業者等を対象とした講演会の開催や、先進地研修経費の一部を助成をするなどの支援を行うこととしており、所要の経費について予算計上させていただいているところでございます。したがって、まずは25年度にこの事業による支援を行いながら、その中で今後どのような施策が必要であるかなどを効果的な支援のため方向性について調査研究してまいりたいと考えております。

1 番議員（井元伸明） この6次産業を含めてですね、農業の分野というのは自然を相手に、いろんな形で自然を生かしながらというか、そういう部分で農業者間でも、いろいろ畜産もあれば園芸農家、花農家とかいろいろございますけど、そういう中で、今の市の職員の中でも専門的な職員の方がいらっしゃるということで、前回の質問の時に聞きまして、専門職員がいるから大丈夫であるということでしたけれども、これからは、こういった専門職員というかですね、営農指導されるエキスパートというか、こういう専門の職員の配置が不可欠じゃなからうかと思うんですが、これらについては、前も答弁した時は、今のところはあるから大丈夫ということではありましたが、職員はどうしても年次的にローテーションというか、異動してまいりますけど、今後、ある程度動かし難いというかですね、農政の部分で4月から農政部がスタートいたしますので、そういう時にあわせて、この専門職員を再度配備するというお考えはないのかどうか、ひとつお尋ねをいたします。

総務部長（遠見重英） 農業等の6次産業化につきましては、農産物を作るだけでなく、加工・販売まで展開するということが求められております。そのため、市といたしましても、従来の農業生産支援だけでなく、市の農産物の農水産物の販売促進を図るため、

平成25年4月からは、商工水産課内に特産品振興係を設置し、農産物、水産物等の特産品の販売促進や、庁内で連携した農産物等のPRに力を入れることとしております。今後も農業支援センターを中心に、県南薩振興局農政普及課やJAいぶすきとの連携を図りながら、これまでの経験や本人の自己申告による希望も参考にいたしまして、職員の育成という観点も重要視しながら、職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

1 番議員（井元伸明） この専門職員というのはですね、先の委員会でも話が出ましたけれども、畜産の臭いの問題とかありましたけど、普通の職員じゃ農家に行ってもなかなか思うような注意を促すような発言というかですね、指導等もなかなか遠慮して解決しづらい部分もあるかと思えますんで、積極的にその辺は考えて、農家と懇意にして、いろんな形で腹を割って話ができるような、職員を今後育てて配置していただくようお願いしておきます。

次、農業の2番目にまいりますが、これは降灰対策事業のハウス導入について、お尋ねをいたします。この降灰対策事業の指宿地域における過去5年間のですね、導入実績はどれくらいあるのか、まずお尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） 降灰対策の過去5年間の事業実績でございますが、全域における過去の5年間で、平成20年度が6組合で2,219 a、平成21年度が7組合で4,030 a、平成22年度が9組合で1,400 a、23年度は5組合で250 a、24年度が7組合で3,140 aです。5年間のトータルで34組合1万1,039 aの実績となっております。また、これを事業費で見ますと、5年間で12億8,200万円、うち国・県の補助金は8億8,300万円となっているところでございます。

1 番議員（井元伸明） そこでですね、この降灰対策事業において、今ありましたように、国・県の補助事業でございますんで、この対策において、旧指宿市、山川、開聞町と合わせて県内の他市を含めて、過去において市独自の上乗せ補助と言われるようなものをされているのはどういう状況か、これをひとつお尋ねをいたしたいと思えます。

産業振興部参与（中間竜郎） 過去5年間の上乗せ補助と言いますか、過去5年間じゃなくて、以前の旧指宿市、旧山川町、旧開聞町での実績でございますが、旧指宿市と旧山川町におきましては、実施されておりませんでした。旧開聞町におきまして、事業が認定されました平成2年から平成16年までの間、事業主体に対する5%の上乗せ補助を実施してきておりました。

1 番議員（井元伸明） 今ありましたようにですね、旧開聞町時代に5%の上乗せ補助をしておられた状況があったようでございますが、これが、近年非常に厳しい状況というか、補助率が下がってきてる状況もありまして、この降灰対策事業の補助率が下がってきているこういう状況の中で、新たな農家の育成というのが非常に難しい状況もあるかと思えますけど、この補助事業の何で上乗せという形で申し上げますかという、近年、当初は始まった時が75%あったものが、今65%に下がってきている状況でございます。こういう状況でですね、すべてカバーしてほしいとは言いませんけれども、せめて5%ほどの上乗せ、そういう形をしていただければ、ハウスをされる方は60歳以下、あるいは若い方が主でありますので、こ

ういう方々が育っていけばですね、ゆくゆくは農家所得は上がり、そうしていけば、ゆくゆくはいろんな形で、また地域に根付いてくれば子供さんがおり、いろんな形でまた市に大いなる貢献をしていただく立場にある方が非常に多くなりますので、そういう形でも、市の独自の補助というのをさせていただけないのかなということで、あちこちから農家の方から新規でやられる方はですね、最初聞いたのが70%、次聞く時は5%下がっていると。もう今年が65%ということですね、いくらかできないかという相談を受けたりもしておりますけど、実際、鹿児島市においては15%補助の上乗せ補助をしているようでもございます。今の他市の例はありませんでしたけど、他市でもそういう市町村がありますので、そういう形で、実際指宿市でこの上乗せ補助ができないのかどうかを率直にお尋ねをしたいと思います。

産業振興部参与（中間竜郎） 降灰対策事業は、桜島の火山活動が活発化した昭和47年以降、周辺地域の農産物が大きな被害を受けたことから、昭和48年に制定された活動火山対策特別措置法に基づき実施されているものです。本事業は、国の三位一体の改革において、税源移譲対象補助金となり、平成18年度以降は、国庫補助を活用する一方で、県の補助事業として位置付け、防災営農施設の整備等行っているところでもあり、本市においても積極的に施設整備を活用してるところでございます。補助率につきましては、平成16年度まで75%、国が50%、県が25%でございますけれども、平成17年度からは70%、国の50%、県が20%、そして平成24年度からは県が15%で、国の50%で65%と今議員がおっしゃいましたように、県の補助率がだんだん低くなってきている状況でございます。これにつきましては、以前からの一般質問等でもご質問があったわけですが、上乗せ補助につきましては、その実施が農業経営の負担減、経営安定に資するものであることは十分承知しておりますけれども、合併時点で制定されました指宿市補助金等の適正化に関する条例により、補助金の評価基準に基づき、実施は困難ではないかなあというふうにご検討しているところでございます。

1 番議員（井元伸明） こういうご時世ですから、非常に厳しいのは分かりますけど、いろんな形で市ができなければ、先ほどありましたように、県が25%から20%、今現在が15%に下がっている状況もありますので、今後ですね、この補助事業に対して県の方に、また前に戻すというか、そういう要請というか、補助率の復活を県の方にする考えはないかどうか、ひとつお尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） 県に要請する機関、例えば鹿児島県の桜島防災営農推進協議会、あるいは農政推進協議会、そしてまた、県下課長会等様々な機会をとらえて、県への補助率の復活を要請していきたいというふうにご検討しております。

1 番議員（井元伸明） そういう形ですね、農業的な補助金じゃありませんけど、農家を育成するのは国を支えるというかですね、食の安全を作る上からも、非常に大事なことでございますので、ひとつこれは時代を超えて、未永く育成をするためには強く要請をお願いをしたいと思います。

次に、3番目の有害鳥獣捕獲についてをお尋ねをいたします。現在ですね、とみに有害鳥獣の発生が目立っているようでございますが、この有害鳥獣の発生の市内においてですね、最近は指定をされていないものがあったりとか、捕れないとかあるやに聞いておりますが、この有害鳥獣についての現在のですね、本年も100万ほど上乗せをされているようでございますが、今までのですね、この有害鳥獣の主な被害状況はどういうものがあったのかですね、ひとつまずお尋ねをさせていただきます。

産業振興部参与（中間竜郎） 被害状況につきましてですが、農作物の被害を与える有害鳥獣に関しては、ここ数年、500台と言いますか、大体500件を超える件数が上がってきております。特にサルによる被害の報告は、平成25年2月末現在ではございますが、耕地林務課所管で13件ありまして、最初に新永吉地区で発生が確認されております。市といたしましても、これまで罠による捕獲や銃器による捕獲を実施しておりますが、このサルに至っては残念ながらまだ捕獲に至っていないところでございます。被害状況につきましては、今年は、ヒヨドリ等の被害が通報と申しますか、捕獲してくれというような案件につきましては、こちらの方には寄せられておりますけれども、まだ被害額としては、現在は、こちらの方には報告はなされていないところでございます。

1 番議員（井元伸明） このヒヨドリの被害がですね、キャベツの被害、ヒヨドリが油落としのためにキャベツのおいしい時期を知っているんでしょうか、出荷する前に本当に大きな被害が出ているようでございます。この被害を防ぐためのですね、ヒヨドリの最高の手段は網だろうと思うんですけども、網でただかぶただけじゃヒヨドリは非常に賢い鳥でございまして、網の目をかいくぐってやっておりますが、これらについて、昔、使用禁止になっておりましたこのカスミ網というのがありましたけど、あれを臨時的に、この被害を食い止めるために使用できる方法はないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

産業振興部参与（中間竜郎） カスミ網の使用につきましては、現在、法律で禁止されております。これの使用につきましては、調査研究とか特定のものにしか扱えないことになっておりますので、一般の方々が使うということには、法律に違反するというふうに考えておまして、使用はできないものと考えております。

1 番議員（井元伸明） できないという言えば一言で終わりなんですけども、これは、非常に甚大な被害を与えておりますので、こういういろんな有害駆除の会合があるかと思います。そういう席でですね、臨時的にですね、何か使用して捕獲できるような方法があればですね、今のガス銃というか、ガスの音するので被害を食い止めようという形でやってる方がおりますけど、これも最初の本当に2、3分で、後はもう平気で飛んできている状況があるようでございますので、こちら辺りもですね、ひとつ検討していただきたいと思うんですが。あとカラスとか鳩類、タヌキ関係というのがあったりしますが、近年においては、私が聞いた中でサルが出没するのが市内にあちこち聞いております。その中でサルの被害というのは、まだ

聞いておりませんが、このサルの捕獲というのはですね、先ほどちょっとありましたけど、罠をかけてもなかなかかかってくれないという形でありますけど、他に何か有効な手だてはないんでしょうかね。というのはですね、この南さつま市の坊津町の坊においては、3匹の猿がいるそうでございますけど、新聞の報道でも大きくされておりましたけど、このサルは今年の2月から3月にかけて、人に噛みついて非常に被害が出て、もうかれこれ延べ50何名でしたかね、54名ほどにけが人というか、噛まれた方が出ているようでございます。これは新永吉のサルもですね、急に増えまして、現在が12・3匹ぐらいいるらしいですけど、私も呼ばれて行くんですけども、もう行った時はその辺りにはおりませんで、ミカンにしても何にしても、作物が非常に熟れていい時期になった時出てくると。特にこの新永吉地区というのは高齢者が多いとでございますんで、そういう場所に来てですね、女性の方とかそういう方には、サルが反対に威嚇をして、何か自分のものだからお前たちはあっち行けというような感じで、非常に危ない状況があるやに聞いておりますので、これら早急にですね、何らかの対策を立てていかないといけないんですが、何か今度の予算も特に増額はされておりますけど、特にサルだけの予算じゃないかとは思いますが、特に他にさっき言った罠の他に何か考えていらっしゃるのかどうかですね、そのサルについてもですね。ありましたらひとつお願いをしたいと思っております。

産業振興部参与（中間竜郎） サルの捕獲につきましては、非常にこちらも頭を悩ましてるところでございます。現在のところ、人への危害というものは発生していないところでございますが、現在、県の南薩地域振興局の農政普及課内の鳥獣被害防止対策集落指導員というのがありますが、その方々の協力をいただいて、車による定期的な巡回などを行っております。それとまた、サルを集落に寄せ付けないための方策、それとサルの習性などを知っていただくための学習会等を開催して、やはり集落一体となった取り組みが必要ではないかなというふうに考えているところでございます。この他、有害鳥獣の捕獲に関しまして、サルを含めた捕獲対象鳥獣の種類追加と、対象鳥獣の捕獲手当の単価の見直しを計画しておりまして、更なる捕獲、そしてまた、被害防止につながるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。今後も農作物への被害防止だけではなく、市民の安全・安心という観点からも、関係機関と連携し、被害防止に努めたいと考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明） これも早くしていかないと、サルはですね、非常に繁殖率がいいと言いますか、あっという間に膨れていくんだそうです。だからそういう中でですね、先日の聞きますと、南さつままでの取り組みを聞きますと、市の猟友会の方が34名、それに警察官、諸々の職員含めて全部で60名ぐらいいるといって、もうこれだけでも相当な費用がかかるわけですね。こういう状況がですね、ならないためにも、早めの対策というのがありますんで、動物園なんかに行きますと、専門のサルの方もいらっしゃるでしょうし、そういう方にちょっと聞いて、サルと仲良くしましよとかですね、目と目を合わせないで家に閉じ込

めてうんぬんとかとありますけど、そういう悠長なことしか言えないのが現状かも分かりませんが、何かですね、早急な対策をやるというのをひとつ明確に答えていただきたいんですが、いかがですか。

産業振興部参与（中間竜郎） この件につきましては、市民一体となってやはり当然関係部署、危機管理室等もごさいますけれども、25日に被害防止計画の協議会を開催することになっております。その席でこのサルにつきましても、対策をどのようにしたらいいかということで、全庁と言いますか、関係部署、そしてまた市民一体となって、このサルの被害防止対策には取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1番議員（井元伸明） よろしくお願いたします。

次にですね、現在、森林組合によるですね、除間伐が盛んに行われている状況でございます。この間伐については、国・県よりの補助事業で森林整備地域活性支援金交付金事業として、25年度も間伐面積は90ha、作業道路も改良面積が925haということで、640万ほどの事業費が組まれておりますが、こういう間伐材がたくさん出て、中には40年、50年を超えたすばらしい製品になる杉材もたくさん出ているようでございます。こういう状況の中で、現在市内においては学校ですね、学校の分は後でちょっとお聞きしますが、この間伐材を使って、何か地元で、今の池田湖のところに森林組合の支所がございまして、若い方も非常に多くいらっしゃいます。そういう形で見えていますとですね、間伐材を毎日というほど大型トレーラーで、相当な木材を運び出しており、これはもう日曜日でも土曜日でもへたくれもないような状況で、毎日というほど運び出しております。こういう間伐材を、指宿市内において、製品化したり、杭を今作ったり販売しておりますけど、杭だけじゃなくして、この間伐材を利用してですね、いろんな形で一大産業できるような利用があるかと思っておりますので、せっかく組合が指宿市内にありますので、こういう間伐材を利用しての活性化できるような方法を何か考えてですね、組合の方と何かお話できるようなことはないのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

産業振興部参与（中間竜郎） 森林の適正な維持管理を図るため、森林整備計画を策定しておりますが、これは平成21年から平成31年までの期間、10年間の期間でございますが、現在かごしま森林組合は、この森林整備計画に基づき、適正な間伐等を行っているところでございます。本市から出された間伐材は、そのほとんどが現在、南九州市川辺にある同組合の木材加工場へ搬送をしております。かごしま森林組合いぶすき支所の昨年度の間伐材を含めた木材の取扱量につきましては、約1万5千 $\text{m}^3$ で、そのうち地元製材所への供給量は約2千 $\text{m}^3$ であります。また、土木、農業用の資材として丸棒製品を約7千本供給しているとのこと。丸棒製品に関しましては、県内で約3万本を成層しているとのことから、全体の約4分の1を本市が受け入れていることとなります。木材加工施設の建設につきましては、かごしま森林組合自体、加工場を有しておりますので、現況では木材の供給量に対し、生産能力が不足す

る状況には至っていないようでございます。また、今後の経営計画や事業計画といった組織としての考えもあることから、新たに加工場の建設には結びついていないようであります。しかし、今後計画的に国内の木材供給量を増やしていくとの方向性を国が示していることから、必然的に間伐量も増えてくることが予想されます。このようなことから、森林組合に対し、木材加工施設の建設計画等が協議される場合には、是非、本市に立地していただくよう要望してまいりたいというふうに考えてはおります。

1 番議員（井元伸明）　こういう形ですね、地元でも現在、丹波小学校、それと北中もですかね、増改築する際に、地元材を使って教室等を造っておられますが、この杉材というのは非常に最近見直されましてですね、湿気が多い時は湿気を木が吸い取ってくれたり、また、乾燥した時期には、木がある程度適度に水分を出してくれて、非常に心地よい住環境の下で、人間に非常にいいということを知っていますけど、実際、今学校で使った状況等でも感想等をお聞きしておればですね、ひとつお尋ねをしたいんですが、いかがでございましょうか。

教育部長（濱田悟）　平成22年7月に完成しました丹波小学校の校舎2棟と、平成24年度3月に完成した北指宿中学校の体育館を指宿産の木材をふんだんに使用して、木の温かみ溢れる建物を目指し、また、環境を考慮した学校施設エコスクールとして文部科学省の認定を受けて公共事業として建築をしております。使用した木材は、丹波小学校校舎では、鉄筋校舎の内装すべてと、木造校舎の構造材と内装、北指宿中学校体育館の床板と天井の梁がすべて指宿産の杉材を使用しております。このように地元産の木材をふんだんに使用した建物で、児童・生徒・教職員・地域住民の方々などからは、木の香りが漂っていい、そして指宿の木材は指宿の気候によく合うといったご意見などをいただいております。地元の森林への興味や理解を深めるために役立っているのではないかと考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明）　はい、ありがとうございました。そういう状況もありますんで、これから前向きにその地元材を地元で加工できるような施設ができるようにですね、ひとつ働きかけをよろしくお願いいいたします。

それでは住宅リフォームの助成制度については、経済効果が相当にあるという説明をいただきました。これは本当に良かったと思います。3年前ですね、ひとつ気になりますのは、この商品券3,000万円を発行するということでもありますけれども、この商品券が、地元の指宿市内で、大型店に集中する可能性が非常にあるんじゃないかと思っております。この大型店に集中しないような、小売店の方々にもこういう恩恵に預かるようなですね、きめ細かな広く効果が出るような方法をお願いしたいんですが、これについてはいかがでございましょうか。

産業振興部長（下吉耕一）　今回の商品券は、市内のすべてのお店で使えるものではなくて、指宿商工会議所及び菜の花商工会が行う商品券事業の加盟店のみで使えるものでございます。現在行われている商品券事業においても、大型店に偏る傾向はありますけれども、補助金が

預金や市外に流出することなく、全額が確実に市内のお店で消費されることで効果が上がると考えているところでございます。

1 番議員（井元伸明）　そういう加盟店にしかということですが、加盟店というのは市内に何軒あるんですかね、これ。

産業振興部長（下吉耕一）　現在手元にその資料が揃っておりませんので、資料が揃い次第お答えをさせていただきたいと思います。

1 番議員（井元伸明）　それじゃですね、次の空き家対策についてなんですが、これ先ほど所有者が不明とか、高齢者で所得がないから家の取り壊しができないという状況があるということがありましたけど、去年のですね、8月の13日でしたかね、あの池田湖のところの空き家が、県道沿いに倒れ掛かって非常に心配をしておりましたけど、約3か月ほどかかりましたけども、一応撤去までこぎつけた状況もありますけど、これを見ても分かるようにですね、先ほどお聞きしたように、市内にも危険な空き家というのが108戸あるということでございますんで、これらを見据えたときに、今後、これは行政執行できるような形、なかなかこれは法律がないとできないということでもございましたけど、これは指宿市においてもですね、条例を制定して、いろんな形で撤去できる方法はないのか。また、この条例を作るという気持ちがないのか、お尋ねをさせていただきます。

総務部長（遠見重英）　まず、空き家につきましてですけれども、これらにつきましては廃屋空き家、これらにつきましては近隣の住民の不安を解消するためにも、撤去していただくことが一番の方法でございますけれども、どのような状態の建物でもございまして、個人所有の資産でありますことから、市が撤去などの対応をすることは法的に大変難しいところでございます。議員の方からもお話がありました池田地区の廃屋の撤去につきましては、地域の方々、それから相続をされるの方々、それから近隣の建設業組合に加入されている建設業の方々の地域が一体となっておりますね、撤去していただいた経緯があったようでございます。この撤去における問題につきましては、議員の方からもございましたように、所有者等の関係者が不明なことやら、撤去費用の問題、相続の問題など、その問題点は様々であると思われております。また、危険空き家などの所有者に、法的な管理について「指導・監督・命令」が出されるのは、建築基準法による建築主事ができるということになっておりますけれども、私どもの指宿市もこの建築主事はありませんし、建築主事による法的な措置につきましては、相当な期間を要するようでございます。したがって、市において現在では、危険空き家の連絡があった場合は、危険空き家等の状況により道路法や指宿市環境保全条例、それから指宿地区消防組合火災予防条例により、所有者に対して文書、または口頭により必要に応じた対策を依頼し、協力を求めているところでございます。それと、条例制定のことについてご質問がございました。条例制定につきましても、幾つかの課題というのがございまして、この条例制定につきましては、その先ほども申し上げましたが、どのような状態であっても、

個人所有資産でありますことから、市が条例を制定し、何らかの手立てをする場合においては、民法などの法令等に抵触しないか慎重に検討していくような必要がございます。また、全国には多くの空き家条例を制定している自治体もございますけれども、その内容につきましても、行政代執行法に基づくものから、市が危険空き家の無償譲渡を受けるもの、あるいは補助金を撤去に対して補助金を出すもの、いろいろな考え方の下に、それぞれの市の実情に応じて整備をされているようでございます。

現在、本市におきましても、これらの他自治体の条例制定内容を調査研究しておりますので、今後どのような形でこれが条例になるのか、あるいは要綱になるのか、そのようなことも含めまして、現在検討しているところでございます。

1 番議員（井元伸明） この空き家廃家についてはですね、隣の家に壊れかかって倒れかかっている家もあちこちあるようでもございますんで、何らかの手立てができるように、ひとつ何か早急な方法を検討をしていただきたいと思います。

次に、防災行政についてお尋ねいたしますが、この防災計画を作る時に、先ほどちょっと答弁でありましたように、ただ書物というか、行政が上からきたからこれで作ったというんじゃなくして、やっぱり地域住民を巻き込んで、この防災計画は作っていかないと、先ほど例でちょっと出させていただきましたけども、防災計画の立派なのを作っても、地域住民が知らなかったり、あるいはその防災計画で造った防波堤が、もういくら人も見に来て、こんなのできたかという形で非常にですね、賞賛をいただきながら造った防波堤も、今回の津波では簡単に吞まれていく状況もございますんで、この防災計画というのはいろんな形でやっぱり住民と密接につながってですね、どうしたらいいかということで作っていかないと、なかなかものにならないのが現状だということでございますんで、その中である程度の自然災害を受け入れられるような形で、今減災という形で言われておりますので、そういう形ではやっていただきたいと思うんですが、ただ一つ心配になるのはですね、指宿市内において今現在、防災無線を整備をさせていただいておりますが、この防災計画でされている中で、特に指宿市内の方だろうと思うんですが、山川、開聞でもう実際今使っておりますけど、いろんな防災無線を使ってですね、市の広報とか、あるいは火災とか被害状況をお知らせをしておりますけども、ああいうのはちょっと言い方は悪いかも分かりませんが、必要な人には必要なことも分かりません。地域が違つとですね、必要でない人はうるさいと。もう近くにいる人はやかましいとかいう形があつて、今度指宿で整備をされる場合において、この無線の在り方をあまり鳴らさないでほしいというような要望があるやに聞いておりますけど、実際そういうのが館長さん方から行政の方に届いているのかどうか。もしあるとすれば、どういふ返答をされているのかですね、ひとつお尋ねをいたします。

総務部長（邊見重英） この防災行政無線の運用の在り方についてですけれども、先ほども議員からございましたように、この私どものデジタル防災行政無線の整備につきましては、平

成24年度から順次整備する計画になっており、24年度につきましては、今和泉校区、池田校区を整備中でございます。それと放送の在り方についてということでございますが、これにつきましては、確かに拡声子局のあるところですね、その近所の方からはですね、実際放送がされましたときに、内容によっては、この防災行政無線を使わなくてもいいんじゃないのかというようなことでお電話をいただいたりということがございました、過去に。したがって、その放送の在り方につきましては、基本的には災害等の緊急放送だけ放送してほしいなどのご意見もあります。したがって、市では防災行政無線の管理運用に関する規則、それから行政情報放送利用基準というのを1点定めておりまして、それに基づいて放送をしてるところでございます。この行政情報放送利用基準ということにつきましては、平成23年10月にいろいろなご意見があったものですから、放送の在り方に一定のルールづくりが必要であるということから決めましたもので、その内容につきましては、一つ目が、市の行事等で中止・変更等緊急性があること。二つ目が、防災行政無線で放送する必要性があること。三つ目が、特定の市民を対象としていないこと。四つ目が、広報誌やお知らせ版掲載の時期に間に合わないこととして運用しているところでございます。議員からご質問がありましたように、市民の皆様からの様々なご意見というのも、これまでもありましたし、今後もまたあるのではないかと考えておりますので、現在、デジタル防災行政無線の全市的な整備を実施しておりますので、今後は必要に応じて、市全体の運用について、これまでの規則や基準というのも併せまして、市民の皆様の意見を参考にしながら、更に検討していくことが必要なのではないかと考えているところです。

1 番議員（井元伸明） よろしくご配慮お願いいたします。ひとつ遅れないようなですね、あまり反対意見があっても、大事なことはこれはお知らせをしてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと最後に、これは消防の広域合併に伴いですね、山間部などへの分団消防車の四輪駆動車の導入はできないかということをお尋ねをいたしたいと思うんですが。この火災災害については、いつどこで発生するか全く予測が付きませんが、これらの火災などに備えるためにですね、多くの消防署職員と各地域の消防団員の皆様方には、日頃からの訓練などに励みながら、市民の安心・安全のために努力をしていただいていることについては、心から感謝を申し上げたいと思います。そこでお聞きしたいんですが、消防組合の新たな広域化に伴って、四輪駆動車の導入については、財政上の問題もあるでしょうけれども、市民の生命・財産をいかにして守るかとの観点から、決して無駄ではないのではないかと思います。これらについては、以前山間部での火事というか、そういう時に、普通の消防分団消防車が上がれないという状況も発生をしているようでございますので、こういうことを鑑みてですね、やっぱり全域にというわけじゃなくして、年次的に今入れ替えをされておりますが、その中で必要な箇所に、ある程度市内にもあってもいいんじゃないかと思っておりますけども、実際

県内にも、何市かはこれを導入してるとこもあるようでございますので、ひとつ指宿市でこれを検討していく考えはないのか、最後にお尋ねをして終わりたいと思います。

総務部長（邊見重英） 本市の消防団は23分団で、24台の消防ポンプ車を所有しております。車両の内訳は、旧来のB D 1型、これは四輪駆動でございますけれども、池田分団、指宿分団一部、柳田分団の3台で、残りの21台は新型のC D 1型、これは二輪駆動車でございます。となっております。先ほど議員の方からお話ございました火災の時に支障があったのではないかというのは、私どもの方で確認させていただいているのは、たぶん平成22年1月の畠久保山林火災時の火災活動についてのことではなかったかと思ひまして、関係する出動分団長に一応支障があったのかどうかということを確認をさせていただきましたが、私どもの聞き取りの中では、そのようなことはなかったというようなことで聞いているところでございます。また、近隣の消防団の消防ポンプ車の配備状況を調査いたしましたところ、山間部を控えた喜入、穎娃、枕崎でも、すべて二輪駆動車となっているようでございます。道路状況や冬場の凍結対策として、全消防自動車にタイヤチェーンを配備しておりますので、新型のC D 1型二輪駆動車で十分対応ができるものではないかと考えているところでございます。

議長（森時徳） 産業振興部長、答弁は簡潔にお願いします。

産業振興部長（下吉耕一） 先ほど答弁漏れのあった件について答弁をさせていただきます。商品券の取扱い店舗は、商工会議所、菜の花商工会それぞれ何店舗あったのかということでございますが、商工会議所が138店舗、菜の花商工会が70店舗でございます。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 通告してあります点について質問をさせていただきます。

まず、障がい児の学童保育についてであります。この件については、今朝方午前中も質問があったわけでございますが、いろんな角度を変えながら質問させていただきたいと思ひます。障がいのある子供に豊かな放課後、休日を保障したい、そのような思いの下に全国では様々な取り組みがなされております。そしてそれを支える制度も整備されており、放課後、休日、これは長期休暇も含め利用できる支援の種類や量も増えてきている状況の中、本市においては、健常児の学童保育は、幼稚園等の協力の中実施されておりますが、障がい児の学童保育については全く対応がなされていない状況であります。障がいを持つ保護者の子供に対する願いとしては、家庭以外の場で家族以外の人や同じくらいの年齢の友達と一緒に遊ばせてやりたい。外に出て社会性を身に付けさせたい、あるいは、ストレスを発散させたいなど家族以外の第三者で、できれば同年代の友達や専門知識を持ったスタッフと一緒に子ども

の興味、関心に応じた経験を積ませてあげたいなどの強い願いがあるわけであります。そして、そこは安心できる場所であり、安心できるスタッフであるということが重要な要素であるわけです。また、子供に対する願いだけでなく、保護者自身も保護者の父母の病気や身内の急な不幸があった時など、安心して子供をみてもらえるところがあったらとか、経済的にも働きたいけど、子供を一人にしておけないという理由、あるいは保護者自身のストレスの解消ができ、時間が持てたら等々、不安を抱えながら子育てをしている現状であります。このような中、本市の障がいを持つ子供の保護者を中心に、この問題解消のため、子供の放課後を考える会を立ち上げ、平成22年10月より大変なご苦労の中会議を重ね、学習会やアンケート調査、先進地への視察、そして夏休み公開学童保育の開催等、それについての懇談会等、障がいを持つ子供の日々の生活を抱えながら取り組まれております。この平成23年8月27日の夏休み公開学童保育では、市長をはじめ教育長、担当課の職員など多数の行政関係者も参加をいただき、その後の懇談会においても貴重な意見交換がなされたと伺っております。この中で豊留市長は、行政の責任で障がい児の発達支援、自立支援をしていかなければならない。障がい児学童保育の設置は義務だと思っていると発表されております。そして保護者の感想を涙ながらに拝見させていただきましたが、子供が朝から楽しそうに生き生きしていた。少し不安そうだったが、自分の思ったことをはっきり言いながら遊びを楽しんでいる姿を見て、胸が痛くなった。一時、健常者に思えて嬉しかった。そして生き生きと活動する子供を見て、障がい児の学童保育を早く実現させてやりたいなどの思いが寄せられ、市長の発言に対しては、とても市長が理解ある方で、私たちが不安に思っていることを感じ取っていただき嬉しい。先々が明るくなって安心した。指宿では障がい児を育てるのは無理かなと思っていたが、市長の障がい児や弱者に優しいまちにしようという言葉聞いて、今までの思いが救われた。市長の言葉を聞いて、これから変わるんだなあ、学童ができるんだなあと思った。市長の言葉に感動したなど、挙げればきりがなほどの感想でありました。また、平成23年の6月議会において、同僚議員のこの問題に対する答弁では、放課後の実態について、母親と家の中で閉じこもっている。働きたくても働けない保護者、特に母親が心身共に疲労していることなどから、子供の豊かな成長を保障する母親の就労保障という観点からも、このような場、即ち、学童保育が必要である旨の部長答弁がなされております。そして市長におかれましては、結論から申し上げますと、決してそのままにしておいてはいけない、それが私の思いである。マニフェストの中に、高齢者と子供が光輝く指宿にしたいと盛り込んである。特に障がいのある子供は手厚く支援をしてやる必要がある。障がい児にとって望ましい在り方を先進地を参考に検討していくとの答弁がなされております。ところが、この公開学童保育の開催から約半年後の昨年3月19日のこの会からの要望書に対する市当局の回答書では、市の直営及び公共の機関への委託による障がい児学童保育については、現状では厳しい状況である。今後民間の児童福祉施設等による事業や、保護者、地域の方々と協働による事業展開ができ

ないか協議してまいりたいとの回答でありました。私もこれまでの一連の流れから、この回答には信じがたい思いでしたが、子供の放課後を考える会関係者の落胆ぶりは計り知れないものがあったと思います。そこでお伺いしますが、この問題をどのようにとらえているのか。そして市長のこれまでの発言や議会答弁と、この回答書はあまりにもかけ離れた内容で、会の方々は何を信じていいのかわからないものと思います。どのようにお考えか、お伺いします。そして、これは一日も早く実現しなければならないわけですが、今後具体的にどのように進めるのか、お伺いいたします。

次に、生活保護基準引き下げの影響についてでございます。国は来年度予算編成に向けて、生活保護基準を引き下げようとしています。生活保護の基準は5年に一度見直すことになっており、今回引き下げる理由としては、一つにはデフレが続いていること、もう一つは、厚生労働省の専門家会議が出した生活保護受給世帯と低所得の世帯との生活費の水準が、家族の人数が多い世帯では生活保護の方が高くなる傾向があり、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦の世帯では、逆に低くなるなどの検証結果に基づき、不公平感が出ている分を調整する目的で、全体的に総額を数パーセント下げるということであります。また、この他にも不正受給の問題、あるいは毎年増え続ける社会保障費など財政的な問題も含まれているわけですが、この基準引き下げは、生活保護家庭に影響を及ぼすだけでなく、生活保護を受けていない低所得者全体に影響が及ぶことであります。所得の低い世帯を支援する対策の多くが、この生活保護の水準に連動しているということです。例えば住民税非課税、最低賃金、就学援助、あるいは国民年金保険料、保育料、介護保険料等の減免措置が、これまでと収入は変わらないのに突然非課税世帯の対象から外れ、負担を求められたり、減免措置が受けられない世帯が出てくるのではと懸念されてるところでございます。これについて政府は、影響させないと国会答弁がなされておりますが、これらの中には国の事業、あるいは国が補助を出して地方自治体にやらせてもらってる事業、そして自治体が独自でやってる事業、いろいろある中で、国が直接やってる事業は国の判断でできますが、市町村の判断でやってる事業に対して、国が影響を与えないというのも、地方主権、地方分権の観点からも問題があるのではないかと思います。今回は特に就学援助について、平成25年度は8月に新基準が掛けられると思いますが、25年度、あるいは26年度以降影響はないのか。まず基準引き下げによって生活保護世帯への就学援助制度への影響はどうか。また、生活保護以外の低所得者への影響はどうか、お尋ねいたします。そして、この就学援助制度以外の市の事業で影響を受ける事業はないのか、お伺いいたします。

次に、公舎借上げ規程についてであります。市長の家賃問題に端を発して、様々な事実が明らかになりました。法的根拠のない中で家賃支出が行われていたこと。そしてその返済に至る手法、地方自治法と本市の条例との関係、あるいは条例と規則、規程との関係等々、この問題に対する疑義が解消されたわけではなく、問題を明らかにすべく調査は必要である

と思っておりますが、この問題の論点の一つであった公舎借上げ規程がない中で、これまで副市長、教育長、派遣職員等の人事交流による職員の住居を市で借上げていた事実に対して、昨年6月指宿市公舎借上げ規定なるものが作られておりますが、この規程については私は昨年9月議会において、新しく規程を作り、市長は道義的にどうかは別として、法的根拠は整ったわけですから、公舎借上げという形で現在の住居に住めるようになるがとの質問に対して、総務部長の答弁では、もともと規程を整備する中で、市長が申請するという前提では作っていないとの答弁でございました。また、渡瀬副市長の答弁では、この規程の中には市長は含まれておりません。市長自らはここに予定しておりませんとのことでありました。指宿市公舎管理規定第2条にはこのようになっております。この訓令において公舎とは、常勤の特別職、その他市長が特に必要と認める者及び職員と生計を一つにする家族の住居の用に供するため、市が借り受けた建物及びこれに付帯する工作物を言い、これらの用に供する土地を含むものとするとなっております。市長は常勤の特別職そのものであります。市長が申請するという前提ではないとか、この規定の中に市長は含まれていないというこの事態、全く理解できないわけであります。これまで議会答弁においては、責任ある答弁をと何回となく言っただけでまいりました。この規定の条文と昨年9月議会での答弁内容、どのように説明ができるのか、お伺いして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 障がい児の学童保育、基本的な考え方、これまでとは変わったところはございません。考えとしては、これまでと同じでございます。障がい児の学童保育につきましては、平成23年度までは、障害者自立支援法の児童デイサービスの中の児童デイサービス型として実施されておりました。平成24年度からは、児童福祉法の放課後等デイサービスとして、放課後や夏休み等の長期期間中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業として展開しております。障がい児の学童保育につきましては、子供たちの様々な経験や体験を通して、豊かな成長を保障するとともに、保護者の就労保障をする観点からも、年齢や障がいの程度、また、発達段階に応じ、安心・安全で楽しく活動できる場や、多くの人との関わりが持てる場が必要であると、そういうことで私も議員と同じような認識をしております。なお、平成23年12月に要望書をいただきました。その間の視察研修や調査研究等の結果を踏まえ、直営や委託等も含めて、総合的に様々な観点から協議検討を重ねた結果、市の直営については、活動の場や施設の整備、障がい児の個々の特性に応じた職員の確保及びランニングコスト等を勘案し、また、本市の財政状況を鑑みた場合、厳しいものがあると判断したところでございます。そこで、この事業については、これまで様々なノウハウがあり、かつ財政的にも軽減できる社会福祉法人での事業展開はできないものかどうか、また、県内では保護者や地域での共生協働で障がい児の学童保育に取り組んでいる先進的事例があることから、このような回答をいたしましたところでございます。

次に、生活保護の件でございます。現時点においては、福祉事務所等に対し、国から具体的な見直しの内容が示されておられません。児童・生徒がいる生活保護世帯にどのような影響が及ぶのか、具体的には現段階では予測しにくい状況でございます。なお、一般的に考えますときに、生活保護基準引き下げ等に、基準額が引き下げられることにより、世帯の収入が生活保護基準額を上回ることで、保護廃止になる世帯が出てくる可能性はあるかもしれません。ただ、本市の対象世帯につきましては、仮に生活扶助が最大10%引き下げられた場合においても、試算を行ったところ、保護廃止となる世帯は出てこないようでございます。今後対象世帯が保護廃止になった場合、関係各課とも綿密に連携を図りたいと考えているところでございます。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

健康福祉部長（迫田福幸） 障がい児の学童保育について。一日も早く実現しなければならない事業であるが、今後の具体的な計画はとのご質問でございます。要望書で回答いたしましたとおり、市直営及び公的な機関への委託につきましては、場所や財源等を含め難しい状況でございます。ご提案申し上げました保護者の皆様及び地域の方々との協働による事業の展開も、子供の放課後を考える会の皆様との協議において、実現は難しい状況であるようでございます。このような状況下にあることから、事業実施に向けて社会福祉法人への障がい児の学童保育である放課後等デイサービスの事業展開を打診していたところ、近隣市の社会福祉法人が、指宿市において平成25年度中の事業開始に向け、現在県へ申請しているところでございます。また、先日は子供の放課後を考える会の皆様にも、本市の方針をお伝えしたところでございます。この事業所は、新規で事業を開始することから、利用する保護者との協議をしながら、より良い事業の展開をしていきたいと、3月11日に話し合いをいたしたところでございます。市といたしましては、平成25年度中に事業実施できないか、今後も引き続き社会福祉法人や子供の放課後を考える会の皆様と早期の実現に向けて鋭意協議してまいりたいと考えております。

次に、生活保護の基準引き下げの影響について。生活保護以外の低所得者への影響はないのかとのご質問でございます。生活保護被保護者やその他、低所得者が影響を受ける制度等を国が示しております。示した中では、国の制度が8制度、地方の事業等が1事業の合計で9制度等が福祉事務所の所管する制度等であることを確認いたしております。主なものとしましては、保育所の保育料の免除にかかる階層区分や自立支援、医療の負担上限月額等の段階区分及び養護老人ホームへの入所措置などがございます。これらの平成25年度の取扱いにつきましては、国の対応方針として、それぞれの制度の趣旨や目的、実態等を十分考慮しながら、低所得者等に対しできる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方としておりますので、本市においても、国の考え方を理解した上で対応に取り組んでまいりたいと思います。また、中国人残留邦人等に対する支援給付も、生活保護の基準の例により、

給付を行うこととなりますが、本市におきましては、対象者及び支給実績等もない状況であります。なお、平成26年度以降の対応につきましては、個人住民税の非課税限度額を参照している制度も含め、具体的な方針が示されておりませんので、これにつきましても、方針が明らかになり次第、他市の状況等も注視しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、指宿市単独事業で影響を受ける事業はないのかとのご質問でございます。現時点で確認している制度・事業等で、生活保護被保護者が負担金減免等の対象となる制度・事業等のうち、福祉事務所が所管する事業等が19事業ございます。そのうち、7事業は任意で行っておりますが、主なものとしましては、訪問入浴サービス事業や、日中一時支援事業、食の自立支援事業、紙おむつ等支給事業などがあり、いずれも補助金等の対象事業となっております。仮に生活保護基準額の引き下げにより、事業の対象者が保護廃止となった場合、自己負担金等の部分で影響を受ける可能性はあると思われます。しかしながら、それに対してはどのように対応するのか、現時点では具体的な方針が示されておりませんので、これにつきましても、国の方針が明らかになり次第、他市の状況等も注視しながら対応を検討してまいりたいと考えております。また、市民税の非課税世帯員や低所得者等が負担金軽減等の対象となる制度、事業のうち、福祉事務所が所管する事業等が20事業ございます。そのうち8事業は任意で行っておりますが、先ほどの生活保護受給者が対象となる事業等に、乳幼児等医療費助成が加わることとなります。この8事業につきましては、個人住民税の非課税限度額を参考に、対象者の選定や自己負担金の決定を行うことから、生活保護基準額の見直しに伴い、個人住民税の非課税限度額が見直された場合、自己負担金等の部分で影響を受ける可能性はあると思われます。しかしながら、これにつきましても、生活保護被保護者が対象となる事業等と同様の対応を検討してまいりたいと考えております。

教育部長（濱田悟） 生活保護基準が引き下げられた場合の要保護児童・生徒、就学援助費補助金への影響はないかとのご質問でございますが、一般的には、生活保護を廃止されれば、この補助金の交付対象外になり、影響を受けることとなります。本市におきましては、先ほど答弁があったように、具体的な予測はできない状況ではありますが、保護基準が仮に10%引き下げられた場合であっても、現時点において保護廃止になる世帯はないようであるとのことですので、要保護児童・生徒就学援助費補助金交付対象者への影響はないものと考えております。仮に対象世帯が保護廃止になった場合においては、地域福祉課からの連絡を受けて対応しますが、準保護世帯の対象には該当しますので、就学援助費の支給を受けられることとなります。

次に、生活保護以外の低所得の方への影響については、一般的には準用保護就学援助費の支給対象について生活保護基準を基に判定している自治体もあるようですので、そのような自治体は影響を受けるものと考えられます。本市におきましては、準用保護就学援助費の支

給対象を生活保護基準を基に判定しておりませんので、適用前年度、または当該年度に生活保護の停止、または廃止のあった世帯、当該年度の市町村民税が非課税の世帯、申請日において児童扶養手当を受給している世帯の他、それ以上の収入があっても、病気やけが、突然のリストラ、失職、保護者の死亡、離婚等により長期間収入が減少した世帯や、生活が困窮していると推察できる世帯で、援助が必要と認められる世帯を申請に基づき認定しておりますので、影響はないものと考えております。また、特別支援教育就学奨励費につきましては、準用保護就学援助費の支給対象世帯以外の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、補助金を交付しておりますが、中堅所得者層までの支給対象となっておりますので、低所得者への生活保護基準の引き下げによる影響はないものと考えております。

総務部長（遠見重英） 指宿市公舎規程についてご質問をいただきました。規程の中にあります常勤の特別職に市長が含まれるのではないかというご質問だったと思います。指宿市の公舎管理規程につきましては、市民への説明責任を果たし、質の透明性を確保すること、適切な財務執行を図ることなどの観点から、これまでの割愛人事による副市長や教育長、派遣職員等の住宅借上げについて規程を定めたものでございます。規程を整備する中で市長が申請するということは考えておりませんでしたので、市長は含まれないものとして前回答弁いたしております。また、議員のご質問の中にもございましたように、一般的に申し上げますと、常勤の特別職に市長は含まれるものと思いますけれども、指宿市公舎管理規程を整備する段階では、市長は想定しておらず、副市長、教育長、派遣職員等の住宅借上げを想定して制定したものでございます。

19番議員（下柳田賢次） まず、生活保護基準引き下げについてでございますが、これは国は影響を与えないと言ってるんですよ、国会答弁で。国に従うということは、仮に指宿市でそういう対象者が出ても、国と同じ対応を取ると先ほど答弁ありましたが、国の補助がある部分は、国が下げないと言ってるんですから、国は当然それに対する保障はすると思うんですが、市で単独でやってるものにも影響、今は対象者はいないという、例えば就学援助にしてもですね、いうことでございましたですけど、国の方針に従うということであれば、独自の財源でそれを保障するということによろしいんですね。

健康福祉部長（迫田福幸） 先ほどもご答弁申し上げましたが、現在のところ国・県等からは正式な文書等いただいてないところでございます。つい先日、来る3月22日に、県の方で市町村向けの説明会を詳細にすることになっております。したがって、生活保護基準額見直しにより、市町村等の財政的負担が生じる場合の対応についても、現時点では具体的な方針が示されておりませんので、これについても、方針が明らかになり次第、他市の状況等も注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

19番議員（下柳田賢次） 厚生労働大臣の答弁は部長、ご存知でしたですか、この件についての。

健康福祉部長（迫田福幸） 存じておりません。

19番議員（下柳田賢次） 国会答弁で明らかに影響を与えないと言ってるわけですよ。今は他市の状況もということですが、じゃあ、指宿市では影響がある場合もあるということですかね、そうすると。

健康福祉部長（迫田福幸） それにつきましても、来る3月22日の説明会で明らかになるかと思っております。

19番議員（下柳田賢次） 分かりました。じゃあ、次の学童保育の件についてであります、まずこの問題をですね、市長が8月27日の23年のですね、そこであれだけの約束をしたわけですよ、ある意味。それで6月の23年の6月議会の答弁でも、そのように答えてるんですよ。行政の責任でやっていくんだと、やっていかなければならないんだと。要するに、この問題をどうとらえているかということですよ。回答書で市の直営、公共の機関への委託は難しいとのことを民間の事業所や保護者や地域の方々の協働でということですが、この感覚が私は全く間違ってると思うんですね。この問題は福祉行政のど真ん中の問題ですよ。まさに行政が責任を持ってやらなければならない問題であり、民間の事業所がとか、保護者や地域の方々の協働でというような問題ではないと思うんです。もちろんこれらの方々の協力体制というものは必要だとは思いますが、どこが主体かということになると、あくまでも市が主体となってやらなければならない事業であります。保護者の方々にとっても、これまで一生懸命頑張ってきたけど、もう限界があるということで訴えてある要望であったわけでございます。どうですか、市長。

健康福祉部長（迫田福幸） 議会答弁の中におきましては、市長も私も障がい児にとって望ましい学童保育の在り方というものを既にやっている地域等を参考にしながら検討していかなければならない。私の方からは、場所や送迎等総合的に判断しながら、先進地の事例も調査し検討してまいりたいというふうにお答えしております。したがって、その後、県内の43市町村及び先進地の2市を調査いたしております。また、8月27日の公開学童保育におきましても、市長は行政の責任で何らかの支援をしていかなければならないという旨を発言したと思っております。

19番議員（下柳田賢次） 6月議会の答弁ですけどね。市長はこういうことはやっていかなきゃいけないと。それはマニフェストに入れたんだというような先ほど質問の中で説明しましたけど、マニフェストというのは約束じゃないんですか。じゃあ、マニフェストの中で、私はこういう障がい者の子供に対してのことについてはやっていかなきゃいけないと書いたという6月答弁がありますよ。それマニフェストは約束じゃないということですか。それと先ほどの8月27日の懇談会の中で、行政の責任でやっていかなきゃいけない。これは私の義務であると、ここまで言ってるんですよ。どうですか。

市長（豊留悦男） もうおっしゃるとおりであります。学童保育をしておいて、障がい児の学

童保育をしないということは、行政では考えられないと。そういう意味で、やはり保護者の熱い思いがありましたし、障がい児の学童保育は行政としてもやらなければならないという私の思いを伝えました。だから今、これまでの経緯を大切にしながら、障がい児の学童保育の在り方を真剣に関係課に検討をさせて、実施する方向でやっているわけでありまして。ただ、何回も申し上げますけれども、事業をすとなりますと、人、物、金、障がい児保育というのは特に安心・安全という観点から、実施については最善を期さなければなりません。そういう意味で、場所の問題、そして保育にあたる人の問題、そしてそれに関わる金の問題、様々な問題をクリアしなければならないハードルがあるのも事実であります。かといって、私がマニフェストに掲げたそのことが、マニフェストに違反するという、そういう考えは私は毛頭持っておりません。実際やっているわけですから。今後検討しながら、どういう方向だったら指宿市と、いわゆる指宿市版の障がい児の学童保育が可能になるのか、そういうことで今検討しているわけでありまして。決して私がこの学童保育と同じように、障がい児学童保育も大切にしていけないというわけではありませぬので、念のために申し添えます。

19番議員（下柳田賢次） 全く市長がおっしゃるとおりだと思いますよ。ですからやればいいんですよ。これはやると言ってるわけですし、それでマニフェストにも掲げた、あるいはこの懇談会の中でも、行政の責任でやらなければならないと、もうそこまでおっしゃってるわけです。それと平成22年の6月議会の答弁です、結論から申し上げますと、こういう言いだしでですね、結論から出てるんですよ、もう。この問題をこのままにしてはいけないということと言ってるわけですよ。その後行政の責任でやらなきゃいけない。あるいはこの学童保育、これは健常児、あるいは障がい児含めて、これは行政の責任であると、こんな順番で今きてるんですよ。それで今になって行政ではできない、直営ではできない。民間がやりそうだから、そこをお願いすると。そういうのではね、やはりね、これは政治の信頼の問題だと思いますよ。市長、市長は私はこの問題をないがしろにしてるとは思っておりません。むしろ先ほどの懇談会等でのあの発言の方が、市長の率直な思いだと思いますよ。ですから、これをもう至急に進めるべきだということで私はこの質問をしてるんであって、まずですね、財政の問題でいつもこう話になりますけど、何をやるにしても財政は絡んでくるわけですよ。その中で政治判断として何を優先するかということだと思ってるんですね。市長は今言われたとおり、あるいはこれまでにずっと発言してるとおり、この障がい児の学童保育の優先度、これをどのぐらいに思ってるんですか、市長。

総務部長（邊見重英） 予算編成のお話ではなかったかと思えます。今後の財政状況や先行きということをお考えした場合、不透明な経済状況等を踏まえまして、市としましては徹底したコスト意識の下に、限りある財源を効率的かつ効果的に活用するため、実施事業の峻別、重点化を行うとともに、行政課題や市民ニーズに適切に対応する必要のある施策については、重点的に予算配分をするというような取り組みをいたしております。具体的には、本市の歳

入見通しによる予算規模の総額を財政課で算定いたし、その予算規模に見合う歳出、予算の要求額となるよう、各課に新規事業も含めて施策別事業優先度評価や緊急度、優先度等に基づき、徹底した見直しや縮減を図って予算を要求するよう、予算編説明会等をお願いしているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 優先度どのくらいにあるかというのでいけばですね、これまでのその答弁とか、あるいは市長のその思いからいくと、私はこれは非常に高いと思いますよ。非常に高いというか、もうトップクラスの優先度だと思いますよ。実際にこの状況を考えた場合に。現実にはですね、健常児の学童はやってるわけですよ。健常児をやって、障がい児はお金がかかるからやらないって、こんなばかな話はないわけで、この問題を判断するのは、まさに政治判断ですよ、市長、いかがですか。

市長（豊留悦男） 私も障がい児の学童保育、実際現場に出向いたり、また、学校現場にありましたので、障がいのある子供の保育状況というのは、十分分かっているつもりであります。ですから、障がい児の学童保育についての重要性は、誰よりも、深い認識を持つと同時に、親の思いも分かっているつもりであります。だからといって、指宿でどのような形でできるかということについては、十分慎重な判断をしないと、やはりやることによって様々な問題、課題等が見えてきたら大変なことになるだろうと。そういうことで、私は保護者としてどういうことができるのか。できないとしたら、行政にどういう支援をしてほしいのか。一緒になってやりましょうというような、そういう話もしてまいりました。だからといって、行政が逃げているわけではありません。民間に委託したから、行政の責任を逃れているわけではありません。やはり様々な形で、目的は何なのか、目的を果たすためには、民間と協働しながらやる方法もあるでしょうし、マニフェストに掲げたからといって、市が丸抱えで、すべてできる問題でもこれはありません。人という問題では、障がい児保育は極めて大切なわけです。ある障がい児保育を行っているところは、大学の学生の障がい児教育を専攻している大学生が、土・日来て一緒に支援をしてやるとか、民間のボランティアを募集してやっているとか、そういう十分な対策を練った上でやっているわけです。もちろん施設の安全・安心を確保した上での事業の実施であります。そうした場合に、指宿でどのような形ができるのか、それはこれまでも十分話し合い、担当課に協議をさせてまいりました。市独自でできないとしたら、民間のノウハウを生かしてやっているところがあったら、そこに行って学習し、どういう形でできるのか考えていただきたいと。そういう意味で、この問題を私が受けた段階で、それぞれの時、それぞれの立場で検討させていき、そして25年度は、民間の方々の力をいただきながらできないものかということで、具体的な事業として25年度は実施したいという、そういう流れになっているわけです。

19番議員（下柳田賢次） 慎重にやる必要があるとか、検討しなきゃいけないとか言ってますけどね、平成22年の10月からもうこの問題は、この語る会の皆さんが立ち上げて行ってる

わけですよ。担当課とも話して何回も協議したと言ってるじゃないですか。もう3年経とうとしてるんですよ。その間にこれからまた検討だという自体がですね、この問題をどの程度重要視してるのかというところを疑いたくなるわけです。それと、その民間の方にノウハウをいただきながらやりたいということですが、先ほどの説明によると、その25年度予定している事業所というのは経験はなかったということのようです。もちろん準備はしてきてるでしょうけど。それと先ほど大学のボランティアの生徒を使つてと、これは当然そのようにやればいいじゃないですか、指宿も。だから、例えば鹿児島市でやってる今の施設とか、それが指宿の状況に、置きはめてできないのかということですよ。そこでこういう質問をすると、財政がと言う。だから、財政については、優先度が優先するんですから、この障がい児の学童保育の優先度をどのぐらいに考えているのかということですよ。私は最大限のもうトップクラスにあると思っておりますが、それをまだ財政の問題でやらないということになるのであればですよ、それは優先度が低いということにしかないんじゃないですか。だから私は、市長に是非あの懇談会でのあの発言の気持ちをもう1回思い出していただいて、絶対やるんだと。例えば形がですね、民間がそのやるのかということ、私はやっぱり行政主導でやるのが一番いいと思っておりますし、これがこの語る会の方々のストレートな思いだと思います。それを市長の今までのこの件について答弁されております気持ちでですね、是非実現させていただきたいと思うんですよ。市長、どうですか。優先度ですよ、優先度。

健康福祉部長（迫田福幸） 事業の展開に当たりましては、市直営を含め、四つの実施方法が考えられることから、それぞれの方法について検討を重ねるとともに、県内の43市町村の事業展開の調査や、先進地の視察研修について検討を重ねるとともに行ったところであります。このような状況の中、県内の実施状況や先進地視察研修等の結果を踏まえ、調査や研修内容を参考にしながら、課内、部内において要望のあった市直営による実施を含め、いろいろな観点から慎重に協議を重ねたところでございます。その結果、総合的に判断し、市直営及び公的機関への委託での提供につきましては、市内四つの施設の候補地を当たりましたが、確保が困難であったことや、専門スタッフ等々の確保、送迎バス等々の購入にかかる開設費、更にランニングコスト等に相当の財源や維持費等を要すること等から、本市の財政状況を鑑みした場合、非常に厳しい状況下にあることから、サービスの提供に当たり、それ相当のノウハウがあり、早期に対応できる体制下であり、かつランニングコスト等も勘案し、社会福祉法人による実施が一番ふさわしいという結果に至ったところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 何回も繰り返す形になりますけど、これ健常児はやってるんですよ。健常児に対する学童保育は。障がい児はお金がかかるからやらないということですよ、それは今部長。健常児はお金がかからないからやっていて、事業として市の。障がい児に対しては、お金がかかる、あるいはいろんな様々な問題抱えてるからやらないと。私はそれじゃないと思うんですね。やはりそれだからこそ、この保護者や、この障がい児が困ってるわけ

ですから。逆に言うと、やはりこれを優先するべきですよ。だから検討いただきたい。あるいは、その方向で考えていただきたい。もう1回ですね、語る会からの要望書の5項目ありましたですけど、そこらについてですね、もう1回しっかり検討していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

健康福祉部長（迫田福幸） 先日の3月11日に、事業者、考える会の皆様、担当課の地域福祉課の三者で25年度の早期実現に向けて協議を進めたところなんですが、その中においては、考える皆さん方も賛同いただき、その方向で理解していただいたということで、協議が成り立ったと思っております。

19番議員（下柳田賢次） 部長、本当にそう思ってますか。この民間の事業所がやることに、この語る会の皆様が本当に同意したと思ってますか。ほとんどの皆さんが。私はそうは思いません。だって、回答ですよ、ゼロ回答が出たんですよ、回答書で。そのゼロ回答に対して、民間がやれそうなところがやりそうだからと言えばですね、そのゼロ回答に対して民間がやれそうなところがやりそうだからと言えばですね、それは何人かはそういうふうな思いになりますよ。それでもいいか、しょうがないかというところ。本当の要望というのはどこにあるのかというところですね、要望書の5項目ですよ。それをもうその語る会の皆様が同意したという判断ですか、部長。

健康福祉部長（迫田福幸） 今まで私どもが考える会の皆様と協議を進めてくる中で、確かに考える会の皆様の中にも、運営方法について実施方法については温度差があったというふうに思っております。中には直営、中には委託、あるいは社会福祉法人等への委託でも構わないという方向で来ておりました。そういう中でありながら、今年の1月24日に最終確認をし、社会福祉法人と進めてきたところでございます。ちなみに、直営ということですが、県内の状況を参考までに申し上げますと、県内で16市6町の計22市町村がサービスが提供されております。その中で64事業所ございますが、直営が1か所、委託が2市町、残りの61事業所が社会福祉法人等でございます。

19番議員（下柳田賢次） そうした場合に、例えば市が当然主体となってやるということには変わりはないと思うんですよ。例えばその社会福祉法人がやるにしてもですね。責任を持ってやると言ってるわけですから、進めたいと言ってるわけですから。そうしたときに、当然補助なりですね、支援体制というのは、市として財政的には出てくると思うんですけど、それをどのくらい考えていらっしゃるんですか。というのがですね、利用者にとっては、やはり利用料金というのが発生するわけですよ。その利用料金が高くて使えないというのが全国でもいっぱいあるわけですよ、そういう状況が。預けたいけど、利用料金が高くて預けられないというようなですね。そういうところを責任持って保障できますか、部長。

健康福祉部長（迫田福幸） 運営に当たりましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担をすることになっております。ただ、自己負担等が発生するわけですが、これについ

ては今後最後の詰めとして、保護者の皆様、事業所、我々担当課で協議を進めてまいりたいと思っております。

19番議員（下柳田賢次） 是非ですね、この問題、いろいろ今議論しましたが、健常児にはやって障がい児にできないってこんなばかな話はありませんからね。ですから、障がい児の皆さん、あるいは保護者、もう本当にですね、膝を突き合わせていい結論に導くようにですね、是非やっていただきたいと。これは豊留市長の思いそのものですから、私は是非やってほしいと思っております。

次に、公舎管理規程について。先ほど総務部長の答弁では、前回9月議会での答弁と同じ答弁でございました。そうしますと、指宿市のいろんな条例規程の中にある常勤の特別職というものには2種類あるということになりますよ。いいんですか。市長を含む特別職、常勤の特別職と、市長を含まない特別職があるということになりますよ、いいんですか。

総務部長（邊見重英） 先ほども申し上げましたように、一般的に申し上げまして、常勤の特別職には市長は含まれてるということは理解いたしております。ただ、私どもが公舎規程を整備する段階では、市長が入居するということは想定しておりませんでしたということをお知らせしたところで。

19番議員（下柳田賢次） そうしますとね、責任ある答弁をといつも言っている中で、責任ある答弁でそう答えたわけですから、議会の答弁では市長は含まれてない。ところが、公舎管理規程には常勤の特別職というところで市長を含んでるということですよ。そうすると、どっちかをいじらなきゃいけないんですよ、これを、どちらかを。答弁が間違っていましたと言うのか、ここには市長も含んでますと言うのか、あるいはこの公舎管理規程、ここの常勤の特別職というところを市長を除くとかですね、あるいは、状況の特別職のうち副市長、教育長についてはとかですね、そういう文言に変えなきゃしょうがないじゃないですか、これは。それと、時間がないんで続けて言いますが、先の総務水道委員会でもありました。この規程には、県内の公舎の場合と県外の公舎の場合の金額が示されております。その12月分となっているんですね。ところが、今回の予算には14月分付いてるんですよ。この規程にはないんですよ、14月分というのは。要するに、敷金、礼金の部分だと思いたしますが、それは一切書いてないのに付けてるわけですよ。これも規程にのっとった支出じゃないじゃないですか。ここらも含めてどうですか、この規程を書き換えなきゃいけないということになりますか。

総務部長（邊見重英） 常勤の特別職ということに関しまして、規程で不明確であると。あるいは、分かりにくいというご指摘であろうかと思っておりますので、今後検討し、必要に応じ見直しをしていきたいと思っております。それから、敷金、礼金のことについては、指宿市公舎管理規程に定めてあります公舎というものにつきましては、職員やその家族が居住するのに居住の用に供するため、市が借り受けた建物ということで規程いたしております。また、

入居者が負担する事項については、公舎規程第4条に定めてあります。一つ目が、公舎の1月当たりの賃借料が一定の額を超えた場合、その超過額を負担するというものであります。二つ目が、電気、ガス、電話、水道、下水道の使用料や公舎の清掃等に要する費用などについては、入居者が負担するというものでございます。公舎は市が借り受けるものであり、敷金や礼金は入居者の負担とはしておりませんので、市が払っているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 今、公舎管理規程については検討を要すると。これは具体的にどうということですか。変えるということですか。

総務部長（遠見重英） 先ほども答弁いたしました。常勤の特別職というのにつきまして、私どもがこの公舎規程を定めましたときには、副市長、教育長、それから人事交流等の職員ということで想定して作っておりましたので、それに適うような形で検討していきたいと考えております。

19番議員（下柳田賢次） ですからね、この問題について本当にですね、長い間私も質問してきてますよ。それぐらい重要な中で作られた規程ですよ。ない中で支出されてたというような家賃の問題からですね。それで慎重に慎重を期して作った規程で、それがもう早速ですね、最初から書き替えなきゃいけないという、ここらにですね、やはりいろんな問題が含まれているんじゃないかというように思います。行政の皆さんにおかれましては、本当に責任を持って仕事を遂行されることを希望いたしまして、質問を終わります。

## 延 会

議長（森時徳） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 物 袋 昭 弘

議 員 前 原 六 則

# 第1回指宿市議会定例会会議録

平成25年3月19日午前10時 開議

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第23号訂正の件  
日程第4 議案第40号 指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定について  
日程第5 議案第41号 平成24年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について  
日程第6 議案第42号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）について  
日程第7 議案第43号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 松下喜久雄 |
| 22番議員 | 森時徳   |       |       |

## 1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |        |         |      |
|--------|--------|---------|------|
| 市長     | 豊留悦男   | 副市長     | 渡瀬貴久 |
| 副市長    | 上村欣久   | 教育長     | 池田昭夫 |
| 総務部長   | 邊見重英   | 市民生活部長  | 谷口強美 |
| 健康福祉部長 | 迫田福幸   | 産業振興部長  | 下吉耕一 |
| 建設部長   | 三窪義孝   | 教育部長    | 濱田悟  |
| 山川支所長  | 森健一    | 開聞支所長   | 井上修一 |
| 総務部参与  | 久保憲一郎  | 産業振興部参与 | 中間竜郎 |
| 建設部参与  | 上谷修    | 総務課長    | 高野重夫 |
| 企画調整監  | 末吉龍一郎  | 危機管理室長  | 森和美  |
| 財政課長   | 中村孝    | 市民協働課長  | 馬場久生 |
| 税務課長   | 大久保正一  | 環境政策課長  | 廣森敏幸 |
| 耕地林務課長 | 澤山重蔵   | 商工水産課長  | 中村俊治 |
| 都市整備課長 | 小牟禮信一郎 | 学校教育課長  | 瀬戸山稔 |
| 水道課長   | 永吉道博   |         |      |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長   | 福山一幸 | 次長兼議事係長 | 岩下勝美 |
| 調査管理係長 | 鮎川富男 | 議事係主査   | 濱上和也 |

開 議

午前10時24分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び新川床金春議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、西森三義議員。

2番議員（西森三義） 皆さん、おはようございます。2番、西森三義です。今日は、たくさんの市民の方が傍聴に来てくださり、ありがとうございます。私たち議員も日夜、指宿市市政発展のために頑張っております。これから一生懸命頑張って質問したいと思います。よろしくお願い致します。

今年の県下一周駅伝大会は、第60回の記念大会ということで、中学生、女子、シニアの特別区間もあり、我が指宿チームも初日6位、三日目は5位と活躍し、5日間を通して出場された選手全員が一生懸命頑張っていたいただき、総合で9位となりました。大きな企業も少ないことから、選手を確保することに尽力された関係者には、心から敬意を表します。これからも地元企業と連携を取りながら、有能な選手を指宿市に残す努力をしていただきたいと思います。

それでは質問をしまいいりますが、その前に3月末をもって退職されます職員の皆様方には、長い間市政発展に努めていただき感謝申し上げます。今後は、健康に十分留意され、その豊富な行政経験と知識を、地元地域の活性化並びに指宿市市政発展のために活躍してくださいようお願いいたします。本当にご苦労様でした。

これから通告に基づき順次質問をいたします。まず、農業振興についてであります。今、農家の方々は、基幹作物の一つでありますオクラ植え付けをハウスに続き、トンネルでの植え付け作業に従事している光景をよく目にしておりますが、農業を取り巻く環境は、TPPへの参加問題等もあり不安定な状況であります。そのような状況下でも、南の食糧基地であるこの美しい地域の農地を将来に亘って守っていくために、農地・水・保全管理事業への取り組みが大事であると思われれます。

そこでこの事業への取り組みを、各公民館単位で実施できないかお伺いいたします。それ

から畑かん事業で農地を整備してから30年以上経過し、施設も老朽化が進んでいるようです。給水栓の改修については、年次的に計画されているが、農道の路肩部分には、これまでに土砂が積もり道路が狭くなっていることから、路肩の土砂を取り除き補修することで農道を長期に使用できると思われるが、農道の補修工事も年次的に計画する考えはないか、お伺いいたします。

また、シラス対策事業を実施している地区において、農地の所有者等が事業内容をよく知らなかったことによる工事漏れはないか、お伺いいたします。

次に、カラスやヒヨドリの被害防止策として、カスミ網が最適と考えられるが、復活に向けた取り組みはできないかということでもあります。

このことについては昨日、同僚議員も質問いたしました。私は、自分の思いで質問いたします。平成23年9月にも質問させてもらい、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、カスミ網の販売等は禁止になっているとの答弁をいただきましたが、カスミ網の復活については、県議会でも議論されていると聞きましたので、県を通じて国へ要請できないものか、お伺いいたします。

次は、タヌキやアナグマの肉を加工し、製品化できなかということでもあります。私は、昨年の7月より議会推薦にて農業委員を拝命したことから、農家の要請で畑を巡回している時、岩本地区において高齢者の夫婦が漁業する時に使用する網を広い畑を取り囲むように張る作業をしておりました。理由を聞くと、植え付けたソラマメをタヌキが食べるし収穫する時にもタヌキやアナグマにより被害があると聞きました。そこで獣類を捕獲する簡単な箱を作って捕獲できるとすれば、その肉をソーセージ等に加工する業者はないか、お伺いいたします。

二つ目は、空き家対策についてであります。今、多くの地区において空き家が目立つようです。昨日の同僚議員の答弁で、空き家が1,241棟あると言われました。空き家のまま放置されることにより危険度が増すことから、解体し更地にしてもらうことが最善と思われます。でも更地にすることで税金が高くなるとの理由で解体しない人もいるやに聞いております。そこで、空き家を解体し更地にした後、固定資産税の値上げを3年間程度据え置くおことはできないか、お伺いいたします。

また、空き家であるのに電線が引き込まれた状態になっていないか。万一引き込まれた状態であるとするれば、漏電による火災が発生することはないか、お伺いいたします。

それから、本年度新たに創設された住宅リフォーム助成事業で空き家を借家にする場合には適用できないのか。空き家を借家にすることで管理も充実することになることから、住宅リフォーム助成事業を適用できればと思うが、適用できないか、お伺いいたします。

さらに、管理の悪い空き家は屋根瓦等が道路に落下したり、雑木等が道路にはみ出ている場合の指導は、どのようにしているか、お伺いいたします。

三つ目は、地域住民の支援についてであります。地域住民の安心・安全のために緊急の連絡を受けると同時に、地区内の専門知識者や応急処置の対応を依頼できないか。と言いますのは、各地域に消防署を退職された人がおられると思います。その人が理解が得られるとすれば、火災や突発的な事故が起きた場合でも、慌てることなく応急処置ができると思われませんが、依頼することはできないか、お伺いいたしまして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 農業振興につきまして農地・水・保全管理事業は、地域共同による農業資源の保全管理を目的としております。現在、農村集落では、過疎・高齢化等が進行しております。集落機能が低下している現状もあります。個々の集落においては、農業資源の保全管理が困難なところも多いため、各公民館単位での取り組みは難しいところもございます。そのため、本市においては、校区単位、区単位での大きな枠組みでの取り組みが妥当であると判断し、20の環境整備会を組織することにより、地域の農業資源の保全管理活動を実施しているところでございます。

次に、地域住民の支援についてでございます。市では、救急要請に対する救急出動体制に努力し、火災時には、消防署、消防団による消火活動に万全を期す体制をとっております。現段階では、市として地区内の専門知識を持っている人への応急処置の対応を依頼することはできませんけれども、市民の安全・安心を地域の共助によって図ることは大切なことであり、地域コミュニティの自主防災組織等の中で、専門的知識を有する方への協力を得られる体制づくりを構築することはできないものかと考えているところでございます。以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

産業振興部参与（中間竜郎） それでは、農道の補修工事を年次的に計画する考えはないかということにお答えいたします。畑地帯総合土地改良事業により基盤整備を行った、畑かん地域内の農道につきましては、農地・水・保全管理事業を活用し、環境整備会を中心に維持管理を行っていただいておりますが、施工後長年が経過していることから、路肩部分に土砂が堆積し、農道の幅員を狭めている箇所が見られているところでございます。現在は、通行に支障のある箇所を優先に、農道維持補修費で土砂排除を行っているところでございます。今後、舗装改修について補助事業等がないか、事業の調査・研究をしていきたいと考えております。

続きまして、シラス対策事業を実施している地区において工事漏れはないかということでございますけれども、シラス対策事業、新西方地区の事業導入に当たっての要望聴取に関するご質問だと思いますけれども、事業導入に当たっては、各家庭にチラシを配布し、公民館で説明会を開催いたしました。どうしても周知が図られなかった方がおり、事業開始後に要望が上がってきた箇所があったところです。そこで、県とも協議いたしまして、追加要望による整備箇所を増やしたり、用地買収に伴う所有権移転登記ができない箇所については減らすなど、24年度に事業計画変更を行い、26年度までに事業期間の延長をしたところでもご

ざいます。

続きまして、カスミ網の使用について、復活について取り組みはできないかということでございます。カスミ網は、狩猟に使う罟の一つで、主に野鳥を捕獲することを目的とした道具ですが、野鳥の保護を目的として制定された、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、1974年以降、許可を持たない者の使用が禁止されたところでございます。さらに、カスミ網は、貴重な渡り鳥などを一網打尽にし、種の保存を脅かす恐れがあります。このため、野鳥の生態調査など学術的目的で特別に環境省の許可を得て捕獲するようなケース以外、特別な許可を持たない者が使用することは固く禁じられており、また、不正な同種の網を所持することも処罰の対象となっております。

このようにカスミ網は、貴重な野生動物を捕えてしまう可能性があることから、従来のように一般的な使用方法を復活させることは、県・国への要請も含めて極めて難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。なお、県議会の話が出ましたけれども、恐らく出前議会での議論ではなかったかと思うんですが、そこにつきましても国を通して一度聞いてみましたが、貴重な野生動植物を含めて捕えてしまうので、なかなかカスミ網の復活は難しいとの印象を得たというふうな話は聞いております。

続きまして、タヌキ、アナグマの簡単なわな等、箱を作って捕獲ということでございますけれども、有害鳥獣の駆除につきましては、現在、指宿市有害鳥獣捕獲対策協議会の会員である市内の猟友会から推薦をいただいた猟友会員を捕獲隊員として、市が捕獲指示を出し駆除していただいております。平成25年2月末現在ではありますが、捕獲指示を出し捕獲されたタヌキとアナグマは、タヌキが34頭、アナグマは0頭であります。タヌキに関しましては、昨年に対し27頭減少している状況です。しかし、ここ数年は、あくまでも農作物等に被害が発生し、市の捕獲許可依頼が提出され把握できたものであり、実際は報告までに至らなかった分を含めると、多くの被害状況があると思われれます。市といたしましては、営農者自らが農作物への被害を食い止めるために、所有地内であれば狩猟免許の取得なしで捕獲できることから簡単な囲いわな等を購入し、貸し出しを行っていくため、現在、国への補助事業等の導入について要望を重ねているところでございます。

続きまして、捕獲したタヌキ等の肉を加工し製品にできないのかということでございますけれども、タヌキの捕獲後の処理につきましては、捕獲許可申請が提出される際に、記入することとなっております。これまでの処理は、すべて埋設となっております。野生獣肉の内臓を摘出した個体や解体した肉を販売するためには、食肉処理業、又は食肉販売業の営業許可施設が必要となり、その施設内で処理することが義務付けられております。このように業として獣肉を処理していくとなると、法的な規制をクリアし、施設建設等へ多額の費用の捻出が予想されるため、加工、製品化するのには難しいのではないかと思います。このほか、食肉加工場であるJA鹿児島南薩工場に確認いたしましたところ、牛、豚のみの家畜解体であり獣

肉は取り扱っていないとのことでありました。また、県内におけるタヌキ、アナグマの獣肉加工施設の設置状況について県に確認いたしましたところ、現状では設置されていないとのことでありました。

市民生活部長（谷口強美） 空き家を撤去し更地にした後の固定資産税の値上げを、3年間程度据え置くことはできないかとお尋ねでございますが、現在、住宅の敷地の用に供されている土地につきましては、地方税法第349条の3の2の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例に基づいて200㎡以下の住宅用地は、課税標準額の6分の1の額で、また、200㎡を超える部分については、家屋床面積の10倍の敷地を限度として3分の1の額で課税することになっております。しかし、空き家を取り壊した場合、翌年度から家屋部分については、課税されないこととなりますが、土地部分については、住宅用地としての課税標準の特例措置が対象とならないことから軽減措置がなくなり固定資産税は上がることとなります。

また、土地の賦課については、現況課税になりますので、取り壊した後に畑として利用した場合は、農地としての利用の確認を行い課税地目を見直すこととなります。その場合、宅地課税から畑課税となりますので、固定資産税は下がることとなります。なお、お尋ねの値上げをすることを3年間程度据え置くことについては、地方税法に外れた賦課方式になりますし、財政収入になるべき収入を賦課しないことに対して、地方交付税の減額要因にもなりますことから、現在、厳しい財政状況でもありますので据え置きする措置は、できないと考えております。

総務部長（邊見重英） 空き家対策に関連いたしまして、空き家であるのに電線が引き込まれていた状態になっていて、漏電等心配があるのではないかというご質問でありました。電線の引き込みにつきましては、九州電力鹿児島営業所に問い合わせをいたしましたところ、配電については、空き家であっても契約がある場合については、電力会社の一方的な都合により廃止ができないということがございます。また、次の入居の状況等が把握できないことから、空き家の状態であっても、通常引き込みの配線は切断しないということでありました。

それと漏電による火災発生につきましては、メーター器から先の通常使用者側で管理する場所からの出火は、空き家に限らず入居中の住居においても、コンセントにほこりが溜まり出火するトラッキング現象ということですが、などによる出火はあり得るということですが、電力会社の責任範囲でございます引き込み線までにおける漏電火災の発生は、ないとのことでありました。

次に、空き家の管理が悪く屋根瓦等が道路に落下したり、雑木等が道路にはみ出している場合の指導はどうしているのかということでありました。何らかの理由で管理放棄された空き家・廃屋につきましては、近隣住民の不安を解消するためにも撤去していただくことが一番の方法ではございますけれども、どのような状態の建物でございまして、個人所有の

資産でありますことから、市が撤去などの対応をすることは法的に困難な状況でございます。

現在、市におきましては、空き家・廃屋の連絡があった場合には、その状況により、道路法や指宿市環境保全条例、指宿地区消防組合火災予防条例などに基づきまして、所有者に対し、文書あるいは口頭により、管理等の対策を依頼し協力を求めているところでございます。

産業振興部長（下吉耕一） 空き家を借家にする場合でも、住宅リフォーム助成事業は適用されるかとの質問でございます。指宿市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱は、指宿市補助金等の適正化に関する条例に基づき制定をしようとするものであり、公益性、必要性及び有効性があることが基本原則でございます。この中の有効性において、個人資産の形成や個人の事業経費への補助は、原則認められないとなっていることから、今回の住宅リフォーム制度は、指宿市内に居住し住民登録をしている市民、外国人を含みますけれども、が自ら所有しかつ居住している住宅や対象者が所有する住宅で、親又は子が居住する住宅、親又は子が所有し対象者自らが居住する住宅が対象となります。先述のように、申請時点において住居として使用されている住宅のリフォームに対して補助を行うもので、空き家や借家については、今回の制度では対象としていないところでございます。なお、補助の方法につきましては、現金でなく申請者の居住する地域の商工会議所又は商工会の発行する商品券を交付する制度としているところでございます。

2番議員（西森三義） それでは2回目以降の質問に入らせていただきます。まず、農地・水・保全管理事業に取り組んでいる地区は、市内で20地区と聞きましたが、恵まれた自然環境と土地資源を将来に向けて残すため、市長の市政方針でも述べてありますように、積極的に取り組む必要があると思うが、今後どのように推進されるのか、お尋ねいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） この事業は、共同による農地、水路等の保全管理活動や農村地域環境の保全活動を行う事業であり、地域の共生協働の活動の最たるものであると思っております。したがって、市といたしましても事業の推進に当たり、指宿地区、山川地区、開聞地区それぞれに担当職員を配置して、組織運営・活動に対する助言、指導等のサポートを行い、今後とも事業の推進に図っていきたいと考えているところでございます。

2番議員（西森三義） 今朝の新聞にも載っておりますが、TPPを見据え強化策をとということで、農業白書の中でもいろいろなのが出ております。指宿地区は、本当に南の食糧基地という位置でございます。この農地を守るために、どうしても受益者も頑張らなければいけないというふうに思っております。そういうことで各地区に担当者を設置したということですが、そこ辺りについて、活動については、どのようにされるのか、お聞きいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） この事業は、平成19年度から始まりまして、また、24年度が初年度として、これから先5年間、それぞれの20の環境整備会をお願いをして取り組むということにしているところでございます。まず、24年に各その環境整備会等をこれからの取り組みについて各整備会を回って、これからの計画について取り組みをどのようにやっていくか

ということも含めて、整備会と話をしたところです。そしてまた、先般2月に中間報告会ということで、その進捗状況等も調査をいたしているところでございます。今後、20の整備会等の方々と一緒にですね、この環境保全と、そしてまた農地保全に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2番議員（西森三義） 今、20の地区では、いろいろ活動をされております。ただこれをですね、全地区に活動ができるように指導方をやっていただきたいなと、いうふうに思っているところです。

次はですね、農地パトロールをしている時に、耕作道路について舗装されていないことから道路が非常にぬかるんで、農家の方々が苦労しています。要請があった場所についてはですね、担当者に現場に来てもらい対応できる場所はしてもらっているものの、ごく一部しか工事がされていません。全地域を対象に、この耕作道路の補修工事に取り組むべきと考えるが、対応はできるか、お尋ねいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） 耕作道路の舗装につきましては、現在、材料支給等により受益者の方々にコンクリート舗装を施工していただいている状況でございます。しかし、材料支給にも限界がございます。整備がなかなか進んでいない現状でございます。今後は、補助事業等で整備はできないか、県とも協議を重ね、事業の検討をしていきたいというふうに考えております。

2番議員（西森三義） 市長は昨日、同僚議員が山川高校の関係での答弁で、指宿地区の農業を担ってもらうことから、山川高校の存続は大事であり、地域と一体となって訴えていきたいと、農業を守る強い姿勢を見ることができました。であるならば、基盤整備された農地を長期に利用することから、道路補修は大事と思われませんが、市長はどう思っておられますか、お尋ねをいたします。

市長（豊留悦男） 若者が農業に魅力を持って、この豊じょうな指宿の大地で農業を営んでくれる。そして、やはり生産性の向上、収入の安定を図ることで、特に山川高校を卒業した若者が指宿で農業で頑張ろうというような、そういう基盤の整備を図ることは極めて重要なことだと思っております。そういう観点からも、ただいま議員がご指摘いただきました、農村、農業いわゆる農地の生産性の向上を図るための基盤整備には努力をしていく、そういう覚悟でございます。今日いただきました様々な農業振興に対する質問に対しては、私どもも謙虚に受け止め、私自らそういう農業の現実というものを探って、今後の農業政策に生かす必要があると痛感しているところでございます。

この舗装等についても、現場でどのような問題があるのか、その舗装に関してどういう手段が講じることができるのか、それ等についても、いろいろと検討させていただきたいと思っております。

2番議員（西森三義） これからも農業と観光は、指宿の両輪だと思われま。政府も農業支

援に取り組む姿勢でありますので、有効な事業を研究し、できるだけ早く補修工事ができるよう願っています。

次に入ります。先ほどシラス対策事業で26年度まで延長されたということでございましたが、シラス対策事業が終了した地区において、排水の悪い場所が発覚した場合、追加工事を行うことは可能か、お尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） 先ほども申し上げましたけれども、平成24年度に追加要望や施工不能箇所を考慮し、最終事業計画を今、作成しているところでございます。現在、この計画に基づき26年度までに事業を推進しているところでございますけれども、現在に至っては、追加工事はできないこととなっているところでございます。

2番議員（西森三義） 今現在の地区においては、追加工事は無理というふうに聞きましたが、それでは、計画されている福元地区、小牧地区において、まだ申請していないところが判明した場合には対応ができるのかどうか、お尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） 今、計画中であります成川、福元地区のシラス対策事業については、追加要望は可能だというふうに理解はしているところでございます。

2番議員（西森三義） 成川地区と福元地区は対応できると、小牧の方はどうなんですか。

産業振興部参与（中間竜郎） 新西方地区においては、先ほど答弁いたしましたけれども、小牧地区についても、追加要望はできるというふうに認識しております。

2番議員（西森三義） 先ほど、カスミ網の一辺倒の答弁をいただきました。私は、まだ先に進んだ答弁が欲しかったんですが、確かにですね、法律も国で定めているので、私は、県を通じて国へ法律の緩和を要請してもらいたいと、カスミ網の復活については要請してもらいたいと、難しいことは分かっている。でも何らかの対策は考えられないか、お尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） カスミ網の復活につきましては、やはり、出前議会でも先ほどお答えいたしましたけれども、国に問い合わせしました中でも、貴重な鳥類等もいますし、そういうものの復活についてはですね、県の議会でもなかなか難しいという判断をしておりますので、行政といたしましては、なかなかその方向には進まないんじゃないかなというふうには思っております。

2番議員（西森三義） 非常にですね、カスミ網は渡り鳥を一網打尽にするということが考えられるということで、いつも答弁は同じようなものだと思います。それではですね、一時期群れを組んだカラスが飛来してきて、このカラスにも渡りカラスというのがあるみたいで、牛の飼料を食べたり、お産中の牛をつつかれたり被害が遭った畜産農家もいたようであるが、散弾銃で威嚇するほかに、有効的な防止策はなかったのか、お尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） 市は、有害鳥獣による被害が発生した際、捕獲隊に対し捕獲指示を出し、駆除をしていただくようにしております。鳥類につきましては、現在、銃のみの

駆除のため、畜舎近辺での使用は、人畜への危険性が高いことから控えざるを得ない状況にあります。

鳥類駆除は、基本的に上空を飛んでいる時や、止まり木等にとまっている時に駆除しますが、常時、畜舎近辺にいるカラスなどは、近辺状況を把握しているのか、射程距離以内にはおらず、なかなか駆除には結びつかない状況であります。このような中での有効的な防止策として、有害鳥獣による被害防止の観点から畜舎に寄せ付けないための工夫が必要であると考へ、畜舎農家の方々に対し、カラス等への畜舎への侵入防止策について、改めて畜舎環境のチェックをしていただくよう文書にて依頼をしているところであります。

野生動物等の侵入対策を講じていただくことで、被害防止につながるのではないかと考えているところでございます。

2番議員（西森三義） 農家へも文書等で指導しているということではありますが、私、開聞の方ですね、カラスを何か捕獲する鳥かごが、大きなかごがあったというふうに聞いたんですが、それあたりはですね、活用しないのかどうか、お尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） この件につきましては、今、県の方に事業を導入しているところでございます。簡単な箱わなという代物なんですけれども、これにつきましては、狩猟免許、そういうものも必要ないということで、今、その捕獲機を4機、移動式のやつを4機、県の方に要望しているところでございます。

2番議員（西森三義） ちなみにですよ、カラスにそういうふうな捕獲かごができるのであれば、ヒヨドリはできないんですか、どうですか。

産業振興部参与（中間竜郎） ヒヨドリにつきましては、県もちょっと確認いたしましたところ、有効的な手段であるのかないのか、ちょっと分かりませんが、事例がないということございまして、効果的ではないということで、そういうものについては県下市町村、取り組んだところはないと聞いておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

2番議員（西森三義） 事例がないから取り組まない。そういうことでは駄目だと思いますので、何か取り組まれるような方向で研究していただきたいというふうに思っております。それから、今回の狩猟期間中に猟友会の人たちをあまり見ることがなかったようです。昨日も同僚議員が言いましたが、捕獲手当が安いことから活動しなかったのではないのか、お尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） 本市の猟友会は、旧指宿市が二つ、旧山川町が一つ、旧開聞町が一つ、合計四つの組織になっており、平成24年4月1日現在の会員数は、合計81名であります。前年度と比較すると4名の減少となっております。また、有害鳥獣の捕獲手当につきましては、指宿市有害鳥獣捕獲対策協議会で定めたイノシシやタヌキ、カラスなどの捕獲対象鳥獣に対し、捕獲頭数に応じ支給しております。しかし、いろいろなご意見等もございまして本年度は、捕獲対象鳥獣以外の鳥獣も出没していることから、捕獲対象鳥獣の単価を見直

すと同時に、捕獲手当についても県内の状況を踏まえ新たな単価を設定し、捕獲増加につながるよう取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

2番議員（西森三義） 今年、単価を上げるということですが、ちなみに分かっている範囲でどれ位の単価になっているのか、対象になっている鳥獣の中でどうなっている単価なのか、教えていただきたい。

産業振興部参与（中間竜郎） それでは、まだ予算審議中で、まだ25年度の当初予算に計上しておりますので、一応予定ということでお聞きしていただければと思いますが、イノシシが4,400円のもの6千円に、そして猿が今までなかったものが2万円、それからタヌキが同額で3,400円、カラスが600円から800円へ、ドバトが逆にこれはちょっと下げておまして600円から400円、それとヒヨドリが今まで対象としておりませんでしたけれども100円、それと野ウサギが1千円、というふうな単価に設定をさせていただいているところでございます。

2番議員（西森三義） アナグマはないんですか。

産業振興部参与（中間竜郎） アナグマにつきましてはですね、類似する鳥獣類ということで、タヌキと同じ単価になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

2番議員（西森三義） それでは猟友会ですね、後継者育成についても以前もお尋ねいたしました。現在、どのような取り組みをしているのか、お尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） 市といたしましては、鳥獣による農作物被害の防止と軽減を図るため、営農者等自ら鳥獣捕獲できるような、罟免許の取得と捕獲技術の講習を県が実施していることから、一人でも多く参加していただくよう、市の広報紙を通じ広く周知しております。

免許を取得した場合、猟友会の加入が義務付けられていることから、猟友会会員の増加につながるものと思っております。今後も多くの方々に参加していただくよう、取り組んでまいりたいと思っております。

2番議員（西森三義） 今、参与の方から猟友会に加入しなければならないと言われましたけど、猟友会に加入するのに会費等も必要なのですか、お尋ねをいたします。

産業振興部参与（中間竜郎） 本市には、四つの猟友会があるということは先ほど申しました。それぞれの会を運営していくための会費については、各猟友会で決められております。金額もまた違います。また、この会以外に、会員になることで大日本猟友会費、罟で1,500円や県の猟友会会費2,500円、県指宿市部会費4千円といった費用負担が含まれると思っております。

2番議員（西森三義） なかなか簡単にいかないんですね。そこ辺りもですね、簡単な箱で農家の方が獲ればよいなという考えでしたけど、そういう猟友会に入らなければならないというふうになれば、農家の方もまた尻込みするというふうに思います。何とかそこ辺りも改善ができないのか要望をしておきます。

それから、先ほど空き家についての答弁をいただきましたが、空き家を撤去した時に、税金を3年ほど据え置くことはできないかということで問いましたところ、国で決められた税金を徴収しないと、交付税が減額されるということでございましたので、据え置きについては理解するものの、空き家を解体した市民に対して、先ほどは畑を言いましたけれど、その市民に対して税対策をどのように指導されているのか、お尋ねをいたします。

市民生活部長（谷口強美） 家屋を滅失した場合は、税務課に家屋滅失届を提出してもらっております。その際に家屋を滅失した後の土地の利用状況を本人に確認し、さらに、利用状況に応じて、今後の税額についての説明をしているところであります。また、家屋滅失後に畑として耕作する予定である場合は、耕作が完了した時点で再度、本人より電話連絡をもらい、現地調査を実施して畑課税をしているという状況であります。

2番議員（西森三義） 市民の方には指導方をよろしく願いしておきます。それから先ほど電線が引き込まれた件については、漏電は心配ないという答弁でございましたが、私が市内を回っていると、自然に倒壊した家にも電線が引き込まれている。危険はないのか、お尋ねをいたします。

総務部長（邊見重英） 倒壊した家屋等の電線の引き込みの件ですけれども、空き家でございまして、基本的には契約者からの申し出がない場合については、電力会社の方も一方的な都合により、廃止ができないというようなことございました。しかしながら、現地調査の結果、緊急性や危険性が非常に高い場合においては、九電としても、自治体あるいは地域の要望等に対して、その対応について協議していきたいというお話でございました。

2番議員（西森三義） 自然倒壊した空き家というのは、管理する人がいないんです。だから、そういう場合には、地域の方から要望すれば九電の方は撤去すると、そういうことでいいんですか。

総務部長（邊見重英） 撤去するというまでの確認はさせていただいていないんですけれども、九電あるいは私どもの危機管理室でも結構でございますが、そのような状態になった時には、ご相談いただければ、地域の方々と一緒に対応等について、検討していきたいと思っております。

2番議員（西森三義） それでは次に入りますが、昨日、同僚議員の質問で、住宅リフォーム事業を利用した時の補助金が、現金でなく商品券で交付し地元商店を利用してもらおう。その経済効果が6億3,500万円見込まれると言われましたが、市民へは、この事業の利用についてどのように周知されるのか、お尋ねをいたします。

産業振興部長（下吉耕一） 議会の議決をいただきましたら、早速、市のホームページや広報紙等を通じて4月から6月までの3か月間で、まんべんなく周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、建設業界などからも情報を提供していただき、市民への公平性を図ってからの制度

開始としたいことから、7月1日からの申し込み開始というふうに考えているところでございます。

2番議員（西森三義） 今、部長の方は、7月1日からの申し込み開始ということでしたが、その前にリフォームをされた方には適用されないんですか。

産業振興部長（下吉耕一） 現在のところでは、その前の申請者については、その事業が内容等が確認ができないということで、対象外ということになるかと思えます。

2番議員（西森三義） まあいいでしょう。共通商品券は、昨日、市内28店舗で使用可能と言われましたが、例えばですね、一人暮らしの高齢者が商品券をもらって、近くの小売店で買い物をして使用できるようにできないか、お尋ねをいたします。

産業振興部長（下吉耕一） 今回、補助金相当分を申請者の居住する商工会議所等の発行する商品券を利用するため、商工会議所等の会員であっても、商品券事業に加盟していない店舗では商品券を使うことができません。商品券事業に未加入の店舗が新たに加盟するためには、菜の花商工会の会員である場合1,500円、非会員の場合3千円の加盟料を支払うことになりま。また、指宿商工会議所は、3千円の加盟料のほか、お客様から預かった商品券を現金に換金する際、商工会議所に持ち込む商品券額の3%を換金手数料として別途支払うことになるようでございます。

今回の事業は、商品券で補助交付し、市内の商店で買い物などをしていただくことで、更なる経済波及効果を図りたいと考えておりますことから、未加入の店舗等については、是非この機会に商工会議所、商工会の会員となり、併せて商品券事業にも参加していただきたいと思えますけれども、商品券事業加盟店舗でなくても商品券が取り扱えるようにできないか、商工会議所や商工会に検討を、現在、お願いしているところでございます。

2番議員（西森三義） 今、部長の答弁がありました。是非ですね、地方の小売店でも利用できるように、商工会議所の理解を得ていただきたいというふうに思っております。

それでは次にまいりますが、管理されていない空き家が、台風等で市道上に倒壊した場合に強制的に撤去できるのか、お尋ねいたしますが、昨日も同僚議員が質問しております。このことについてお尋ねをいたします。

建設部参与（上谷修） 市道上へ家屋が、空き家が倒壊した場合についてのご質問でございますが、市道上に家屋の屋根瓦や雑木等の枝等が台風で落下、又は放置された物件が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に支障を及ぼしていると認められる場合は、その所有者に対し撤去を命ずることになり、道路管理者自ら強制的な撤去は難しいものと考えられます。

2番議員（西森三義） 所有者が撤去しない場合には、いつまでも放置されるのですか。お尋ねをいたします。

建設部参与（上谷修） 所有者が不明な場合につきましては、道路法第44条の2第1項の違法放置物件に対する措置の規定によりまして、道路管理者自らが撤去することができるようになっ

ております。ただし、これはあくまでも道路上に落下したものについてのみ除去することになるかと思えます。

2番議員（西森三義） それではですね、私は市内の集落内を巡回中に、道路上に梅の木や庭木の枝等がはみ出て危険なところもあるようです。市民が強制的に伐採すると所有者とトラブルが発生しそうです。市の方で強制執行できるような方策はないか、お尋ねをいたします。

総務部長（邊見重英） 危険空き家などの建築物について申し上げますと、これにつきまして、所有者等に対し、建築基準法により建築主事が適正な管理について指導・監督・命令とこのをできるようにしております。しかしながら、建築主事と申しますのは、都道府県と政令で指定する人口25万人以上の市に置かなければならないということになっておりまして、現在、指宿市には建築主事は置いておりません。なお、建築基準法により、建築主事が法的に措置する方法につきましては、これも一定の手順というのが幾つかございまして、相当な期間を要するというふうに聞いております。

それと、ご質問のございました枯れ草等の問題でございますが、枯れ草あるいは木ですね、はみ出しているということですが、現在、市では、空き地等の枯れ草や敷地から道路などにはみ出した樹木等の管理につきましては、指宿地区消防組合火災予防条例や指宿市環境保全条例により、所有者等に対し適切な管理をお願いすることにしております。強制的な対処は難しいものと考えられますので、今後も所有者等に対し、協力を求めていきたいと考えているところです。

2番議員（西森三義） 何とかですね、市の方からも強制執行できるような方策を見出していただきたいというふうに思っております。それでは時間の関係がございまして。地域住民の支援についてですが、市長の答弁で区内の専門知識者へ依頼するのは、無理というような判断でございましたが、自主防災組織の中であれば、対応できないか検討するような答弁でございましたが、私はですね、昨年、近所の方が意識を失い転倒した時に、救急車が到着するまでですね、私なんかは、おろおろしていたんです。その時にたまたま消防署を退職された地区民が通り、すぐ応急処置をしてもらったんです。一晩の入院で済んでですね、今、元気にオクラ植え付けの準備中です。緊急の時でも個人情報はいわれるのか、市としての見解をお尋ねをいたします。

総務部長（邊見重英） 緊急時の情報ということですが、個人情報のことですが、私どもの方も指宿地区消防組合にもお話をお聞きいたしました。その結果、緊急の時であっても、個人によっては知られたくない事情等があるなど、個人情報を勝手に提供することはできないということでした。

また、そのような場合には、地区消防組合としましては、現場に居合わせた市民の方全員が、応急手当てができるように今後、普及・啓発に努めていきたい。現在もそのようにしているわけですが、そのような体制が地域の中でできればということでした。

したがいまして、市といたしましても、是非、各地域の自主防災組織の活動の中で、応急手当の講習についても取り組んでいただきたいと考えております。

2番議員（西森三義）　そうですね、全員が応急手当ができれば何ら問題はないんです。できるように私なんかもそういう指導を受けたいと思います。そこで今自主防災が出ましたが、昨年の12月、地区内です、畑かんの水を利用して防火訓練をした時、消防ホースをうまくはめることができず苦勞しました。これから先、どこの地区においても高齢者率は高くなる一方で、消防団員は減少すると思われまますので、地域アドバイザーとして、消防署を退職された方へ依頼することはできないのか、お尋ねをいたします。

総務部長（遠見重英）　自主防災組織等により防災訓練を実施していただき、自助努力していただいていることにありがたく思っております。防災訓練というのは、すべてうまくいくものではなく、訓練を重ねることが非常に大切だと考えております。

ところで、地域アドバイザーということにつきましては、類似する組織として山川地域には、水先案内人、それから開聞地域の川尻に川尻復活隊等がございまして、消防署の退職された方あるいは消防団のOBの方も含まれているかもしれませんが、そのような方々が地域のためにご活躍いただいているという大変よい事例がございます。

市としましても、各地域の自主防災組織において、消防職員の退職者の方あるいは消防団のOBの方々などにですね、協力を是非依頼していただきまして、防火活動に取り組んでいただければと考えているところでございます。

2番議員（西森三義）　よろしく対応方をお願いしておきたいと思っております。終わりになりますが、市民の健康寿命を伸ばし医療費を削減することを目的として、SWC構想予算を大幅に計画されています。市民へ周知、徹底を図りうまく取り組んでもらい、また、24年度から取り組まれた特定保健指導のご案内についても、関係機関と連携を密に取り、一人でも多くの市民が生活習慣病を予防できるように更なる支援をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（森時徳）　暫時休憩いたします。

休憩　午前11時25分

再開　午前11時34分

議長（森時徳）　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

15番議員（新川床金春）　3月末をもって退職される職員の皆様に、長年市政発展のためにご尽力いただいたことに対して心から感謝と敬意を表します。ご苦勞さまでした。今後は、体調管理を十分していただき未長い健康をお祈りいたします。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番目のSWC構想についてお伺いいたします。市長が、スマート・ウェルネス・シティ

構想について議会に提案されたのは、平成23年6月定例会で、超高齢化社会を迎えて増大する医療費の削減を図るために単に健康増進課のみにとどまらず、全庁的に取り組む手法があるのではないかと話されました。

そこで伺います。市長が、スマート・ウエルネス・シティ構想に取り組むことを決めた主な要因は、平成22年市長就任時に、指宿市の大変厳しい財政下の中で、国民健康保険特別会計が、破たんとも言える歳入不足が生じる旨の報告を担当者から受けたからではないのですか。その対策として、平成22年11月27日に開催された第3回スマート・ウエルネス・シティ構想首長研修会に市長は出席し、会の目指すまちづくりと指宿市の目指す方向が一致していると感じたと、それで参加したと述べています。スマート・ウエルネス首長研修会の皆さんと多くの情報交換をこれまでに行っていると思いますが、指宿の喫緊の問題は、先ほど述べましたが、国民健康保険特別会計の医療費の削減であります。既に2年が経過していますが、医療の改善策はどうなっているのか。取り組んでいるのであれば、その効果についてお伺いします。

健康増進対策計画についてお伺いします。スマート・ウエルネス・シティ構想は、子供から高齢者までが健康づくりの対象になっております。高齢者の医療費負担が最も高いと市長は認識しているわけですから、高齢者に対する健康づくり、生きがいづくり、医療費の削減対策として、どのような健康づくりを講じてきたのかお伺いします。

次に、地域公共交通対策についてお伺いします。指宿は、交通弱者や交通空白地区改善のために平成15年試験運行を行い、その間に健康福祉事業やふれあいデイなどで、生きがい講座を通じて市内巡回バスの利用の仕方について説明し、その中で皆さんに意向を確認しています。本格運行してから、もう既に10年が経過しますが、バスの利用者やふれあいデイ、温泉入浴事業等を利用している皆さんにアンケート調査を行ってくださいと、これまで何回も要請していますが、市内巡回バス利用者のアンケート、ふれあいデイの人々のアンケート、取っているのか。取っているのなら、その結果についてお伺いいたします。

2番目の農林水産業の振興についてお伺いします。昨日今日と同僚議員が有害鳥獣被害について、いろいろ質問していますが、私は、ちょっと違った方向でさせていただきます。

市長は、農業振興のためにトップセールスをしていると言っております。トップセールスしているんだったら、農家の現状も把握すべきだと思います。有害鳥獣の被害の現場の視察とかされているのか、お伺いいたします。

次に、水産加工業の振興策についてお伺いいたします。山川町漁業協同組合と山川水産加工業協同組合が共同で、いろいろな水産業の発展のために取り組んでおります。外港の浚渫と冷蔵庫の整備事業は、もう完成しております。鰹節加工については、100年の歴史があり年間生産高が、1万tを超えております。全国でも有数の鰹節の生産地であります。特に本枯節については、日本一の生産を誇っていると伺っておりますが、この山川の水産加工業の

振興に対して、鯉節の原魚である鯉をですね、安定的に供給するために、いろんな要望が出ていていると思いますが、山川の水揚げする船は全部、枕崎か鹿児島市の谷山港で検疫を受けてきていると思いますが、山川漁港でできないのか。そういう支援はできないのか。お伺いいたします。

3番目のごみ行政についてお伺いします。資源ごみの現状と対策についてですが、資源ごみの分別収集は、前年度と比べてどうだったのか。私の家も含めて皆さん一生懸命やっているといます。それが増えたのか減ったのかをお伺いしたいといます。

生ごみ処理機の補助についてお伺いいたしますが、平成23年9月、ごみ袋の値上げの問題がありまして、市民への周知をお願いするというところでやっておりましたけれども、減量化はどうなったのか。そして、この補助金が事業係はなしになったのが、今回、50%補助で250万円までとなった経緯についてお伺いします。

指定ごみ袋についてお伺いします。昨日も同僚議員が質問していますが、再度質問させていただきます。平成23年9月定例会において指定ごみ袋の値上げは、ごみの減量化に十分取り組んでいただいて、それでも駄目だったらその時に値上げについて検討するべきではないかと、議案の修正案を提出し、議会で全会一致で修正案が採択された経緯があります。市長の平成25年度市政方針と予算の大綱の中でも、ごみ出し指定袋販売価格の検討は、今後も事業者や市民の皆様と協働しながら、循環型社会の構築を目指すとして述べてあります。昨日、同僚議員が言ったごみ減量化、資源化の説明書類は、どのような方に説明したのか、お伺いいたします。以上で1回目を終わります。

市長（豊留悦男） スマート・ウエルネス・シティ構想についての進捗状況を含めた計画、医療費等についての質問でございます。本市が進めます健幸のまちスマート・ウエルネス・シティ構想について、少子高齢化の進行が進んでおりまして、今後も医療費等の増大が予想されており、これらを抑制・削減するためには、より多くの市民が健康に対して興味を持ち、健康づくりに積極的に取り組んでいくことが極めて重要であると思っております。

ご承知のとおり、市の歳出に占める国民健康保険や介護保険などの医療費の割合が年々高くなっており、また、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰出金も、年々増加し財政に影響を与えるなど、早急な対応が急務である。そう認識いたしております。やはり健幸なまちをつくるためには、スマート・ウエルネス・シティ首長会に参加し、いろいろな先進的な自治体の取り組みを参考にしながら、本市もこの健幸のまちづくりを目指すべきだと、そういう思いでこの研究会に参加し、いろいろな事業に取り組んでまいりました。健幸のまちづくりの目標は、日本一健幸なまち、I B U S U K Iをつくらうという、実現しようという思いであります。健康を軸としてまちづくりを進め、本市のすべての施策に健康づくりという横串を刺し、市民の健康が増進し、いきいきと元気で活気がある生活が送れるような施策を展開しなければならないということで取り組み、そして予算等に今回も計上させて

いただいたところであります。やはり、この取り組みの中では、一番私どもが重点的に取り組むこととして24年度は、特定健診の受診率向上を目的とする、健康づくり応援クーポン事業を開始いたしました。本市の大きな課題でございます脳卒中の発症予防や重症化予防を目的とする県のモデル事業、脳卒中对策プロジェクトへの取り組みも始めてきております。また、これまでの間は、本市は、健幸をまちづくり政策の中核に位置付ける市町村首長の勉強会でありますSWC首長研究会、私が参加したのは、22年10月からでございます。いろいろな自治体が、様々な取り組みをし、健康という視点でまちを変えようという取り組みを行っております。

平成23年度からは、全庁的・横断的な協議を行う場として、庁内にプロジェクトチームを設置し、健幸のまちを実現するための具体的施策について協議・検討を行ってまいりました。その結果、効果が見込め、早急に取り組む必要がある施策については、25年度から新たにに取り組むことにいたしております。日本一健幸なまちIBUSUKIが目指す将来像は、市民の健康寿命の延伸、健康寿命を伸ばすと医療費等の抑制・削減の二つであります。誰もが参加したくなる健康づくり施策を展開し、健康づくりへの気運を高め、科学的な根拠に基づく健康づくりを実践する健幸な市民を、これまで以上に増やすことにより医療費等の抑制・削減を図り、ひいては、本市の財政状況の改善にも、大きく寄与させてまいりたいと考えているところでございます。以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

健康福祉部長（迫田福幸） 高齢者に対する健康づくりと医療費の削減対策についてのご質問でございますが、高齢者の健康保持増進や医療費抑制と介護予防効果を高める事業といたしまして、65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳を有する者を対象に、砂むし温泉の入浴者に対して助成する砂むし温泉入浴助成事業を実施しております。また、介護予防の普及啓発を高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するため、ふれあいデイ事業の中で、ニュースポーツ講座や生き生き健康講座及び砂むしふれあい講座等を実施しております。なお、平成25年度からは、地区公民館等を会場に、高齢者の生活機能の低下を防ぐための健康体操教室やボランティア活動を通じた高齢者の社会参加活動による、心身の健康保持増進を支援する、高齢者元気度アップポイント事業を実施する予定でございます。

したがって、これらの高齢者の健康づくり・生きがいづくり事業や社会参加活動等の事業を通じまして、高齢者自身が元気で自立した生活を送れることにより、医療費の抑制が図られるものと考えております。

次に、ふれあいデイのアンケートを取っているのかとのお尋ねでございますが、アンケートの内容につきましては、ふれあいデイに参加した結果、身体面や心理面でどのような変化があったのか。また、日常生活を送る上で健康づくりにどう取り組むようになったのかなど、事業効果に関する質問のほか、来年度も参加したい講座や今後取り組んでほしい講座など利

用者の意向を図る内容になっております。事務局では、このアンケート結果に基づき、参加人数の少ない事業を廃止する一方で、希望の多かった講座に取り組むなど事業の見直しを行いながら事業展開に反映させております。

平成24年度では、高齢者福祉サービスや介護保険サービスについて講話とボーリングを組み合わせた、生き生き健康講座を新たに実施するなどしているところであります。このように、アンケートなどを通じまして、利用者の声に耳を傾け、受託者とも協議しながら参加し易い事業運営に努めてまいりたいと考えております。

産業振興部長（下吉耕一） スマート・ウエルネス・シティ構想についての中での地域公共交通対策についてということで、利用者の方へのアンケート調査を実施しているかということでございます。市内巡回バスは、平成12年3月の旧指宿市の第四次総合振興計画、夢現塾で池田、今和泉、魚見校区の3校区から運行要望があり、路線バスが運行されていない集落に住む交通弱者の交通手段を確保するため、平成13年に市民アンケートを行い導入されたものでございます。

また、合併を機に山川・開聞地域における運行の検討が始まり、平成18年6月第一次総合振興計画に係るアンケートにおいて市民アンケートを行い、平成19年1月に山川・開聞地域の運行を開始しております。

平成19年2月においては、運行間もない山川・開聞地域のバス利用者に対して、職員がバスに乗り込み聞き取り調査を行っております。最近では、平成24年5月に指宿市のまちづくりアンケートにおいて、市民アンケートを行っております。これまでに利用者の皆様から寄せられた意見や要望を踏まえ、路線の変更や低床バスの導入などの改善を行い、利用者の確保に努めてきており、今後も運行委託業者の協力をいただきながら、アンケート用紙を設置するなど、利用者のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、水産加工業の振興策についてということでございます。山川町漁業協同組合の平成24年水揚状況でございますけれども、水揚量が5万1,929 t、水揚高が91億3,190万円となっており、昨年と比べ水揚量が約1万1,200 t、水揚高が約24億5,750万円増加している状況にあります。

本市における山川漁港へ水揚げを行う海外まき網船や運搬船の入港支援対策としては、昨年8月に冷蔵庫が整備されたことや、岸壁・浚渫工事などの漁港整備、水揚奨励金の交付、漁船誘致のためのトップセールスなどが上げられます。

昨年整備された冷蔵庫については、マイナス50 とマイナス25 があるわけですが、昨年9月から12月までの月平均搬入量が約1千 t ありました。これは海外まき網船の約2千隻分の水揚量に相当する量でありますので、冷蔵庫は順調に利用されているものと考えております。

水揚奨励金につきましては、平成25年2月末現在で既に52隻の申請があり、23年度実績の3

1隻を大きく上回っている状況にあります。

また、トップセールスにつきましては、年2回、漁協・加工組合と一緒に石巻市、焼津市、境港市へ行き、海外まき網船、運搬船の入港促進を図ってきております。しかしながら議員のご指摘のように、この海外のまき網船などが入港する際は、枕崎やそれから谷山港に寄ってから、この山川漁港へ入るといふそういう不便さがございます。それを解消するために開港、あるいはその検疫指定港の受けるということがございますけれども、山川漁港の開港につきましては、平成15年に鹿児島税関支署に対し、開港申請書を提出いたしましたけれども、認められなかったという経緯がございます。

港の開港につきましては、開港の指定基準及び維持条件が関税法で定められており、開港のための入港隻数は一般的に年間50隻が目安とされているようですが、山川漁港は、その基準をクリアしていない状況でございます。現在、山川漁港へ海外まき網船、運搬船、輸入船が入港する場合は、先ほども申しましたが、山川漁港を通過し、開港及び検疫指定港である鹿児島市谷山港に一時入港し、税関手続き及び検疫を受け、再度、山川漁港に引き返して入港している状況でございます。直接、山川漁港へ入港する場合と比較すると、山川から谷山港までの燃油消費量1回当たり往復で約1.5KL、往復航海時間約5～6時間を余分に要している状況でございます。そのため周年を通じ入港する船舶にとっては、大きな時間のロスや負担が生じることから、船主・商社からは山川漁港への直接入港が求められているところでございます。また、海外まき網船の入港が増えない原因の一つとなっております。このようなことから今後、県・市・漁協・加工組合など関係団体で、仮称ではございますが、山川漁港開港促進協議会を設立して、開港及び無線検疫指定港の実現を目指そうとしているものでございます。

現在は、設立に向けた準備会を開催しておりますので、平成25年度初めには設立し、国へ陳情、要望、申請等を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

市民生活部長（谷口強美） まず一つ目は、生ごみ処理機の補助制度についてのご質問でございました。これまでも生ごみの水切りをしていただくとともに、資源ごみへの分別をしっかりしていただき、燃えるごみの減量化へつなげていただきたい旨、市民あるいは事業所にもお願いしてまいりました。ただ、生ごみは燃えるごみ量全体の約19%を占めております。また、生ごみの70から90%が水分であることから、生ごみ処理機器を活用することは、確実にごみ量を減らすことにつながります。

市民アンケート結果でも生ごみ処理機器の活用を今後、利用したいと回答した方が48%いるものの、導入実績の向上にはつながっていない状況であります。そのため、ごみ減量及び減量意識の高揚を図るため、市民あるいは事業所を含めて2年間に限定した家庭用、事業所用生ごみ処理機器の補助拡充が必要と思われ、25年度の予算を計上したところであります。

次に、ごみの搬入量はどのような状況かということでございましたが、ごみの搬入量は、災

害、減免、資源ごみを除いたごみ量で、平成21年度は1万4,807 t、平成22年度は1万4,740 t、平成23年度は1万4,712 tと、ほぼ横ばいに推移しております。

排出されたごみを見てみますと、可燃ごみや不燃ごみの中に、まだまだ資源ごみとなるごみが多く見受けられます。特に、氏名が記入されていないごみ袋にその傾向があるようであります。

平成24年度に、ごみステーションで調べた可燃・不燃ごみ袋に、3割以上の資源ごみが混入していた割合は可燃ごみで、指宿地域が33%、山川地域で33%、開聞地域で37%、また不燃ごみでは、指宿地域24%、山川地域23%、開聞地域が23%という状況になっております。

最後のごみ出し袋についての、どういう方々へ説明をしたのかということでございましたが、各地区の区長あるいは公民館長等に説明をいたしております。

産業振興部参与（中間竜郎） 鳥獣により農作物への被害の現場をとということでございますけれども、現場につきましては、耕地林務課、そしてまた、農政課等が通報等により現場確認をいたしております。その際、我々としましては、その現場を確認いたしまして捕獲隊等に指示をしたりしておりますけれども、現場については、一筆調査なり、そしてまた耕地林務課への通報等により現場には出向しているところでございます。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時58分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

15番議員（新川床金春） 先ほどの私の質問に対して、二人の部長が答弁漏れがありましたのでお願いします。

市民生活部長（谷口強美） 今朝ほど資源ごみの搬入量についての質問のようでした。失礼をいたしました。ごみ減量・資源化に向けた取り組みについては、市民一人ひとりの理解と事業所の協力が必要であることから、これまでしっかりとしたごみ分別をお願いしているところであります。資源ごみの搬入量の推移でございますが、平成19年から平成23年度までを見ますと、1,800 t前後で横ばいの状況で推移しております。以上でございます。

15番議員（新川床金春） 市長が現場を見たかということ聞いていますので答弁をお願いします。

市長（豊留悦男） トップセールスも非常に大事なことであり、そして、トップセールスと同時に農業の現場、そういうところの視察をしているか、というような質問だったろうと思います。やはりトップセールスにまいますと、食の供給基地としての指宿の役割というのを非常に深く重く感じているところでございます。そういう意味で、農業現場等への視察、機会を捉えて行くように努力はしているところでございます。

15番議員（新川床金春） ありがとうございます。それでは2回目の質問に移らせていた

だきます。指宿市として、市民の健康状態を把握できるのは、国民健康保険加入者と後期高齢者医療、そして介護保険の対象者だと思いますが、国民健康保険加入者の健康状態の把握はできているのか。できているのであれば、どのような対策をしたのかお伺いします。

健康福祉部長（迫田福幸） 国保加入者の健康状態の把握につきましては、学校検診や健康増進課で実施する人間ドック、特定健診及びがん検診等で健康状態を把握しているところでございます。また、後期高齢者医療の加入者につきましては、長寿健診及びがん検診等の受診結果で、健康状態を把握しているところであります。

それから、介護保険につきましては、65歳以上の高齢者が約1万4千人おられます。そのうち日常生活を送る上で介護の必要な方として、約2,700人が介護認定を受けているところであります。この方々は、介護支援専門員が介護サービスの利用計画、ケアプランを作成して介護支援を受けますので、健康状態は常に把握されているところであります。また、介護認定を受けていない約1万1,300人につきましては、身体の運動機能や閉じこもり・うつ及び栄養等の状況を確認するため、生活機能を評価する基本チェックリストを送付し、二次予防事業の対象者、いわゆる介護予備軍の把握に努めているところで、約1,900人の方を二次予防事業対象者として把握しているところであります。

二次予防事業では、通所又は訪問により、要介護状態となることへの予防、又は要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止を目的として、運動器の機能向上を医師会に委託し、栄養改善は、小グループによる栄養指導や配食サービスを実施いたしております。

また、口腔機能の向上につきましては、歯科衛生士による口腔指導を、閉じこもりの予防・支援につきましては、保健師が居宅を訪問し、対象者の状態を把握した上で、必要なサービスを提供しているところでございます。

15番議員（新川床金春） ありがとうございます。私が同僚議員と視察に行ったんですけど、新潟県の三条市なんですけど、市長もこのことは、よく知っていると思いますけど、今回、ボランティアのスタンプとか、いろいろこう取り入れるようになっているんですけども、この三条市の取り組んでいるこれのですね、検証結果とか、そういうのを確認して、今度予算化したのか、そこのところをお願いします。

副市長（上村欣久） 先ほど市長からもご答弁ありましたように、このSWC研究会のですね、主要メンバーであります三条市のあるいは、お隣見附市の取り組みにつきましては、私ども大いに参考にさせていただいております。それと今、成果ということでございますけれども、今、それらの成果もですね、徐々にですが、でつつあるとお聞きしておりますので、私ども大いにそれを参考に、今回の25年度事業を組み立てさせていただいております。

15番議員（新川床金春） 健康増進計画についてお伺いしますけども、三条市のですね、書類には科学的根拠に基づいて対策していくということなんですけど、指宿市はですよ、今、部長答弁にもありましたけど、ワーキンググループの中で、いろんなデータをですよ、集め

て協議した経緯が無いようですけど、どうなんですか。

総務部参与（久保憲一郎） エビデンス、即ち、科学的根拠によって健康増進計画あるいは健康度の追求をしていくということでございますけども、まだ指宿市では、そういうことがないではないかということでございますが、この間、我々は、プロジェクトチームなんかを形成して取り組んでまいりました。そして、国の制度ということで、特定地域再生事業を7月に申請し、新たに採択を受けたところでございます。この採択事業によりまして、25年度に入りましてから、具体的に万歩計等を参加してくれる方々に配布をし、そのデータを取りながら健康状態をチェックし、それを科学的根拠としてこれから生かしていく。そういう事業の展開をしていくところでございます。

15番議員（新川床金春） その取り組みする前に市民の健康状態、そして、いつも運動している人、していない人、市内にはですね、グラウンドゴルフとかゲートボールをいっぱいしている人がいるんですよ。65歳の高齢者の方のアンケートもしてほしいと以前から言っているんですけど、そういう調査があってSWCに取り組んでいくのかなと、私はずっと期待していたんだけど、ある方に聞いたらですよ、そういうデータを持ち合っていないということなんですけど、その万歩計がうんぬんと言うけど、その前に市民の健康状態がどうなのかというのが、一番最初にあるべきじゃないんですか。お伺いします。

健康福祉部長（迫田福幸） グラウンドゴルフやパークゴルフなど、運動している人としていない人との健康状態の把握をしているのかとのご質問でございます。現在のところ、把握はできていない状況でございます。なお、今後におきましては、指宿市版SWC構想に基づく事業の中で、健康状態の把握をしながら、施策に反映されていくものと考えております。

15番議員（新川床金春） 部長、新日本科学のメディポリスですよ、久野先生の講演が前、あったですよ。あの時に、健康なまちづくりはということで講演があって、私は、いい話だなと思って、この前、指宿市でも市民会館でもあったんですけど、実際、健康であるための思いを市長は2年前に気づいている。それなのに市民の健康管理が、調査ができていないというのは、嘆かわしいことじゃないのかなと思うんですよ。財政が厳しい、いろんな予算を削っている中で、どうしたらこの財政を改善できるかといったら、市長が取り組むことに決めたSWCなんですよ。その原点があって調査がないということは、どうことなのかをお伺いします。

総務部参与（久保憲一郎） 国保の年齢別、階層別あるいは疾病別の一人当たりの医療費は、県下でも高い方であります。そういうデータは揃っておりますし、疾病別による指宿市の状況も県下においては、がん等の新生物が県下で3位、それから腎不全等が、これは県下で1位であります。そして、くも膜下出血も県下で3位、脳内出血も県内で3位という状況のデータが揃っておりますので、医療費が県下でも高いということだけは把握しておりますので、これからそういう意味では、健康の寿命を伸ばしていく施策を、今年から更に展開をしてい

うとしているところでございます。

15番議員（新川床金春） 私が思うのは、実際今、病気している方は、治療して早く改善してほしいなと思うんです。元気な方、先ほども言われましたけど、1万1千人以上ですね、元気な高齢者、そして若い市民がですね、健康づくりしていただいて医療費の抑制するっていうのが、SWCだと思いますよ。病気している人はもう早く回復してほしいという思いは持っていますけど、その病気していない方のためのSWCと私は思っていますので、その健康管理、いろんなデータを集めたり、聞き取りしたりするのが、ここ2年間の仕事だと私は思っていました。それがないということを知ってですね、こういう質問をしているんですけど、実際、市民の健康管理はしていただきたいと。健康チェックをしていくのがですね、市の財政を圧迫している国保会計の抑制になると私は信じていますので、その部分にはアンケートを取っていただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

副市長（上村欣久） 議員ご指摘のとおり、現状を踏まえて対策を打つというのも一手かと思えます。先ほどご説明しましたように、高齢者の健康状態等につきましては、今、把握はしております。

さて、このSWCですが、今おっしゃったようにですね、運動する前に必ず健診を受けていただいて、そして健康状態を把握し、その方に最適な運動を提供すると、プログラムを教えて毎日習慣化していただくと、ということが実は、この25年度事業の一番の私どもの目玉になっております。

今回、これがスタートすることによってですね、運動する前をまず把握しまして、そして1年後に、その方がどのように変化したかということで市民の健康度の変化、あるいは市民の健康の向上というのが把握できて、更に対策が取れていくものと思っております。このために、是非、このSWCの取り組みにつきましては、もう全市民に、是非、ご参加いただいでですね、取り組んでいただければと思っているところでございます。

15番議員（新川床金春） このために指宿市に来た副市長の答弁として私は残念であります。1年間あったんですよ。これからするということですよ。1年間、1年前からやっていただければ本当によかったのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

次にですね、久野先生のお話の中でも、歩くことということでありました。指宿の開闢には、4万㎡の土地がですね、草スキー場とスライダーがあった所ですけど、あそこが利用されないまま、ただ定期的に草払いされている土地があります。あそこを活用できないかということで、私は委員会でも話したことがありますけど、今回、いちき串木野市と伊佐市、そして霧島市、パークゴルフ場を視察に行きました。どこもですね、高齢者が生き生きとパークゴルフしていました。施設の方に聞くと、8割以上が高齢者ですけど、みんな元気で楽しんでますよということでした。今、指宿には、フラワー公園とか、いろんな所、なのはな館とか、グラウンドゴルフ、そしてゲートボールしている人いますけれども、パークゴルフ

はですね、子供から高齢者まで一緒に楽しめる競技だと聞いております。開聞のあの広大な土地をですよ、健康増進の場として、そして全国のパークゴルフ愛好家ですね、いろんな大会に来ているという話も聞いていますので、そういう観光振興にもなる施設として整備する考えはないのか、お伺いします。

産業振興部長（下吉耕一） 日本パークゴルフ協会のデータによりますと、既存の公園や河川敷、林地や畑・原野はもとより、スキー場の緩やかな斜面の活用、あるいは遊休地を造成して、全国で約1,200か所のパークゴルフ場が誕生しているようでございます。

なお、当公園の草スキー場は、上級者コースと初心者コースで傾斜の大小があるものの、概ね平均13度程度の傾斜角となっております。この条件下でのパークゴルフ場設置について、同協会に問い合わせたところ、多少の起伏はいいができるだけ平らな土地が望ましく、13度の傾斜地では厳しいとの見解でございました。

また、スキー場を活用してパークゴルフ場を整備した箇所についても確認いたしましたが、そこは、スキー場の斜面ではなく、斜面の終わり、すなわち比較的平坦な箇所にコースが設置されているとのことでした。

さらに、同協会によりますと、面積について、18ホールで約1万2千㎡が必要とのことでしたがけれども、当公園の草スキー場の平坦地は、盛り土をしてもせいぜい1,500㎡くらいしか確保できないようでございます。そのため1万2千㎡となれば傾斜地に食い込んだコース設定が必要となりますので、コース及びグリーン造成などの整備に、かなりの費用を要することが予想されるところでございます。以上のことから、草スキー場におけるパークゴルフ場の設置につきましては、費用対効果の観点から、厳しいのではというふうに考えているところでございます。

一方、当公園のフリーキャンプ場がありますけれども、ここは傾斜地であるものの、草スキー場と比べると緩やかで、芝生も生えており、かつ、テントを立てることのできる四方5～6mほどの平らなゾーンが20近くございます。このようなことからかいもん山麓ふれあい公園の一層の利用促進を図るために、キャンプ場としての現状を生かしながら、閑散期においてパークゴルフ場としての利用を図ることができないか、検討を進めているところでございます。

15番議員（新川床金春） ありがとうございます。その平らなところもいいんですけど、私は、視察に行きたいちき串木野市のことを担当者に話しまして、見に行ってくださいということでした。急傾斜地がありまして、ただ、これはどうしたのかなという気がしましたが、話聞いたら、それも楽しいですよということでしたので、部長が答弁していただいた、その施設からはですね、開聞岳から見る雄大なロケーションは見えないんですね。だけど草スキー場から池田湖の方を見ますと、すばらしい景観なんですよ。やっぱり観光もミックスするような施設としたらですね、そこも捨てるののかなと思います。今後、市民の健康増進、

生きがづくりということで取り組んでいただきたいと思います。

次に、公共交通についてお伺いします。指宿はですね、旧指宿市で平成13年7月に市民アンケートを取っているみたいですね。そして山川・開聞地区では、平成18年6月にアンケートを取っております。その中の内容がですね、市内巡回バスを使って病院に行く方が利用者の中の61%、市役所や中央公民館、砂楽などの公共施設に行くのが55.6%、次に、買い物に行く方が47%なんです。市内巡回バスは、高齢者や交通弱者のために大変役立っていると聞いています。この市内巡回バスの設置目的が一つ忘れられているんですよ。一つ目がですね、高齢者等の交通手段の確保、2番目に交通空白地の解消、3番目に交通事故の減少、4番目に環境対策の推進、5番目ですけど、健康づくりと生きがづくりとなっているんですよ。私は、市内巡回バスは、高齢者の健康づくり、生きがづくりにつながるから、アンケートも取ってくださいと再三言ってきました。

平成13年7月以降に旧指宿市の、今の指宿地区ですね、のアンケート調査は、されたことがあるのか、ないのか。私は何回もお願いしています。そのことについて答弁をお願いします。

産業振興部長（下吉耕一） 1回目のその答弁の時にも答えさせていただきましたが、これまで市民アンケートや、それから職員がバスに乗り込んで、そのバスの利用者に聞き取り調査をするなど過去に数回のもうアンケート調査も行っておりますし、そのことを基に10回を超えるルートの変更や、それから時刻表の変更など、微調整を重ねてきているというふうに認識をしているところでございます。

15番議員（新川床金春） 市内巡回バスの行政視察の書類をここに持っていますけど、この中にはですね、こういうことをしましたということは載っていないんですよ。アンケートは、平成13年にやった。そして18年6月にアンケート調査を実施したということなんですよ。路線の変更はあっても市民の思いは聞いていないんですよ。やっぱり商工水産課の部分ではですね、路線の話はできるんでしょうけど、健康づくり、生きがづくりという部分になった時にはですよ、ふれあいデイとか温泉入浴事業の利用者にですよ、いろんなこと、そういうアンケートも必要だと思うんですよ。だから一つの課がするんじゃなくて、SWCの思いと一緒にですよ、全庁的にいろんな意識調査をするのが必要だと思うんですけど、近いうちにする考えはないのか、お伺いします。

産業振興部長（下吉耕一） 高齢者の生きがづくり、健康づくりのための対策として、高齢者や観光客も利用し易いような運行ルート上の名所旧跡等の案内についても音声案内になるかと思いますが、市内巡回バスの増便と併せて検討する必要があるというふうに思っております。

まずは、議員ご指摘のふれあいデイの参加者を含めた住民意向調査を行いながら、住民が利用し易い交通機関を目指して、今後、高齢者の生きがづくり、健康づくりのため、ある

いは健幸のまちづくりの観点からも、公共交通施策が、どうあるべきかを含め総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

15番議員（新川床金春） 市内巡回バスの運行表とか、路線を市長は見たことがあるのか分かりませんが、私がですね、こう見てみますと、池田、小牧が出発になって、尾下も開聞もあるんですけど、実際、指宿市の駅前降りて病院に行きますよね。指宿駅前に降りたのが7時47分として9時54分、2時間で帰らないと家に帰れないと。その次のバスは4時54分、5時間後なんですよ。病院に行って順番待ちで乗り遅れる方がたくさんいると思います。ですから私は市長が、就任当初にお願いしましたよね。3年前の議会で実際、交通弱者のためにいろいろ調査してくださいと、本当に困っている高齢者が多いんですよ。1便増便すると年間600万円以上の予算が掛かるかもしれません。医療費の抑制する思いがあるんだったら、やっぱり600万円が大きいお金なのか、小さいお金なのか。私は、600万円は市民の健康づくり、生きがいづくりが目的であればですね、増額してやるべきだと思いますけど、このことについて市長に答弁をお願いします。

市長（豊留悦男） 交通弱者、そのことについても含めての質問だろうと思います。やはりこのバスの利用の促進もそうですけれども、今後、バスを利用する方々の割合、どういう目的でっていうことも議員がお示しいただきました。今後、総合的にこの交通体系の整備については、再度検討しなければならぬと思っているところでございます。地域公共交通機関を利用することにより健康になるという、それも一つの視点ではあるかと思しますので、今後、その面についても検討させていただきたいと思っております。

15番議員（新川床金春） アンケート調査を取っていただきたいと先ほども言いましたけど、10年前は元気でバスに乗らなくてもよかった人たちがですね、歳とってバスが、なんでうちを通らんのけって私に聞かれたので、おばさんたちが10年前に元気やっぺらって言ったよという話をしました。副館長にその話をしましたら、この前の日曜日、総会がありまして、地区民にとったら、全会一致でですね、私げえもバスをまわせっくれればいいなということがあったという地区もあります。ですから、お願いですから、市内全地区のアンケート調査をお願いしておきます。

次に入ります。鳥獣被害については、同僚議員がいろいろ質問しているんですけど、ヒヨドリ対策というのを、私に相談がありましたので、私は行ってみました。JAの方で色付きのネットをですね、効果があるよということで利用促進を図っているみたいですけど、このネットのですよ、補助はJAのやつはなくて、県ではしているみたいですけど、指宿市でもですよ、ネットに対する補助をすることで、生産高を上げることができると思いますけど、取り組む考えはないのか、お伺いします。

産業振興部参与（中間竜郎） ヒヨドリの被害を防ぐためには、例えば派手な模様テープや透明なテグスをほ場に張り巡らしたり、猛禽類の鳴き声や爆音で威嚇する、追い払う市販の防

鳥機器等を設置するなど、いろいろな方法があります。これらに対しまして、短期間で鳥が慣れてしまい、効果が持続しないと言われております。それにひきかえ防鳥網については、農作物を完全に覆うことから最も確実な被害対策であり、予防効果が高いというふうに感じております。このことから現在、多くの農家の方々に防鳥網を活用した被害対策に取り組んでいただいているところがございますけれども、この防鳥網の資材の購入につきまして、市の補助をということでございますけれども、市内全域となりますと相当な額も必要であろうかと考えておりますので、今後、この防鳥網のネットにつきましては、なかなか難しいのではないかなというふうには考えているところです。

15番議員（新川床金春） 鳥獣被害の中ですね、農家の方が連絡して、実際、駆除をしてくれないがよってというのがありました。それは、何故かなということで聞いてみますと、やっぱり猟友会の方に連絡する方法が電話しかないんですよね。私は、電話、ファックス、猟友会の会長だったらメールのやり取りもできると思いますよ。やっぱり早急な対応が必要な時に、2・3日経って来ないがよと言われればですね、その間、ヒヨドリが啄ばむんですよ。だから電話だけでいいのかなと、逆にそういう通信網があるわけですから、使ってやるべきだと思いますけど、今までそういうことをしたことがあるのか、ないのか。簡潔にお願いします。

産業振興部長（中間竜郎） 今、議員ご指摘のとおり、電話連絡等での捕獲依頼等をお願いしているところで、そういう機器等を利用してお願いしたことという事例等はないかと思っております。

15番議員（新川床金春） 農家の方は必至なんですよ。そういう農家の方のためにですね、素早い通報をしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、資源ごみについて、ごみ行政についてお伺いいたします。もう時間がないので、まとめますので。

資源ごみの収集量を大きくする。多くするということが予算組んであります。800万円ですね。そして、生ごみ処理機器の購入補助が1,500万円ですよ。1年半前に議会としては、ごみの減量化に徹底するように指導していただいて、ごみが減ったら上げなくてもいいんだよねということで、私が修正案を出して、全会一致で可決されているんですよ。

今回ですね、一般質問の中で同僚議員が聞いた時に、昨年10月から指宿市廃棄物減量等推進審議会というのを立ち上げて、ごみ減量・資源化ということで、なってよかったかなと思ったんだけど、最後のところでですね、同僚議員が言いました。値上げが入っているんですよ。ごみ減量化を徹底するべきであるという議会の議決をどのように捉えているのか、お伺いします。

市民生活部長（谷口強美） 前回の議員提案で可決された内容でございますが、真摯に受け止めていると思っております。

15番議員（新川床金春） ですから、ごみ袋の値上げは、徹底して駄目だった時に、その後に協議してくださいということだったんですよ。それが何故今回の答申に入っているんですか。

議長（森時徳） 市民生活部長、簡潔にお願いいたします。

市民生活部長（谷口強美） 審議会の方で5回開催されましたが、答申の中でそういう審議委員の中で値上げも早急にすべきという審議委員と、それから実施期間については、公共料金等の値上げもありますので、慎重に検討していただきたいという委員の意見もありましたので、結果、今後、ごみの搬入量の状況を見て検討していくということになったところでございます。

副市長（渡瀬貴久） 議員ご指摘のとおり、ごみの減量化、資源化これを確実なものとするために、今回、市民の代表、女性連の代表、そして事業所の代表、みんなでいろいろな形、角度から協議した内容が答申と形でなったものというふうに理解しております。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時34分 |
| 再開 | 午後 | 1時43分 |

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

7番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。お元気ですか。公明党の高田チヨ子でございます。初めに、私が要望していました介護ボランティアポイント制度が、25年度高齢者元気度アップポイント事業として実施されるよう予算が組み込まれています。本当にありがとうございます。高齢者の方が少しでも元気になって、医療費の削減につながっていくことを願っています。

次に、この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間市政発展のためにご尽力を賜り、改めてそのご労苦とご功績に深甚なる敬意を表します。今後は、健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために活かしてくださいませようお願い申し上げます。

それでは通告に従い一般質問を行います。まず初めに、安心・安全な生活を守るために、女性消防団について伺いいたします。このことは、昨年9月議会でも質問をいたしました。それ以後の状況は、どうなっているか、伺いいたします。

2番目にコンビニを利用した納税について伺います。友人との会話の中で、指宿市でもコンビニが増えてきた。そこで納税できるようになると非常に助かるのにと、話題になることがあります。鹿児島市などでは、既にコンビニの納税等ができるようになっています。そこで指宿市でも納税者の利便性に配慮し、税金等をコンビニで納められるようにする考えはないか、伺いいたします。

3番目にいじめ問題について伺います。今、全国的にいじめが問題になっていますが、学校、教育委員会としての考えをお伺いいたします。全国的にいじめについて報道されていますけれども、指宿市でもいじめはないとは言えないのではないのでしょうか。安心して学校生活を送れることが親の願いだと思います。そこで教育委員会として、どのように対応してきたのか、お伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 安心・安全な生活を守るために、女性消防団の現状等についてのご質問をいただきました。昨年9月議会で議員から、防災体制の充実のために女性消防班を作ってはどうかとの一般質問をいただき、今後、この12名の女性消防隊員を中心とした、女性消防班を結成できないか、検討してまいりたいと答弁させていただいたところであります。

女性消防隊は、昨年4月に結成し、毎週水曜日に指宿市消防署職員による、消防規律訓練や操法訓練の指導を受けているところでございます。市といたしましては、昨年10月に、この女性消防隊員に消防団加入の意思があるかどうかについて話をしたところでございます。その時には、本年行われる全国女性消防操法大会に今のところ全力を尽くしたいという、そのような回答をいただいたところでございます。

次に、納税等への対応についてでございます。コンビニでの納税について、多くの納税者に対し、納税しやすい環境づくりをすることは、利便性の向上、収納率の向上につながる大切なことであると思っております。県内でも鹿児島市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、伊佐市の6市が、既にコンビニ収納を実施しているところでございます。

本市でも昨年の市税等徴収対策委員会の幹事会で、コンビニ納入についての提案がなされたため、この件について実施中の各市に問い合わせ、調査した経緯もでございます。その結果、システム導入に際し、問題点として考えられるのが、霧島市の例で申し上げますと、2,000万円程度の初期経費が必要であること。また、取扱い手数料が金融機関の約2倍と高額なことなどが挙げられるところでございます。さらに、実施している市でも利用者がそれほど多くないことから、費用対効果を考慮し、本市では実施に至っていない現状でございます。しかしながら、今後は多くの自治体で、コンビニ収納だけでなく、携帯電話やパソコンから納付ができるペイジー納付やクレジットカードでの納付など、様々な収納手段を構築し、サービス向上が図られていくと予想されております。本市においても、税金だけでなく他の使用料等にも関わることで、市民の皆さんの利便性と収納率を向上させるためにも、他市町の今後の動向を参考に、この件について検討していく必要があるのではないかと考えております。以下、いただきました質問等については、関係部長に答弁をさせます。

教育長（池田昭夫） これまで、いじめ対策について、どのように対応してきたかというご質問ですが、教育委員会では、未然防止、早期発見、早期対応の観点から指導に当たってまいりました。未然防止につきましては、日頃の授業や学校行事等の全教育活動を通して、よりよい人間関係をつくるように努めさせています。また、いじめ問題を考える週間等を活用し

た道徳の授業の公開，児童会や生徒会が行う標語づくりやポスターづくり，学校だよりやPTAだより等による保護者への啓発等を実施させております。

早期発見につきましては，授業中の様子，休み時間の過ごし方の観察や生活の記録の内容，職員間のごまめな連絡と連携，日常的な相談活動などから，些細な変化に気づくようお願いしているところです。また，定期的にアンケート調査を実施したり，最近では，文部科学省のいじめに関する緊急調査を実施したりして，実態把握に努めさせております。

早期対応につきましては，校長のリーダーシップのもと，生徒指導主任を中心にした素早い生徒指導体制の構築を図り，情報収集と該当児童・生徒からの状況把握，保護者への連絡と対応などを，スピード感を持って当たっているところです。

特に，アンケート調査におきましては，アンケートを単なる調査物と扱うのではなくて，子供たちの心情を少しでも把握し，今後の生徒指導に活かしていくという観点で，各学校に指導しているところでございます。

今後もいじめが起きないように，すべての学校，教職員が自らの問題として切実に受け止め，1件でも多くのいじめを発見し，早期に対応していくという姿勢で対応していきたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） それでは，女性消防団についてからお伺いいたします。今，市長の答弁の中で，現在，操法大会に向けて12名のメンバーが操法訓練を行っているとのことでした。それでは，この12名のメンバーは，大会終了後はどうするのか，お伺いいたします。

総務部長（邊見重英） 第21回全国女性消防操法大会は，本年10月17日横浜市消防訓練センターで開催されることになっております。現在は，私どもの指宿市の女性消防隊は，鹿児島県代表として大会に向け全力を傾注し，訓練に励んでいただいております。

今後，これらの女性消防隊の皆様が，具体的にどのような活動をしてもらうのか，大会終了後ですね，あるいは組織体制はどうするのか等について，消防組合あるいは消防団正副団長で組織する検討委員会というものを立ち上げさせていただき，今後の女性消防団あるいは消防隊の活動について，検討していこうと考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは，それ以外の女性の方が，もしこの消防団に加入するということは，できるのでしょうか。お伺いいたします。そして，もし私が，もし入るとしたら入れることはあるのでしょうか。年齢の制限とか，そういうこともあるのでしょうか。よろしくお伺いいたします。

総務部長（邊見重英） 県内の女性消防団につきましては，昨年10月現在でございますけれども，18の市町村で組織されておまして，女性の団員が244名所属していると聞いております。今後，先進地の事例等を参考に女性の持つソフトな面を生かして，できれば防火思想の普及・啓発，防火・防災指導，応急手当の普及及び指導，非常災害時における広報活動などに活躍していただけないかと考えているところでございますが，女性消防隊員以

外の女性の加入についても検討をしてみたいと考えております。

また、議員の方もできればというようなお話もございましたが、まだ具体的にどのような条件といたしますか、そのようなことは現段階では、まだ検討いたしておりませんので、今後の課題かと思っております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、この女性消防隊に関する予算は、お幾らぐらいあるんでしょうか。

総務部長（邊見重英） 平成25年度当初予算の計上額で申し上げますと、全国女性消防操法大会参加のための旅費等で、419万2千円予算を計上しているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） この操法大会は、横浜であるということでしたけれども、そこに家族の方が、もし応援に行きたい。そういう方もいらっしゃるのではないのでしょうか。その時に、そのための予算というのは計上されているのでしょうか。

総務部長（邊見重英） 全国大会に出場していただくということで、現在、一生懸命取り組んでいただいております。これらにつきましては、隊員の皆様の家族のご理解とご協力が不可欠であるところでございます。しかしながら前回、平成6年10月に、同様に鹿児島県の代表として指宿市の女性消防隊が参加いたしておりますけれども、その時も隊員の家族の分の旅費ということについては、予算計上をしていなかったことなどから、今回についても同様の取扱いとして、隊員の分のみの予算計上をさせていただいております。ご理解をいただければと思います。

7番議員（高田チヨ子） それでは、先日、委員会がありまして、その中でも意見が出ていたんですけれども、訓練場所まで毎週、練習に行きますよね。その時の通勤手当というものは支給できないか、お伺いいたします。

総務部長（邊見重英） 訓練会場までの通勤手当あるいは費用弁償ということになるかと思っておりますが、これについては現在のところ見込んでおりません。女性消防隊員の方々には、謝礼という形で1時間当たりの幾らかの、少しではございますけれども、お礼という形でお支払いさせていただいている状況でございます。

7番議員（高田チヨ子） 皆さん、この女性消防隊操法大会に参加される方は、みんなそれぞれ家庭があり、いろんな時間をこじ開けた中で、その訓練に参加していると思うんです。そういう方たちのために、現在、予算が組まれていないのであれば、今後、補正予算なりそういう形を取って、この費用弁償というか、通勤手当というか、そういうものを組んでいくというお考えはないのでしょうか。

総務部長（邊見重英） 現段階では、予算を計上して通勤手当を支給するというような仕組みというのが、難しいと思っております。議員の方からもございましたように、女性消防隊の皆様方は、毎週水曜日、夜7時過ぎから9時ぐらいまでですね、9時過ぎる頃までですけれども、消防組合の職員の指導のもと、あるいは消防団長さん副団長さん等も同席して、みんな

一体となって訓練を一生懸命されております。そのことにつきましては、私どもも非常に感謝いたしております。したがいまして、10月の大会でも大変一生懸命頑張っていただけのではないかと、非常に期待いたしております。先ほど、予算の話を申し上げましたけれども、通勤手当というような形では予算は計上されておりませんけれども、何らかの形でですね、この一生懸命の取り組みに対して何らかの支援ができないかということについては、検討してまいりたいと考えております。

7 番議員（高田チヨ子） 女性の立場でできる防災のために、これからも女性が一生懸命取り組んでいくと思いますので、何とか考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、納税等の対応についてお伺いいたします。今、市長からご答弁ありましたコンビニで納税できるように、今後検討していく必要があるのではないかと、とても前向きな回答をいただきました。市民の皆様の中には、どうしても納税に行きたいけれども時間が間に合わない。土日は休みだしてということがあって、どうしてもその平日の5時までに行くことができない。そういう方たちもたくさんいらっしゃるのではないかと思います。そういう方たちが、私の友達が言っていましたけれども、滞納の督促状が来るとドキドキするって。そういうのを見たくないって。だから何とかできないかっていうお話もありました。本当にどうしても平日に納税できない方のために、そういう方々への現在の対応は、どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

市民生活部長（谷口強美） 平日に納税できない方へは、口座振替での納税を推進しております。各金融機関の窓口か本庁あるいは各支所の税務課窓口で簡単に手続きができますので、是非ご利用いただきたいと思います。なお、税務課の収納管理係にご連絡いただければ、税金の種類や納税者番号を記入した申込用紙を送付しますので、記名押印のうえ、金融機関へ届けていただければと思います。

また、市では市税等の徴収が円滑に遂行されるように、徴収嘱託員を4人雇用しております。市税等は、納期限内に自主的に納付していただくのが原則となっておりますが、諸事情により平日に自主納付できない方がおられましたら、税務課収納管理係にご連絡いただければ、徴収嘱託員が臨戸徴収いたしますので、是非、活用していただければと考えております。

7 番議員（高田チヨ子） 今、平日に納付できない方への対応の方法として、口座振替とか、それから徴収嘱託員の臨戸徴収というお話がありました。この方たちに、それを利用して納入するっていうことは、もうとてもよく分かりました。しかし、更なる市民の皆様へのサービスとして、なるべく早くこの税金等をコンビニで支払うことができるように検討していただきたいと思うんです。コンビニ納税を進めることは、滞納対策にもつながっていくと思いますので、このことは、どうか早い段階で決定をしていただけたらありがたいと思いますけれども、これはご回答いただけますでしょうか。

市民生活部長（谷口強美） 先進地の市町ございますので、それから、その他の市町においてもコンビニ納付が進むかどうか分かりませんが、その事情、状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） よろしく願いいたします。それでは、いじめ問題についてお伺いいたします。指宿市では、いじめ対策について、今、教育長の方からお話をいろいろと聞かせていただきました。それでは、教育委員会としては、これまでどのような指宿市として独自の取り組みをしてきたのか、お伺いしたいと思います。

教育長（池田昭夫） 教育委員会では、いじめはないからよしとするのではなくて、また気付いていないいじめを一つでも多く発見し、解決することが大切であるという基本的な考え方を基に取り組んでまいりました。

管理職研修会においては、毎回、いじめ問題について話題にし、未然防止、早期発見、早期対応の徹底について指導してまいりました。特に、近年大きな問題になっていますネットいじめについては、校長研修会、教頭研修会において、実際の事例を用いて説明し、携帯電話やスマートフォン、コンピュータを利用するときの危険性についても指導してまいりました。

また、生徒指導主任研修会、校長や生徒指導主任による生活指導研究協議会、PTAも加わった校外生活指導連絡会等、あらゆる機会を通して教職員への指導はもとより、保護者、関係者に対しても、啓発を行ってまいりました。

さらに、毎月、生徒指導に関する月例報告を提出させ、いじめの把握に努めるようにしています。そのほか指宿市には、こころの相談電話があり、匿名による相談を受け付け、相談者の悩みを受け止め、解決の手助けを行うようにしております。

なお、教育委員会では、学校がいじめを把握したときは、学校で抱え込まず教育委員会とともに対策を考えて、解決を図るという姿勢で臨んでおります。

7番議員（高田チヨ子） いろいろと取り組んでいることはよく分かりました。本当に月例報告を取るとか、いろいろしている。こころの相談電話も設けているということで、それで本当にいろいろと相談をされた方が悩みが解決したりすれば本当にいいことだと思うんですけど、なかなか難しいことではないかなって、そういうふうに思います。

それでは、各学校においては、どのような対応をしてきたんでしょうか、お伺いいたします。

教育長（池田昭夫） 先ほど、学校における対応も述べましたが、どの学校においても、こころの教育や、人間関係づくりを基盤とした活動を中心に据えており、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜び等についての指導に取り組んでおります。

また、奉仕活動、自然体験活動をはじめ、人間関係や生活体験を豊かにする教育活動も取

り入れております。さらに、定期的に又は臨時的に生徒指導委員会、心の教育推進委員会、いじめ対策委員会等を実施したり、週一回、職員朝会のあとに生徒指導に関する情報交換の時間を設定したりして、職員同士の密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全職員が一致協力して早期発見、早期対応に努めております。

子供の気持ちや思いを受け止める工夫の一つとして、悩んでいること、伝えたいこと、嬉しかったこと等を自由に投函できる、ひまわりポストを校長室前に設置し、早期発見、早期対応に努めている学校もあります。

保護者に対しましては、学校だよりや学級PTAで啓発を行ったり、道徳の授業を公開したりして、いじめ問題への関心が高まるように努めています。そして、いじめがあったときは、即座に事実の確認を行い、子供・学校・保護者が理解と協力のもと、早期解決を図るように取り組んでおります。

7番議員（高田チヨ子） 今、いろいろとお話をいただきました。それでは、指宿市におけるいじめの現状について、お伺いいたします。何人ぐらいいじめにあわれて、どういう内容だったかと教えていただきたいと思えます。

教育長（池田昭夫） 指宿市内の各学校においては、1件でも多く発見して1件でも多く解決するという意識の高まりの表れから、いくつかのいじめが発見されております。教育委員会が把握しています本市のいじめ件数は、昨年4月から今年の2月28日現在までで、小学校が4件、中学校が11件、合計で15件となっております。

いじめの主な内容は、仲間はずれ、無視、手で叩いたり足で蹴ったり、または誹謗中傷の手紙の回し読み等でございます。各学校においては、校長を中心に、生徒指導主任、担任、部活動顧問、養護教諭、相談員又は全職員が即座に対応した結果、現在では、すべてが解決に至っております。

学校においては、解決したことに安心することなく、引き続き該当児童・生徒の観察を怠らないように、また再発防止に努めているところです。

7番議員（高田チヨ子） すべて解決したということで、よかったなと思うんですけども、もしかして隠れているのもあるかもしれない。そこらへんもやっぱり気をつけていくことが大事ではないかなと思います。実は、私の知人ですけども、小学生の頃にいじめにあって、それが原因で大人になった今でも対外的活動ができない。それで困っている方がいらっやいます。とても悲しいことだと思います。お母様も本当に悩んでいるんですけども、どうすることもできない。そのままになっている状態だということで、そういう方もいらっやいます。そこで伺います。いじめが原因で不登校になった子供さんはいないか、お伺いいたします。

教育長（池田昭夫） いじめが原因で不登校になった子供は、1学期に一人いました。学校の取り組みや保護者の理解、本人の前向きに取り組む姿勢等により、2学期からはいじめの再

発もなく欠席も0となり、現在も友だちと楽しく生活しております。ただし、学校においては、安心することなく、全職員で見守るように指導しております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、教師による体罰、これも問題になっていますけれども、どの程度あるのか、教えていただきたいと思います。

教育長（池田昭夫） 体罰もいじめと同様、絶対にあってはならないものです。管理職研修会において、繰り返し、強く指導しているところです。しかしながら、残念なことでありますが、昨年度、学校名は出ませんでしたけれども、南薩地区ということで、それが指宿市内でありまして、1件の体罰による、そして処分がございました。

現在、全学校において、文部科学省の通知による体罰に係る実態調査を行っております。職員、児童・生徒、保護者にアンケートを実施しているところです。そのうちまた結果が、分かってくるんじゃないかなと思っているところです。

7番議員（高田チヨ子） 結果が分かったら教えていただきたいと思います。それでは、指宿市の教育委員会として今後の対策について、どのように考えているか、お伺いいたします。

教育長（池田昭夫） これまで学校においては、アンケート調査の実施や教員による指導、児童会や生徒会による多様な取り組み、保護者や地域への啓発等、数多く取り組んでまいりました。教育委員会といたしましては、これらの取り組みが適切に行われるよう指導してきましたが、これからもこれらの方針の基盤となる未然防止、早期発見、早期対応への取り組みが、更に充実するよう指導してまいりたいと考えております。

特に、早期発見、早期対応は、いじめが発覚してからの対応ですが、これよりもむしろ、いじめをしない、させない、見逃さないという合言葉のもと、未然防止に努め、心の教育の充実を図るとともに、教師のいじめを見抜く能力の向上、そして子供と教師のコミュニケーションの活性化、教師同士の問題点の共有など、学校での環境づくりに努めさせます。

また、開かれた学校づくりに努め、保護者や地域の学校への協力、家庭の教育力の向上など、地域ぐるみで子供を育成するという気風を更に高めていきたいと考えております。

また、本年度は、相談体制の充実のために、心の教室相談員を全中学校に配置いたしました。

7番議員（高田チヨ子） 本当に大事なことだと思います。そして今、教育長が言われました。いじめをしない、させない、見逃さない。これとっても大事なことだと思います。本当にこれから教育現場で、しっかりとこの体制をしていっていただきたいと思います。

それでは、具体的にどのような取り組みを実施していくのか。それをお伺いいたします。

教育長（池田昭夫） これまで教育委員会や学校では、いじめをなくすために、望ましい人間関係づくりが大切であると考えて、思いやりの心や、協力し合う心を育てる心の教育の充実に取り組んできました。今後も、心の教育をはじめとする、様々な取り組みを確実に実施し、教育委員会と学校が更なる連携を図りながら未然防止に努め、さらに、早期発見、早期対応

にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。そのためには、日頃から子供に寄り添い、子供のわずかな変化に気付くような教師集団でなければならないことから、教師自身の資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

望ましい人間関係づくりを育成するための取り組みとしましては、学校での様々な教育活動のほかに、社会教育課が計画しておりますいぶすき元気塾、ふるさと探検隊、親子キャンプ体験授業等への参加、地域の活動への積極的な参加も促してまいりたいと思っております。

また、子供の成長の基盤は家庭にありますから、家庭の教育力の向上のために、学級PTAや家庭教育学級、学校だより等において、善悪の判断や他者への思いやり、生命を尊重する心など基本的なしつけに関する情報を積極的に発信したり、教職員用のいじめ対策必携を活用していきたいと考えております。

さらに、学校応援団に積極的に協力をお願いし、学校評議委員会で出された意見や提案を活用したりして、開かれた学校づくりに努めたいと考えております。

教育委員会では、機会あるごとに、いじめ問題を話題にし、意識の高まりを継続し、学校、家庭、地域で恒常的にいじめを注意し合える雰囲気につなげ、いじめ根絶を目指して様々な活動に取り組んでまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） よろしくお願ひいたします。これから子供たちの明るい未来のために、いじめや体罰という悲しい問題が二度と起きないように願っています。そして、国は、25年度予算で、児童・生徒の相談体制を強化するため、今、教育長も言われましたけれども、スクールカウンセラーをすべての公立中学校に、スクールカウンセラーは中学校には全部、そして公立小学校には、約7割を配置するということが決まったようであります。これから市の方にもこのことが反映されてくるのではないかと思います。その時には、指宿市としてスピーディーな対応を取っていただきたいと思ひます。

さらに、今回の予算を見た時に、子宮頸がんワクチンも任意接種から定期接種化になりました。そして、本当にうれしいことだと思ひます。ワクチン接種も定期接種になったということは、すべてのそれに対応する子供たちがワクチンを接種できるということになったわけで、本当にお母様方は、安心して臨める。そういう機会になったんじゃないかなってすごく喜んでいるところでございます。

また、本市でもいぶたま号効果や、そして、おもてなしの旗振り隊が全国的に話題になっているようでございます。先日は、あさイチを見ていました。すると、あさイチの中で、えっ今日は指宿特集っていうぐらい、指宿の話題が取り上げられていました。とってもうれしかったです。今、明るい話題が多くなっている気がしてきています。これからも市民の明るい笑顔が多く見られるような、そういう市になるように頑張っていきたいと思ひます。今日はありがとうございました。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時34分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下喜久雄議員。

21番議員（松下喜久雄） 最後の質問者となるようでございます。どうぞ最後までよろしく  
お願い申し上げます。

今回、私は、指宿市民共有の大切な水を守りたい。その一念において質問させていただきます。そして、これを契機に市民の皆さんにも水資源保全の問題について、ご認識をいただけたならありがたいというふうに思うわけでございます。

水は、すべての生命を育むために最も重要な資源であり、地球上の生きとし生けるものに等しく与えられているものであると考えております。我が国は、元々豊富な水資源に恵まれてきたがゆえに、国民の意識が水資源を守ることに向かわず、無頓着のままであり続けてきたのではないのでしょうか。それは行政マインドにおいても同様であり水資源の防衛については、無防備の状態に置かれていると言っても過言ではありません。ただ、河川湖沼等の表層にある水資源については、河川法が。水道水について水道法というような個別の法規制がかけられておりますが、それらを除く地下水に対しては、ほとんど野放し状態というような状況にあります。

地下水は、その土地に付属するものとして土地所有者に財産権として付与されており、地方独自の条例による規制力の範囲については、神経質にならざるを得ないということは理解しているつもりでございます。

しかしながら、水は、地上に存在してしようと地下に存在してしようと、すべてが循環することによって全体の水資源を形成しているものであります。地下水源は、その土地の自由に任せられるというのは、そのことを全く無視するものであると言わざるを得ないのであります。

今、外国資本による山林の買収事例が、年々増加しているとのことであります。北海道を中心に2010年までに、既に3,700haが買収されたという数値もあります。また、北海道の調査において、1,039haの庁内の山林が外資に渡っているとのことであります。

昨年12月25日の朝日新聞の記事によりますと、外資による水資源買収懸念、13道県条例規定検討、8道県で1,234haの森林が外資に買われ、そのうち408haが中国資本であったということでもあります。その他、農水省発表によれば、800haという数値もあり、全体を通して正確に把握しきれていないというのが見て取れるわけですが、これは農地法で守られている農用地と異なり、山林の売買には規制がかけにくいところから、所有権移転の実態もつかみにくいということを表すものでもあります。ただ、その買収目的について、明らかに水資源を活用するためのものであると断言することは、できないわけです。現実には外資により取得さ

れた山林で、水ビジネスが、展開されているというような例は、いまだ確認されていないということから、山林の買収目的を水の採取にあると断言することは、現時点では、できないのかもしれませんが。

ただ、山林取得と同時に地下水の採取は、無制限に行われる可能性が生まれるということでもあります。指宿においても池田湖、鰻池、京田湧水、すべて地下にある水資源によって、その水位と水量が維持されていることは、容易に推測されることでもあります。ですから、池田湖の水位が低下し畑かん送水が再びストップ、そうめん流しの営業停止、そして水道水が枯渇するというような深刻な事態が起きる前に、未然に問題を解決するための条例整備が求められているのではないのでしょうか。

指宿市民の宝の水が外資により奪われてしまうことのないように、地下水の乱開発により資源枯渇することのないように早急に取り組まなければ、我々の子々孫々に至るまで大きなつけを残すことになるのではないかと危惧いたしております。

1回目の質問におきましては、水資源にかかわる諸問題についての認識を共有していただけるのかどうか。そこを確認させていただきたいと思えます。その後において、以下の質問に進みたいと思えますので、まず、冒頭の本市の水資源に関する問題点をどのように捉えているかに対して答弁をいただきたいと思えます。

市長（豊留悦男） 水資源の保全について、ただいま議員が、ご指摘いただきましたように、また、議員の思いと同じように私どもも水資源に関しては、全く同じような問題を共有し深刻に捉えているところであります。

指宿市の水資源には、代表的なものとして、議員がお話なさいましたように、池田湖、鰻池、唐船峡の京田湧水がございます。池田湖については、農業面、観光面などの産業振興分野において活用されており、南薩地域における重要な水資源であると思っております。池田湖は、閉鎖性の高い水域であることから過去に水質の悪化が見られましたが、池田湖水質環境保全対策協議会を設けて、市民・事業者等の協力をいただきながら、水質の保全に努めた結果、現在では環境基準を達成しております。

また、池田湖は、畑地かんがい事業の調整池としての役割を担っており、平成9年の大湯水時には、計画最低水位の62mを割り込み、61.6mまで水位が低下したという経緯がございます。このことを踏まえ、現在は、導水河川の高取川及び馬渡川からの注水などにより海拔64m前後を維持しているところでございます。

鰻池につきましては、鰻地区生活排水処理施設を設置し、水質の保全に努めております。

京田湧水については、水道水源保護条例において、水源保護地域及び準水源保護地域を指定し、水資源の保全に努めているところでございます。

2 1 番議員（松下喜久雄） 今回の質問におきましては、スタートとして指宿の水は、将来危機的な状況に陥る可能性があるんだ。そういう認識を持っていただかないと、私の質問も意

味をなさないということでございます。

ただ、しかし、かね日頃、市長の考え方もお聞きしているわけですが、その中で非常に私たちの水が危ういんだということは、かねがね認識をいただいていることは分かっているつもりでございます。

それと今回、水道水源保護条例におきましては、枯渇防止と汚濁防止、この2本立てということに中身は、なっているわけです。今回、私は、特に枯渇防止という意味合いから地下水を守る、そういった意味合いでの質問とさせていただいているつもりでございます。現実問題として本市において危機的な状況にあるのか、そこらの認識の度合いによって水防衛の意識、これも高まっていくかどうかということの分かれ道になってくるのだろうなというふうには思っていることでございます。

そういった中で、水道水源保護区域ですとか、池田湖周辺、ここの水に非常に興味を持たれている方が、やっぱり多数いらっしゃるということで、決して北海道ですとか、そこらの他人事ではないんだということは、皆さん方ご認識をいただきたいなというふうに思っているところです。

2回目の質問を始めさせていただきますが、現在、水資源の保全に資することを目的とした法律の整備が検討されているようであります。水循環基本法の制定であります。これは関係省庁を横断する形で、それぞれの所管にかかわるものを統合し、地下水を含めたすべての水資源を守るためのいわば、水資源保全の憲法となるべき法律であると言われております。

昨年、国会に上程される予定が見送られたということから先行きが懸念されるわけですが、改めて早急に水循環基本法が成立することを願っているところでもございます。

ただ、私たちは、そういった状況で国が動かないからといって、黙って座しているわけにはいかないのではないのでしょうか。指宿市民の命の水を守るために、今やらなければならないことは何なのか。そして、今できることは何なのか。すぐにでもアクションを起こさなければならないというふうに考えております。

まず、条例整備であります。本市には、井戸による地下水の採取を規制するための条例が既に制定されています。水道水源保護条例と環境保全条例の二つであります。この二つの条例が、地下水保全に対して実効性あるものとなっているのかどうかを検証し、改正すべきものがあれば、そのことを併せて要請したいと思っております。

まず、水道水源保護条例についてお尋ねします。この条例は、旧開聞町において制定された条例ですので、改めて条文の解釈等について確認をさせていただきたい。そんな思いで質問をさせていただきます。

まず、条例の対象となる地下水利用業とは何を指すのかということでございます。これは対象事業者の認定にかかわる重要な部分ですので、是非、確認しておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

水道課長（永吉道博） 指宿市水道水源保護条例第2条，第8条の対象事業である地下水利用業についてのご質問ですが，地下水を揚水し利用する，工業・産業・農業等全般的な業種を想定しております。特に，大量に水を使用する地下水利用業の具体的業種として，養魚場，わさび栽培，そうめん流し等が考えられるところであります。

2 1 番議員（松下喜久雄） 利用業と申しますと，何かこう水を間接的に利用するっていうようなイメージがあるもんですから，確認させていただきたいと申し上げたところでした。直接，それじゃ地下水を容器等に詰めて販売する，ペットボトル等に汲み上げた水を詰めて販売する，そういった業種も含まれるのか，どうかをお尋ねいたします。

水道課長（永吉道博） 工業，産業活動の一環として，このミネラルウォーター販売事業についても，対象事業と考えているところでございます。

2 1 番議員（松下喜久雄） 分かりました。開聞町時代の解釈と同じということで安心をさせていただきました。

次に，条例制定前に掘られた井戸が複数あるわけですが，これらの井戸に対して，条例制定前に存在していた井戸に対して，どのような制限がかかるのか，お尋ねをさせていただきます。

水道課長（永吉道博） 条例制定前に掘られた井戸の制限についてのご質問ですが，水源保護地域を京田水源地から700m以内，準水源保護地域を1,200m以内と指定をしてございます。

水源保護地域内には，ボーリング箇所が12か所，準水源保護地域内には4か所あります。条例制定前の井戸施設能力規模以下については，井戸の替掘・揚水ポンプの変更・利用業種等の変更がなければ制限を受けることはございません。

2 1 番議員（松下喜久雄） 条例制定前に掘られた井戸で，現在使われずに休止している井戸があるわけですが，この井戸を再開する場合について，どのようになるんでしょうか。お尋ねします。

水道課長（永吉道博） 井戸と揚水ポンプ施設が現在あり，変更等がなく使用を再開される場合は，使用可能でございます。しかし，再開に当たり，替掘や井戸に揚水ポンプを新たに設置する場合や，ポンプ能力を変更する場合は制限をされますので，指宿市水道水源保護条例施行規則第2条により審議会に諮り，事前協議が必要となります。

2 1 番議員（松下喜久雄） ただいまの答弁からも保護区域，準保護区域において水道水源を守るために，本市の地下水のほんの一部といえども規制をかけることが可能であることを確認できました。そこで，指宿地区，山川地区の水道水源については，どうかということでございます。保護区域の指定が2地区には行われていないわけでございます。指宿・山川地区の水源にも保護区域の指定をすべきではないのか。お尋ねをいたします。

水道課長（永吉道博） 指宿・山川地区の水源にも保護地区の指定をすべきではないかとのご質問ですが，各地域の水源についてご説明いたしますと，開聞地域の水道水源は，京田水源

地の湧水と岡元平水源地の深井戸から取水をしております。同様に指宿地域の水源は、池田水源地の浅井戸と新永吉の深井戸から取水をして、山川地域の水源は、鰻池の慣行水利権者の土地改良区からの承諾と、東之浜の浅井戸と深井戸から取水をしております。

当初、開聞町で平成6年12月に条例を施行しておりますが、条例施行後の平成9年に唐船峡周辺の湧水影響調査として試掘井を2本掘って、水位観測や流量観測を行っております。その結果、唐船峡湧水の水位に若干の影響があったと報告され、この試掘井の調査結果をもって水源保護地域700mと準水源保護地域1,200mが決められたところでございます。

指宿地域については、河川・湖等から直接取水はしておりませんので、許可水利権で決定している現行の最低水位62mの水位が維持される以上問題はなく、山川地域については、慣行水利権者から昭和25年に余水水利権の承諾を得ているため、問題はないと思われるところであります。

2 1 番議員（松下喜久雄） 今の答弁ですと、現状においては大丈夫なんだと。小雁渡については、鰻池からの取水ですので河川法の括りの中で、いくらか規制をかけられる可能性があるのかなというふうには思うんですが、池田水源地については、あくまでも地下水ですから、近くの地下水脈に当たるような部分で地下水の大量の汲み上げが行われれば、池田水源地の井戸に流れ込む水量は落ちてくるし、もちろん汚濁も始まるというような危険性もあるわけです。ですから、区域指定をしていただきたいなというような思いで、今、質問させていただいたわけですが、私の今回の質問が、全体として指宿市全体の地下水、水資源保全のためにということで考えております。しかも、その条例が成立するのであれば、その中でそういった水道水源を特別区域とか、そういう縛りをつけるということも可能なのかなというふうに思っております。その部分が今後、どんなその条例に対して、どのような動きをされていくのか。その中で改めて見極めていきたいなというふうには思っております。取りあえず、今回、水道課において、保護区域を指定するのに、平成9年開聞町で調査したような、コンサルをお願いしてうんぬんというようなこともあるのかなという想像はいたしております。そうすると多大な費用もかさむでしょうし、今後、市長裁量でもって、この条例は、やりますよというような動きになっていけば、それは敢えて、わざわざそこまでやる必要はないのかなということも含んでいるわけです。ですから、敢えて水道課長には、これ以上はお尋ねはしませんけれども、どうぞ水資源を守るというのは、特に水道においては、最重要課題ですので、是非、そのことについては、努力をいただきたいというふうに申し添えて、次の質問に入りたいと思います。

審議会の組織再編と定期総会等の義務付けをすべきと考えるが、どうかということであり、ます。条例を読み上げてみますと、審議会に与えられた責任は非常に重いものがあります。保護、準保護区域内における認定にかかわる最も重要な判断は、すべて審議会に丸投げされているような制度となっているというふうに見えるわけです。

一般市民を代表する民間人だけで構成されているに等しい。職員の皆さん方も支所長と唐船峡の支配人そういった2名が加わっているわけですがけれども、こういったメンバーの現状の審議会が、その責めを全うできるのか非常に疑問を感じているところでございます。やはり、こういった重大な水資源に、水道水にかかわる問題ですので、市が主導し、やはり市長において責任をきちっと負っていただけるような組織に再編する必要があるというふうに考えております。この点についてお伺いいたしたいと思っております。

水道課長（永吉道博） まず、審議会の組織再編についてのご質問ですが、条例第11条に審議会の委員について、11名以内をもって組織するとなっております。市土地改良区、地区公民館長、農業、漁業、商業の各代表者及び市長が必要と認める者で、現在、10名の方に委嘱をしているところでありますが、議員のご質問のとおり、市の代表や学識経験者も審議会の委員として人選すべく検討してまいりたいと思っております。

次に、定期総会等の義務付けをすべきと考えるが、どうかのご質問ですが、条例第8条に水源保護地域及び準水源保護地域において、対象事業を行おうとする者及び対象事業の変更を行おうとする者は、あらかじめ市長と協議するものとあります。

また、条例第11条に、審議会は、市の水道にかかる水源の保護に関する重要な事項について調査、審議するとなっております。事業者からの協議があった時や重要な事項について調査、審議する必要性が生じたときに適宜審議会を開催するのが妥当と思われませんが、必要であれば定期総会等も報告会という形で開催していきたいと思っております。

2 1 番議員（松下喜久雄） 今の答弁にありますように、審議する必要性が生まれて初めて審議会を招集するというようなことになっているようでございます。過去において、じゃ審議会がこういった形で何回ほど行われたとかいうということが分かれば、ご説明いただきたいなというふうに思います。

水道課長（永吉道博） まず、条例制定の平成6年・7年・9年に条例の一部改正等で開催し、直近では、先ほどの報告会ではありませんけれども、平成24年3月21日に最近の保護区域内における動向について報告の形で開催しております。

2 1 番議員（松下喜久雄） 先ほどの答弁を示すとおり、全く不定期の総会になっているわけです。審議会委員は、任期2年において改選されるわけですので、せめて改選後、間を置かずに招集していただきまして代表者を互選し、委員としての自覚を高めるための研修ですとか、現在の水道水にかかる諸問題ですとか、今後おき得る問題等について、やはり、こう委員としての資質を高めるための、知識を高めるための研修会なりというようなことも兼ねて、やっぱり定時の、せめて改選後1回、今申し上げましたけど、やはり毎年、年1回は必要だなというふうには、事実、これまで全然なかったということで、せめて、それじゃ改選直後ぐらいいはどうか、というような遠慮しながら申し上げているわけですがけれども、これは絶対必要だと思っんですよ。今後、是非やっていただきたい。先ほどの答弁の中で、そこはも

う検討するということになっておりますので、これ以上は申しませんが、そこですね、これは是非、市長にお答えをいただきたいと思うんですが、環境保全審議会、これはですね、見てみますと、副市長が代表者ということで指名をされております。こういった審議会と同等の扱いで、しっかりとした組織を、まあ学術経験者なりも入れるというような検討もするというようなことですので、是非そこをやっていただきたい。そうするためには、条例改正もしなければならぬということですので、また、何か月か掛かります。取りあえずですね、間髪を入れずに、そこらを、構成を組み替えようとするれば、市長裁量で市長が指名できる枠があります。その中に是非、副市長なり学術経験者なりを入れてですね、審議会の水道水源保護審議会の能力を、もっともっとアップさせていただけるような組織に組み替えをしていただきたいと思うんですが、その点、市長、よろしくお願い申し上げたいと思います。答弁いただきたいと思います。

市長（豊留悦男） この水資源の保全につきましては、どのような条例の中で枠、いわゆる網をかけることができるのか。いろいろ検討をしまいいりました。議員がご心配のとおり、特に京田飲料水につきましては、業者を含めて、ここの水を販売をしたいといういくつかの情報、申し入れもございました。その度に、この飲料水、日本名水100選に選ばれている、大変指宿の誇るべきすばらしい飲料水でもございます。そういう意味で今後、水資源の保全について、環境保全条例の中で、この水を守ることができるのか。また新たに、この条例をどのように活用し、この水保全について検討していくのかという、様々な角度から検討・協議させていただきたいと思います。

議員の思いと全く同じ思いを私ども持っておりますので、この貴重な水資源を守るために、どのような条例、どのような取り組みをすべきかということについても、今回の質問を大切にさせていただいて、市としても取り組んでまいりたいと考えております。

2 1 番議員（松下喜久雄） 明確におっしゃってほしかったなという思いがあるわけですが、けれども新しい、是非、審議会のメンバー構成で4月1日からスタートできるような形を是非取っていただきたい。重ねて要請をいたしたいと思っております。

次に、環境保全条例についてお伺いいたします。届出制の効果をどのように捉えるかということでもあります。届出制におきましては、行為の事前申請が強制的に義務付けられているというわけでもなければ、届け出をしないからといって行為そのものを止めることもできない。ということになるというふうに考えております。

たまたまと申しますか、良心的に届出制になっているよというようなことを承知していて、まじめな方が届け出をされる。そうすれば、その方の分の井戸については、市の監視が行くわけです。ところが、届出制度のことを全く知らなかったから意識的に知らないということにしてしまって、全く無届で井戸を掘られた。そうすれば市としては捕捉できないわけです。その井戸の存在そのものについて。そうすると、まじめに届け出をした人については、市の

監視がかけられ、全く無視して無届で、やっつけられた方には、一切の監視が及ばないということになるわけです。

ですから、これではちょっと厳しいなと。届出制によって環境保全条例の目的が達成できるはずがないというふうにしが見えないんです。ですから、元の効果をどのように捉えるのかということと併せてですね、是非、これ強制力のある許可制、これは全体禁止よということにして、許可したものだけに、その工事を認めますというような許可制ということになれば、そういうことになるかと思うんですが、是非そういう形に移行していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

市民生活部長（谷口強美） 本市において、地下水の採取に関する規制として、指宿市環境保全条例があり、施行に関し必要な事項を指宿市環境保全条例施行規則で定めております。

規制内容としましては、揚水機の吐出口の口径が、40mm以上のものについて届出をしなければならぬと規定されております。

さらに、市長は、良好な環境保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、指導・勧告することができ、従わない者に対しては必要な措置を取るべきことを命ずることができることとなっております。

以上のことから、一定の効果はあるものと認識をいたしております。

21番議員（松下喜久雄） ですから、どこにあるかしの井戸が、無届の井戸が存在しているかもしれないわけです。現状においても。それに対して指導・勧告。実際、現場において地表面の陥没ですとか、そういった事態が起きれば、それはもう駆けつけて行って、これはどういうことですかというような、命令等が行えるかもしれません。それ以前の微細なものについては、その地域で終わってしまって、市まで届かないということであれば、そのまま井戸は使われ続けるということにもなるわけです。

ですから、これはもう本当に手っ取り早い話、許可制に変えるのが、もう一番いいわけです。ただ、100歩下がって届出制のままに置くとすればですよ、それは是非これまで無届で掘られている井戸があるとすれば、その確認作業もする必要があるだろうというふうに、まず思うんです。

それと、新規に井戸を掘られる方がいる場合には、当然ボーリング事業者のところに発注がいくわけです。ですから、ここの業者さん方にですね、是非、鹿児島県内全域というわけにはいかないのかもしれませんが、ボーリング事業者の組合等があれば、その組合を通じてとか、南薩地域のボーリング事業者さんにはすべて、指宿には、こういった保全条例があって、届出制になっていますからということで周知徹底を図って、発注されたお客さんに対して、そのことをきちっとしなさいよと指導していただくと。これは絶対守ってくださいよ、というようなことをしなければならぬというふうに思うわけで、今現在でもそれはできるわけです。最終的には、許可制に一足飛びに進んでほしいというような、改正してほしいとい

う思いはあるわけですけど、そこらについては、やっていかなきゃならない。今の条例の中でも、それはもうやっていかなければならないわけですから、是非その動きをしていただきたい。どうでしょうか、そこら。

市民生活部長（谷口強美） 各種の調査をしまして4月以降、検討してまいりたいと考えております。

2 1 番議員（松下喜久雄） 検討、先ほど、私が申し上げたような形の動きを4月1日から進めると、そういうことで理解してよろしいですか。

市民生活部長（谷口強美） お見込みのとおりでございます。

2 1 番議員（松下喜久雄） どうぞよろしくお願いいたします。しかしながら、やはり許可制にはこだわりたいなというふうには思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、36条中の良好な環境とは、どのようなものかということであります。条例中の地下水規制によって何を守ろうとしているのか。どうも明確に見えてこないわけであります。ですから、条文の解釈を求めてお聞きするものであります。この条文の効果において、間接的に地下水が守られるということはあっても、そのことを目的としたものでないことは明らかであります。よって地下水の保全について効力は発揮できないと考えますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねを申し上げたいと思います。

市民生活部長（谷口強美） 指宿市環境保全条例第36条中の良好な環境という文言の具体的な定義に対する質問であろうかと思いますが、同条第2条において、良好な環境とは、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境であると定義しております。本条例は、昭和55年に旧指宿市で制定されたものでありますが、当時、工業用水として安価な地下水が利用されたことによる地盤沈下が、全国的に大きな社会問題となっていた時期でありました。旧指宿市においても、当時は内水面漁業が盛んであり、これらによる地盤沈下が懸念されたことから、地下水の揚水を規制する条例が制定されたものであります。

このため、地下水規制に係る良好な環境とは、同条例第2条に加え、地盤沈下を防ぐこと及び水位の低下を防ぐことが、良好な環境の意味するところであります。

なお、これまでこの良好な環境を脅かすような、地下水の採取による地盤沈下や水位の低下等の苦情は寄せられてはおりません。したがって、これらのことから一定の効果があるものと認識はいたしております。

2 1 番議員（松下喜久雄） やはりこれも、これまではそうだったと。しかも目に見える範囲において陥没等の事件が起きない限り何ら打つ手がないわけです。ですから、やっぱりきちっと井戸を掘る際のこういった保護条例が、しっかりあるわけですから、的確に守らせるための、まず、もちろんスタートは、届け出によるんでしょうけれども、口径等を守っていただく。取水量にしても的確に届けをいただく。そこまでやって初めて表面に見える現象が起き

ても指宿市としては、ここまでやっておりましたというようなことで証明は、少なくとも責任回避というわけではないでしょうけれども、そこらについての、いくらかの物言いができるのかなというには気はするんです。そのための保護条例なわけですので、そこらをしっかりと捉えていただきたいなというふうに思っております。少なくとも目に見えない部分の地下水がどうこう、そこは、なかなか調査をしない限り分からないわけですので、良好な環境の中には、含めることは難しいというようなことになるかもしれません。でも、そこらも含めての基本的な考えを持っていない限り、いざ事が起きて、やっぱりそうだったかというようなことでは、あとの祭りというようなことになるわけです。

それでは次に、採取量の規制について、どのように考えているのかということですが、やはりですね、今現在、40mm以上ということになってはいるわけですがけれども、これはやはり水を1日1時間しか汲み上げない方と24時間常時汲み上げている方、そこにはおのずと採取量の違いというのは、相当な開きが出てくるわけです。ですから、井戸の大小で決めるのではなくて、実質やっぱり汲み上げる量、これに着目して、やはり規制を図ることが必要だろうなというふうに思っているわけです。

たまさか他市の条例等を見てもみますと、やはり定期的な取水量の報告ですとか、取水量による規制、そういったのをきちっとやっぱりかけているんです。そこらが指宿市の条例にはないということで、地下水を保全するためには、是非これは、もう最低限必要なわけです。採取量の規制による規制、これを是非求めていくべきだというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

市民生活部長（谷口強美） 地下水の採取についての規制については、これまで申し上げましたとおり、環境保全条例により規制されておりますが、地下水の採取量に対しての数値的な規制は設けておりません。しかし、昨今の水ビジネス等により多くの地下水が採取され、水資源の保全が危ぶまれることから、対策に苦慮している自治体が多くあるのも事実でございます。

今後、本市としましても、このような状況に対して対策を講じていかなければならないと考えておりますので、採取量等の規制について、先進地の事例等を勘案して検討していかねばならないと考えております。

2 1 番議員（松下喜久雄） 是非そういう方向でですね、条例の改正なり、最終的には私が目的としている水資源保全条例にまで行き着くような形の、少なくともそれに行き着くためにはその事前として調査、研究が必要なわけですから、是非その方向に向かって進んでいただきたいというふうに思っております。

次に、水資源保全条例の制定についてお伺いします。水資源の保全については、独立した条例が不可欠と考えるが、どうかということでもあります。水道水源保護条例、環境保全条例の数項目について、お尋ねをさせていただきました。指宿市全体の水資源保全を万全のもの

とする制度と成り得ていないことが、少なくとも確認できたのかなというふうに思っております。抜本的な改正等を加えるという手法もあるかとは思いますが、将来、水資源に関して起こり得る事態を予測し、その対応策を条例に盛り込むのであれば、新規の条例とする方が、むしろまとめやすいのではないかと考えているところであります。冒頭、申し上げましたように、水循環基本法の制定が遅れております。国の対策が、なかなか進展を見ないという状況にありながらも、やはり水は、自ら、地域の皆さん自らの手で守るべきものではないのかという観点に立って、多くの自治体が、水循環条例を制定してきているわけです。

今ここにですね、今年の1月1日に施行されました長野県佐久市の地下水保全条例を手に握っております。ここにはですね、地域共有の財産としての公の水であるという認識に立ち、地下水を様々な脅威から守らなければならない。というふうなうたわれているわけです。できるんですね、こういう条例が。この理念に基づいて。

上位法がうんぬんというようなことを怖がる必要はないと思うんですよ。ですから、こういった先行して条例、堂々と条例制定をされたそれぞれの各自治体に学ぶべきものは非常に多いと考えております。これらを参考に調査、研究し、早急に条例制定を図っていただきたいというふうに思うわけです。いかがでしょうか。

市民生活部長（谷口強美） 現在、我が国においては、地下水そのものについての法律は存在してありませんが、民法第207条により、地下水は土地の権利に属するものとみられており、最近、外国資本等による日本国内の水資源を有する森林等の土地買収等が進行・顕在化し、健全な水環境を阻害する要因となっております。そのため、平成22年以降、全国の自治体等から国に対して土地売買等に関する法整備が強く求められており、平成23年4月には、すべての森林所有権の移転について事後届を義務付ける改正森林法が成立しております。しかしながら、土地売買を未然に防ぐものはないため、国は各自治体が水資源保全に向けた条例制定の取り組みを後押しするための法整備が急務であると考えております。

今後、本市としましても、国の動向を見据えながら、本市のかけがえのない水資源の保全のための条例整備を検討してまいりたいと考えております。

2 1 番議員（松下喜久雄） やはり全体が、日本国全体が、だんだん、だんだん水について、こう規制を強めよう、そういった条例が生まれてくる。もちろん法律も近々に制定する。制定されなければ、また大変なんでしょうけれども、そういった状況が生まれてくれば、くるほど、駆け込み的にと申しますか、急いで今のうちに条例破りにいたらないうちに、やってしまおうかというような業者も出てこないとも限らないわけです。ですから、これはスピード感を持って、一定のスピード感を持ってやらないと、後悔するというようなことにもなるわけです。ですから、これは是非スピード上げてやっていただきたいというふうに思います。

山林の土地取得の問題ですとか、そこらちょこちょこ部分的にはこう改正を行って、何と

かやっつけようかなというような国の形の中で、地方も本当に大変ということは分かります。先ほど、申し上げました。もう上位法がないからと言って、しゅん巡しては自分たちの水は守れないよ。水がないということは、もうそこに住めないということですから。そのことはもう本当に考えていただきたいというふうに思うわけです。ですから、そういった上位法がないから難しいなというふうな見解に、こう偏っては絶対ならないというふうに思っております。

水資源保全においては、地方が危機感を感じて行動を起こしているわけです。国に業を煮やして条例化を進めている。それが逆に地方からの声が地方に届いて、国を動かしているというような、今、現状にあるわけです。

条例が、正にですね、逆に法律をつくらせようというぐらいの勢いになっているわけです。本当にここら真剣に、先ほどから申し上げましたスピード感を持って、是非、指宿市民の水を守るための条例制定、これが無理であれば、もちろん環境保全条例の中できっちりと改正できる部分を改正してうたい上げる。

水道水源については、もうこれ以上のものは望めないでしょうから、審議会の部分は、もう是非そうですけれども、やっていただきたいというふうに思います。全体として、そこらについて検討でなくて、進めていくというようなお言葉をお聞きしたいなというふうにも思っています。市長、最後、まとめるような形でお答えいただきたいと思います。

市長（豊留悦男） 全く議員のお話いただいたとおりでございます。本市のかけがえのない水資源の保全のための条例整備は、図っていかなければならないと思っております。審議会のことについても、私先ほど、答弁をいたしませんでしたけれども、その審議員としてふさわしい方をお願いし、本市の水資源を守る取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

議長（森時徳） これにて、一般質問を終結いたします。

#### 議案第23号訂正の件

議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第23号訂正の件、を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

市長（豊留悦男） 議案第23号の訂正の件につきまして、ご説明申し上げます。

2月26日に提出いたしました議案第23号、指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、につきましては、誤記により一部訂正が生じたので、議案第23号をお示しのとおり訂正したいので、指宿市議会会議規則第19条の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森時徳） これより、議案第23号訂正の件を、採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号訂正の件は、承認することに決定いたしました。

#### 議案題40号～議案第43号一括上程

議長(森時徳) 次は、日程第4、議案第40号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定について、から、日程第7、議案第43号、平成25年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長(豊留悦男) 今回、追加して提案いたしました案件は、契約に関する案件1件、補正予算に関する案件3件の計4件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。まず、議案第40号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第41号、平成24年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ3億9,162万5千円を追加し、予算の総額を209億4,970万1千円にしようとするものでございます。

次は、議案第42号、平成24年度指宿市公共下水道特別会計補正予算(第7号)について、であります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ4,000万円を追加し、予算の総額を11億3,987万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第43号、平成25年度指宿市一般会計補正予算(第1号)について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ3,297万円を追加し、予算の総額を200億6,297万円にしようとするものであります。

なお、議案第40号から議案第43号の4議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長(邊見重英) それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。追加提出議案の2ページをお開きください。

議案第41号、平成24年度指宿市一般会計補正予算(第12号)についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ3億9,162万5千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を209億4,970万1千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの第2表、繰越明許費補正でお示しのとおり、繰越明許費の追加と変更をするものであります。

第3条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、6ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と変更をするものであります。今回の補正の主な内容は、指宿消防署庁舎建設事業費に係る財源組替えに伴う構成市負担金の増額計上と、そのほかは、国の補正予算成立に係る各事業費を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、12ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金763万9千円の補正につきましては、経営体育成支援事業を活用し、認定農業者等の農業用機械等導入に係る補助金を計上するものであります。同じく、目6農地費、節19負担金補助及び交付金983万9千円の補正につきましては、県営事業として実施するシラス対策事業、ため池等整備事業、経営体育成整備事業の事業費が追加されたことから、市の負担金を増額計上するものであります。

同じく、項3水産業費、目3漁港建設費、節19負担金補助及び交付金648万円の補正につきましては、県営事業として実施する川尻漁港改修事業の事業費が追加されたことから、市の負担金を増額計上するものであります。

款7土木費、項2道路・橋りょう費、目3道路新設改良費、節13委託料1,500万円の補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業に新設された道路ストック整備事業を活用し、市道の総点検を行う委託料を計上するものであります。

同じく、項5都市計画費、目2土地地区画整理費1,000万円の補正につきましては、十町土地地区画整理事業に係る社会資本整備総合交付金が追加交付されたことから、平成25年度の実施予定事業を前倒しするもので、工事請負費1,000万円と、移転補償金1,000万円を増額計上するものであります。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金2億2,124万7千円の補正につきましては、指宿消防署庁舎建設事業費の財源組替えに伴う、指宿地区消防組合への構成市負担金を増額計上するものであります。増額計上となった理由ではありますが、当初、指宿消防署庁舎建設事業費に係る財源については、消防組合が交付税措置のない、充当率75%の組合債を借入れを行い、充当できない25%部分と起債対象外経費は、構成市の負担金を財源としていました。しかしながら、組合債は交付税措置がなく、後年度負担が大きいことから、指宿市と南九州市の消防組合が合併することに伴い、合併特例債を活用できないか県と協議した結果、合併特例債の充当が可能となったところです。合併特例債の充当が可能と

なった結果を踏まえ、消防組合の広域議会において、組合債を減額し構成市負担金を増額することが議決されたことから、今回、本市の構成市負担金を増額計上するものであります。なお、増額計上に対する財源は、ふるさと振興基金及び一般財源を減額し合併特例債を追加することで調整しているところであります。

款9教育費，項3中学校費，目1学校管理費，1億1,142万円の補正につきましては，学校施設環境改善交付金を活用して，平成26年度に計画していた南指宿中学校体育館耐震補強及び大規模改造事業を前倒しするもので，設計委託料1,014万円と，工事請負費1億128万円を計上するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金5,866万7千円の補正につきましては，説明欄にお示しのとおり，社会資本整備総合交付金及び学校施設環境改善交付金を計上するものであります。

款15県支出金763万9千円の補正につきましては，説明欄にお示しのとおり，経営体育成事業費を計上するものであります。

款18繰入金1億138万1千円の減額補正につきましては，消防庁舎建設に係る負担金の財源を合併特例債へ組み替えることから，ふるさと振興基金と財政調整基金の繰入金を繰り戻すものであります。

款21市債4億2,670万円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しの事業について，市債の追加と変更をするものであります。

次は，追加提出議案の4ページをお開きください。

議案第43号，平成25年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について，であります。補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に，歳入・歳出それぞれ3,297万円を追加して，歳入・歳出予算の総額を200億6,297万円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，10ページをお開きください。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節13委託料3,297万円の補正につきましては，国の緊急経済対策補正予算成立に伴い，緊急雇用創出事業の一つとして起業支援型地域雇用創造事業が創設されたため，県へ事業計画書を提出していましたが，事業採択の内示があったことから，地域特産品再開発支援事業に係る委託料を計上するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，9ページをお開きください。

款15県支出金，3,297万円の補正につきましては，説明欄にお示しのとおり，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費を計上するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第40号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定について、であります。

当該協定につきましては、随意契約により、3月14日、日本下水道事業団と仮協定を締結いたしました。本協定の締結につきましては、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

協定の目的は、新潟口雨水ポンプ場建設（土木・建築）工事であります。協定金額は、12億1,700万円で、協定の相手方の日本下水道事業団については、地方公共団体の出資によって設立された官業代行機関として、下水道処理場及び雨水ポンプ場等の建設等を行っている団体であります。

次は、追加提出議案の3ページをお開きください。

議案第42号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）について、であります。

補正予算書の13ページをお開きください。

補正の内容は、国の緊急経済対策に伴う追加内示を受け補正するもので、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ4,000万円を追加して、歳入・歳出予算の総額を11億3,987万4千円にしようとするものであります。第2条で繰越明許費を補正するものであります。内容につきましては、17ページの第2表、繰越明許費補正でお示しのとおり、1追加で公共下水道事業整備事業に係る国からの追加内示に伴い増額するものであり、2変更については、繰越見込みの事業が年度内に完成となったことから減額するものであります。第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、17ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、新潟口雨水ポンプ場建設（土木・建築）事業について、協定額が確定したことによる減額であります。第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、18ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、限度額を変更するものであります。

それでは、歳出についてご説明いたしますので、24ページをお開きください。

款2事業費、項1事業費、目1下水道整備補助事業費、節15工事請負費3,000万円の補正につきましては、国からの追加内示に伴う公共下水道汚水管きょ再構築（改築）工事に係る経費を計上するものであります。

款2事業費、項2維持管理費、目2雨水対策費、節15工事請負費1,000万円の補正につきましても、国からの追加内示に伴う二反田川第9雨水幹線築造工事に係る経費を計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、23ページをお開きください。

款3国庫支出金，項1国庫補助金，目1公共下水道事業国庫補助金，節1公共下水道事業国庫補助金2,000万円の増額は，国の追加内示に伴うものであります。

款7事業債，項1事業債，目1事業債，節1事業債2,000万円の増額についても，国の追加内示に伴うものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

議案第40号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

議長（森時徳） これより，質疑に入ります。

まず，第40号について，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 2点ほど伺いますが，何故，随意契約なのかということについてです。12億1,700万円大変な額であります。入札でなく何故，随契なかっていうことについて，1点伺います。

もう1点は，協定金額，12億1,700万円というのは，どのようにして決まったのか。市の積算によるものなのか，相手方の見積りによるものなのか，その経緯について伺います。

建設部長（三窪義孝） 何故，随意契約なのかというご質疑ですが，地方公共団体が，自ら下水道を契約し建設するためには，同建築機械電気等各分野にわたる専門的技術職員が必要であり，地方公共団体でこのような技術職員を確保するのは難しい現状であります。日本下水道事業団は，地方公共団体の出資により業務運営を行う地方共同法人であります。下水道の整備に関する計画，事業の施工，維持管理に関する技術的援助を行っております。下水道施設のうち，終末処理場，ポンプ場等の根幹的施設の建設には，土木建築電気機械等の広い分野にわたり，高度な技術と豊富な知識が必要であり，事業団は，下水道管理者の代行支援機関として，これらの技術職員の業務を地方公共団体の立場で遂行することを役割としています。

事業団へ委託すれば，このような技術職員の確保が避けられ，効率的に事業が進めることができることから，仮協定を締結したところであります。

次に，協定額は，どのようにして決められたかですが，これは実施設計に基づいて

公共土木の積算でした額であります。

1 1 番議員（前之園正和） 説明にもありました地方公共団体の出資によって設立された官業代行機関ということですので、全くの民間というよりも公の性格を帯びたものというようなふうに捉えるんですが、そういうことでよろしいのかどうか。そういう中であっても、入札ということは考えられないのかどうか。ということについてお答えいただきたいと思います。

それから、この額については、公共単価でやったということですが、この今後、設計変更、その他大きな見積り誤差とかいうものが生じたときには、契約金額はどうなっていくのか。以上2点伺います。

建設部長（三窪義孝） その事業団への委託ですけれども、事業団に委託をいたしまして、今度は、事業団の入札制度で一般競争入札にかかる予定であります。その中で施工業者が決まり、落札額が決まってまいります。最終的には、その額で変更がなければ、また事業団と減額の協定変更の協定を結ぶことになっております。

それと、その契約変更は、その落札額もありますけれども、工事中に積算の違算はないと思いますけれども、地下を掘削する行為ですので、変更が全くないとは言えないところであります。

1 1 番議員（前之園正和） ということは、事業団との契約をするわけですが、実際、工をするのは、事業団が入札をして、そこで公平に選定をしていくということであるということですが、事業団としての、この利益と言いましょうか、その部分等については、どのようになっているんでしょうか。そうでないと、例えば直接、いずれ民間が、やるとすればですよ、そこを対象にして入札ということも考えられるんじゃないかということもちょっと思うもんですから。

建設部長（三窪義孝） 事業団は、地方公共団体の職務を代行するという考えでよろしいと思えます。したがって、事業団には、その12億1,700万円のうち、その事務費と言いますか、事業団では管理諸費と言いますけれども、その分が含まれているということでありまして、

議長（森時徳） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。

議案第41号～議案第43号(質疑、委員会付託)

議長(森時徳) 次に、議案第41号から議案第43号までの3議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありますので質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号及び議案第43号の2議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、産業建設委員会に付託し、議案第41号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも休会中、審査を終了されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

3月21日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、3月21日は、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長(森時徳) 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 福 永 徳 郎

議 員 新川床 金 春

平成25年第1回指宿市議会定例会会議録

平成25年3月28日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第41号 平成24年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第3 議案第42号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）  
について
- 日程第4 議案第13号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第14号 指宿市防災会議条例の一部改正について
- 日程第6 議案第15号 指宿市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第7 議案第16号 指宿市交通安全対策会議条例の一部改正について
- 日程第8 議案第17号 指宿市補助金等の適正化に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第18号 指宿市飲料水供給施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第19号 指宿市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の  
制定について
- 日程第11 議案第20号 指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第21号 指宿市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第13 議案第22号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第14 議案第23号 指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第24号 指宿市道路標識の寸法等を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第25号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第26号 指宿市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の  
制定について
- 日程第18 議案第27号 指宿都市計画事業湊土地区画整理事業施行条例及び指宿都市計  
画事業十町土地区画整理事業施行条例の一部改正について
- 日程第19 議案第28号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第20 議案第29号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第21 議案第30号 指宿市屋外広告物条例の一部改正について
- 日程第22 議案第31号 市道の認定について
- 日程第23 議案第32号 平成25年度指宿市一般会計予算について

|       |        |                                               |
|-------|--------|-----------------------------------------------|
| 日程第24 | 議案第39号 | 平成25年度指宿市水道事業会計予算について                         |
| 日程第25 | 議案第33号 | 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計予算について                     |
| 日程第26 | 議案第34号 | 平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について                    |
| 日程第27 | 議案第35号 | 平成25年度指宿市介護保険特別会計予算について                       |
| 日程第28 | 議案第36号 | 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について                     |
| 日程第29 | 議案第37号 | 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について                |
| 日程第30 | 議案第38号 | 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について                    |
| 日程第31 | 議案第43号 | 平成25年度一般会計補正予算（第1号）について                       |
| 日程第32 |        | 審査を終了した陳情（陳情第1号～第3号）                          |
| 日程第33 |        | 閉会中の継続審査について（陳情第4号）                           |
| 日程第34 | 議案第44号 | 指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第35 | 議案第45号 | 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について                       |
| 日程第36 | 議案第46号 | 所管事務の調査について                                   |
| 日程第37 | 議案第47号 | 所管事務の調査について                                   |
| 日程第38 | 議案第48号 | 所管事務の調査について                                   |

1. 本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 松下喜久雄 |
| 22番議員 | 森時徳   |       |       |

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |         |      |
|--------|-------|---------|------|
| 市長     | 豊留悦男  | 副市長     | 渡瀬貴久 |
| 副市長    | 上村欣久  | 教育長     | 池田昭夫 |
| 総務部長   | 邊見重英  | 市民生活部長  | 谷口強美 |
| 健康福祉部長 | 迫田福幸  | 産業振興部長  | 下吉耕一 |
| 建設部長   | 三窪義孝  | 教育部長    | 濱田悟  |
| 山川支所長  | 森健一   | 開闢支所長   | 井上修一 |
| 総務部参事  | 久保憲一郎 | 産業振興部参与 | 中間竜郎 |
| 建設部参与  | 上谷修   | 総務課長    | 高野重夫 |
| 長寿介護課長 | 野口義幸  | 商工水産課長  | 中村俊治 |
| 水道課長   | 永吉道博  |         |      |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長   | 福山一幸 | 次長兼議事係長 | 岩下勝美 |
| 調査管理係長 | 鮎川富男 | 議事係主査   | 濱上和也 |

開 議

午前10時18分 開議

議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定より、議長において、六反園弘議員及び大保三郎議員を指名いたします。

#### 議案第41号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第2、議案第41号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第41号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月19日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

指宿市は2億2,124万7千円の増額とのことだが、南九州市も増額計上ということかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

25年度に計上予定の分が24年度に早まったということになるのかとの質疑に対し、平成24年度の消防署建設事業費に係る財源の組替えをしたもので、平成24年度の補正予算としてお願いをしているとの答弁でした。

この合併特例債が活用できるということが分かって組替えという手法を取ったわけだが、合併特例債は当初の段階で、使えるか使えないかという判断はできなかったのかとの質疑に対し、当初の段階では市側も深く認識しておらず、合併の話が続ける中で、特例債の活用ができないか県と協議した結果、合併特例債の活用が可能となったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(田中健一) 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第41号、平成24年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月19日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

26年度分を前倒しして体育館の耐震補強と大規模改造をやるのですが、事業費の内訳はとの質疑に対し、耐震補強の工事は約780万円、大規模改造は約1億300万円ですとの答弁でした。

26年度分を前倒しするというところで、繰越明許も組んでありますので、工事は25年度になってからということだと思いますが、設計はいつ頃で、工事に入るのはいつ頃、終わるのはいつ頃という目処なのですかとの質疑に対し、25年度に前倒しをして、また繰越をするのですが、4月に入るとすぐに設計委託をして、7月には工事着工をする予定で準備を進めたいと思います。体育館の内部工事を夏休み期間に終わらせて、フロアは2学期に使用できるように目標を設定してやる予定ですが、外部については10月ぐらいまでかかる見込みですとの答弁でした。

36年経った体育館を大規模改造して、これから何年ぐらいもつ計算ですかとの質疑に対し、体育館はRC鉄筋コンクリート造ですので、文部科学省の耐用年数からいけば60年で、20年を経過すると大規模改造ができるとうたってあります。今回、補強を行っていきますので、耐震性の方も満たされて、外部も内部もよりきれいにして使っていくということです。耐用年数が60年ですので、単純計算をすれば、後24年は十分使えると考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長(森時徳) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（浜田藤幸） おはようございます。産業建設委員会へ分割付託されました議案第41号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月21日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会所管分について。認定農業者の農業機械等の導入に係る補助金は、年齢制限はあるのかとの質疑に対し、認定農家であれば年齢制限はないが、認定農家を受けられるのは70歳までであるとの答弁でした。

農業機械に制限があるのかとの質疑に対し、金額が50万円以上、耐用年数が5年以上の機械で、農業専用であれば対象になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。新西方と成川・福元地区のシラス対策の進捗状況はとの質疑に対し、新西方地区は、24年度の予算を執行した時点で77.1%となっている。成川・福元地区は今年度が新規で、法手続きの関係で24年度の事業を執行していないので、進捗率については0%であるとの答弁でした。

次の計画はあるのかとの質疑に対し、池田地区を検討していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。川尻漁港は、沖防波堤整備事業が終わると完成なのかとの質疑に対し、26年度まで事業を計画しているが、国の予算が付かないようで、進行が遅れているとの答弁でした。

沖堤防の残りはとの質疑に対し、根元部分の50mと聞いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について。十町土地区画整理事業の3路線の長さはとの質疑に対し、消防署東側の6m区画道路3路線で、延長は90mを予定しているとの答弁でした。

具体的にはとの質疑に対し、消防署から約50m下側の消防署の横を通る路線に並行した道路、それから約40m下に位置するところが1か所、そして、50mほど東側のところに40mほどの計3路線との答弁でした。

今林整形外科と旧川畑小児科の間は市道ではないのかとの質疑に対し、個人用地で、今回の区画整理事業において、6mの区画道路を通す予定になっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。道路ストック整備事業の老朽化に対する調査は、指宿市全域についてかとの質疑に対し、幹線道路を中心として路線を選定している。市道の路線数の延長が570kmある中で、路面性状調査は96km、45路線、法面箇所については、6路線で調査対象箇所20か所、道路構造物の点検は、95か所を予定しているとの答弁でした。

調査後、どのように分析して、どのような進め方をするのかとの質疑に対し、路面性状調査において、ひび割れ率が40%以上、又はわだち掘れ量が40mm以上のいずれかに該当する箇所について、舗装修繕事業として補助の対象になるものであり、補助メニューで修繕をしていこうと考えているとの答弁でした。

路面性状調査をする45路線の図面的なものはないのかとの質疑に対し、国に申請している45路線は予定路線ということで、図面は作成してあるが、新年度になってから抽出路線の仕方、設計の仕方について県の説明会があると伺っている。その段階で45路線以外にもできるのであれば行っていきたいとの答弁でした。

法面箇所の6路線はどこかとの質疑に対し、雨水侵食により法面崩壊の恐れがある危険な箇所ということで、直近でその被害の履歴がある箇所を中心に選定をしている。主な箇所として、岩本宮ヶ浜東線、利永尾下線、一里塚線、そのほか3路線を予定しているとの答弁でした。

ほかに危険な箇所はないのかとの質疑に対し、平成8年度に市内全域の調査を行っており、その中で対策が必要な箇所はカルテを作って、逐次点検をするとした経緯がある。法面の調査をしている路線が全部で30路線146か所あり、直近でその被害の履歴があった箇所を再度調査していくとのことでした。

意見として。道路ストック整備事業について、県との協議が終わり次第、委員会にその書類を提示していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議案第42号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(森時徳) 次は、日程第3、議案第42号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第7号)について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長(浜田藤幸) 産業建設委員会へ付託されました議案第42号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第7号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月21日、全委員出席のもと、審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

二反田川第9雨水幹線築造工事の場所はどこかとの質疑に対し、ドラッグストアモリ付近の弥次ヶ湯通り線から東側に整備される予定の6m区画道路に約60m布設する予定であるとの答弁でした。

年次的に延長していくのかとの質疑に対し、総延長が約1,180mで、平成24年度末で約440mが完成し、繰越事業により、延長270mが完成する予定で、平成25年度以降に残りの470mを予定しているとの答弁でした。

すべて完成するのはいつ頃を予定しているのかとの質疑に対し、十町土地区画整理事業の進捗と並行して進めていきたいと思っているが、事業自体が29年度完成は難しいと判断しており、29年度以降、あと何年かかかるのではないかと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長(森時徳) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時44分

議長(森時徳) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議案第13号～議案第17号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(森時徳) 次は、日程第4、議案第13号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、から、日程第8、議案第17号、指宿市補助金等の適正化に関する条例の一部改正について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長(下柳田賢次) 総務水道委員会へ付託されました議案第13号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、から、議案第17号、指宿市補助金等の適正化に関する条例の一部改正について、までの5議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、5議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第13号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。改正をしなくてもいい委員会や審議会があるが、それは新たに大学教授等を入れる必要はないのかとの質疑に対し、いろいろな審議会や委員会があるが、大学教授を充てる必要があるものについて絞り込んで選定したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第17号、指宿市補助金等の適正化に関する条例の一部改正について。内容及び補助金等に変更がなければそのままいいということで、継続と評価した補助金等については、24年度何件くらいあるのかとの質疑に対し、継続と評価されたものは、81件のうち56件ですとの答弁でした。

その56件は、しばらく評価の見直しをしないという意味の改正ということかとの質疑に対し、継続と評価された補助金等については、原則として、今後は予算査定の中で評価をしていきたいと考えているが、補助金等の増額や事業内容等に変更が生じた場合は、評価の見直しを行うことは可能としているので、その時点で判断をしていきたいとの答弁でした。

補助金等は行政改革推進委員会が評価するのかとの質疑に対し、評価件数については、外部評価委員会の行政評価委員会に諮る事業と、内部評価ということで、行政推進委員で評価をして、行政改革推進本部会議で最終決定をするものがあり、すべてを外部評価にかけて評価するというのではないとの答弁でした。

委員は、現地調査をしないと正確な評価ができないと思うが、何回くらい現地調査は行われているのかとの質疑に対し、評価件数が多いこともあって、状況等を判断するためにどうしても現地に行ってみないと評価ができないものについては、現地に行ってもらい、その現場を見て評価をしてもらっている。写真等で判断できるものについては、担当課から写真を提供してもらったり、詳細な資料を出してもらい評価をしているとの答弁でした。

今後、実績報告書等を見ながら、予算の調整がされるということですかとの質疑に対し、継続と評価した補助金等については、予算査定の中で評価をしていき、その中で、補助金の増額なり、事業の内容が変わったものについては、改めて評価の見直しをしていくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第14号、議案第15号及び議案第16号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号から議案第17号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は、可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第17号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号～議案第22号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(森時徳) 次は、日程第9、議案第18号、指宿市飲料水供給施設条例の一部改正について、から、日程第13、議案第22号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(田中健一) 文教厚生委員会へ付託されました議案第18号、指宿市飲料水供給施設条例の一部改正について、から、議案第22号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、までの5議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、7日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、5議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第19号について。定める場所が法律から条例になったというだけで、資格について変更はないということですかとの質疑に対し、廃棄物処理法を所管する環境省で規制していたものと全く同じ言葉で、条例で市長が認めるものとなっていますので、内容的には全く同じですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第20号について。親等がない場合で、同居または生計を同じくしている兄弟姉妹ということですが、この生計または同居ということについて、その事由が発生した日に住民票の移動により転入した場合は想定しているのですかとの質疑に対し、受給者は対象災害で死亡した者の遺族であり、最初に配偶者、子、父母、孫、祖父母の順で今までやっていますが、それに兄弟姉妹を加えるということになりましたとの答弁でした。

死んだ日と住民票が移動した日が同じであっても、住民票を入れた時間と死亡の時間で比

べるということになるのですか。死んでから住民票を入れた場合は対象とならないが、午前中に住民票を入れて、午後亡くなったら対象になるということですかとの質疑に対し、住民票うんぬんではなくて、実態として同居していたかどうかで判断することになっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第21号について。これまで小学3年生で課税世帯が3千円負担した場合に幾らかかり、今度の3千円をなくすことによって1年に引き延ばして増える額は幾らなのかとの質疑に対し、従来の方でいきますと、3,120万円程度を毎年見込んでいました。1年で3,600万円程度増えることを見込んでいますので、今回の当初予算では、これの10か月分を想定して3,000万円弱増加の計上をしたところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第18号及び議案第22号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号から議案第22号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は、可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第23号～議案第31号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第14、議案第23号、指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、から、日程第22、議案第31号、市道の認定について、までの9議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

9議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長

の報告を求めます。

産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ付託されました議案第23号、指宿市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、から、議案第31号、市道の認定について、までの9議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日、11日及び21日に、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、9議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第23号について。市道として一番幅員の広い市道はどこで、4m未満の市道はあるのかとの質疑に対し、一番広い道路は指宿駅の裏から国道に抜ける通りで、4車線の道路がある。4m未満の幅員の道路も市道としてあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第24号について。道路標識は、これまで適当に各関係のところでやっていたということかの質疑に対し、これまでは省令の標識令に基づき設置されている。今回、標識令が一部改正になり、その標識令の中には、看板の種類とか、表示の仕方とか、寸法、文字の表し方とかあるが、その中の寸法について条例で定めるようになったことから、寸法の部分を、今回、標識令を参酌して条例化した。したがって、これまでも標識令のとおり看板等は設置されているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第26号について。河川沿いに建築されている住宅はたくさんあるが、建て替えのときに、この構造基準で構造物扱いになるのか。それとも、河川を守る保護壁になるのかとの質疑に対し、条例制定をする河川は準用河川だけで、その中に堤防という項目があり、盛土で築造するというのが基本で、土地利用の状況等によっては擁壁等もできるという規定になっている。基本的に、構造物は河川構造物になるので、その構造物を利用はできないと判断しているとの答弁でした。

指宿市が管理する8河川はどこかとの質疑に対し、管理している準用河川は、池田地区の田神川、新西方地区の船木川、東方地区の秋元川、十町地区の逆瀬川、十二町地区の丹波川・山王川・第二山王川、小牧地区の八幡川であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第28号について。道の駅にも都市公園があるが、店舗面積を広げられるという可能性があるのかとの質疑に対し、国の法令で定める基準を参酌して条例化するようにしているので、今回の改正によりその率が増えるということではないとの答弁でした。

既存の施設は措置が必要かとの質疑に対し、既存の施設については、この法律の第13条第5号の規定で、その管理する特定公園施設を、都市公園移動化と円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。既存の特定公園施設については、利用状況や現状等を調査し、必要な措置を検討していくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第30号について。手数料の納入期限は申請があってからどのくらいかとの質疑に対し、1か月を取っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第25号、議案第27号及び議案第29号並びに議案第31号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号から議案第31号までの9議案を一括して採決いたします。

9議案に対する委員長の報告は、可決であります。

9議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第31号までの9議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第32号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第23、議案第32号、平成25年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第32号、平成25年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について。土地改良区の選挙が二つあるが、有権者数はどの程度かとの質疑に対し、南薩土地改良区の総代選挙は、総代の定数が80人で、指宿市から34人、南九州市から38人、枕崎市から8人を選ぶことになり、組合員数は1万1,168人で、うち指宿市が5,539人です。また、開聞土地改良区は、定数が30人で組合員数が938人ですとの答弁でした。

南薩しろばらは年に何回発行しているのか。また、指宿の負担分は12万円ということだが、ほかの市との合計で幾らかとの質疑に対し、発行は年1回で、指宿市の発行部数は1万9,200部です。南薩4市では6万4,700部の発行で、負担金の総額は31万500円ですとの答弁でした。

参議院選挙の選挙委託金は、指宿市で積算した必要経費に基づいて決まるのかとの質疑に対し、参議院選挙は、各地方公共団体に選挙を委託する形になるが、国で有権者数などにより標準の単価が決まっているとの答弁でした。

費用の支出が、仮に委託金より少なかった場合はとの質疑に対し、不用額が生じた場合は返還という形になるとの答弁でした。

市議会議員と市長選挙で、備品購入として読取機に189万円計上しているが、参議院選挙のときの備品として購入した場合はどうなるのかとの質疑に対し、必要な備品は、なるべく交付金で見てもらえる国の選挙で購入して、市の選挙等でも活用しているとの答弁でした。

在外選挙人名簿について、登録基準はどうなっているのかとの質疑に対し、在外の登録に関しては、在外高官とか、長期にわたり日本国内に在住しない方々を登録することになっているが、現在、在外の選挙人名簿の登録者は、男17名、女17名の計34名であるとの答弁でした。

国外に長期に行っている方の選挙権はとの質疑に対し、在外選挙人名簿の登録は、日本国内の最終住所地か、本籍地の市町村で登録され、国政選挙が対象になるとの答弁でした。

投票率を上げるための取り組みはとの質疑に対し、市の広報紙なり、政権公約等を書いた新聞紙などを各家庭に配布して呼びかけている。若者が選挙に行かないということもあって、例年、20歳到達者とか、成人式の実行委員会の皆さんへの投票立会人のお願いや、ネットワークを広げて声をかけてもらうというようなことをしてきたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。一般管理費で開聞の賃金400万円があるが、マイクロ運転手を加えて何人かとの質疑に対し、開聞は、月額臨時職員1名分、マイクロバス運転手は4名であるとの答弁でした。

一般管理費の補助金に市政事務嘱託員会があるが、負担金ではなく補助金というのは、どういふものに使っているのかとの質疑に対し、市政事務嘱託員会の補助金は、主に会員の研修費、理事の研修費等に使われている。24年度は嘱託員全員に声をかけて、10月3日に日置市に54名、10月12日に鹿屋市に36名の参加をもらい、日帰りで研修をしているとの答弁でした。

顧問弁護士について、何名の顧問弁護士と契約しているのかとの質疑に対し、福元法律事務所と顧問弁護の契約をしており、そこには4名の弁護士の方が在籍しているとの答弁でした。

年間の顧問弁護士料はとの質疑に対し、年額40万円で、消費税2万円と合計42万円との答弁でした。

24年度末と25年度末の定年退職者の数の見込みと、24年度と25年度予定の新規採用者数はどうなっているのかとの質疑に対し、24年度中は、定年、勸奨、亡くなられた方を合わせて21人が退職等をされ、25年4月1日の新規採用は、11人を採用する予定であるとの答弁でした。

現在、臨時職員、パート職員の数は何人ぐらいかとの質疑に対し、臨時職員の数は、3庁舎合わせて、おおむね300名であるが、部署によっては、年間雇用の方々もいれば、その時期に集中してお願いすることもあるので、年間を通じて300名の方がいるというわけではないとの答弁でした。

職員研修で、ブラザー＆シスター制度に基づく研修は、どのような内容で、どのくらいの参加人員を考えているのかとの質疑に対し、ブラザー＆シスター制度は、新採職員11名に対して、先輩職員がブラザー、兄弟姉妹という形で、日常の業務の中でいろいろ指導していくという制度であるとの答弁でした。

職員研修の予算はとの質疑に対し、職員研修費としては、委託料で80万円を計上し、25年度は、人事評価者の研修を、部課長対象の研修と係長級研修の二つを考えているとの答弁でした。

専門の講師を依頼するのかとの質疑に対し、外部の講師をお願いする予定であるとの答弁でした。

市政事務嘱託員は、指宿と山川・開聞で制度が違うが、山川区長も嘱託員になっているのかとの質疑に対し、区長も嘱託員となっており、山川の場合は、通常集落長と区長とは別になっている。嘱託員として市が委嘱しているのだから、市からの公文を区長が一括して預かって、それを地区の嘱託員に振り分けるという作業をやっているとの答弁でした。

合併協議のとき、合併後に区長制度等もどちらかにあわせるような話もあったがとの質疑に対し、合併のときにそういう話し合いがあったが、それぞれの地域で昔から根付いてきた制度であり、自治会の制度が基になっている。行政の方で強制的にすぐ一緒にするという事は難しいが、将来的にはある程度統一した形になっていくものと考えているとの答弁で

した。

産業医による長時間労働の面接指導があるが、24年度は何名かとの質疑に対し、産業医による面接指導は6名で、9月と1月にあり、ともに100時間以上の長時間労働をした者に、面接指導を行ったとの答弁でした。

職員総務費の使用料及び賃借料487万7千円のうちの468万円が6名分ということであるが、内訳はとの質疑に対し、人事交流に伴い国・県からの職員を、副市長、建設部参与、市長公室調整監として3名を受け入れている。あとの3名は、25年度、指宿市から国・県へ派遣を予定している3名で、鹿児島県の観光課に1名、福岡市の九州経済産業局に1名、同じく福岡市の九州地方整備局への派遣研修を予定しているとの答弁でした。

金額の内訳はとの質疑に対し、副市長は、1月当たり5万2千円の12か月で62万4千円、建設部参与が、月額4万8千円の12か月で57万6千円、市長公室調整監が月額6万円の12か月で72万円。また、指宿市から県に派遣を予定している者は、月額6万円の12か月に敷金等が2か月分必要で、計14か月で84万円。福岡の国への派遣が月額8万円の12か月の2名で、192万円で計上しているとの答弁でした。

昨年作った公舎管理規程に基づくものだと思うが、敷金等も規程の中に入っているのか。14か月で計算している部分もあるが、公舎管理規程では、県内の場合が月額上限6万円、県外の場合が同じく8万円としか規定していない。この規程に基づかない敷金等はどのような扱いなのかとの質疑に対し、当然、住宅を借り上げる場合は敷金が発生しますので、それも支払っているとの答弁でした。

規程で敷金は含まれていないのですかととの質疑に対し、住宅を借り上げる場合に必要部分なので、もし公舎管理規程で十分でない部分があれば検討して、4月1日に問題がないように対応したいとの答弁でした。

意見として。職員数が減っている中で、臨時職員の担う業務の内容が高まって来ると思われる。市役所業務における質の低下を招かないよう、臨時職員に対する接遇や業務等に関する研修をしっかりとやっていただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について。企画費の旅費で、股南市うんぬんという説明があるが、この計画はどのようになっているのかとの質疑に対し、股南市については、昨年度、一昨年度、指宿市においていただきたいということをお願いをしている。股南市側の日程については定まっていないとの答弁でした。

明確な計画はできていないということで、取りあえず股南市からの訪問がなければ、後の予算付けはなしということか。当初の予算付けをしているわけだが、明確に方向性が定まっていないようにしか聞こえない。それなのに、予算だけが先行して、股南市の反応があればと、可能性の世界で予算付けがされているという印象にしかならない。股南市の動きがあって、条件整備が整った段階において補正なり、それが正当な予算の作り方なのではない

かとの質疑に対し、ここ1・2年、肢南市が来てから折り返し行くという旅費の組み方をして、執行されずに、全部翌年度に繰り越してきたわけだが、まずは、肢南市の方からこちらに来てもらい、何らかの具体的な話し合いをもう少し積み上げていくのが先だろうと、今年予算組みの中で決めたとの答弁でした。

指宿だけが一方的にお願いをするような形はどうか。肢南市に対する姿勢として、相手側の歩み寄りを求めるという姿勢で姉妹盟約を結ぶためにやっていくのか。こういう状況であれば、白紙に戻した方がいいという判断を、どの時点で結論づけるのか。あくまで姉妹盟約を結ぶために、こちらからずっとお願いをしていく形で進めていくのか。使わずに減額補正するというような事態に今年もなるのか。指宿市にとって失礼な話であって、そこらの判断をどこで結論づけるつもりなのかとの質疑に対し、予算組みをする段階では来てもらうはずを今年もやろうということで予算組みをしたとの答弁でした。

SWC構想を策定して、健幸のまちづくりを目指すということで、大きな事業費を組んでいるが、主だったものはどのようなものがあるのかとの質疑に対し、平成25年度に実施したいと考えている事業が大きく四つあり、まず一つ目として、健幸マイレージ制度を作り、市主催のイベント、それから健康運動教室等に参加された方、毎日ウォーキング等を自主的に実践されている方などに対し、マイレージポイントを差し上げて、設定ポイントに達し、応募された方に抽選で賞品を贈る。二つ目に、健康運動教室を開催し、健康指導や運動の指導を行う。三つ目として、モデルウォーキングコースを整備する。四つ目として、地域ウォーキングロード整備、地域運動場の整備に対する助成を行いたいと考えているとの答弁でした。

地域ウォーキングコースに30万円の助成額ということだが、どのような形で助成できるのかとの質疑に対し、地区、区、公民館単位で話をまとめてもらい、例えば、土地が遊んでいるから、ミニゲートボール場、ミニパークゴルフ場を造ったらいいという話がまとまったとして、どなたかが借りるなり、貸すなりしてもらい、その整備費用等について助成を行う。ウォーキングロードについては、地域の方々が歩くウォーキングコースを設定してもらい、その土地に外灯が少ないところがある、もしくは休憩所が必要だということであれば、その地区の方々のまとまりに応じて30万円を上限に助成したいとの答弁でした。

モデルウォーキングコースの設定については、どのくらいのコース設定を考えているのかとの質疑に対し、こころの湯の先にT字交差点があり、そこから陸上競技場までの約500mの区間があるが、夜になると外灯がまばらなので、この区間11か所に外灯整備を考えているとの答弁でした。

30万円の助成で20か所をオーバーした場合の対応は検討しているのかとの質疑に対し、今のところ20か所を上限と考えているが、要望等が多い場合の対応等は臨機応変に考えたいとの答弁でした。

外灯を設置したときの今後の維持コストはとの質疑に対し、維持は地元の方でお願いした

い。電気代については、市が整備した外灯等と同じように、市の予算の範囲内で半額を上限に負担したいとの答弁でした。

30万円が上限ということで今年度予算が付いたわけだが、仮に応募が多かった場合、複数年の対応ができるのかとの質疑に対し、要望が多ければ単年度だけで打ち切るといのはなかなか難しい。これが地域にとって健康づくりのために非常に有用な制度であるということであれば、複数年度の展開も考えたいとの答弁でした。

地域運動場整備事業があるが、山川地域では、地区によってはナイター設備の付いた運動場を持っているところがある。その地域がナイター照明を点けてウォーキングをといたときに、ナイター料金に対する年間30万円の補助ができるのかとの質疑に対し、現在ある施設の更新については、助成対象と考えていない。また、電気代も対象とすることは考えていないとの答弁でした。

地域審議会が21万5千円減になっている。委員数は減らないと思うが、役目を終えたと理解しているのかとの質疑に対し、25年度は2回を想定し、合併後、長年経過したということと、23年度末で後期基本計画を策定したのに伴い回数を減らしたとの答弁でした。

国際交流会の設立はなぜできなかったのかとの質疑に対し、24年度に国際交流協力員の募集をし、協力をしてもらえる市民の方たちを募集して、一緒に事業を始めるというような形になったばかりのところ、協会立ち上げまではまだ達していないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理室所管分について。防犯対策事業は、昨年より予算が増えているがとの質疑に対し、通学路の防犯灯の設置工事は、これまで1年に2基から3基としていたが、全国で悲惨な事件・事故等もあることから、設置数を増やしたとの答弁でした。

女性消防隊の育成事業の訓練手当、訓練自体のスケジュールは。また、訓練手当のほかに通勤手当は付いていないのかとの質疑に対し、女性消防隊の訓練については、現在、毎週水曜日の午後8時から1時間程度訓練を実施している。大会は本年の10月なので、大会が近くなるとその回数や時間なども増えて来ると思うが、通勤手当は見込んでいないとの答弁でした。

女性の努力に対して配慮をお願いしたいと思うがとの質疑に対し、現段階で予算を計上するという確約はできないので、意見を聞いた上で、一生懸命してもらっている方々にどのような形で市としてお返しができるのか、別途検討してみたいとの答弁でした。

大会終了後の予定はとの質疑に対し、大会終了後は、市としても、消防団員として活動を希望されたときに、具体的にどのような活動をしてもらうのか、組織体制はどうするのか、ということなどについて、消防組合、消防団の正副団長等で構成する検討委員会を立ち上げて検討したいとの答弁でした。

石油貯蔵施設の補助に上限があるのかとの質疑に対し、石油貯蔵施設立地対策交付金については、日石の喜入基地の分で、貯蔵している量に関係があり、年々その金額は貯蔵してい

る量で変更されてきているが、25年度は20年度と同額の790万7千円を予定しているとの答弁でした。

成川消防分団格納庫の用地を購入する理由と、団員の充足率はとの質疑に対し、成川分団車庫の用地はJ Aの土地を借りているが、雨漏りするなど、老朽化が激しいので建て替えを予定している。団員の定数については、指宿方面が定数247人に対して団員数が235人のマイナス12人。山川方面隊では、条例定数177人に対して団員数が158人で19人の欠員であるが、この欠員の中には、山川庁舎班という役場職員で組織していた庁舎班の5人の分も含まれている。開聞方面隊は、定数135人に対して団員数が125人で不足が10人であるが、開聞庁舎班の5人の不足も含まれているとの答弁でした。

新年度は土地購入費だけで格納庫自体の建設予算はないようだが、どういう計画かとの質疑に対し、26年度に建設する予定であるとの答弁でした。

今後、消防団員が不足していくのは間違いなく、将来的な見通し等を含めた方針はどのようになっているのかとの質疑に対し、地域の消防後援会の方々の協力をもらったり、広報紙等で女性消防隊のことをPRしたり、活動に努めているが、団員確保に分団員を含め努力していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。現在、毎年公債費を上回らない形で起債が行われて、起債残金が年々減っているが、起債残を予算規模の何%程度に数値目標を考えているのかとの質疑に対し、市債残高を予算規模の幾らまでと想定していないが、なるべく前年度の起債残高を下げるようにしているとの答弁でした。

合併まちづくり基金が19億9,000万円ほどあるが、今後、どのように活用されるのかとの質疑に対し、合併まちづくり基金は合併特例債を活用しているが、普通交付税が平成28年度から段階的に5年間の累計で31億円ほど減っていく。予算規模を急に減らせないので、そういうときに合併まちづくり基金を取り崩して、33年からはその13億円がなくなっても対応できるような形の財政運営ができればと考えているとの答弁でした。

地方交付税が3,000万円の減で75億9,000万円。国家公務員の給与削減と同じように、大まかどのくらいが減らされてきたという計算になるのかとの質疑に対し、本市で試算をすると、約1億4,000万円の削減になるとの答弁でした。

職員給与を下げない予算のままかとの質疑に対し、従来どりの削減前の額であるとの答弁でした。

国の指導としては、削減をしなさいということだろうと思うが、今後のやりとりとしてはどんな計画になっていくのかとの質疑に対し、国からは交付税の削減分を給与の削減でときている。また、県知事からも、県内で統一的な扱いをしていきたいと思いますという話も市長会であったと聞いている。基本的な考え方としては、ラスパイレス指数が発表されて、国と指宿

で単純に比較すると、国が7.8%削減しているのに、24年4月の比較では6.9ポイント国を上回っているという形になっている。県の説明会では、その6.9%分に該当する分を削減していただけないかという説明があったと聞いているとの答弁でした。

電算管理費は前年と比較すれば2,000万円ほど多く計上しているが、新しくシステム改修か何かあるのかとの質疑に対し、電算管理費の増額分については、合併時に購入したサーバー類が7年を経過し、25年度に更新したいということで、2,152万円ほど予算をお願いしているとの答弁でした。

入札参加資格を審査する際に、総合評価の項目の一つとして、実績の部分で地元業者を使う、そういった項目を設けているのかとの質疑に対し、入札参加資格申請項目の中に、地元業者を使った実績があるという項目はなく、入札をする案件の中で、できるだけ下請けを使ってほしいという形で、仕様書の中に地元業者を使ってほしいという形で入れる場合はあるとの答弁でした。

以前、山川開闢分遣所の塗装工事の問題で、建築部分の工事費は全体の工事のわずが1割、2割程度で、塗装部分の工事費が大部分なのに、建築の方に入札参加をお願いして入札をし、地元業者の建築屋が受注をして、塗装の部分は鹿児島市の塗装屋をお願いしたという事例があったと聞いているがとの質疑に対し、今言われた塗装の分に関しては、競争入札をする上で5社以上業者を確保しないといけないという中で、その業務量の中で、指宿市内でできる業者が確保できないということもあり、できるだけ市内業者という形で建築一式として発注したものだと思っている。今言われる地元業者を使ったという形で、入札参加資格にそういう項目を入れられるかどうかということについては、入札参加審査は指宿市独自ではなく、全国共通の項目となっているので、今後検討していきたいとの答弁でした。

この8年間で10億円の補助費が増加している。この補助費の割合をどのように考えているのかとの質疑に対し、広域市町村圏組合で管理型処分場であるとか、再生汚泥処理センター、消防庁舎建設とかがあり、その部分が増えてきているとの答弁でした。

臨時財政対策債だとか、有利な起債等で後年度交付税措置される分を含んでいる額であるが、これを外した額で、24年度240億円の起債残の中で、後年度交付税措置される部分を除いた実質的な借金は計算できるものなのかとの質疑に対し、23年度の起債残高のうち、臨時財政対策債が62億7,000万円ある。23年度の起債残高241億6,645万3千円から62億7,000万円を差し引いた178億9,600万円の交付税措置が7割あるので、手出しは3割になるが、すべての起債の交付税措置が70%ではないので、まだ下がるという形になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、行政改革推進室所管分について。指定管理者候補者選定委員会は3回開催するという予算かとの質疑に対し、3回の開催予定で予算計上している。有効性が低いと判断された施設については、施設の統廃合を検討していき、継続が必要とされたものは、指定管理者制

度を含め、民間委託を図りながら、施設の効率的な運営に努めていくこととしているので、そういう事案が発生した場合についての選定委員会を開催する予算であるとの答弁でした。

決まった後の業者の評価を3年なり5年でやっているが、サービスが悪いとか、儲からない部分には手を入れないという話を聞くけれども、選定したその後の評価についてはしっかりやるべきではないかとの質疑に対し、指定管理者制度を導入して、言われるような状況があるやに聞いている。指定管理者制度の機能を果たしていないということもあるので、指定管理者制度の内容等を検討して変更していきたいとの答弁でありました。

意見はありませんでした。

なお、会計課、監査委員事務局、議会事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第32号、平成25年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、7日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、市内の安全を確保する照明は、防犯灯と安全灯に大別されており、地区を確定できない所などの防犯灯は行政責任で設置されていますが、各地区内においては設置責任が各地区とされ、行政は設置補助、電気代補助にとどまっています。指宿市内で指宿市道である限り、通り会などの広告用照明を別にすれば、原則として行政の責任で設置すべきものと考えます。また、人権同和対策事業も含まれていますが、同和対策事業は2002年に国策として終了しています。人権としての同和問題は仮に残っていたとしても、特別対策でなく一般対策として行うべきということから終了に至っています。そのような中で、いつまでも同和対策事業として存続することは、同和問題を解決できないものとして固定化するものであります。以上のような問題点を含んでいますので反対いたしますというものが、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。校舎の整備をしなければならない箇所は何箇所、改修工事はどのような内容ですかとの質疑に対し、耐震診断の段階で耐震性が不足していると診

断されている建物が1棟あります。計画と同時に、現在、文科省が進めています非構造部材、建具、サッシや照明器具等で耐震性のないものも一緒に改修を行うとの答弁でした。

施設整備で耐震化はどんどん進められていると思いますが、現在、全体でどれくらい耐震化されて、残りがどれくらいあるのですかととの質疑に対し、小学校で90.91%、中学校で83.87%、全体で88%の耐震化率です。今後予定している耐震工事は、平成26年度に大成小学校の校舎と北中の校舎、南中の体育館、27年度に柳田小学校の校舎、池田小学校の校舎、山川小学校の校舎を予定していますとの答弁でした。

特別支援員は全校というわけではなく、特別に必要な学校だけに配置するというのですかととの質疑に対し、通常学級に発達障害等のある子が6.5%在籍している状況であり、各学校に支援を必要とする児童・生徒がいます。また、すべての学校を訪問して、児童・生徒の様子を見たり、本当に支援員が必要かどうかを判断して、13名を配置する予定ですとの答弁でした。

陸上競技場が全天候型に改修され、スポーツ誘致もなされているのではという期待をもっているのですが、見込み増をどの程度見ているのですかととの質疑に対し、陸上競技場を含めて、総合体育館、野球場等についても、合宿・大会誘致ということで、高校、大学、企業等に向け、昨年、競技場が改修されてから案内をしました。なかなか簡単には、県外からの合宿がないところですが、県内の高校等については、陸上合宿が結構増えています。今年1月に、昨年案内しました陸上のほかにサッカーも含めて、合計184チームにアンケート調査を実施し、現在、集計をしているところですが、アンケートの内容を検討して、合宿・大会誘致を進めていきたいと思っておりますとの答弁でした。

史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業は、補助率が国50%で、橋牟礼川遺跡などの発掘で出土した土器等を公開活用できるように遺物整理を行い、報告書を作成するとありますが、事業費501万4千円の内訳はどのように使用されるのですかととの質疑に対し、これまで市内から出土した遺跡の遺物が溜まっていますので、それを整理して、小学校の教育や観光客が橋牟礼に来たときに公開する事業で、主に人件費です。今まで培った技術を用いて整理し、それを図面に落とししたり、あるいは製本したりして、今後、公開するための準備をするという事業です。今まで橋牟礼川遺跡の正式な報告書というのは出ていませんが、橋牟礼川遺跡は、大正年間に濱田耕作博士により、縄文と弥生を分けたという、日本でも特別な遺跡として位置付けられているところで、正式な報告書が出ていないというのも、一つの課題ですので、史跡地の購入がすべて終わったところで報告書の作成も目指すことにしていますとの答弁でした。

学校支援地域本部事業の学校応援団協議会の開催というのは、どういう形で開催し、協議内容はどのように考えているのですかととの質疑に対し、地域の校区の方でコーディネーターを設置して、そのコーディネーターがやっているところで、校区ごとに年1回くらい学校応

援団協議会を開催しています。その協議会を市ぐるみで開催したいというのが、平成25年度の計画です。協議会というよりは、公民館運営審査会とかでご相談申し上げたりしています。それも協議会という形で開催したいと考えているところですので、今のところは、この応援団協議会だけの会議は市の範囲では行っていないところですよとの答弁でした。

意見として。事業予算に新規事業がない。継続事業予算の増減を感じないということは、めりはりがないということですので、是非、年度途中でも、新しい事業を見つけて補正予算でも上げていただくことを期待しますというものと、体育施設事業で、本年度からいぶすきスポーツクラブが指定管理者として管理をするわけですが、今までどおり、市民に目配り、気配りをしていただいて、施設の有効活用、そして有意義な中で運営がされるようお願いしたいというものがありました。

次に、市民協働課所管分について。自治会公民館連絡協議会運営補助事業及び自治会加入促進支援事業ということで、自治会加入促進の支援を行うという事業費が付いているのですが、具体的にはどのようなことを考えているのですかとこの質疑に対し、自治会加入促進については本年度から実施しています。3月から4月期にかけて、転入・転出・転居等々年間の多くがこの時期に移動されますので、自治公民館連絡協議会の理事の方々へ一緒に取り組みをしましょうということで、フロアの方に加入ブースを設置して、おもてなしも兼ねながら、自治会の良さについてアピールしているところです。せっかく指宿にいらっしゃったということで、茶節を準備させていただき、自治会への加入促進を行っているところです。また、自治会に加入された方々にごみ出しの指導も含めて、館長さんを通じて資源ごみ袋と可燃袋を配布しています。事業費としては、ごみ袋と茶節を自治会への支援という形でお出しをしているところですよとの答弁でした。

戸籍住民基本台帳費で、東日本大震災で副本も同時に消失したということでしたが、現在はどのようになっていて、25年度は、置く場所とか含めてどういう形ですかとの質疑に対し、現在は、知覧支局に定期的にデータを送っています。今回、国がやろうとしているのは、東日本の市町村については西日本のデータセンターに、西日本の分については東日本のデータセンターに情報を集め、データセンターが2か所設置されると聞いています。その方法については、今回システムが構築されて、オンラインですべて自動送信ということになるようですよとの答弁でした。

広報いぶすきに男女共同参画事業推進委員会から答申がなされたと掲載されていましたが、内容については、どのようなものですかとの質疑に対し、基本目標に、意識づくり、暮らしの質の向上、地域力の向上という三つの柱があり、それぞれに重点課題を設定しています。その重点課題が10ありますが、その重点課題の市の取り組みについてのご意見をいただいたところです。今回の答申の中では、最近よく見られる体罰問題に対する教育環境意識づくりについてのご指摘、またDV。配偶者にとどまらず、お年寄りの方々も含めて、あらゆる暴

力に対しての相談体制の拡充，整備というようなものがあったり，メディア，ITに対しての取り組みを積極的にやった方がいいのではないかとということですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，環境政策課所管分について。資源ごみの地区還元金が1,616万8千円とありましたが，昨年度と比べて増えたのですかととの質疑に対し，昨年度と比較して予算的には約倍になっています。地区還元金として，平成25年度は地域で回収された売却益の1.5倍を地域に還元しようと予算計上しています。資源化の誘導策を今議会に提案していますので，議会で議決された場合には，地域住民に呼びかけて，資源ごみへの誘導を積極的に図って下さいという意味で，本年度よりも資源ごみの回収量が増えてくるだろうと想定して，昨年の約倍の予算を計上していますとの答弁でした。

清掃総務費の生ごみ処理機購入補助金は，一般家庭用は230万円，事業所用が1,370万円ということで計上してあるのですが，家庭用が多くあった場合にも230万円で打ち切りと決まっているのですかととの質疑に対し，予算要求する段階で，一般家庭用の電気式が50基，その他FRPでできたコンポスターが100基，事業所系が大型の業務用電気式が5基，小型の業務用電気式が30基という形で予算計上させていただきましたが，家庭用，事業用という区分ではなく，同節内の負担金補助でありますので，一般家庭用が大幅に増えた場合には，事業所に食い込むこともあると思います。総額として不足するような場合には，25年度中の補正予算という形でお願いをすることになると思いますとの答弁でした。

ごみ出しについては，指導員，監視員がいて，分別，あるいは資源化促進のために頑張っていると思うのですが，どうすれば減量化につながるのか，資源化につながるのかという点では，現状の把握も非常に大切ですし，そこから方策を探るということも大事だと思います。ごみ出しマナーに係る部分も含めて，どういう実態に今あるのか，資料としてあるのですかととの質疑に対し，昨年，ごみ減量通信第1号から第4号というものを，A3のカラー刷りで全世帯にお配りしましたが，この第3号の中に記名率とか，本来，可燃袋の中に資源ごみとして分別できるものが，あくまでも目視ですけれども，3割以上混入されたごみ袋が，校區別にどういうふうになっていますというようなデータを市民の方にお知らせしています。現在も引き続きごみ出し指導監視員が各ステーションを回った段階で，その調査を続けていますので，そのデータは環境政策課の方に蓄積更新していますとの答弁でした。

平均的，あるいは直観的なものでもいいのですが，各ステーションに出されるごみで，分別がなされ，記名がありというもの，記名がなかったり，袋が違ったりというものがあると思うのですけれども，ちゃんとしている部分と問題がある部分を大別したとすれば，どのくらいの割合ということになりますかととの質疑に対し，燃えるごみで指名の記入率は全市的には92%ほどになっています。一方，燃えないごみは，全市的に87%ぐらいで，5%ほど落ちています。燃えるごみについては指名を書くけれども，燃えないごみについては書かない。

そういった傾向があるようです。また、出されているごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、いずれも3割ぐらいが正しく出されていないという結果が、平成24年度では出ているところです。23年度は、ごみステーションの数の分だけを調査員が調べたものを、4月から3月までのデータで、どここのステーションは氏名の記入率は幾らで、正しく出されていたのはこれだけ、8時半以降に出したものの数とか、そういったものをすべて公民館長、集落長にも情報としてお渡ししています。今後も続けていきたいと思っていますとの答弁でした。

意見として。市営小田墓地公苑は、環境においてクレームをいただくわけですが、25年度は良好な環境整備に努めていただきまして、タイムリーな管理をお願いしたいと思えますというものがありませんでした。

次に、税務課所管分について。徴収費の中の土地評価委託は何年ごとにやっていくのかとの質疑に対し、評価は3年ごとですので、3年間で一区切りとして委託料を払っていますとの答弁でした。

徴収嘱託員は4名ということですが、この4名の方は、地区割というのはされていないのですか。どのように動いて行くのですかとの質疑に対し、徴収嘱託員は、税務課の職員と二人一組になって地区を区切ってありますが、地区を一団というわけではなく、地区を均等に四つに区切って徴収をしていただいていますとの答弁でした。滞納になっているところは、いろいろ事情はあるのですが、生活実態にも踏み込むことになろうかと思うのですけれども、こういったところが滞納に陥っているという認識なのですかとの質疑に対し、一番滞納になるのが低所得者の関係だと思えます。普通の家に住まれて、何となくいい車を持っているのだけれども、学資保険のローンとか、いろいろなローンを持っていて、単年度で払えない状況に至っているという方が多数いるような気がしていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。はり・きゅう補助の利用状況はとの質疑に対し、平成23年度の受給者は1,940人で、24年3月末の高齢者が1万4,024人ですので、利用率は13.8%ということになります。22年度は1,990人でしたので、利用状況は同じような状況になります。利用実績は、平成22年度が2万2,077枚の1,766万1,600円、23年度が2万1,785枚の1,742万8千円で、利用も同じような状況です。現在、34事業所ありますが、ここ2・3年、事業所の数も変化がありませんので、実績としてもあまり動いてないという状況にありますとの答弁でした。

老人福祉費の補助金で、介護基盤緊急整備特別対策事業補助は、小規模多機能の事業所ということでしたが、これはどこにということが決まっているのですかとの質疑に対し、小規模多機能施設については、新年度に入ってから公募をかけます。第5期の介護保険事業計画に基づき整備を年次で進めているところで、平成23年度に指宿地区に1か所整備しました。本年度、山川・開聞地区で公募をかけたところいかなかったために、今度は市内どこでもとい

うことでかけましたら、指宿地区の方から手が上がり、審査会にかけて、現在、ケアネットが整備しているところに決定しました。指宿地区に2か所ですので、新年度は山川・開聞地区の方に1か所整備できたらいいということで、そちらの方を指定して公募をかけたいと思っていますとの答弁でした。

シルバー人材センター会員の動きはどのようになっていますかとの質疑に対し、23年3月末の会員が285名、24年3月末が264名で大きく減少しています。現在も減少傾向にあります。なのはな館の事業受託をしていましたが閉館になり、そこに携わっていた方々が会員を脱退されたということで、当初300名を目標ということで進んでいましたけれども、23年度末で264名と大幅に減少している状況にありますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。いずれのがん検診の受診率も低いと思いますが、どうしたらこれを引き上げられると考えていますかとの質疑に対し、24年度から新たな取り組みとして、大腸がん検診は、集団検診より特定健診に併せた個別検診を実施しました。その成果が表れて、大腸がん検診の受診率は、今まで7%前後を推移していたのですが、24年度1月現在で10%になりました。25年度には、子宮がん検診の夜間検診を2日間計画していますが、今後も徐々に取り組みを実施していく計画ですとの答弁でした。

指宿市食生活改善推進連絡協議会への24万円の補助金で、食生活改善推進というのは、どのような形で何人ぐらいいるのですかとの質疑に対し、食生活改善推進については、50名の方で組織をし、各地区で食育、地産地消に取り組んでいますとの答弁でした。

乳幼児健診の長期未受診者の把握はしていますかとの質疑に対し、未受診者のうち、長期間健診を受けていない方や、連絡がなかった方には再通知をしています。また、家庭訪問や幼稚園、保育園での面会を行い、未受診者の把握をしていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。20年度から24年度の生活保護の年度ごとの相談件数と、申請件数などの資料がありますが、景気も低迷して生活も苦しくなっている。毎年毎年そういう傾向にある中で、22年より23年、23年より24年と申請件数が減ってきていますが、これはどのような原因があると考えていますかとの質疑に対し、生活保護の伸びに関しては、全国的には件数が増えている状況ですが、鹿児島県、指宿市もですが、伸びそのものは鈍化しています。その理由は、九州新幹線の開業等によって、指宿市の雇用部分が改善してきたことも大きいと思います。また、住宅手当の支給によって、生活保護まで陥らなくて済む方もいると思いますとの答弁でした。

廃止というのは、仕事につけたとか、いろいろあると思いますが、どういったものが多いのですかとの質疑に対し、平成24年度の4月から1月までの廃止世帯が37世帯でした。そのうち、死亡された方が13件、指宿市外に転居された方が7件、就職して収入が増加したことに

よる廃止が5件，親類縁者の方に引き取られた方が3件，年金等の社会保障給付金が増加したことによる廃止が2件などとなっていますとの答弁でした。

希望するところに入れないということですので，保育所の入所状況もありますが，コスモス保育園を除けば100%以上が入っているわけで，空き自体もないということになりますかとの質疑に対し，指宿地域が空きがない状態です。山川・開聞地域は若干まだ入所できる枠が残っていますが，指宿に住んでいる方々は山川・開聞を希望する方が少なく，空きがあってもそちらを希望しないという状況になっていますとの答弁でした。

病後児保育については，開聞保育園だけですが，これを廃止するという動きが一時ありましたけれども，親の勤めている場所などを考えれば，近場にそういう施設があってほしいと思います。現に，その病後児保育を使われている方は，開聞地域の方の利用が多いのではないかと思います。との質疑に対し，病後児保育の登録児童数は，1月末現在で88名います。指宿地域が18名，山川地域が6名，開聞地域が64名です。現在のところは開聞地域に偏っているような状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で，報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時59分

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第32号，平成25年度指宿市一般会計予算について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月8日，11日の両日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，農政課所管分について。活動火山周辺地域防災営農対策事業の今年の予定は3組合ということで，ほかにも申し込みはあったがこれだけになったのかとの質疑に対し，降灰対策事業は，国の補助金が2分の1，50%で，それに県が補助金を積み増して，現在65%になっ

ている。合併以降、申請をされた組合の方々はすべて採択されているとの答弁でした。

65%に引き下げられた理由はとの質疑に対し、国の補助率は50%で変わっていないが、県が負担する補助率が下がってきている。県も限られた予算の中でできるだけたくさんの組合の方々、生産者の方々に取り組んでほしいということで、補助率を抑えてたくさんの件数を対象にしようと考えていると聞いているとの答弁でした。

補助率が65%になったことで、市独自の措置を取るような協議はなかったのかとの質疑に対し、合併時点で補助金の在り方を議論し、補助金の適正化に関する条例を定めて、公益性、公共性、有益性を検討して補助金を出していくということが定められている。国の補助、県の補助を受けて事業を取り組まれる方への市の上乗せ補助はやらないということが定められているので、今の段階では降灰対策に限定して上乗せをすることは難しいと考えているとの答弁でした。

六次産業化に市が取り組んでから、24年度までに相談件数がどれくらいあったのかとの質疑に対し、指宿市内の現状は、加工の団体が12団体、観光農園が7団体、自分で作った品物をレストランで販売している方々が4団体、具体的に相談をしに来た方々が6団体であるとの答弁でした。

LOVEいぶすきの製造、販売予算が59万5千円だが、園芸で何戸数、畜産場で何戸数が利用して、全体の何%ぐらいなのかとの質疑に対し、24年度の畜産農家は175戸だが、LOVEいぶすきを使った畜産農家は17戸の約10%です。耕種農家の方々も含めると、トータルで120戸の農家の方々がLOVEいぶすきを使っているとの答弁でした。

畜産の約10%というのは、非常に少ない状況だが、何かの理由があって畜産では進んでいないのかとの質疑に対し、LOVEいぶすき自体が悪臭を抑えるという効力もあり、飼料に混ぜて使用するという方もいると聞いているので、悪臭だけではなく、環境改善につながり、生産に対してプラスに働くような効果が検証されてくれば、そこを含めて広報していければと考えているとの答弁でした。

クリーンアップいぶすき確立事業は、実証実験を行うとなっているが、10年ぐらい前からいろんな畜産養豚業者にLOVEいぶすきの利用促進を図ってきたのではないかと。それを、なぜ、今頃、この実証実験という言葉が出てきたのかとの質疑に対し、今まで使われた方へのアンケートで、効果があると認められる方が7割とか8割いるとか、そういうアバウトな部分でしか効果の話ができなかったのが、今回、実証実験をすることにより、具体的に、何%の効果があつたのかを表すことにより、説得力に結びつくのではないかとということで予算計上したとの答弁でした。

堆肥の野ざらしはどう考えても耐えられる許容範囲にはならず、観光地には恥ずかしいことで、かなり問題になっているが、数値を上げていくためにはどこかの機関にやってもらうのか、それとも農家にやってもらうのかとの質疑に対し、今回の実証については、堆肥の生

産農家に協力をお願いし、その堆肥を買い上げて、それに対してLOVEいぶすきがどのような効果を持つかというような実施をしていきたいと考えており、その結果が出たら、それらを農家に知らしめていきたいと考えているとの答弁でした。

市が何回言っても聞かないということであれば、新たな条例を作るべきだと思うがとの質疑に対し、指導、勧告、いろんな手続等ができるので、環境政策課の方で条例化、また制度化してもらえばと思っている。そういうものを今までしてこなかったというのが一つの原因と思うので、これからは指導、勧告、そういうものを強化していくように進めたいとの答弁でした。

むらづくりの対象エリアはとの質疑に対し、19の地区が指定されているとの答弁でした。

意見として。むらづくり事業はいつまでやるのか分からないので、貴重な予算を19地区に周知して活用していただきたいというものと、悪臭問題は、畑に持ち込まれた場合、近くに住んでいる人は窓も開けられず、洗濯物も干せない。化学肥料より堆肥を畑にすき込むことは、農業振興に役立てられるということだが、観光の面からも、臭いは消していくということは大事なことなので、化学的な根拠を基にLOVEいぶすきを推進し、悪臭を退治してほしいというものと、農業を担っていく方々に対して、降灰対策事業の補助率が数年前は75%、現在は65%、将来には減らされているのではないかと予測をするのだが、そういうことがないように、県に補助率アップの要望をしていただきたいというものと、農業に新規参入しやすい雰囲気を作るためにも、降灰対策の補助金の確保をしてもらいたい。市独自でも上乗せできるような体制を取っていただきたいというものと、養豚の中でも真面目に頑張っている農家もいる。臭いがするのは事実だが、農家と向き合って真剣に話し合いながら、指宿の基幹産業は農業と観光であるので、両方生かすための努力をやっていただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。有害鳥獣捕獲事業が去年に比べ100万円ほど増えている理由は何かとの質疑に対し、有害鳥獣の捕獲に対する手当は、今までイノシシ、タヌキ、カラス、ドバトだけで、猿、ヒヨドリは名目に載っておらず、法人捕獲ができずに一般捕獲でやっていた。それらの鳥獣の追加と単価の見直しをお願いしている。駆除の際、一般の方が見て分からないという状況であるため、のぼり旗と支柱を購入する費用を計上したとの答弁でした。

シラス対策事業の計画地はどこかとの質疑に対し、小牧地区を新規地区ということをお願いしている。今度の計画は、池田地区で排水路等が整備されておらず、雨水による畑の浸食等があるということで、側溝整備ができないかと考えているとの答弁でした。

シラス対策事業に対してどのように考えているのかとの質疑に対し、各地域の皆様の声を聞きながら、受益面積等が取れるところには手を打っていきたい。防災事業は持ち出しの5%で側溝整備等がやれるので、今後推進していきたいとの答弁でした。

意見として。南薩畑かで整備した区域の中で、下吹越地区は古賀道路に雨水が流れるので、整備を徹底していただきたいというものがありません。

次に、農業委員会所管分について。合併前は機械銀行の話があったがどうなっているのかとの質疑に対し、指宿市の中川地区で取り組みを進めている。地域でそういう取り組みができないか検討していききたいとの答弁でした。

意見として。農業振興のために機械銀行の設置に向けて取り組んでいただきたいというものがありません。

次に、観光課所管分について。閉鎖されているふれあい公園の草スキー場の今後の活用方法はとの質疑に対し、パークゴルフ場を設置したらどうかという意見もある。また、花畑として整備する方法もあるのではないかと検討している部分もあり、建物も含め、ふれあい公園を今後どのように活用していくのかも含め、既に検討会も立ち上がっているため、意見を聞きながら一体的に検討して行きたいとの答弁でした。

九州オルレ推進事業の環境整備の方法はとの質疑に対し、コースは青と赤のリボンでつくっているが、リボンが見えなくならないように定期的に草を刈って環境整備していき、地域住民の方々に九州オルレコースを十分理解してもらうための研修会などを進めていきたい。現在、指宿市が行っているSWCと合致しているところでもあり、観光客、韓国の方だけではなく、いろんな方が市民も含めて歩けるものを目指していこうと、これからPRにも努めていきたいとの答弁でした。

いろんな施設を指定管理しているが、なぜレジャーセンターとふれあい公園は民間の力を使えないのかとの質疑に対し、区長さん方の意見を聞き、また観光戦略ビジョン準備委員会の方々の意見も聞いて、さらには、市民アンケート調査も実施してきた。かいもん山麓ふれあい公園検討委員会の中でも意見を聞いて、経費が掛かるようであれば、将来的には指定管理という方向性もあり得るのではないかと意見も聞いている。また、まだまだ節約できる部分があれば節約をして、直営という意見もある。なるべく早い時期にふれあい公園については方向性を出していかなければならない。レジャーセンターについては、今から収支を分析して、どういう方向性が更に利用を図るための一番の方法か十分検討していききたいとの答弁でした。

開聞そうめん夏祭り実行委員会が神輿を造るということを聞いているかとの質疑に対し、開聞そうめん夏祭りにおいても、地域の方々が神輿を見たい、神輿があればいいなという話は聞いている。そこで、24年度の予算の中から神輿を造る基金として50万円の積立てをしている。将来的には神輿を造って、そうめん夏祭りを盛り上げていきたいと、実行委員会では考えているとの答弁でした。

神輿を造ることに対して、市として何らかの補助金は考えられないのかとの質疑に対し、今まで神輿を造る場合、それぞれの地域で協賛金や募金という形で造ってきた経緯もあるの

で、まずは実行委員会、あるいは地域の中で努力してもらい、足りない分を市に協力をもらえないかという、まずはそこを協議する必要があるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。市内循環バスの運行は、当初目的の中に健康づくり、生きがいづくりが入っていたはずだがとの質疑に対し、イッシーバスの運行は高齢者の生きがいづくりとして、買い物、レジャーセンター、ヘルシーランドなどに行けるように組み立ててある。今後、高齢者が楽しみやすいように、次の停留所付近にある施設等について、車内案内をするなどの取り組みをしていきたいとの答弁でした。

指宿の方が買い物に行くためには乗り継がないといけませんが、調整したことはないのかとの質疑に対し、鹿児島交通の1日1千円で乗り放題の生活路線バス、のったりおりたりマイプランやJRなどのほかの交通機関と、イッシーバスの乗り継ぎができるだけスムーズにいくように調整したが、1日に2往復では乗り換えがスムーズにいかない部分もあるので、今後、検討を重ねていくとの答弁でした。

山川常設市場では、焼酎などの品物を指宿地域のものではなく、ほかのところのものを売っている。できるだけ地元産品を売るように要望を出してほしいのだがとの質疑に対し、初年度は採算がとれるように運営してもらいたいが、地場産品の振興も目的の一つなので、今後は、出荷者協議会、朝市協議会なども含めて協議を重ねながら、できるだけ多くの地元産品を導入していきたいとの答弁でした。

緊急雇用創出事業の内容はとの質疑に対し、佐賀県武雄市がフェイスブックを使った特産品の売り込みをしているが、指宿では失業者1名を雇用し、商工会議所にフェイスブックと特産品協会のホームページをリンクして、電子媒体の中で特産品を販促するシステムを作る。開聞・山川のエリアの商工業の方々にも呼びかけ、市全体のエリアで特産品販促を図っていく商工会議所への委託事業であるとの答弁でした。

この事業がスタートするのは、いつ頃を想定しているのかとの質疑に対し、4月からすぐにスタートをさせる。2名の担当者には武雄市のシステムや指宿にどのようなものが一番合うのかを勉強してもらい、できるだけ早い時期に立ち上げて、商工業の皆さんに周知を図っていききたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。地籍調査の全体的な進捗率は何%かとの質疑に対し、地籍調査の進捗率は、24年度末で山川・開聞は済んでいる。指宿地域が67.29km<sup>2</sup>あるが、そのうち、24年度までに52.97km<sup>2</sup>を完了する予定で、進捗率が78.72%であるとの答弁でした。

何年度ぐらいで終わる予定かとの質疑に対し、平成33年度ぐらいを予定しているが、国土調査の中で、平成22年から31年までが10か年計画ということで示されているので、なるべく31年までには終わるように努力していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について。街路事業の進捗状況と完成の予定はいつ頃かとの質疑に対し、渡瀬通り線の24年度末進捗率は、事業費ベースで約92%で、24年度までに用地補償はすべて完了し、25年度は西田病院付近から弥次ヶ湯通り線までの道路改良工事が行われ、事業は計画どおり25年度で完了すると聞いているとの答弁でした。

庁舎潟山線の進捗状況と今後の日程はとの質疑に対し、庁舎潟山線の24年度末の進捗率は事業費ベースで約59%、24年度は、二反田川左岸から古賀線までの本線の築造工事と、左岸の取付道路の築造舗装工事を実施している。25年度は、二反田川左岸から古賀線までの本線の舗装工事をして、橋梁を含む古賀線までの約240m区間の供用を開始したい。古賀線から迫五郎ヶ岡線までの区間が約503mあるが、十町土地区画整理事業の進捗を図りながら、整備時期の検討を行いたいとの答弁でした。

十町土地区画整理事業の進捗率と、家屋移転が8棟あるが、残りは何棟ぐらいあるのかとの質疑に対し、24年度末進捗率は約44%、移転として家屋移転8戸、ドリームマンションからひばり保育園の間が4戸、田良地区が4戸、計8戸を予定しているとの答弁でした。

29年度で完成できるのかとの質疑に対し、十町土地区画整理事業は、総事業費約77億円を予定している。それに対して、25年度以降の残事業費が43億円ある。年間4億円程度かけても10年はかかるという事業になっているので、今の時点では29年度を予定しているが、難しいのではないかと考えているとの答弁でした。

意見として。十町土地区画整理事業が事業計画どおりに進むことを期待するというものがありました。

次に、土木課所管分について。道路新設改良費が前年度に対して減額となっているが、地域からの要望が多い中で、予算が減額になった理由はとの質疑に対し、広域農道の松ヶ窪尾下線と鎮守山線の補助金が減額となっているが、市道の新設改良事業、単独事業は前年度より増額になっている。また、過疎債の充当率も制限が加えられて事業費がなかなか伸びていけないという現状があるとの答弁でした。

舗装してから40年、50年経っている道路もたくさんあり、それが劣化し、一遍に改良しなければならないという状況下にあるので、将来的にはまだ多くなっていくはずだが、どのように考えているのかとの質疑に対し、現在、計画している路線が238路線あるが、24年度で10%にも満たない整備状況となっている。今後、道路の状況、老朽化等をよく見極めながら、安心・安全対策が図れるよう努力していきたいとの答弁でした。

東方海岸堤防等老朽化対策緊急事業は、何年度までに完了するのかとの質疑に対し、この事業はダブルパラペット方式で、海岸にパラペットを設けて整備しているが、現在の予定では27年度までの事業になるとの答弁でした。

尾掛から魚見港への県道も危ないところがあるが、その点検を県へ要望しているのかと

の質疑に対し、魚見港から尾掛にかけて、一部離岸堤がない箇所があり、道路の劣化があるということで、土木事業連絡会等で県に要望を出しているとの答弁でした。

普通公園の管理は、まちづくり公社に委託ということで、清掃は毎日なのか、あるいは週に何回しているのかとの質疑に対し、1週間に1回ないし2回程度やっている状況であるとの答弁でした。

水道の蛇口など、汚くて触りたくないところがある。まちづくり公社にしっかりした管理をするよう指導すべきだと思うが、どう対応をされるのかとの質疑に対し、不足することが多いと思うので、鋭意対応を図っていきたいとの答弁でした。

秋元川について、前玉利線で工事が123m予定されているが、どういう工事か。改修したときに道路を拡幅するのかとの質疑に対し、秋元交差点から入って玉利川に行くところまでのボックス化を計画している。宮上玉利線は、右折、左折が不便ということで、一部についてボックス化を考えている。秋元川は、宮上玉利線からほほえみまでの約200m区間を24年度で測量設計が終了したので、25年度から逐次整備をする予定であるとの答弁でした。

市道の拡幅を求める陳情があったはずだがとの質疑に対し、玉利運送から上流のカーブ付近になると思うが、そこから宮上玉利線の手前まで24年度で大体5mに拡幅する予定で、25年度は幅員5mで全部広げていき、26年度までに整備を予定しているとの答弁でした。

意見として。魚見港から尾掛地区のところは、篤姫ロードから県の魅力ある海岸整備で事業整備しており、大事な観光ルートである。危険箇所については早急に県の方に対応するように要請していただきたい。また、公園のトイレは観光地の公園なのできれいにできるようにしていただきたいというものと、道路の痛みが相当目につく。また、各公民館長さんからも相当な要望数が上がり、年々増えていくという状況にある。予算の獲得を是非お願いしたいというものがありました。

次に、建築課所管分について。人材シルバーセンターが大工に対して払う1日の賃金はこの質疑に対し、1時間1,100円で、100円をシルバー人材センターの方で経費としていただいている。実質1時間1千円ですとの答弁でした。

道具に対して経費として支払うのかとの質疑に対し、ノコなどの機械類について経費を支払っているとの答弁でした。

単価設定について、検討すべきではないかとの質疑に対し、シルバー人材センターの方で標準単価として計上されているものだが、どういう単価設定をしているのか確認したいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

11番議員(前之園正和) 議案第32号に反対の討論を行います。

新年度予算には、これまで要求してきました乳幼児医療費等の助成制度を小学校3年生まで完全無料にしたり、住宅リフォーム助成制度の導入を図ったり、あるいは防災無線や浸水対策に係るものも進められているなど、市民の要求に沿ったものもあります。しかしながら、一方では、幾つかの問題も含んでおります。安全灯も防犯灯も呼び名こそ違うものの、安心・安全なまちづくりのための施策であり、施設でありながら、設置場所が区内か否かというだけで設置主体が違ってきます。安全灯も本来は指宿市内であり、指宿市道にかかるものであれば、道路法からいっても道路の付属物としてみるのが妥当であり、市の責任において建てられるべきものであります。地区の責任で設置し、市は補助をするということでは足りるものではないと考えます。また、人権同和対策事業も含まれています。国策としての同和対策事業は、1969年に成立した同和対策事業特別措置法によって10年間の時限立法として始まり、その後、延長や代わる法律などによって33年間にわたって行われてきましたが、国の施策としては終結をしております。また、同和対策事業は根拠法を失ったとも言えます。同和に関わる人権上の問題があるとしても、同和事業としてではなく、一般事業としてやればよいことであり、いつまでも同和の名で事業を継続することは同和問題は解決できないという固定化にさえつながるものであります。メディポリスへの奨励金についても、引き続き問題だと考えます。手続き上の根拠となる奨励条例を廃止し、一刻も早く奨励金をやめるべきです。山川幼稚園は陳情も出されたように、多くの保護者や近隣住民が存続を望んでいるにも関わらず廃止されます。保育園についても、多くの待機者がある中、それを解消するための施策もなく、病後児保育についても市内全域に対応するだけのものになっていません。これらは財政的事情を理由にしながらも本質的には子育て支援に対しての熱意の程度をうかがわせるものではないでしょうか。

幾つかのことを指摘しましたが、市民のための市政目指してまっしぐらであるかという視点で見たときに、問題点を含んでおりますので、本議案に反対をいたします。

議長(森時徳) 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号、平成25年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決するとおり、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第39号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第24、議案第39号、平成25年度指宿市水道事業会計予算について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、水道総務委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託されました議案第39号、平成25年度指宿市水道事業会計予算について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました、

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

山神通配水管布設替工事は、どこからどこまでかとの質疑に対し、配水池が現在標高より10mほど高くなり、山川駅の標高0mあたりのところは標高差が高く、水圧がますます大きくなるだろうということで、山川港の方から福元第1、第2配水池を經由して配水をするが、国道沿いの山川造船を経て、山川駅の辺りまで福元配水池系統を給水する目的で新設するものです。一部区間が50mmという小さな管ですから、福元配水から配水して、かめや旅館辺りの水圧を軽減するというので計上していますとの答弁でした。

山川の布設替えはあと何kmくらいかとの質疑に対し、一部、鉄錆の出るC I P管が見つかり、1万7千mほど更新しなければならないので、平成25年度の予算を入れて37%ほど完了する見込みになっているとの答弁でした。

不納額が120万円とあるがとの質疑に対し、年々不納欠損額が増えているのは事実で、企業倒産、生活保護者が何名かいますが、生活困窮者や景気の悪い影響のある中で、25年度については、弁護士とも相談しながら広報に載せて、未収の方々に対して一斉給水停止も検討しているとの答弁でした。

お金はあるが、故意に払わない人はいないのかとの質疑に対し、そういう方もいるので、警察権力も入れた中で、広報に載せて一斉給水停止を区域ごとにする時期に来ているのかな

との答弁でした。

突発的なときはどういう対応を取るのかとの質疑に対し、土・日を含めて365日、事務職も入れて当番シフトを敷き、指名業者である28社についても当番制で協力をもらっている。深夜だろうが、昼間だろうが、道路上で漏水があったときには、その地域の住民から概ね市役所警備員に電話があり、警備員から当番に電話が来て、当番業者にも行き、修理するという方法を取っているとの答弁でした。

漏水など、深夜でも職員に連絡がいくとなれば、負担になる職員はいないのかとの質疑に対し、合併前に1市2町で22名いた職員を15名に削り、25年度は山川・開聞ではOBの採用をお願いした。これに伴って山川は山川に住んでいる方、開聞に住んでいる方の人事異動をお願いしている。一向に聞き入れてもらえず、工務係長を含め、2名で当番を1日交代でという形であるが、開聞は現在、病休者の方が1名いるので、工務係長が一人で当番をしている。人事権がありませんので、地域に住んでいる人たちが、即、駆けつけなければ事故が起きるということで、人事当局をお願いしているとの答弁でした。

日の出地区の事業が計画されているが、この内容はとの質疑に対し、旧指宿地域の中で、こういう低水圧地域が、残すところ日の出団地だけになっています。私水道のような形で受水槽から自分たちで賄ってポンプで送っていた状況ですが、施設が老朽化してその資金がないという中で陳情が出ています。水道の認可区域でありながら負担を強いるのは理不尽だということで、来年度計画したところですが、大渡地区を22・23年度で実施したが、これと同じような加圧ポンプで給水をする方式ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議案第33号～議案第35号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第25、議案第33号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第27、議案第35号、平成25年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ付託されました議案第33号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、議案第35号、平成25年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第33号について。保険証の交付について、資格証明書と短期保険証はどのような人にどのような基準で発行するのですかとこの質疑に対し、2月末現在で短期被保険者証交付世帯数が3,261世帯、被保険者数が5,507名で、資格者証世帯数が94世帯、被保険者数が114名です。短期の被保険者証は、当該年度分の国保税を完納しない世帯主で、納税相談指導に応じた世帯主に交付するようにしていますが、納期限から1年を経過する間に納付があった者に限って交付しています。資格者証は、滞納があつて1年以上、納付相談にも応じていない方となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第35号について。1次予防事業費の地域介護予防活動支援モデル事業は2から3地区をモデル地区に選んだとあるのですが、どこですかとの質疑に対し、この事業は24年度に創設して、現在実施しているのが開聞の上野地区と山川の鰻地区の2地区です。本年度は、閉じこもりがちな方が多い地区3地区ぐらいを選定しようとする作業を進めているところでの答弁でした。

高齢者元気度アップポイント事業は、介護保険ボランティアポイント制度のことだと思えますが、その内容はどのようなものになるのですかとこの質疑に対し、県が元気度アップということで、健康診断、地域貢献、介護予防という部分にもポイントを付与しようという事業があり、それを導入ということもあつたのですが、介護に対するボランティア、介護教室等を

中心に考えています。不特定多数の健康診断ということであれば、健康増進課の方で特定健診関係のポイント事業もあり、重複も考えられましたので、ボランティアと介護教室等を加えたポイント事業を予定していますとの答弁でした。

高齢者健康体操教室は、実施地区は2地区が予定となっていますが、これも先ほどと同じように選ばれるのですかとの質疑に対し、24年度からモデル的に実施していますが、65歳以上の方々に対してチェックリストを取っています。1万4千人のうちの介護認定を除く1万1千人に対してチェックリストを配布していますが、その中で、体の機能の落ちているというところにチェックをつけた割合の多い地区を選んでするようにしていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第34号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別はありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別はありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号から議案第35号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第35号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

議案第36号～議案第38号及び議案第43号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（森時徳） 次は、日程第28、議案第36号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、日程第31、議案第43号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、までの4議案を一括議題といたします。

懸命の朗読を省略いたします。

4議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ付託されました議案第36号、平成25年度指宿

市温泉配給事業特別会計予算について、から、議案第38号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、議案第43号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、の4議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案の理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日、11日及び21日に、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、4議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第36号について。温泉の温度が低かったり、出が悪いといったような苦情はないのかとの質疑に対し、温泉の出が悪い世帯が摺ヶ浜地区に一部ある。掃除枘を設置して、配管のスケールを落としたり、ポンプアップによる圧送など、いろいろと試してはいるが、利用者の理解をもらいながら引き続き1日でも早く、配湯がスムーズにできるように鋭意努力しているとの答弁でした。

滞納者が出ているが何名かとの質疑に対し、過年度分の滞納者が約70名いるとの答弁でした。

徴収はどういう方法でやっているのかとの質疑に対し、主に昼間徴収、夜間徴収を行い、未納のある方については相談を行い、生活状況もあるが、少しずつでも納めてくれている状況であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第37号について。看板製作費があるが、これは入口にあるアーチ型の看板のことかとの質疑に対し、県道から入って行って長寿庵に入るところの鉄骨の看板と、池田湖を上がって県道から農面道路に入るところの看板を作りなおす予算であるとの答弁でした。

営業収入を対前年比100万8千円の減を見ているが、このような出し方を今までもやっていたのかとの質疑に対し、当初予算は、前年度当初予算と比較していく関係で、こういった予算計上になっているとの答弁でした。

強いてマイナスの予算計上をする必要があるのかとの質疑に対し、今までの営業収入予算が実績と余りにもかけ離れている予算になっていたため、このような予算の組み方になっているとの答弁でした。

一番大事なことは人件費だと思うがとの質疑に対し、22年度で退職した後は、職員もパート化を図っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第38号について。南十町地区排水路整備は、JR横断工事となっているが、JRから下の方は区画整理事業で終わっているのかとの質疑に対し、区画整理事業に入ってお

り、第9雨水幹線ということで、現在、下水道の雨水対策費によって整備を進めており、まだ完成していないとの答弁でした。

断面を広げる工事かとの質疑に対し、区画整理事業と併せて断面を広げて、2か所に集約する予定で整備を進めている。南側の1か所は口径を600に広げており、25年度は、断面900×900の断面で広げて、上の方の浸水の解消を図るという計画であるとの答弁でした。

口径900を入れることによって、将来的に秋元エリアの浸水は解消できるのかとの質疑に対し、区域にあった計算をして断面を決めているので、完成後は浸水の被害はないものと考えているとの答弁でした。

意見として。雨水対策費として、南十町地区排水路整備が組まれているが、この地域は梅雨時になると、年に数回は浸水する地域であるので、梅雨時を越すことがないように、事業のスピード化を図っていただきたい。また、秋元川の南側も年に1回は浸水するエリアであるので、継続的に事業へ取り組んでいただきたいというものと、新潟口雨水ポンプ場を整備するのだが、弥次ヶ湯・大牟礼地区は毎年浸水しているので、水路の土砂上げなど、目配りをしていただきたいというものがありました。

次に、議案第43号について。年間を通して雇用しなければならないのかとの質疑に対し、臨時的な雇用の方々にも支出でき、新規で雇った方々の人件費が総体の事業費の50%を必ず超えることが条件になっているとの答弁でした。

六次産業化ということで、農政課との連携はどうなっているのかとの質疑に対し、新年度、商工水産課に特産品振興係ができ、農業は農業の方で、水産は水産の方で加工を指導し、できあがったものを特産品振興係で販売促進していくということで協議がなされている。2か所を想定して事業計画を出し、採択され、農政の方にも農事組合法人等、希望があったらこの予算を使ってくださいということなど、協議をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号から議案第38号及び議案第43号の4議案を一括して採決いたします。  
4議案に対する委員長の報告は可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第38号及び議案第43号の4議案は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した陳情3件(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(森時徳) 次は、日程第32、審査を終了した陳情3件を議題といたします。

まず、陳情第1号及び陳情第2号の2件について、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長(下柳田賢次) 総務水道委員会へ付託されました陳情第1号、原発をめぐるできごとが非常に不自然であることを理解した上で政策論議をしていただくことを求める陳情、及び陳情第2号、オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書、の2件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、陳情第1号については、県・国の動向を見ながら指宿の議会も進んでいかなければいけない。こういう原発の論議についてもしかりだと思うことから、この陳情については不採択にするべきだと考えますという意見が出され、陳情第2号については、陳情者はオスプレイ機をあくまでも欠陥機であると捉える中で配備に反対ということですが、私どもの立場ではオスプレイ機が確かに欠陥機であるのかどうかという判断はつけられません。であれば、この陳情書については、そもそも採択することはできないということの結論に達するかと思いますので、不採択とすべきと考えますという意見が出され、陳情第1号及び陳情第2号ともに、起立採決の結果、起立なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

議長(森時徳) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1番議員(前之園正和)

陳情第2号について、討論を行います。

委員長報告は不採択でありますので、採択すべきものとして委員長報告に反対の討論を行

います。

陳情は、表題にあるとおりオスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対するものであり、その立場で日本政府への申し入れを求めるものであります。昨年9月19日、当時の森本防衛大臣は、オスプレイの安全宣言を行い、これを受けて、米軍は、岩国基地を中心に試験的に飛行訓練を実施するなどしています。こうした中で、沖縄、岩国をはじめ、飛行ルート下の自治体などから抗議の声が相次いで出されています。テスト飛行の段階から36人もの死者を出し、森本前防衛大臣も評論家時代に、オスプレイは未亡人製造機と危険性を訴えていたものです。安全性は決して証明されていません。オスプレイは世界中で事故が頻発し、米軍海兵隊が公表した資料でも、中小事故率が平均を上回り、乗組員の死亡や200万ドル以上の損害を発生したクラスAに限定した事故率では、報告書は平均より低いと断定していますが、クラスB、クラスCを含めれば、海兵隊航空機の平均事故率を大きく上回っています。今、関係自治体からは安全性や騒音に対する不安が出され、見直しを求める声が続出しています。オスプレイについて、同機の開発にかかわっていた米空軍のヘリ操縦士レックス・リボロ氏は、オスプレイにオートローテーション機能がないことを証言し、その危険性に警鐘を鳴らしています。現に事故が多いということ、オートローテーション機能がないことだけでも、欠陥機というに十分ではないでしょうか。委員長報告のとおり本陳情を不採択にするということは、オスプレイの沖縄配備を容認し、同時に低空飛行を容認し、また、指宿の上空を飛ぶことも容認することになります。沖縄への配備も許されませんが、本土への飛来は、本土の沖縄化への道という点でも許されません。本陳情と趣旨を同じくする陳情の採択や意見書、議決などは全国的規模で広がりを見せています。本陳情を採択することは、平和と安全を守る上でも当然のことです。委員長報告は不採択でありますので、委員長報告に反対をいたします。

議長（森時徳） 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 六反園弘議員。

16番議員（六反園弘） 同じく陳情第2号について、委員長報告に対して反対の立場で意見を申し上げます。

件名はオスプレイの沖縄配備を撤回させること、それから、日本の本土の上空を低空飛行訓練を計画しておりますが、実際、四国を中心にやっているわけですがけれども、どの自治体でも反対を表明しているにもかかわらず、全く了解もなしに、無断で、昼夜を問わず飛行訓練をやっている。非常に危険極まりないものであります。先ほども出ましたように、テスト飛行の段階から、非常に事故の多い、今までの航空機の中でこういった欠陥機はなかったわけですので、総務水道委員会のところでは、私どもが欠陥機の判断ができないという結論を

出しているようですけれども、もう既にこれだけの事故があったということは承知のはずで  
す。したがって、こういった欠陥機をですね、日本の上空で低空飛行をさせるとか。また、  
この陳情の趣旨にも出ているように沖縄県知事をはじめ、沖縄県の議会、そして沖縄県内の  
41の市町村すべてが反対という、こういう現実を見ながらですね、これを不採択にしたとい  
うことは、非常に問題だと思うわけです。したがって、委員長報告に対して反対の立場で意  
見を申し上げました。

議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号について、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ付託されました陳情第3号、山川幼稚園の廃  
止撤回と平成25年度の運営継続を求める陳情書、の審査の経過と結果についてご報告申し上  
げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、特別多数議決で廃  
園が決まったという事実はありますが、陳情者の話などを聞けば、根本のところ存続の願  
いが大きいと思います。現状としても、積極的な募集をしてこなかった下での20名いなか  
ったということですから、保護者の願いがあるかどうかということに重きを置いてやるべきだ  
ろうと思います。また、採択されれば執行部として無視ということとはできないわけですので、  
結果はどうなるか分かりませんが、それなりの検討はしていくということを含めて考えれば、

採択すべきだと思いますという意見と、陳情者が書かれている陳情の趣旨の中の、山川区民にとっては幼稚園がなくなり、指宿地区まで通わなければならない状況となる。当地区において保育園とは異なる教育機関である幼稚園がなくなるということは、子育てをしにくい状態になり、とても不安ですと書かれてあります。このことについては、そのとおりだと思いますが、ほかの幼稚園、保育園との違いなども書かれてあります。このことは、どこの園でも子供のことを第一に考え、小学校入学の準備期間として、一生懸命取り組んでいると思っています。必ずしも陳情者が述べているとおりではないと思います。山川幼稚園を開園した理由は、待機児童の解消を図るため、保育園の運営を考慮し、小学校就学前の1年保育のみの幼稚園を開園したもので、開園当初は80名、それ以降5年間は100名を超える入園者があったと聞いていますが、それ以後は徐々に減少し、平成13年度からは20名を割って、更に10名未満だった年もあります。このような中、指宿市学校施設整備計画検討委員会で8回の検討会と2回の小委員会を開催し、平成22年3月25日、指宿市望ましい学校環境整備計画の中に、平成23年度以降、年度当初の入園申し込み園児数が2年間続けて20人未満の場合は、園の廃止を検討しますという運営方針が定められました。このような状況から、2年続けて20人未満だったこと。集団の中での活動における保育効果が難しいこと。また、1人当たりの市費の負担が80万円を超えていること。そして、市内の私立幼稚園自体も定員に満たしていない状況にあることなど、廃止に向けての協議が進められたことの説明を受けました。このような中、陳情者が述べていることは十分に理解できるものではありませんが、現在の園児の状況、市の財政状況、また、就学前1年だけというほかの園に対しての影響も鑑み、9月の委員会の中でも慎重審議をさせていただき、廃止にした方が良いのではないかと結論を出したところでありました。以上のことから、この陳情第3号は、不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1 番議員（前之園正和） 陳情は、山川幼稚園の廃止撤回と運営継続を求めるものであります。山川幼稚園は2年連続で20名の園児数を割り込んだとして廃止決定がなされたものであります。そもそも、なぜ20名なのかについては、財政上の理由だけで、園を必要とする保護者の願いや要求は、全く重要な要素とされていません。ましてや、園児確保のための積極的

な努力もされておらず、積極的園児確保は民間の幼稚園の経営を圧迫することになるなどというに至っては、守るべきものが違うと言わなければなりません。守るべきは山川幼稚園の存続を望むその声です。また、閉園に伴って希望者が一定数になれば再開をするというものでもありません。今回の陳情は、山川幼稚園閉園の選択が間違いであったことを示すものでもあります。陳情書を見ますと、山川幼稚園がいかに保護者にとって大切なものであるのかが綴られており、併せて山川幼稚園の良さがいろいろと書かれております。公立幼稚園であるが故の良さであったり、運営上の良さであったりします。民間の幼稚園と公立の幼稚園の一番の違いは何でしょうか。民間の幼稚園は、経営が成り立たなければ存在意義はありませんし、継続することはできませんが、公立の幼稚園は、儲けのために幼稚園をつくるのではなく、子供たちへの幼児教育を充実させる視点、あるいは保護者の願いにこたえるという、ある意味で、福祉の視点があつてこそ作られたものです。陳情者たちは、正に、そこに山川幼稚園の良さを感じていたことが見てとれます。園児数が少ない、言い方を変えれば、園を必要とする保護者が少ないということで、閉園の道を選択したところですが、多くの署名をつけての本陳情によって、園を必要とする保護者が多いということが明らかになった以上は、園の存続、再開の願いはかなえるべきであり、すなわち本陳情は採択すべきものであります。委員長報告は不採択でありますので、採択すべきものとして委員長報告に反対をいたします。

議長（森時徳） 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

#### 閉会中の継続審査について

議長（森時徳） 次は、日程第33、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から目下審査中の陳情第4号について、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 議案第44号及び議案第45号一括上程

議長(森時徳) 次は、日程第34、議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、及び日程第35、議案第45号、指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長(豊留悦男) それではご説明申し上げます。

今回、追加して提案いたしました案件は、条例に関する案件2件でございます。

まず、議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、でございます。

本案は、財政健全化の推進のため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第45号、指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成23年の人事院勧告の趣旨に基づき、指宿市職員の給料を減額改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長(邊見重英) それでは、命によりまして、議案第44号及び議案第45号について、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例及び指宿市教育長の給与等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、第二次集中改革プランに基づき、行財政改革を進めていく中で、財政健全化をより推進していく必要があることから、市長、副市長及び教育長の給料月額を1年間減額しようとするものであります。

2ページをお開きください。

主な改正内容は、第1条において平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、市長の給料月額について10%、副市長の給料月額について10%を減額しようとするものであります。

次に、第2条で教育長についても同じく、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、給料月額の10%を減額しようとするものであります。

次は、追加提出議案の3ページをお開きください。

議案第45号、指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成23年の人事院勧告の趣旨に基づき、指宿市職員の給料を減額改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

4ページをお開きください。

平成18年7月に導入した新給与制度に伴う現給保障額について、平成25年度以降に支給する当該現給保障額取扱いについて、平成27年度までに段階的に減額し、平成28年度より廃止しようとするものであります。減額については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までは差額相当額の2分の1及び4分の1を減額、平成26年4月1日から平成27年3月31日までは、差額相当額の2分の1、4分の1及び8分の1を減額、平成27年4月1日から平成28年3月31日までは、差額相当額の2分の1、4分の1、8分の1及び16分の1を減額し、それぞれの額が5千円を超える場合は上限5千円とするものです。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時12分 |
| 再開 | 午後 | 2時21分 |

議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号及び議案第45号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

1 1番議員（前之園正和） 議案第45号について、質疑を行います。

市職員の給料を減額することに係る条例改正であります。市経済の冷え込み、景気の低迷への道、それが市職員の給料減額だと思います。そういう点では、本来は好ましいこととは考えないわけですが、しかし、最低限、職員組合との協議、合意は必要事項だと思います。そこで伺いますが、職員組合との協議があったのかどうかということと、合意に至ったのか

どうかということを質疑いたします。

総務部長（邊見重英）職員組合，職員団体との協議，あるいは合意があったのかということのご質疑でございます。この現給保障額などの取扱いにつきまして，職員団体と3月，この月に，3月に2回ほど協議，交渉をいたしまして，この取扱いについて合意を得た上で，今回，追加提案をさせていただいております。

議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号及び議案第45号の2議案は，委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議案第44号及び議案第45号の2議案は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第44号及び議案第45号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議案第44号及び議案第45号の2議案は，原案のとおり可決されました。

#### 議案第46号～議案第48号一括上程

議長（森時徳） 次は，日程第36，議案第46号，所管事務の調査について，から，日程第38，議案第48号，所管事務の調査について，までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

#### 議案第46号～議案第48号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

議長（森時徳） お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第46号から議案第48号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第48号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議長あいさつ

議長(森時徳) 平成25年第1回指宿市議会定例会を閉会するにあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月26日に開会以来、本日までの31日間にわたり、平成25年度予算案をはじめとする、多くの案件を終始熱心に審議をいただき、本日ここにすべての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位のご協力はもとより、執行部当局におかれましても、適切な答弁をいただき、審議が円滑に行われましたことに対し、心から感謝申し上げます。審査の過程において、議員各位から出されました意見・要望等につきましては、十分尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思っております。

さて、現下の社会情勢に目を向けますと、我が国では、加速する少子高齢化や地球温暖化による地球環境問題、原子力発電所の事故後のエネルギー問題など、私たちを取り巻く社会環境は厳しい状況にあります。また、財政健全化や医療、介護、年金といった社会保障制度の再編など、極めて重要な課題の先行きが見えないこと、そのほか、若年層雇用の縮小や震災の復興遅延などにより、社会全体に慢性的な閉塞感が広がっているのではないかと感じるところであります。こうした困難な時こそ、限られた財源を最大限に効果的・効率的に活用するための知恵と工夫を凝らし、次世代を見据えた施策の展開に勇気を持って取り組むことが何よりも肝要であろうと存じております。

そのような中、昨年は衆議院解散による総選挙があり、民主党から自民党へと政権が交代し、時代の大きな転換期を迎えることになりました。安倍新政権は、自らの内閣を危機突破内閣と命名し、特にデフレ脱却と経済再生を最重要課題と位置付けており、その積極的な経済政策が行われますことを、心から願うものであります。

本市においては、新たなまちづくりの指針となる第一次指宿市総合計画の後期基本計画が平成25年度には2年目を迎えます。前期基本計画における取り組みの実績を踏まえ、重点戦

略として掲げる共生・協働，環境，男女共同参画を根底に置き，豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向けて取り組んでいるところであります。市議会としても，総市民が暮らしやすいまちづくりを展開されることを切に期待し，その行政運営に傾注していきたいと思うところであります。

一方，本市議会においては，昨年9月26日に，議会活性化等調査特別委員会を設置し，これまで以上に市民の皆様への期待におこたえできるよう，積極的に議会の活性化と合理的運営の方策について調査研究を行っているところであります。現在，市民に分かりやすい開かれた議会づくりに向けて，指宿市議会に関する市民アンケート調査を実施しているところですが，豊かで暮らしやすい指宿の実現に向けて，議会の担う役割を十分に発揮していこうと，議員一丸となり意を新たにしているところであります。

るる申し上げましたが，肝心なことは議会と執行部が指宿の真にあるべき未来を見据え，取り組むべき課題を共有しながら，それぞれが知恵を出し合っていくことであると思いますので，市民の皆様により積極的な市政へのご参加とご理解，ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに，本年3月をもって退職をされます職員の皆様方には，長い間市政発展にご尽力を賜り，改めてそのご労苦と，ご功績に，深甚なる敬意を表します。今後も健康に十分留意され，その豊富な経験と知識を，郷土指宿市発展のために生かして下さるようお願い申し上げます，平成25年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

#### 市長あいさつ

議長（森時徳） この際，市長より発言の申し出がありましたので，発言を許可いたします。

市長（豊留悦男） 平成25年第1回市議会定例会の閉会にあたり，お許しをいただき，一言，ごあいさつを申し上げます。

去る2月26日に開会されました第1回市議会定例会も，本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提案いたしました案件につきましては，本会議並びに各常任委員会においてそれぞれ慎重にご審議を賜り，原案どおり議決していただきましたことに対しまして，心から感謝申し上げます。また，審議の過程においていただきましたご意見等につきましては，今後の市政運営の中で十分に配慮してまいりたいと考えております。

さて，未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から2年余りが過ぎましたが，今でも31万5千人の方が仮設住宅や民家賃貸住宅に入居するなど，全国でも厳しい避難生活を送っている現状もあります。復興が思うように進まない中，国のスピーディーな復興対策が必要とされており，被災者が一刻も早く安心・安全な生活ができるよう，切に願うものであります。我が国の社会経済情勢は，長引く景気低迷による厳しい雇用環境，少子高齢化による人口減少局面を迎える中，原子力発電の在り方等，震災の影響も依然として残っており，今後も厳

しい状況が続くものと考えております。首相は3月15日に環太平洋連携協定，ＴＰＰ交渉への参加を正式に表明いたしました。農林水産物の生産額が3兆円減るなどとした試算が示されており，鹿児島県や本市の基幹産業である農業にとって大きな影響を受けることが懸念されます。市といたしましても，国の動向を注視し，県とも連携を図りながら情報収集を行い，支援策を講じてまいりたいと考えております。また，少子高齢化の進行に伴う国民健康保険や後期高齢者医療などの医療費の増加に伴い，財政を圧迫しつつありますが，健康寿命を延ばすことで医療費の抑制等を図るために，ＳＷＣ構想，健幸のまちづくりの施策等を積極的に進めてまいります。

昨年多くの市民の方々の意見を取入れ作成いたしました，第一次総合振興計画後期基本計画の目指すべき都市像，豊かな資源が織りなす食と健康のまち，その実現に向けて力強く邁進していく所存でございます。

私は，市長就任以来，一貫して，市役所は市民に役立つところを市政運営の基本理念としてまいりました。全ての職員と目標を共有し，意思の疎通を図りながら，市政の運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので，議員各位をはじめ，市民の皆様の一層のご支援とご指導をお願い申し上げますとともに，ご健勝をご祈念申し上げます。平成25年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

#### 閉議及び閉会

議長（森時徳） 以上で，本会議に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ，併せて，平成25年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 六反園 弘

議 員 大 保 三 郎